

栃木県税務統計

平成30(2018)年度



栃木県経営管理部税務課

No.64

県税事務所所管区域図 (平成31(2019)年4月1日現在)



凡例

- ◎ 県税事務所
- ⊗ 自動車税事務所

県税事務所別人口・世帯数

県税事務所名	所在地	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km ²)
総数		1,952,926	787,780	6,408.09
宇都宮	〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2 TEL (028) 626-3003	551,108	236,354	471.24
鹿沼	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1 TEL (0289) 62-6203	176,226	68,711	1,940.47
真岡	〒321-4398 真岡市荒町116-1 TEL (0285) 82-2135	140,552	51,171	563.84
栃木	〒328-8504 栃木市神田町6-6 TEL (0282) 23-3411	449,006	177,459	669.17
矢板	〒329-2163 矢板市鹿島町20-22 TEL (0287) 43-2171	158,860	59,584	910.15
大田原	〒324-8551 大田原市中央1-9-9 TEL (0287) 23-4171	214,383	85,298	1,319.44
安足	〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL (0283) 23-1411	262,791	109,203	533.80
自動車税事務所	〒321-0169 宇都宮市八千代1-5-10 TEL (028) 658-5521	/	/	/
佐野支所	〒327-0044 佐野市下羽田町2001-4 TEL (0283) 20-6111			

- (注) 1 人口及び世帯数は、栃木県毎月人口調査結果報告書による。(平成30(2018)年10月1日現在)
 2 面積は、国土地理院調査による。(平成30(2018)年10月1日現在)
 3 自動車税事務所は、自動車取得税及び自動車税について、県内全域をその所管区域とする。

は し が き

今日の我が国の経済状況は、米中間の通商問題等海外経済の不確実性があるものの、世界経済の緩やかな回復を背景に、個人消費や民間設備投資の増加など内需を中心に緩やかな成長が続いております。

また、先行きについても、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復が続くことが期待されております。

このような状況にあって、平成 30(2018)年度の栃木県の県税収入決算額は 2,488 億円余で、対前年度比 100.0%、前年度とほぼ同額になりました。

これは、個人の給与所得が増加したことによる個人県民税の均等割・所得割が伸びた一方、株価下落による個人県民税の配当割・株式等譲渡所得割が減少したことによるものです。

また、収入未済額については、前年度から 5 億円余縮減して、昭和 59(1984)年度以来 34 年ぶりに 32 億円を下回る 31 億円余となり、8 年連続で減少しております。

しかし、収入未済額全体に占める個人県民税（均等割・所得割）の割合は、91.1%と昨年度に比べ 1.0 ポイント改善したものの、依然として、個人県民税対策が栃木県の重要課題の一つとなっています。

その対策として、平成 25(2013)年度から 3 県税事務所に「地方税協働徴収担当」を設置して、地方税法第 48 条における徴取引受による徴収に取り組むとともに、平成 27(2015)年度には個人住民税の特別徴収義務者の指定を、県内全市町一斉に実施したところであります。また、平成 30(2018)年度からは、これまで 3 県税事務所で実施していた協働徴収事務を、県内すべての県税事務所で行うとともに、徴収困難案件等については、宇都宮県税事務所が専門的に行い、収入未済額の更なる縮減に取り組んでおります。

本書は、平成 30(2018)年度の県税収入決算額を中心に、県税に関する各種統計を掲載したものです。県税についての理解を深めていただく資料として活用していただければ幸いです。

結びに、県税収入の確保に当たりまして、納税者の方々をはじめ、関係するの方々からの多大な御協力、御支援をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

令和 2（2020）年 2 月

栃 木 県

凡例

- 1 この統計書のうち特に年度表示の記載のないものは平成30(2018)年度分である。
- 2 調定額は過誤納額を調定せず、収入額には過誤納額を含んでいる。
- 3 各表の作成に当たっては、単位未満を四捨五入し、その結果、単位に満たないものは「0」、該当計数のないもの又は算出不可能なものは「-」、減額または赤字のものは「△」で表示した。

この統計書についてのお問い合わせは下記にお願いします。

〒320 - 8501 栃木県宇都宮市塙田1 - 1 - 20
栃木県経営管理部税務課
電話 028 (623) 2101

第1 県財政

第2 県税
調定収入

第3 課税状況

第4 滞納状況

第5 納税貯蓄
組合・
口座振替

第6 交付金
等に
関する
調

第7 徴税费

第8 税務機構
及び
職員等

第9 税制

第10 その他

＝目 次＝

平成31(2019)年度税務運営方針	1
--------------------	---

図 表

県税事務所所管区域図	(表見返)
図1 平成30(2018)年度歳入歳出決算見込額構成(一般会計)	4
図2 歳入歳出額に占める県税収入の割合累年比較(一般会計)	5
図3 平成30(2018)年度県税決算額構成	6
(1) 調 定 額	6
(2) 収 入 額	7
図4 平成31(2019)年度歳入歳出予算額(当初)構成	8
図5 平成31(2019)年度県税予算額(当初)構成	9
図6 県税収入決算額の推移	10
図7 平成30(2018)年度県税月別調定収入状況構成	11
図8 県税収入額の構成比累年比較	12
図9 県税収入未済額の推移	13
図10 県民1人当たり三税(国税・県税・市町村税)負担額累年比較	14
課税免除等適用区域図	(裏見返)

第1 県 財 政

1 一般会計決算見込額	17
(1) 歳 入	17
(2) 歳 出	17
2 一般会計決算額累年比較	18
(1) 歳 入	18
(2) 歳 出	18
3 県税・地方譲与税収入額と基準財政収入額との累年比較	20

第2 県税調定収入

1 県税決算額(税目別)	24
2 県税決算額(事務所別)	28
(1) 総 額	28
(2) 個人の県民税(均等割・所得割)	30
ア 事務所別	30
イ 市町村別	31
(3) 法人県民税	33
(4) 個人事業税	34
(5) 法人事業税	35
(6) 不動産取得税	36
(7) ゴルフ場利用税	37
(8) 自動車税	38
(9) 狩 猟 税	39

3	県税月別調定収入実績	40
(1)	総額	40
(2)	個人の県民税（均等割・所得割）	40
(3)	県民税配当割	41
(4)	県民税株式等譲渡所得割	41
(5)	法人県民税	42
(6)	県民税利子割	42
(7)	個人事業税	43
(8)	法人事業税	43
(9)	地方消費税	44
(10)	不動産取得税	44
(11)	県たばこ税	45
(12)	ゴルフ場利用税	45
(13)	自動車取得税	46
(14)	軽油引取税	46
(15)	自動車税（総額）	47
ア	自動車税（普通徴収）	47
イ	自動車税（証紙徴収）	48
(16)	鉱区税	48
(17)	狩猟税	49
(18)	旧法による税（軽油引取税）	49
4	県税決算額等累年比較	50
5	県税決算額累年比較（税目別）	52
6	県税に係る税外収入実績	54
(1)	科目別	54
(2)	事務所別	54
7	県税に係る税外収入徴収額累年比較	56
8	県税納期内収納率累年比較（現年度課税分）	58

第3 課 税 状 況

1	税目別納税義務者等累年比較	60
2	個人県民税に関する調	61
(1)	個人の県民税	61
ア	納税義務者数	61
イ	税額等	61
(2)	県民税配当割	61
(3)	県民税株式等譲渡所得割	61
3	法人県民税に関する調	62
4	県民税利子割に関する調	62
(1)	特別徴収義務者数	62
(2)	税額等	63
5	個人事業税に関する調	64
(1)	業種別課税状況	64
(2)	分割個人	64
(3)	業種別所得金額	66
(4)	所得階層別所得金額	68

6	法人事業税に関する調	70
(1)	税 額 等	70
(2)	資本金別法人数	72
(3)	所得階層別所得金額	72
(4)	業種別課税状況	74
(5)	業種別課税状況累年比較	76
(6)	資本金別法人数調（業種別）	78
7	不動産取得税に関する調	80
(1)	土 地	80
(2)	家 屋	80
8	地方消費税に関する調	82
(1)	調 定 額	82
(2)	清 算 金	82
9	県たばこ税に関する調	82
10	ゴルフ場利用税に関する調	83
(1)	施 設 数 等	83
(2)	課 税 状 況	83
11	自動車取得税に関する調	84
(1)	新 車	84
(2)	中 古 車	84
12	軽油引取税に関する調	86
(1)	課 税 状 況	86
(2)	軽油引取税課税標準累年比較	86
(3)	免税軽油使用者数及び免税証による控除数量	87
13	自動車税に関する調	88
14	鉦区税に関する調	90
15	狩猟税に関する調	90
16	固定資産税に関する調	91
17	栃木県低開発地域工業開発地区等における県税の課税免除に関する調	91
18	県税に関する争訟に関する調	92
(1)	不服申立てに関する調	92
(2)	訴訟に関する調	92

第4 滞納状況

1	滞納処理状況	95
2	県税滞納繰越額累年比較	98
(1)	税 目 別	98
(2)	事 務 所 別	98

第5 納税貯蓄組合・口座振替

1	納税貯蓄組合種類別組合数及び組合員数	102
(1)	年 別	102
(2)	事 務 所 別	102
2	口座振替を通じて行われた納税に関する調	104

第6 交付金等に関する調

1	市町村交付金一覧	108
2	個人県民税徴収取扱費交付金	110
3	利子割交付金	111
4	地方消費税交付金	112
5	ゴルフ場利用税交付金	113
6	自動車取得税交付金	114
7	配当割交付金	115
8	株式等譲渡所得割交付金	116
9	特別徴収義務者等交付金	117

第7 徴税費

1	徴税費に関する調	120
---	----------	-----

第8 税務機構及び職員等

1	税務機構一覧	125
2	分掌事務	126
3	税務関係事務の委任	129
4	知事部局の職員の定数に占める税務関係職員数の割合	130
5	税務関係職員の配置状況	131
6	税務職員課別配置状況	131
7	税務職員年齢別調	132

第9 税制

1	平成31(2019)年度に適用される税率等一覧	135
2	県税税率等の変遷	146

第10 その他

1	平成30(2018)年度都道府県税決算見込額調	194
2	景気の動向と県税収入の関係	202

平成 31(2019)年度 税務運営方針

1 税務を取り巻く環境及び税務職員の役割

(1) 県税予算

平成 31(2019)年度の県税収入は、地方消費税等の増収が見込まれることから、当初予算を 2 年連続で上回る 2,540 億円（前年度当初予算比 100.8%、20 億円増）を計上した。なお、地方消費税清算金を含めた実質的な県税の当初予算額は 2,968 億円（前年度当初予算比 101.4%、41 億円増）を計上した。

(2) 県財政

平成 31(2019)年度当初予算は、「政策経営基本方針」に基づく重点事項の積極的な推進に取り組むほか、「とちぎ創生 15 戦略」の総仕上げと「とちぎ元気発信プラン」を更に推進するとして編成され、前年度当初予算を 0.2% 上回る 8,052 億 9 千万円となった。

(3) 県税収入及び税務職員の役割

県税収入は歳入全体の 31.6% を占めることから、諸施策を実施する上で貴重な財源である。

税務職員は、一人一人が税の役割の重要性を再認識し、県税収入の確保に全力で当たるとともに、課税対象の把握、徴収率の向上及び収入未済額の縮減に努めなければならない。

(4) 県民に信頼される税務行政

県税収入の確保には県民の協力が不可欠である。税務職員は、徴税吏員としての職責の重要性を自覚し、県民の信用を失墜させることがないように綱紀を保持し、公平公正な税務事務の執行に努めなければならない。

(5) 税務職員における災害対策

税務職員は、異常気象時には、土木事務所における待機の応援要員としての役割を担うとともに、大規模災害の発生時には、県税事務所に災害対策支部を立ち上げ、支部要員としての役割を担うこととし、常日頃から災害に対する危機意識を高め、災害対策に取り組む。

2 事務執行に当たっての基本指針

(1) 組織としての機能の発揮

ア 管理監督者は、組織目標の達成に向けて、自ら先頭に立ち、柔軟な業務配分により、組織の総合力を最大限に発揮し、複雑高度化する税務事務を適切に処理するとともに、成果を上げる。

イ 管理監督者は、職場研修の機会を設けるなど新採職員、若手職員の早期育成に努めるとともに、中堅職員との意見交換の機会の確保に努める。

また、常に部下職員の執務状況の把握に努め、適宜助言を与えるなど組織として問題の解決を心掛け、職員のメンタルヘルスに十分配慮する。

ウ 税務職員は、組織の一員としての自覚を持ち、その役割を十分発揮できるよう、常に「報告、連絡、相談」を励行するとともに、迅速な事務執行に努める。

(2) 情報の適正管理

ア 税務情報が重要な個人情報であることを認識し、栃木県個人情報保護条例及び栃木県情報セキュリティ基本方針の趣旨に則り、税務情報を適正に管理する。

イ 個人番号を含む特定個人情報を取り扱う場合は、情報漏えい等のリスクを軽減するための措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組む。

ウ 誤入力、誤発送及び誤発信に起因する情報漏洩を防止するため、複数の職員による入力事項のチェックや、発送及び発信する郵便物等の確認を徹底する。

(3) ICT の活用

ICT を効果的に活用し、税務情報の発信等に努めるとともに、事務処理の改善、効率化を図る。

また、電子申告及び自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用率向上に取り組む。

(4) 税務広報・租税教育の積極的な実施

ア 税知識の普及と納税意識の高揚を図り、適正な申告と自主納税を促進するため、広報媒体を活用した効果的な税務広報を積極的に実施する。

イ 次世代を担う児童・生徒に対し、関係機関と連携し租税教育を積極的に実施する。

(5) ふるさと納税の促進

とちぎの魅力を発信し、「ふるさと“とちぎ”応援寄附金」の確保に努める。

(6) 口座振替等の促進

自動車税の口座振替及び大口納税者による一括納付を促進し、滞納の未然防止と徴税コストの削減に努める。

(7) 消費税率引き上げに係る対応

平成 31（2019）年 10 月の消費税率引上げや軽減税率制度の導入に向け、広報・周知に努める。

3 各課（部）及び担当に関する事項

(1) 課税課（部）に関する事項

ア 未登録・未申告法人等の調査を強化し、課税対象の掘り起こしに努める。

イ 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。

ウ 「課税事務マニュアル」を活用するほか、経営管理部フォルダ内にある情報交換制度の活用による事務所間の情報交換を密にするなどして、課税の均衡に努める。

(2) 収税課（部）に関する事項

ア 早期完納に向けた滞納整理に努めるとともに、滞納処分を適正に執行し租税債権の確保を図る。

イ 課長等は、徴収目標を設定し、適切な進行管理の下、職員の指導に当たる。

ウ 地方交付税の算定において、上位三分の一の地方団体が達成している徴収率を標準的な徴収率としていることから、より一層の徴収率の向上、収入未済額の縮減に努める。

エ 徴収不能な案件については、執行停止などの不良債権処理を適正に行う。

オ 地方税法第 48 条の徴取引受を積極的に実施することにより、早期の徴収支援を行うなど、個人県民税の徴収率向上及び収入未済額の縮減に努める。

カ 個人県民税の現年度滞納事案に対する早期の徴収支援を行うとともに、市町と緊密に連携し共同催告や合同搜索等の滞納整理の取組を強化する。

キ 個人県民税の現年度徴収率が低迷している市町に対しては、特別整理担当と連携し、重点的に徴収支援を行うなど徴収率向上を図る。

ク 収納管理事務は税務事務の基本となることから、正確かつ迅速な事務処理に努める。

(3) 管理課（部）に関する事項

ア 歳出予算の執行に当たっては、常に財務規則等関係法令への適合性に留意するとともに、コスト意識を徹底し、計画的・効率的な執行に努める。

イ 太陽光発電事業法人・外形標準課税法人等に対する的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。（法人調査課に限る。）

(4) 特別整理担当に関する事項

ア 高額事案や徴収困難事案を中心に地方税法第 48 条の徴取引受を積極的に実施するなど、個人県民税の徴収率向上及び収入未済額の縮減に努める。

イ 市町と緊密に連携し差押えや合同搜索等の滞納処分を強化する。

ウ 滞納整理の手法に関する課題別会議等を通じて、市町派遣職員の徴収スキルの底上げに努める。

エ 個人県民税の現年度徴収率が低迷している市町に対しては、県税事務所と連携し、重点的に徴収支援を行うなど徴収率向上を図る。

(5) 軽油引取税調査担当に関する事項

ア 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。

イ 関係機関と連携し、不正軽油の撲滅に努めるとともに、悪質な事案に対しては、告発等厳しい対応で臨む。

4 税制改正等に対する適切な対応

税制改正等に対し、次の点に留意して事務処理等を行う。

(1) 法人事業税について、特別法人事業税（国税）の創設に伴う税率変更を予定しているので取扱に誤りのないよう注意する。

(2) たばこ税について、旧3級品に係る税率変更を予定しているので、取扱に誤りのないよう注意する。

(3) 自動車二税について、車体課税の見直しがあったので取扱に誤りがないう注意する。

(4) 自動車二税の証紙徴収を現金徴収に移行したことから、適切に行うとともに、誤りのないよう注意する。

(5) 国における税制改正の議論や景気の動向、企業の業績等を注視し、税収の確保等に努める。

図1 平成30(2018)年度歳入歳出決算見込額構成 (一般会計)

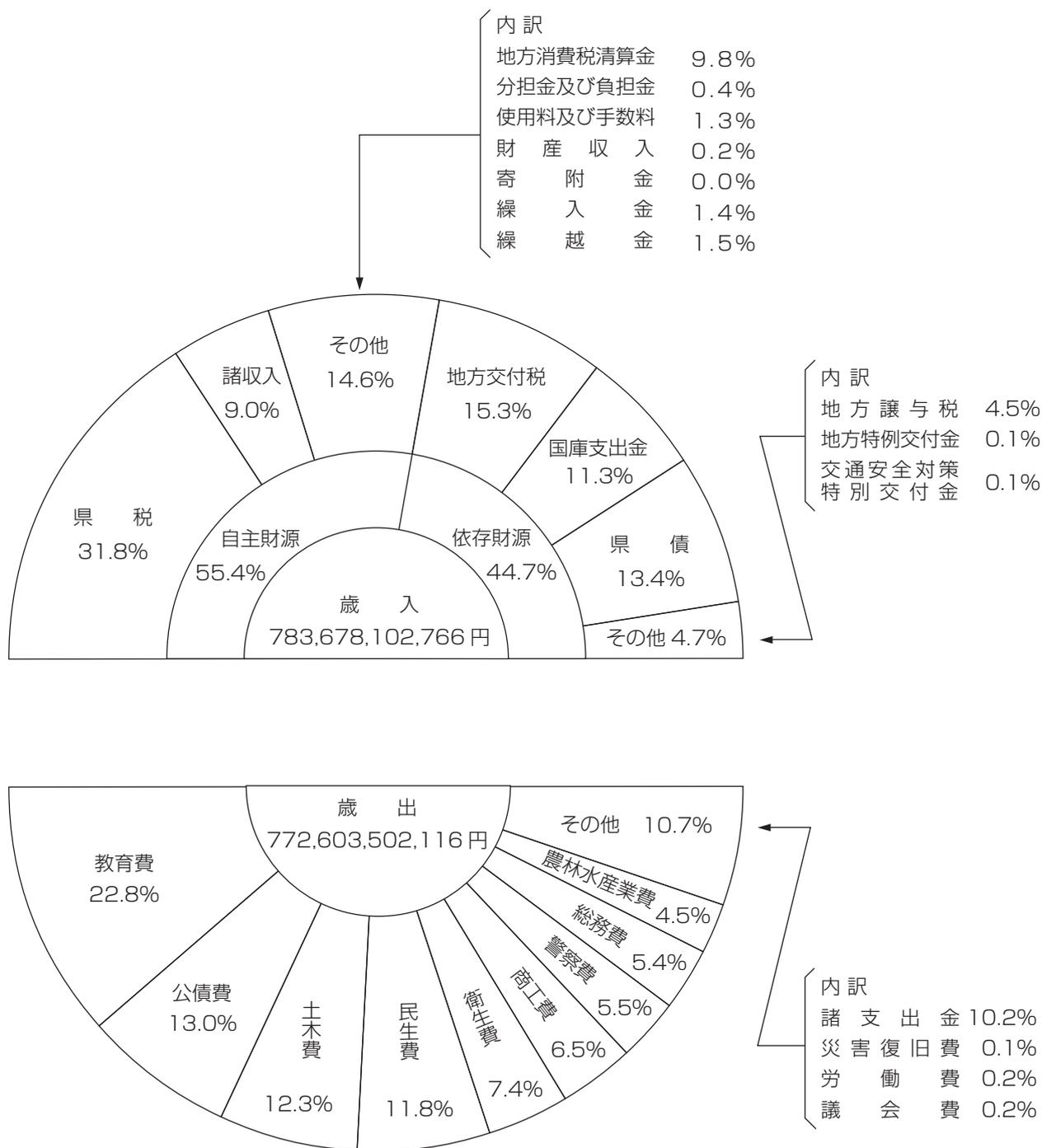


図2 歳入額に占める県税収入の割合累年比較（一般会計）

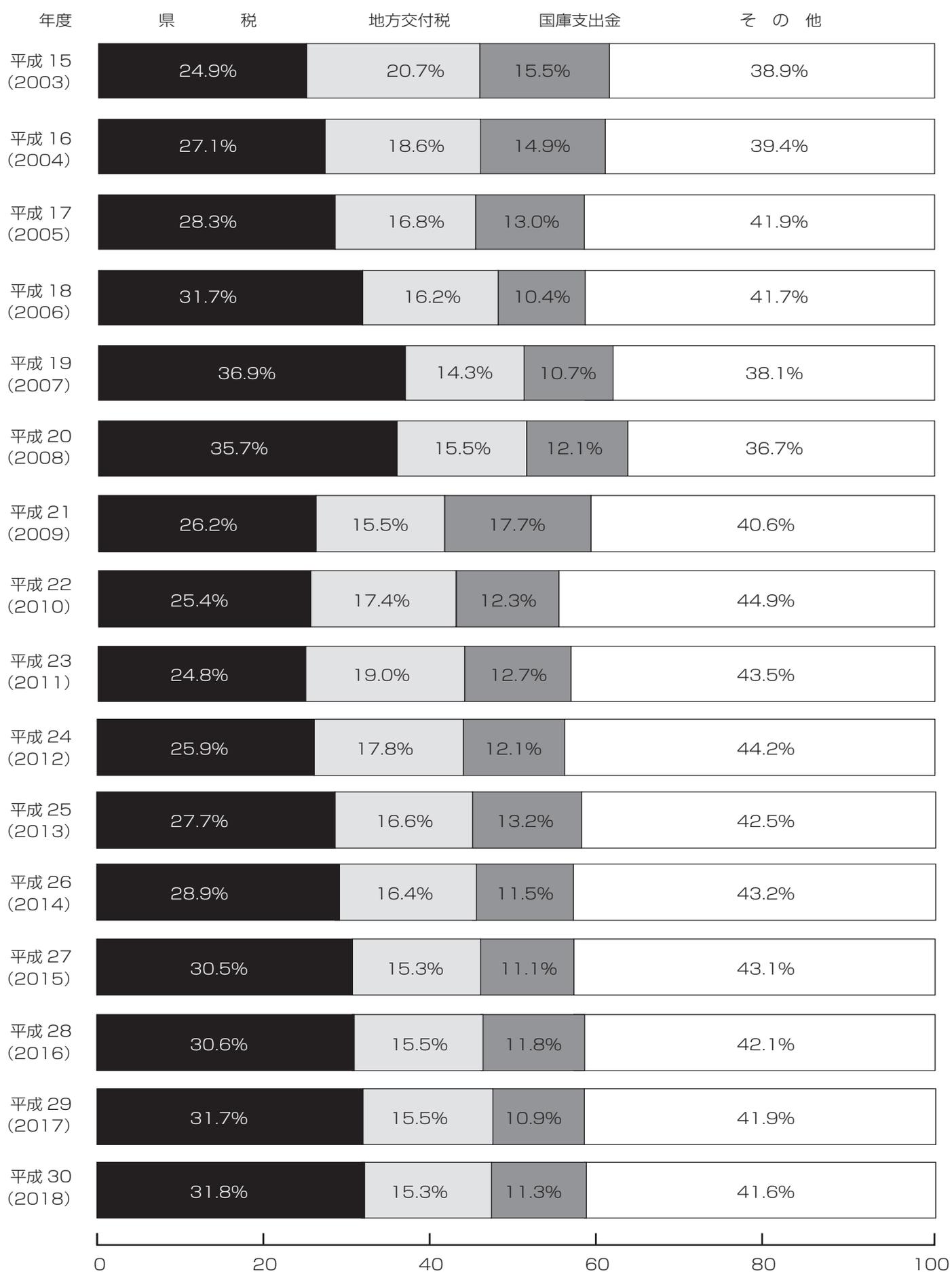
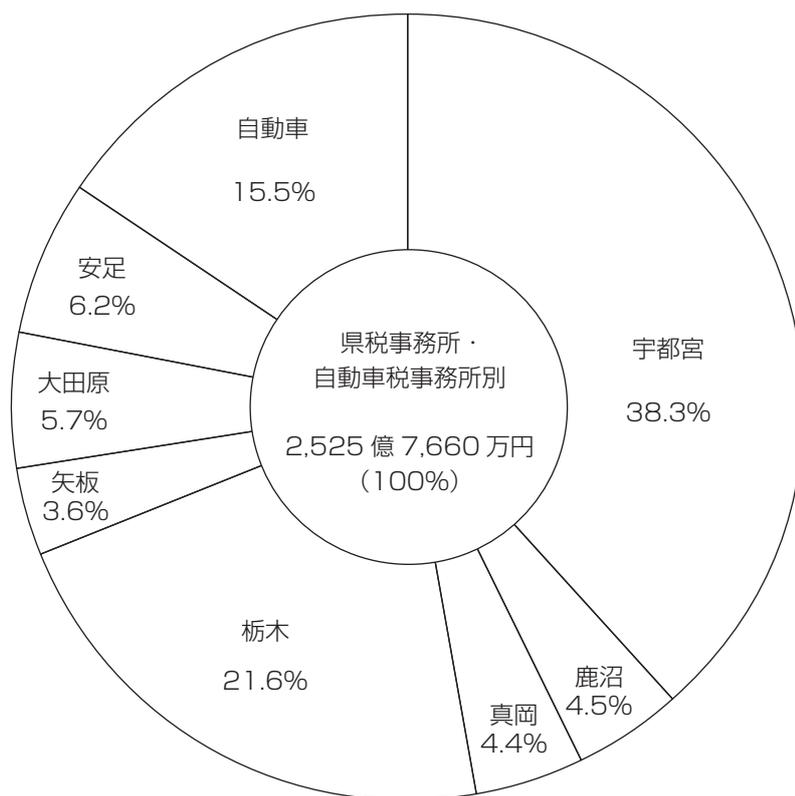
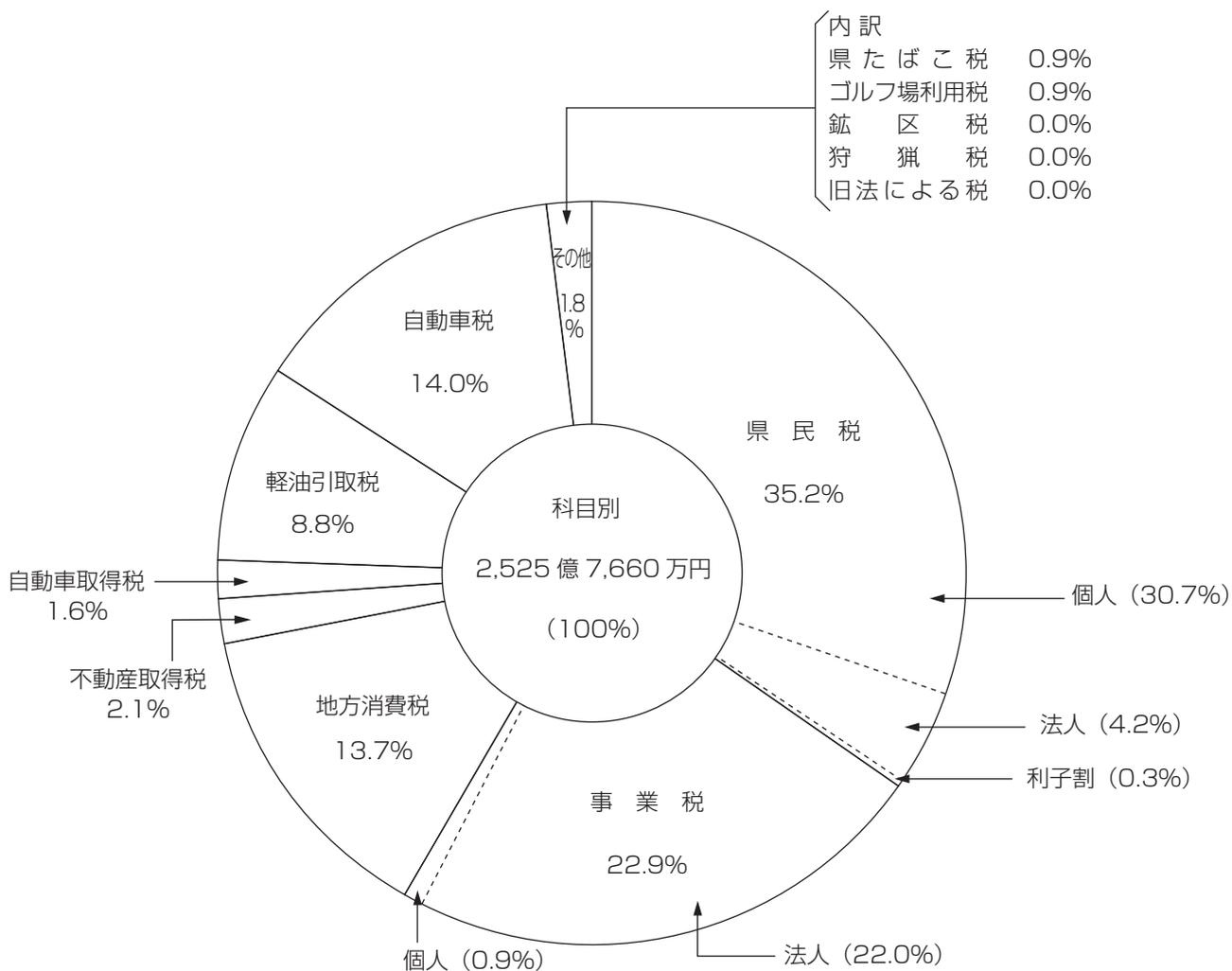


図3 平成30(2018)年度県税決算額構成

(1) 調定額



(2) 収入額

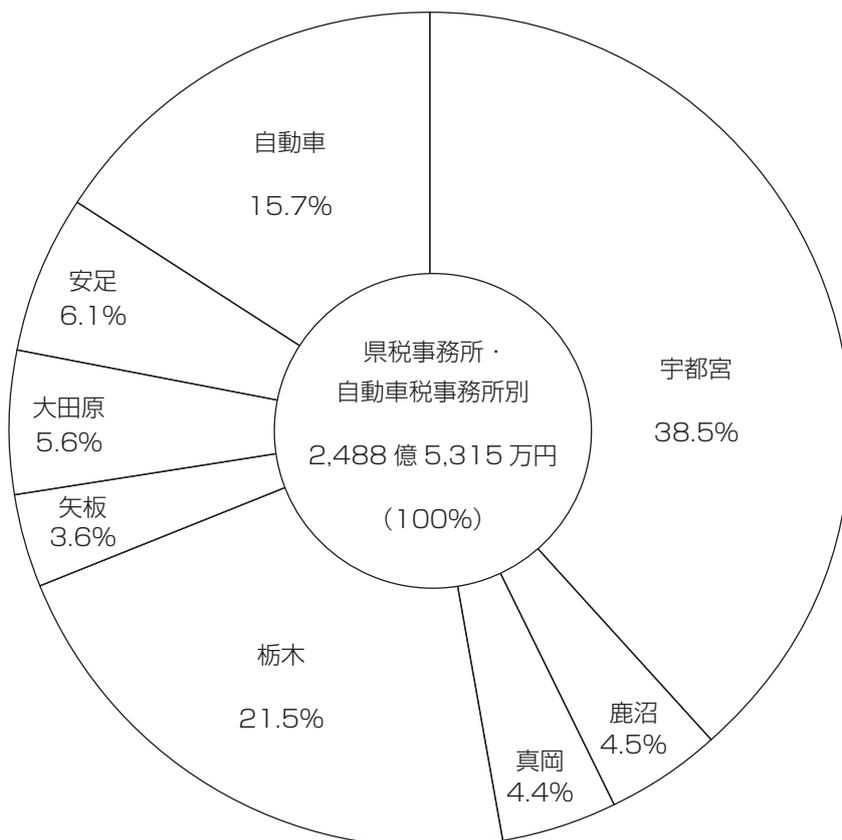
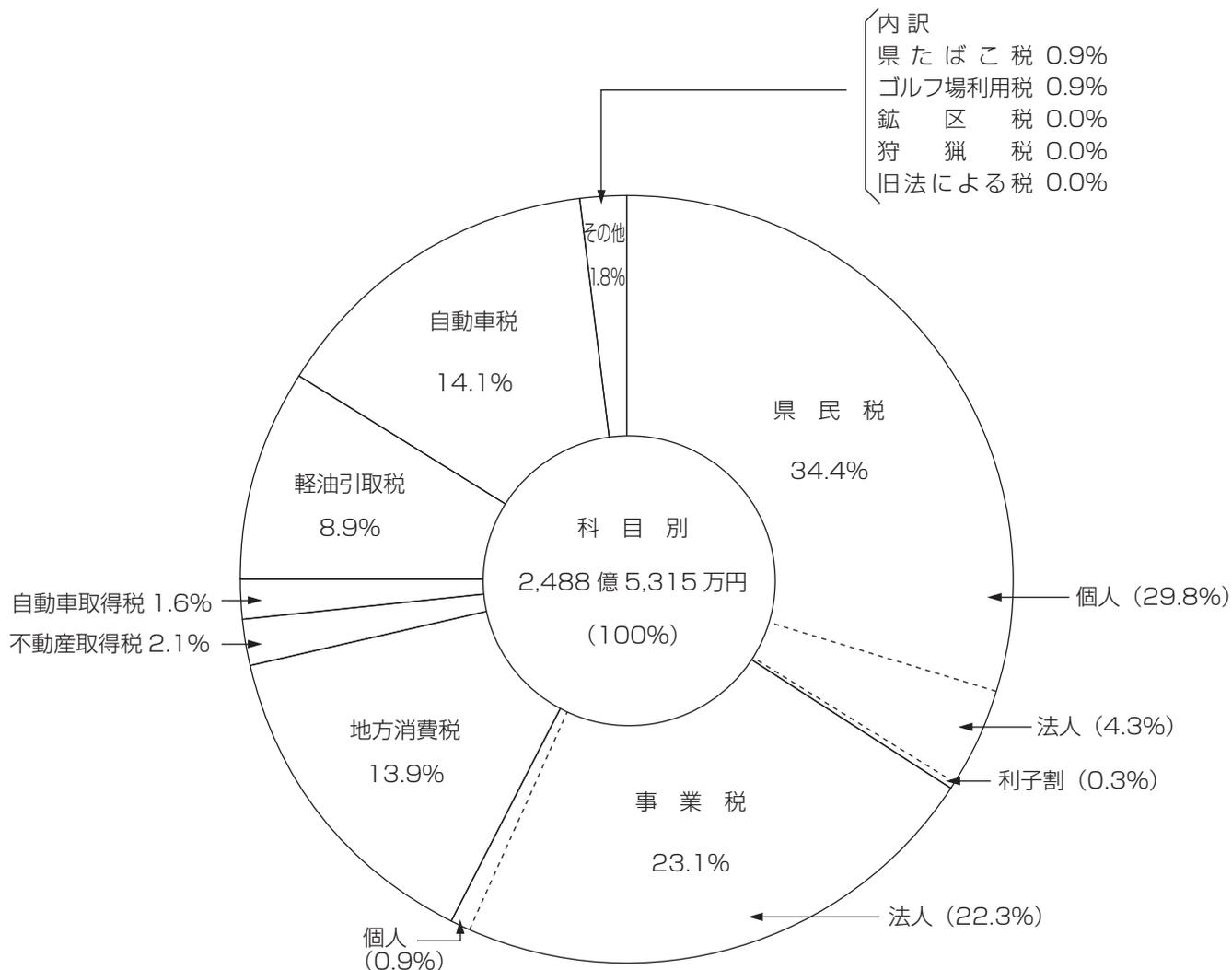
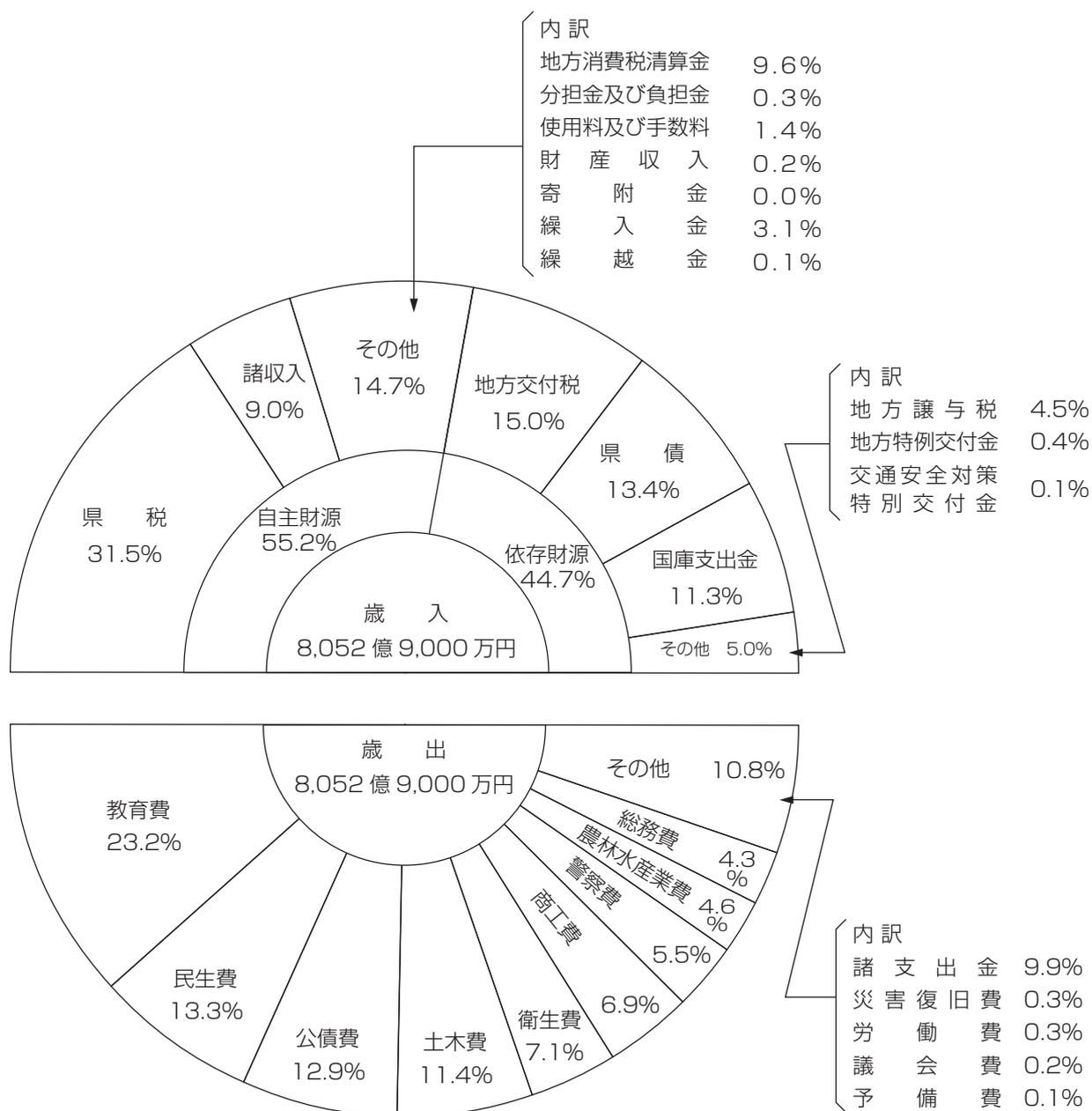


図4 平成31(2019)年度歳入歳出予算額(当初)構成



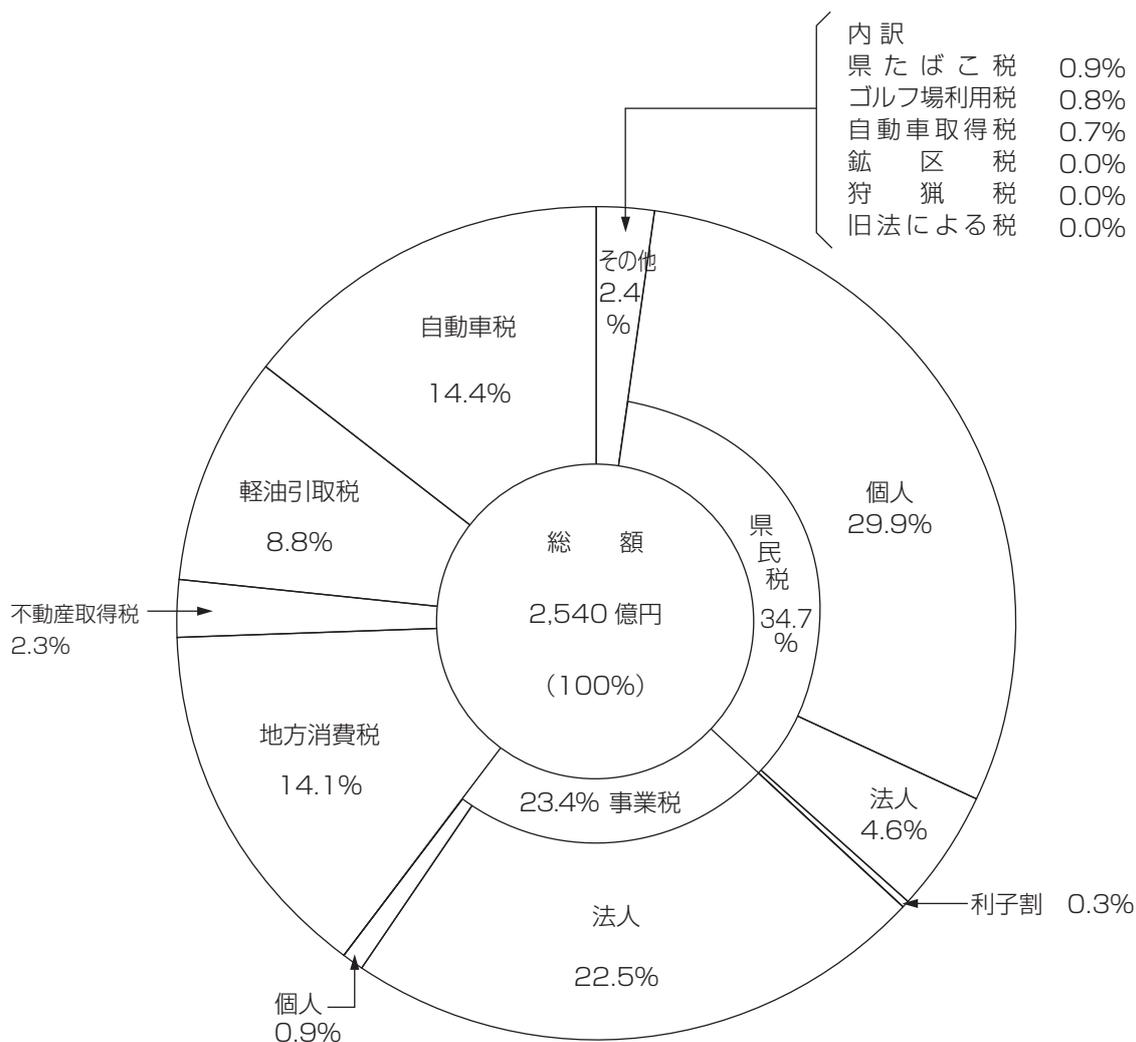
(1) 歳入

科目	予算額	構成比
	千円	%
総額	805,290,000	100.0
1 県税	254,000,000	31.5
2 地方消費税清算金	77,603,000	9.6
3 地方譲与税	36,300,000	4.5
4 地方特例交付金	3,100,000	0.4
5 地方交付税	120,800,000	15.0
6 交通安全対策特別交付金	600,000	0.1
7 分担金及び負担金	2,647,948	0.3
8 使用料及び手数料	10,988,120	1.4
9 国庫支出金	90,634,843	11.3
10 財産収入	1,552,645	0.2
11 寄附金	191,080	0.0
12 繰入金	25,058,735	3.1
13 繰越金	1,000,000	0.1
14 諸収入	72,513,629	9.0
15 県債	108,300,000	13.4

(2) 歳出

科目	予算額	構成比
	千円	%
総額	805,290,000	100.0
1 議会費	1,538,698	0.2
2 総務費	34,842,233	4.3
3 民生費	107,037,691	13.3
4 衛生費	57,123,018	7.1
5 労働費	2,471,550	0.3
6 農林水産業費	37,007,390	4.6
7 商工費	55,367,844	6.9
8 土木費	91,727,937	11.4
9 警察費	44,640,014	5.5
10 教育費	186,646,464	23.2
11 災害復旧費	2,625,442	0.3
12 公債費	104,034,399	12.9
13 諸支出金	79,727,320	9.9
14 予備費	500,000	0.1

図5 平成31(2019)年度県税予算額(当初)構成



科目	予算額	構成比
	千円	%
総額	254,000,000	100.0
県民税	88,164,000	34.7
個人	75,928,000	29.9
法人	11,561,000	4.6
利子割	675,000	0.3
事業税	59,346,000	23.4
個人	2,176,000	0.9
法人	57,170,000	22.5
地方消費税	35,751,000	14.1
不動産取得税	5,727,000	2.3
県たばこ税	2,230,000	0.9
ゴルフ場利用税	2,120,000	0.8
自動車税	36,517,000	14.4
鋳区税	7,000	0.0
自動車取得税	1,662,000	0.7
軽油引取税	22,453,000	8.8
狩猟税	23,000	0.0
旧法による税	0	0.0

図6 県税収入決算額の推移

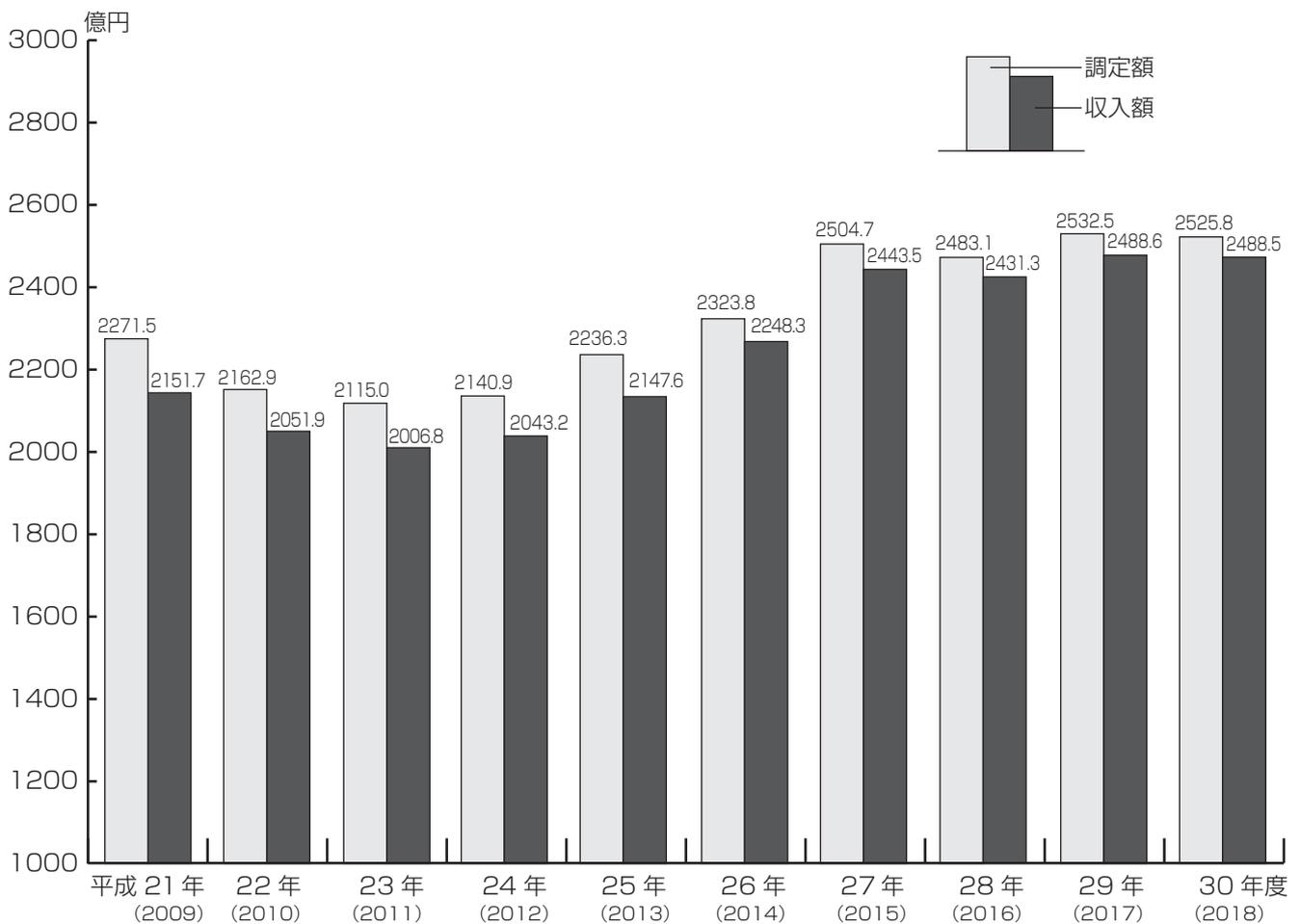
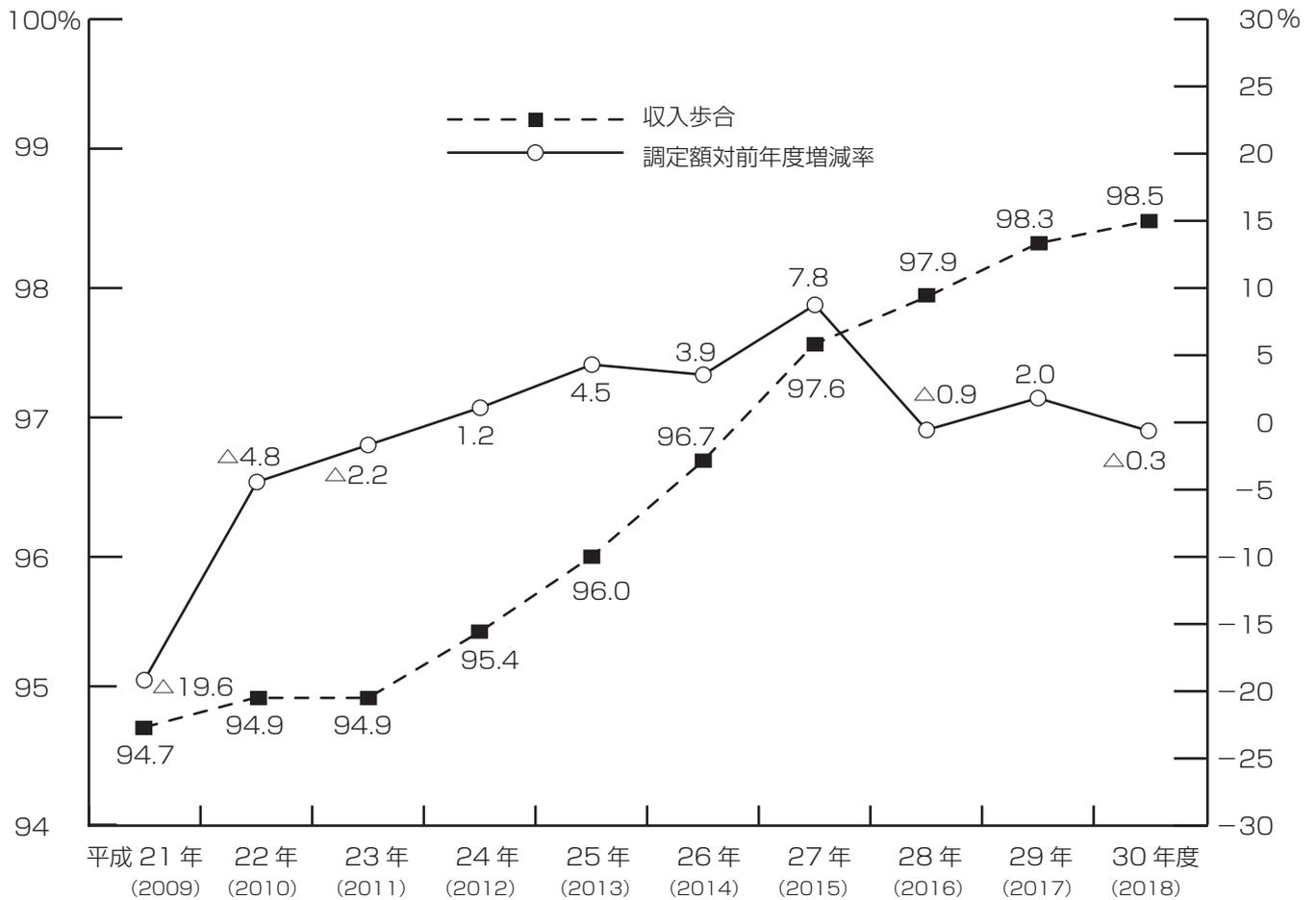


図7 平成30(2018)年度県税月別調定収入状況構成

単位：円、%

月別	調定額	構成比	収入額	構成比
総額	252,576,603,888	100.0	248,853,151,934	100.0
4月	30,444,190,773	12.1	5,258,956,672	2.1
5月	98,796,148,526	39.1	28,196,253,058	11.3
6月	24,683,888,083	9.8	41,762,033,301	16.8
7月	11,494,046,518	4.6	20,784,707,859	8.4
8月	11,025,392,522	4.4	16,191,305,703	6.5
9月	7,093,867,069	2.8	17,483,770,530	7.0
10月	8,964,417,172	3.5	14,758,031,973	5.9
11月	24,647,406,483	9.8	16,746,791,013	6.7
12月	8,333,299,914	3.3	28,658,049,871	11.5
1月	10,349,841,122	4.1	15,330,381,347	6.2
2月	9,029,419,571	3.6	11,826,902,812	4.8
3月以降	7,714,686,135	3.1	31,855,967,795	12.8

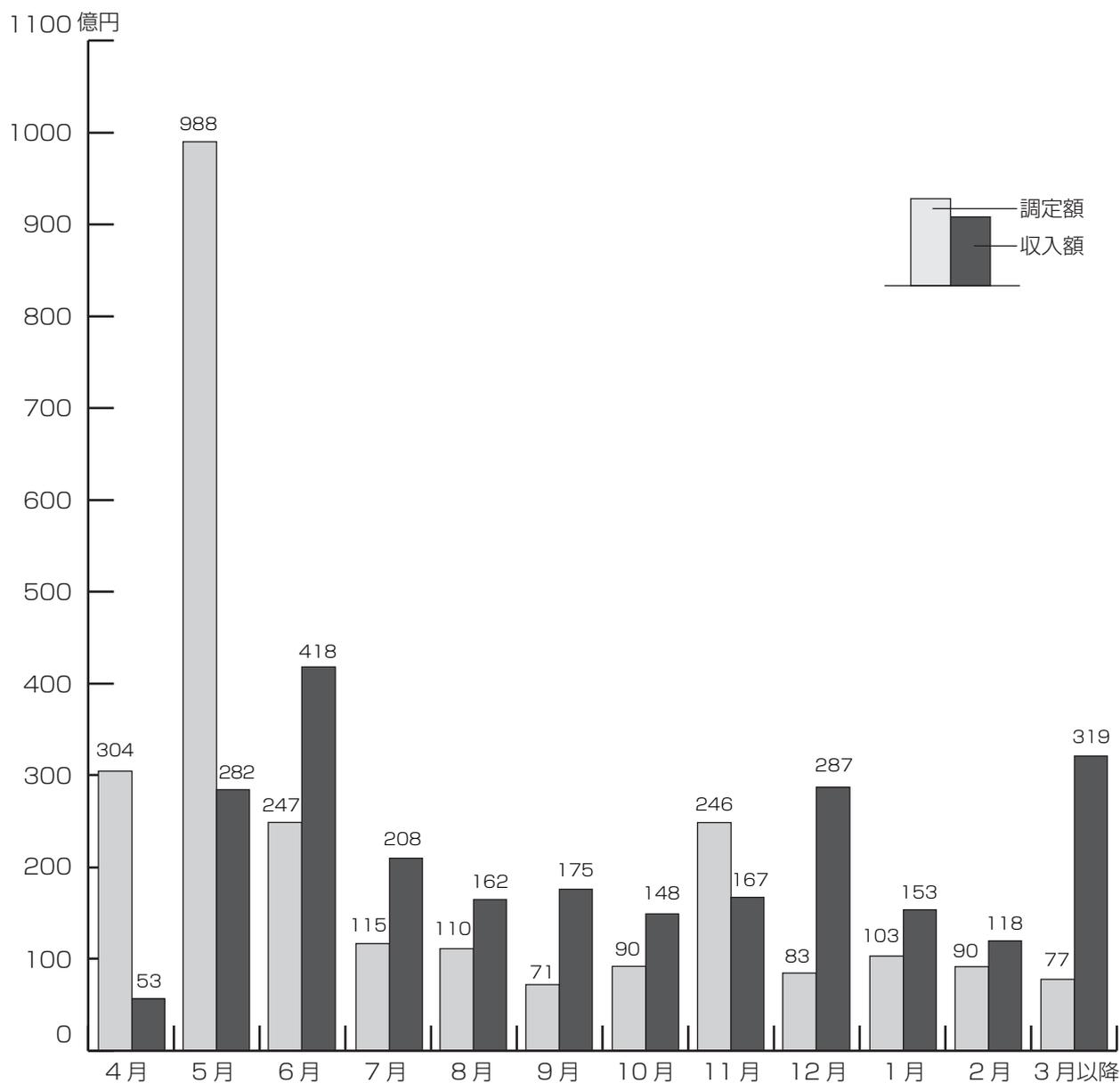


図8 県税収入額の構成比累年比較

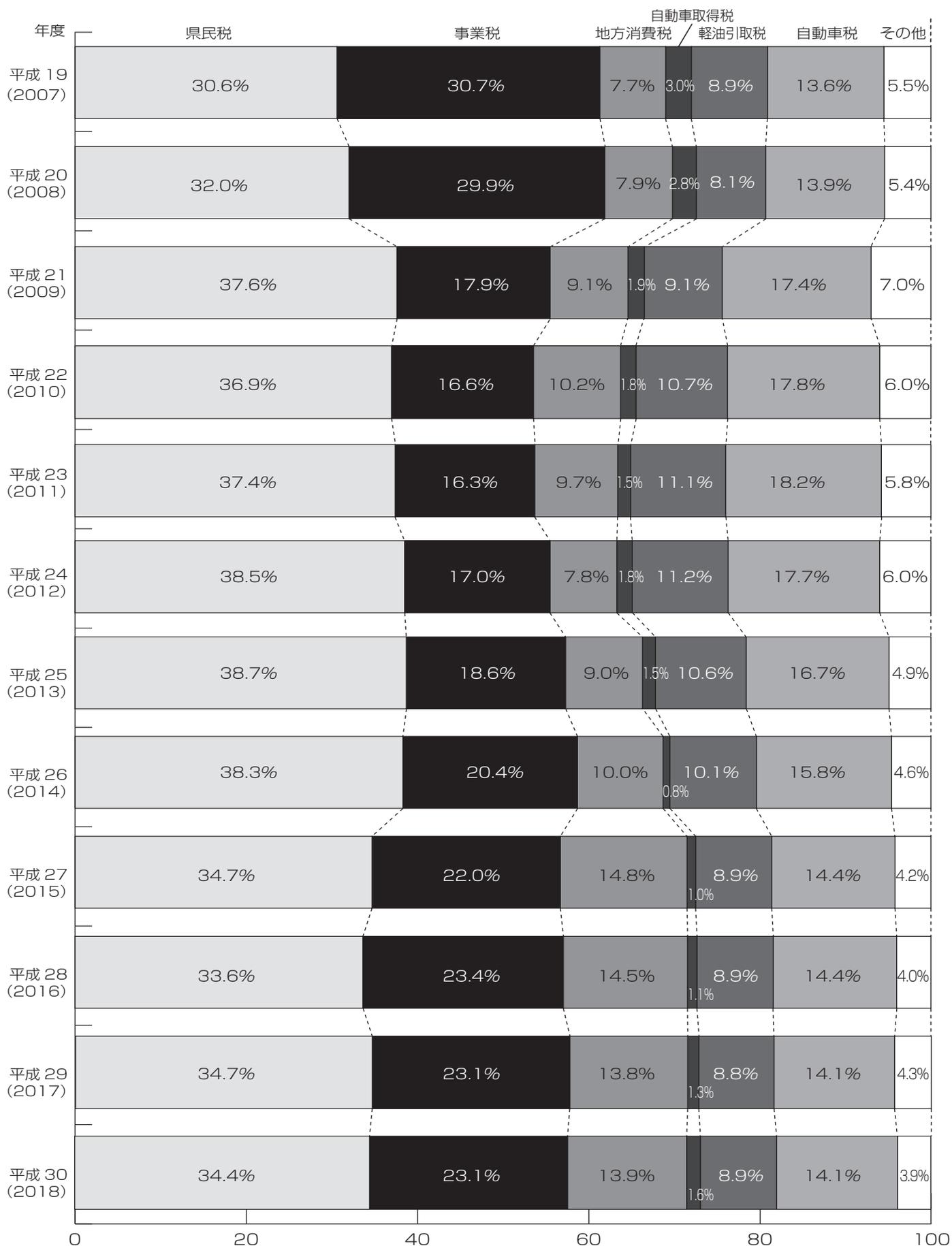


図9 県税収入未済額の推移

単位：千円

	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
個人県民税	6,887,990	7,014,391	7,098,299	6,655,813	6,118,473	5,644,699	4,811,756	4,048,476	3,405,229	2,893,018
法人県民税	119,850	112,752	109,899	91,271	72,631	43,079	35,618	34,739	22,138	18,034
個人事業税	200,421	194,888	169,001	138,898	120,951	103,833	63,516	43,106	40,909	56,481
法人事業税	329,454	298,886	288,101	234,486	173,349	59,504	60,771	75,952	37,084	40,855
不動産取得税	640,446	564,323	547,022	479,800	324,676	186,140	142,911	91,932	66,857	58,759
軽油引取税	370,319	687,940	693,774	90,009	110,321	98,672	6,770	6,696	3,450	3,914
自動車税	982,281	912,231	762,256	652,483	516,418	376,798	264,500	173,077	123,231	105,227
その他の税	627,620	479,948	465,557	398,184	109,439	1,838	243	243	150	0
総額	10,158,381	10,265,359	10,133,909	8,740,944	7,546,258	6,514,563	5,386,085	4,474,221	3,699,048	3,176,288

億円

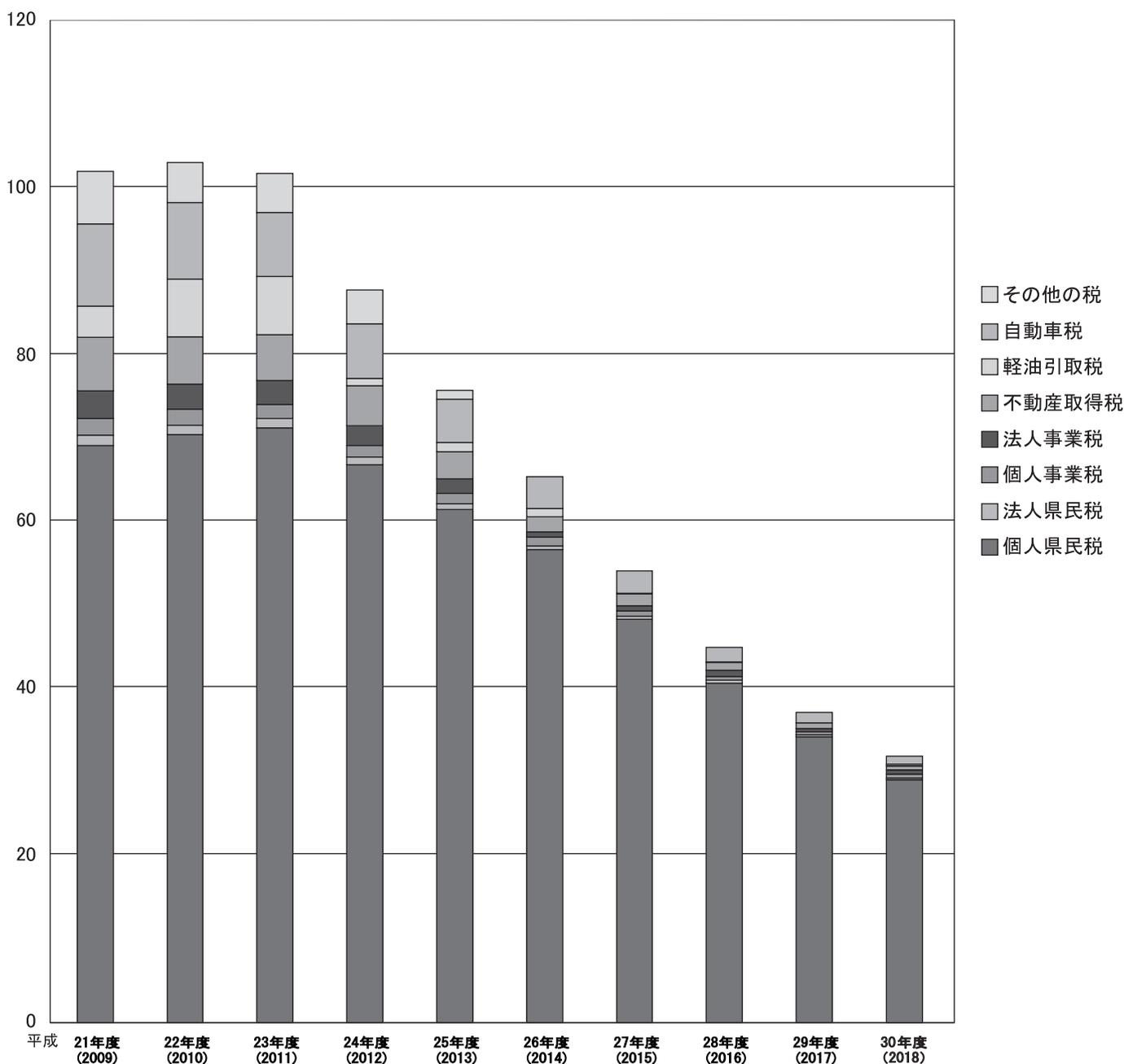
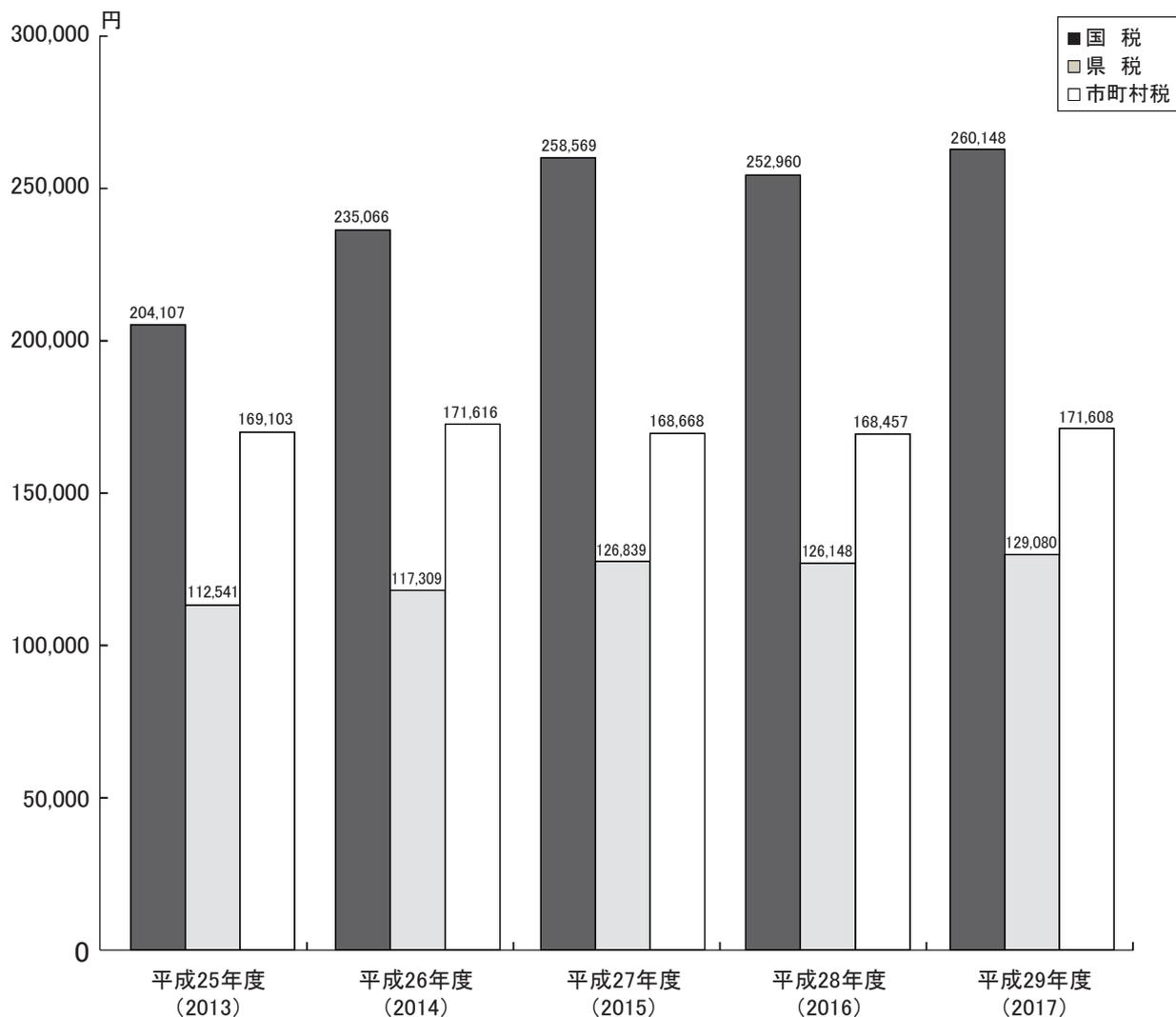


図 10 県民1人当たり三税（国税・県税・市町村税）負担額累年比較

区分		年度	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
			千円	千円	千円	千円	千円
国	税	額	405,584,889	465,656,177	510,602,321	497,932,034	510,399,778
県	税	額	223,632,794	232,384,074	250,472,332	248,313,748	253,249,548
市 町 村	税	額	336,027,841	339,964,183	333,072,335	331,595,468	336,689,144
合	計		965,245,524	1,038,004,434	1,094,146,988	1,077,841,250	1,100,338,470
			円	円	円	円	円
国 税	{	1 人 当 たり 負 担 額	204,107	235,066	258,569	252,960	260,148
		一 世 帯 当 たり 負 担 額	530,377	602,368	653,647	645,311	654,046
県 税	{	1 人 当 たり 負 担 額	112,541	117,309	126,839	126,148	129,080
		一 世 帯 当 たり 負 担 額	292,441	300,610	320,642	321,810	324,524
市 町 村 税	{	1 人 当 たり 負 担 額	169,103	171,616	168,668	168,457	171,608
		一 世 帯 当 たり 負 担 額	439,419	439,774	426,382	429,742	431,446
合 計	{	1 人 当 たり 負 担 額	485,751	523,991	554,077	547,565	560,835
		一 世 帯 当 たり 負 担 額	1,262,237	1,342,751	1,400,671	1,396,862	1,410,016
			人	人	人	人	人
人	口		1,987,119	1,980,960	1,974,720	1,968,425	1,961,963
			世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
世	帯	数	764,710	773,043	781,159	771,616	780,373

- (注) 1 人口及び世帯数は栃木県毎月人口統計調査各年 10 月 1 日現在による。
 2 各税額は現年度課税分調定額である。
 3 市町村税は国民健康保険税(料)を含まない。



第 1 県 財 政

1 一般会計決算見込額

(1) 歳入

単位：円、%

科 目	予算額	決算額	決算額 構成比	予算額に対する 決算額の増減
総 額	848,972,727,207	783,678,102,766	100.0	△ 65,294,624,441
1 県 税	249,500,000,000	248,853,151,934	31.8	△ 646,848,066
2 地方消費税清算金	76,514,000,000	76,514,830,597	9.8	830,597
3 地方譲与税	35,125,000,000	35,129,833,000	4.5	4,833,000
4 地方特例交付金	1,058,420,000	1,058,420,000	0.1	-
5 地方交付税	120,373,851,000	119,896,452,000	15.3	△ 477,399,000
6 交通安全対策特別交付金	600,000,000	474,514,000	0.1	△ 125,486,000
7 分担金及び負担金	3,106,355,042	2,854,349,462	0.4	△ 252,005,580
8 使用料及び手数料	11,012,356,000	10,521,786,159	1.3	△ 490,569,841
9 国庫支出金	110,692,173,940	88,685,564,605	11.3	△ 22,006,609,335
10 財産収入	1,213,790,000	1,309,927,482	0.2	96,137,482
11 寄附金	138,768,000	117,606,085	0.0	△ 21,161,915
12 繰入金	12,773,348,000	10,891,426,855	1.4	△ 1,881,921,145
13 繰越金	11,503,177,425	11,503,177,039	1.5	△ 386
14 諸収入	86,193,487,800	70,553,063,548	9.0	△ 15,640,424,252
15 県債	129,168,000,000	105,314,000,000	13.4	△ 23,854,000,000

- (注) 1 継続費及び繰越事業費繰越額財源充当額を含む。
2 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が100.0%にならないことがある。

(2) 歳出

単位：円、%

科 目	予算額	決算額	決算額 構成比	予算額に対する 決算額の増減
総 額	848,972,727,207	772,603,502,116	100.0	△ 76,369,225,091
1 議会費	1,466,301,000	1,374,947,299	0.2	△ 91,353,701
2 総務費	44,115,615,990	42,036,737,720	5.4	△ 2,078,878,270
3 民生費	95,485,913,000	90,833,109,957	11.8	△ 4,652,803,043
4 衛生費	59,271,860,000	57,323,299,899	7.4	△ 1,948,560,101
5 労働費	2,007,790,920	1,810,880,556	0.2	△ 196,910,364
6 農林水産業費	43,942,729,480	34,390,402,443	4.5	△ 9,552,327,037
7 商工費	65,681,559,000	50,210,734,830	6.5	△ 15,470,824,170
8 土木費	132,057,691,626	95,312,605,780	12.3	△ 36,745,085,846
9 警察費	42,866,988,191	42,317,312,686	5.5	△ 549,675,505
10 教育費	180,670,332,800	176,527,492,268	22.8	△ 4,142,840,532
11 災害復旧費	1,371,299,200	889,331,788	0.1	△ 481,967,412
12 公債費	100,640,279,000	100,632,468,507	13.0	△ 7,810,493
13 諸支出金	79,384,182,000	78,944,178,383	10.2	△ 440,003,617
14 予備費	10,185,000	-	-	△ 10,185,000

- (注) 1 継続費及び繰越事業費繰越額財源充当額を含む。
2 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が100.0%にならないことがある。

2 一般会計決算額累年比較

(1) 歳入

科 目	平成 26 年度 (2014)			平成 27 年度 (2015)		
	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
総 額	778,490,333,886	100.2	100.0	802,262,037,311	103.1	100.0
1 県 税	224,826,111,491	104.7	28.9	244,349,497,063	108.7	30.5
2 地方消費税清算金	47,438,683,994	121.2	6.1	77,965,779,192	164.4	9.7
3 地方譲与税	39,354,317,132	117.8	5.1	36,031,702,137	91.6	4.5
4 地方特例交付金	787,815,000	99.1	0.1	798,175,000	101.3	0.1
5 地方交付税	127,826,397,000	99.3	16.4	122,681,899,000	96.0	15.3
6 交通安全対策特別交付金	554,037,000	87.6	0.1	581,823,000	105.0	0.1
7 分担金及び負担金	2,739,881,234	75.4	0.4	3,344,639,290	122.1	0.4
8 使用料及び手数料	8,429,103,251	124.7	1.1	9,601,218,335	113.9	1.2
9 国庫支出金	89,892,187,535	87.9	11.5	89,121,986,461	99.1	11.1
10 財産収入	1,306,270,107	72.4	0.2	1,430,073,553	109.5	0.2
11 寄附金	102,910,348	29.4	0.0	161,013,258	156.5	0.0
12 繰入金	30,376,779,264	138.4	3.9	22,792,605,260	75.0	2.8
13 繰越金	13,478,470,460	97.8	1.7	14,022,035,834	104.0	1.7
14 諸収入	103,565,236,737	93.6	13.3	95,293,989,928	92.0	11.9
15 県債	87,812,133,333	89.6	11.3	84,085,600,000	95.8	10.5

(注) 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が 100.0%にならないことがある。

(2) 歳出

科 目	平成 26 年度 (2014)			平成 27 年度 (2015)		
	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
総 額	764,468,298,052	100.2	100.0	789,183,899,745	103.2	100.0
1 議会費	1,384,029,562	101.1	0.2	1,410,097,179	101.9	0.2
2 総務費	42,755,233,196	82.1	5.6	37,945,924,024	88.8	4.8
3 民生費	86,786,335,361	107.3	11.4	88,887,274,389	102.4	11.3
4 衛生費	54,804,996,098	106.7	7.2	60,185,900,141	109.8	7.6
5 労働費	4,769,825,813	72.4	0.6	4,920,213,200	103.2	0.6
6 農林水産業費	36,035,172,484	99.3	4.7	34,748,006,892	96.4	4.4
7 商工費	88,183,042,147	93.3	11.5	78,290,249,106	88.8	9.9
8 土木費	73,348,799,075	93.1	9.6	66,047,126,525	90.0	8.4
9 警察費	41,355,448,961	98.8	5.4	43,622,940,731	105.5	5.5
10 教育費	182,448,374,318	103.8	23.9	180,267,422,472	98.8	22.8
11 災害復旧費	596,476,196	57.7	0.1	9,488,458,278	1,590.8	1.2
12 公債費	100,542,550,340	103.2	13.2	102,636,709,671	102.1	13.0
13 諸支出金	51,458,014,501	113.8	6.7	80,733,577,137	156.9	10.2
14 予備費	-	-	-	-	-	-

(注) 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が 100.0%にならないことがある。

単位：円、%

平成 28 年度 (2016)			平成 29 年度 (2017)			平成 30 年度 (2018)		
決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
793,568,979,274	98.9	100.0	786,142,557,515	99.1	100.0	783,678,102,766	99.7	100.0
243,126,978,582	99.5	30.6	248,857,064,008	102.4	31.7	248,853,151,934	100.0	31.8
69,897,787,219	89.7	8.8	74,012,858,338	105.9	9.4	76,514,830,597	103.4	9.8
30,474,996,000	84.6	3.8	31,441,732,000	103.2	4.0	35,129,833,000	111.7	4.5
838,562,000	105.1	0.1	913,382,000	108.9	0.1	1,058,420,000	115.9	0.1
122,753,027,000	100.1	15.5	121,949,632,000	99.3	15.5	119,896,452,000	98.3	15.3
552,558,000	95.0	0.1	528,430,000	95.6	0.1	474,514,000	89.8	0.1
2,869,113,955	85.8	0.4	2,368,113,097	82.5	0.3	2,854,349,462	120.5	0.4
10,940,729,037	114.0	1.4	10,939,852,463	100.0	1.4	10,521,786,159	96.2	1.3
93,603,093,743	105.0	11.8	85,759,192,365	91.6	10.9	88,685,564,605	103.4	11.3
1,379,965,203	96.5	0.2	1,445,640,896	104.8	0.2	1,309,927,482	90.6	0.2
123,154,594	76.5	0.0	330,041,913	268.0	0.0	117,606,085	35.6	0.0
17,675,044,559	77.5	2.2	21,665,702,742	122.6	2.8	10,891,426,855	50.3	1.4
13,078,137,566	93.3	1.6	7,895,397,329	60.4	1.0	11,503,177,039	145.7	1.5
92,842,831,816	97.4	11.7	86,989,518,364	93.7	11.1	70,553,063,548	81.1	9.0
93,413,000,000	111.1	11.8	91,046,000,000	97.5	11.6	105,314,000,000	115.7	13.4

単位：円、%

平成 28 年度 (2016)			平成 29 年度 (2017)			平成 30 年度 (2018)		
決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
785,673,581,945	99.6	100.0	774,639,380,476	98.6	100.0	772,603,502,116	99.7	100.0
1,415,305,261	100.4	0.2	1,412,110,250	99.8	0.2	1,374,947,299	97.4	0.2
36,517,643,472	96.2	4.6	38,098,502,418	104.3	4.9	42,036,737,720	110.3	5.4
93,831,650,807	105.6	11.9	94,380,398,304	100.6	12.2	90,833,109,957	96.2	11.8
57,094,945,242	94.9	7.3	56,122,986,087	98.3	7.2	57,323,299,899	102.1	7.4
1,933,341,477	39.3	0.2	2,428,320,369	125.6	0.3	1,810,880,556	74.6	0.2
32,868,712,642	94.6	4.2	34,505,056,280	105.0	4.5	34,390,402,443	99.7	4.5
74,806,690,560	95.6	9.5	71,891,697,841	96.1	9.3	50,210,734,830	69.8	6.5
73,630,834,653	111.5	9.4	78,242,496,507	106.3	10.1	95,312,605,780	121.8	12.3
45,355,923,750	104.0	5.8	41,633,858,492	91.8	5.4	42,317,312,686	101.6	5.5
177,976,949,763	98.7	22.7	176,440,903,965	99.1	22.8	176,527,492,268	100.0	22.8
13,595,818,699	143.3	1.7	516,253,012	3.8	0.1	889,331,788	172.3	0.1
102,575,240,778	99.9	13.1	101,477,819,963	98.9	13.1	100,632,468,507	99.2	13.0
74,070,524,841	91.7	9.4	77,488,976,988	104.6	10.0	78,944,178,383	101.9	10.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3 県税・地方譲与税収入額と基準財政収入額との累年比較

税目	平成 27 年度 (2015)				平成 28 年度 (2016)			
	基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②	基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②
総 額	223,546,063	286,440,435	278,017,300	0.97	224,812,249	290,549,065	271,652,582	0.93
県 税	191,397,510	255,196,680	240,605,600	0.94	197,117,355	262,823,140	239,513,466	0.91
県 民 税	68,012,353	90,683,137	84,325,709	0.93	67,462,301	89,949,735	81,510,208	0.91
個 人	59,655,323	79,540,431	71,990,402	0.91	60,125,730	80,167,640	71,471,828	0.89
法 人	8,146,035	10,861,380	12,020,307	1.11	7,166,395	9,555,193	9,813,380	1.03
利 子 割	210,995	281,327	315,000	1.12	170,176	226,901	225,000	0.99
事 業 税	(42,346,471)	56,461,961		(0.95)	(48,990,575)	65,320,767		(0.87)
42,346,471	56,461,961	53,849,849	0.95	48,990,575	65,320,767	57,004,046	0.87	
個 人	1,378,055	1,837,407	1,948,976	1.06	1,505,963	2,007,951	1,946,751	0.97
法 人	(40,968,416)	54,624,555		(0.95)	(47,484,612)	63,312,816		(0.87)
40,968,416	54,624,555	51,900,873	0.95	47,484,612	63,312,816	55,057,295	0.87	
地 方 消 費 税	31,786,091	42,381,455	36,127,701	0.85	32,307,540	43,076,720	35,342,010	0.82
譲 渡 割	22,275,194	29,700,259	35,715,803	1.20	22,991,750	30,655,667	35,003,047	1.14
貨 物 割	9,510,897	12,681,196	411,898	0.03	9,315,790	12,421,053	338,963	0.03
不 動 産 取 得 税	(3,160,116)	4,213,488		(1.26)	(3,275,231)	4,366,975		(1.13)
3,160,116	4,213,488	5,311,414	1.26	3,275,231	4,366,975	4,946,959	1.13	
県 た ば こ 税	1,775,117	2,366,823	2,493,127	1.05	1,825,669	2,434,225	2,411,204	0.99
ゴ ル フ 場 利 用 税	540,482	720,643	733,000	1.02	530,107	706,809	700,000	0.99
自 動 車 税	26,192,771	34,923,695	35,157,304	1.01	26,146,620	34,862,160	34,936,535	1.00
鉱 区 税	5,344	7,125	7,278	1.02	5,331	7,108	7,305	1.03
自 動 車 取 得 税	528,850	705,133	827,000	1.17	459,500	612,667	931,000	1.52
軽 油 引 取 税	17,049,915	22,733,220	21,772,986	0.96	16,114,481	21,485,975	21,724,199	1.01
旧 法 に よ る 税	—	—	232	—	—	—	—	—
地 方 譲 与 税	29,792,924	29,792,924	36,031,702	1.21	26,274,121	26,274,121	30,747,996	1.17
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	652,656	652,656	581,823	0.89	613,241	613,241	552,558	0.90
地 方 特 例 交 付 金	598,631	798,175	798,175	1.00	628,922	838,563	838,562	1.00
特 別 交 付 金 等	—	—	—	—	—	—	—	—
東 日 本 大 震 災 に 係 る 特 例 加 算 額	1,104,342	—	—	—	178,610	—	—	—

(注) 1 県税収入決算額及び基準財政収入額には狩猟税を含まないものである。

2 県民税利子割、ゴルフ場利用税及び自動車取得税については、市町村への交付金交付後の額である。

3 () は、法人事業税及び不動産取得税の課税免除に係る額を含んだものである。

4 地方譲与税及び交通安全対策特別交付金の標準税収入額は、基準財政収入額と同額である。

単位：千円

平成 29 年度 (2017)				平成 30 年度 (2018)			
基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②	基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②
221,563,213	286,162,367	277,701,595	0.97	222,751,839	287,947,076	280,890,485	0.98
193,490,966	257,987,955	244,818,051	0.95	195,135,890	260,181,187	244,227,718	0.94
67,419,263	89,892,351	85,845,492	0.95	69,436,455	92,581,940	85,182,942	0.92
60,738,025	80,984,033	74,469,203	0.92	61,632,603	82,176,804	74,239,583	0.90
6,566,622	8,755,496	11,091,211	1.27	7,623,069	10,164,092	10,676,055	1.05
114,616	152,821	285,078	1.87	180,783	241,044	267,304	1.11
(46,235,166)	61,646,888		(0.93)	(44,130,465)	58,840,620		(0.98)
46,235,123	61,646,831	57,602,720	0.93	44,129,713	58,839,617	57,596,800	0.98
1,450,594	1,934,125	2,046,956	1.06	1,518,389	2,024,519	2,147,046	1.06
(44,784,572)	59,712,763		(0.93)	(42,612,076)	56,816,101		(0.98)
44,784,529	59,712,705	55,555,764	0.93	42,611,324	56,815,099	55,449,754	0.98
31,290,819	41,721,092	34,370,990	0.82	32,538,509	43,384,679	34,714,213	0.80
22,706,105	30,274,807	34,062,727	1.13	24,081,682	32,108,909	34,400,520	1.07
8,584,714	11,446,285	308,263	0.03	8,456,827	11,275,769	313,693	0.03
(3,496,787)	4,662,383		(1.29)	(3,647,646)	4,863,528		(1.06)
3,496,787	4,662,383	6,011,464	1.29	3,646,306	4,861,741	5,175,633	1.06
1,822,086	2,429,448	2,268,878	0.93	1,687,006	2,249,341	2,223,788	0.99
533,984	711,979	679,922	0.95	527,563	703,417	668,865	0.95
26,078,652	34,771,536	35,037,627	1.01	26,238,317	34,984,423	35,183,881	1.01
5,402	7,203	7,292	1.01	5,493	7,324	7,483	1.02
625,337	833,783	1,143,947	1.37	720,105	960,140	1,323,895	1.38
15,983,513	21,311,351	21,849,719	1.03	16,206,423	21,608,564	22,150,218	1.03
-	-	-	-	-	-	-	-
26,669,793	26,669,793	31,441,732	1.18	26,133,066	26,133,066	35,129,833	1.34
591,237	591,237	528,430	0.89	574,403	574,403	474,514	0.83
685,037	913,383	913,382	1.00	793,815	1,058,420	1,058,420	1.00
-	-	-	-	-	-	-	-
126,180	-	-	-	114,665	-	-	-

第2 県税調定収入

1 県税決算額（税目別）

税目	区分	予算額	調定			収入		
			件数	税額	前年度比	件数	税額	前年度比
県税	現滞計	248,416,000,000	1,304,994	248,880,186,385	100.0	1,302,556	247,724,743,615	100.1
		1,084,000,000	5,909	3,696,417,503	83.3	1,315	1,128,408,319	89.3
	計	249,500,000,000	1,310,903	252,576,603,888	99.7	1,303,871	248,853,151,934	100.0
県民税	現滞計	84,793,000,000	78,015	85,548,077,904	99.3	77,690	84,541,298,400	99.4
		1,009,000,000	666	3,432,058,788	84.3	193	1,068,701,407	91.6
	計	85,802,000,000	78,681	88,980,136,692	98.6	77,883	85,609,999,807	99.3
個人	現滞計	73,287,000,000	8,365	74,169,289,231	99.7	8,365	73,176,190,942	99.8
		999,000,000	-	3,410,224,857	84.5	-	1,063,392,321	91.7
	計	74,286,000,000	8,365	77,579,514,088	98.9	8,365	74,239,583,263	99.7
均等割所得割	現滞計	70,219,000,000	-	71,259,771,304	101.4	-	70,266,673,015	101.6
		999,000,000	-	3,410,224,857	84.5	-	1,063,392,321	91.7
	計	71,218,000,000	-	74,669,996,161	100.5	-	71,330,065,336	101.4
配当割	現滞計	1,615,000,000	7,919	1,530,302,539	76.3	7,919	1,530,302,539	76.3
		-	-	-	-	-	-	-
	計	1,615,000,000	7,919	1,530,302,539	76.3	7,919	1,530,302,539	76.3
株式等譲渡所得割	現滞計	1,453,000,000	446	1,379,215,388	64.8	446	1,379,215,388	64.8
		-	-	-	-	-	-	-
	計	1,453,000,000	446	1,379,215,388	64.8	446	1,379,215,388	64.8
法人	現滞計	10,696,000,000	63,672	10,684,426,900	96.3	63,347	10,670,745,685	96.3
		10,000,000	666	21,833,931	67.6	193	5,309,086	74.7
	計	10,706,000,000	64,338	10,706,260,831	96.2	63,540	10,676,054,771	96.3
利子割	現滞計	810,000,000	5,978	694,361,773	102.7	5,978	694,361,773	102.7
		-	-	-	-	-	-	-
	計	810,000,000	5,978	694,361,773	102.7	5,978	694,361,773	102.7
事業税	現滞計	57,545,000,000	58,646	57,654,917,300	100.1	58,333	57,575,390,633	100.0
		32,000,000	518	76,705,982	73.7	192	21,408,651	81.6
	計	57,577,000,000	59,164	57,731,623,282	100.0	58,525	57,596,799,284	100.0
個人	現滞計	2,162,000,000	26,285	2,166,823,600	105.5	26,049	2,129,227,589	104.7
		11,000,000	372	40,847,617	95.1	145	17,818,191	133.2
	計	2,173,000,000	26,657	2,207,671,217	105.2	26,194	2,147,045,780	104.9
法人	現滞計	55,383,000,000	32,361	55,488,093,700	99.9	32,284	55,446,163,044	99.8
		21,000,000	146	35,858,365	58.7	47	3,590,460	27.9
	計	55,404,000,000	32,507	55,523,952,065	99.8	32,331	55,449,753,504	99.8
地方消費税	現滞計	35,009,000,000	-	34,714,212,656	101.0	-	34,714,212,656	101.0
		-	-	-	-	-	-	-
	計	35,009,000,000	-	34,714,212,656	101.0	-	34,714,212,656	101.0
不動産取得税	現滞計	5,083,000,000	23,758	5,186,463,200	86.2	23,398	5,166,096,107	86.5
		18,000,000	514	61,944,254	73.4	96	9,536,412	24.5
	計	5,101,000,000	24,272	5,248,407,454	86.0	23,494	5,175,632,519	86.1

単位：円、%

過誤納		不納欠損		収入未済		予算に 対する 割合	収入歩合	
件数	税額	件数	税額	件数	税額		平成 30 (2018)年度	平成 29 (2017)年度
39	5,500,868	59	22,813,930	2,418	1,138,129,708	99.7	99.5	99.5
—	29,085	1,856	529,879,503	2,738	2,038,158,766	104.1	30.5	28.5
39	5,529,953	1,915	552,693,433	5,156	3,176,288,474	99.7	98.5	98.3
21	949,900	16	15,399,140	330	992,330,264	99.7	98.8	98.7
—	29,085	270	444,664,188	203	1,918,722,278	105.9	31.1	28.7
21	978,985	286	460,063,328	533	2,911,052,542	99.8	96.2	95.6
—	—	—	13,839,292	—	979,258,997	99.8	98.7	98.6
—	29,085	—	433,102,491	—	1,913,759,130	106.4	31.2	28.7
—	29,085	—	446,941,783	—	2,893,018,127	99.9	95.7	95.0
—	—	—	13,839,292	—	979,258,997	100.1	98.6	98.5
—	29,085	—	433,102,491	—	1,913,759,130	106.4	31.2	28.7
—	29,085	—	446,941,783	—	2,893,018,127	100.2	95.5	94.7
—	—	—	—	—	—	94.8	100.0	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	94.8	100.0	100.0
—	—	—	—	—	—	94.9	100.0	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	94.9	100.0	100.0
21	949,900	16	1,559,848	330	13,071,267	99.8	99.9	99.9
—	—	270	11,561,697	203	4,963,148	53.1	24.3	22.0
21	949,900	286	13,121,545	533	18,034,415	99.7	99.7	99.7
—	—	—	—	—	—	85.7	100.0	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	85.7	100.0	100.0
17	3,384,200	11	6,920,500	319	75,990,367	100.1	99.9	99.9
—	—	108	33,951,924	218	21,345,407	66.9	27.9	25.2
17	3,384,200	119	40,872,424	537	97,335,774	100.0	99.8	99.8
2	61,200	3	442,300	235	37,214,911	98.5	98.3	99.0
—	—	46	3,763,731	181	19,265,695	162.0	43.6	31.1
2	61,200	49	4,206,031	416	56,480,606	98.8	97.3	97.6
15	3,323,000	8	6,478,200	84	38,775,456	100.1	99.9	99.9
—	—	62	30,188,193	37	2,079,712	17.1	10.0	21.0
15	3,323,000	70	36,666,393	121	40,855,168	100.1	99.9	99.9
—	—	—	—	—	—	99.2	100.0	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	99.2	100.0	100.0
1	151,400	5	45,988	356	20,472,505	101.6	99.6	99.3
—	—	104	14,121,052	314	38,286,790	53.0	15.4	46.1
1	151,400	109	14,167,040	670	58,759,295	101.5	98.6	98.6

税 目	区分	予算額	調定			収入		
			件数	税額	前年度比	件数	税額	前年度比
県たばこ税	現滞計	2,226,000,000	2,256	2,223,787,670	98.0	2,256	2,223,787,670	98.0
		—	—	—	—	—	—	—
	計	2,226,000,000	2,256	2,223,787,670	98.0	2,256	2,223,787,670	98.0
ゴルフ場利用税	現滞計	2,195,000,000	1,486	2,227,358,450	96.6	1,486	2,227,358,450	96.6
		—	—	—	—	—	—	—
	計	2,195,000,000	1,486	2,227,358,450	96.6	1,486	2,227,358,450	96.6
自動車取得税	現滞計	4,115,000,000	95,827	3,938,941,230	125.4	95,827	3,938,941,230	125.4
		—	—	—	—	—	—	—
	計	4,115,000,000	95,827	3,938,941,230	125.4	95,827	3,938,941,230	125.4
軽油引取税	現滞計	22,236,000,000	2,411	22,150,704,357	101.4	2,409	22,146,817,523	101.4
		4,000,000	1	3,400,000	50.8	1	3,400,000	79.6
	計	22,240,000,000	2,412	22,154,104,357	101.4	2,410	22,150,217,523	101.4
自動車税	現滞計	35,184,000,000	1,039,701	35,203,467,818	100.4	1,038,263	35,158,585,146	100.4
		21,000,000	4,207	122,158,479	71.1	832	25,295,849	89.4
	計	35,205,000,000	1,043,908	35,325,626,297	100.3	1,039,095	35,183,880,995	100.4
普通徴収	現滞計	33,900,000,000	967,291	33,944,225,618	100.6	965,853	33,899,342,946	100.6
		21,000,000	4,207	122,158,479	71.1	832	25,295,849	89.4
	計	33,921,000,000	971,498	34,066,384,097	100.5	966,685	33,924,638,795	100.6
証紙徴収	現滞計	1,284,000,000	72,410	1,259,242,200	96.1	72,410	1,259,242,200	96.1
		—	—	—	—	—	—	—
	計	1,284,000,000	72,410	1,259,242,200	96.1	72,410	1,259,242,200	96.1
鋳 区 税	現滞計	7,000,000	201	7,416,600	100.8	201	7,416,600	101.7
		—	3	150,000	170.1	1	66,000	増
	計	7,000,000	204	7,566,600	101.6	202	7,482,600	102.6
狩 猟 税	現滞計	23,000,000	2,693	24,839,200	95.7	2,693	24,839,200	95.7
		—	—	—	—	—	—	—
	計	23,000,000	2,693	24,839,200	95.7	2,693	24,839,200	95.7
旧法による税 料理飲食等消費税	現滞計	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
旧法による税 特別地方消費税	現滞計	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
旧法による税 軽油引取税	現滞計	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	減	—	—	—
	計	—	—	—	減	—	—	—

(注) 自動車税普通徴収は、OSSによる申告納付分を含む。

(参考)

地方法人特別税	現滞計	—	31,342	28,364,366	94.7	31,250	28,337,785	94.7
		—	132	24,271	64.0	44	1,766	33.4
	計	—	31,474	28,388,637	94.7	31,294	28,339,551	94.6

2 県税決算額（事務所別）

(1) 総額

事務所名	区分	調 定			収 入		
		件数	税額	前年度比	件数	税額	前年度比
総 額	現	1,304,994	248,880,186,385	100.0	1,302,556	247,724,743,615	100.1
	滞	5,909	3,696,417,503	83.3	1,315	1,128,408,319	89.3
	計	1,310,903	252,576,603,888	99.7	1,303,871	248,853,151,934	100.0
宇 都 宮	現	65,637	95,902,198,610	96.9	65,379	95,565,462,899	96.9
	滞	527	876,934,746	75.6	151	290,034,972	81.9
	計	66,164	96,779,133,356	96.7	65,530	95,855,497,871	96.8
鹿 沼	現	14,224	11,124,394,758	102.1	14,088	11,028,289,873	102.2
	滞	207	324,163,078	89.2	52	109,840,299	88.1
	計	14,431	11,448,557,836	101.6	14,140	11,138,130,172	102.0
真 岡	現	8,999	10,838,499,881	101.5	8,949	10,777,802,282	101.5
	滞	87	251,226,464	80.5	28	69,636,388	83.1
	計	9,086	11,089,726,345	100.9	8,977	10,847,438,670	101.4
栃 木	現	32,472	53,601,491,754	103.2	32,347	53,322,127,913	103.3
	滞	261	1,055,704,025	90.5	98	255,761,844	96.3
	計	32,733	54,657,195,779	102.9	32,445	53,577,889,757	103.2
矢 板	現	9,437	8,980,470,166	102.5	9,344	8,911,025,632	102.7
	滞	107	222,625,665	83.7	20	89,358,429	80.4
	計	9,544	9,203,095,831	101.9	9,364	9,000,384,061	102.4
大 田 原	現	17,680	14,023,172,002	99.6	17,408	13,888,730,384	99.7
	滞	433	441,754,905	90.5	103	157,202,685	101.4
	計	18,113	14,464,926,907	99.3	17,511	14,045,933,069	99.7
安 足	現	21,017	15,267,550,166	99.7	20,951	15,133,778,256	99.7
	滞	80	401,850,141	79.0	31	131,277,853	93.0
	計	21,097	15,669,400,307	99.0	20,982	15,265,056,109	99.6
自 動 車	現	1,135,528	39,142,409,048	102.5	1,134,090	39,097,526,376	102.5
	滞	4,207	122,158,479	71.1	832	25,295,849	89.4
	計	1,139,735	39,264,567,527	102.4	1,134,922	39,122,822,225	102.5

単位：円、%

過 誤 納		不納欠損		収入未済		収入歩合	
件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	平成 30 (2018)年度	平成 29 (2017)年度
39	5,500,868	59	22,813,930	2,418	1,138,129,708	99.5	99.5
—	29,085	1,856	529,879,503	2,738	2,038,158,766	30.5	28.5
39	5,529,953	1,915	552,693,433	5,156	3,176,288,474	98.5	98.3
18	661,000	23	14,825,384	253	322,571,327	99.6	99.7
—	—	208	162,091,696	168	424,808,078	33.1	30.5
18	661,000	231	176,917,080	421	747,379,405	99.0	98.9
5	211,200	3	166,257	138	96,149,828	99.1	99.0
—	2,385	66	23,592,597	89	190,732,567	33.9	34.3
5	213,585	69	23,758,854	227	286,882,395	97.3	96.9
—	—	—	98,990	50	60,598,609	99.4	99.4
—	—	30	26,711,475	29	154,878,601	27.7	26.9
—	—	30	26,810,465	79	215,477,210	97.8	97.3
9	250,566	1	6,283,190	133	273,331,217	99.5	99.4
—	401	18	149,703,556	145	650,239,026	24.2	22.8
9	250,967	19	155,986,746	278	923,570,243	98.0	97.7
—	—	5	637,698	88	68,806,836	99.2	99.0
—	—	36	31,704,575	51	101,562,661	40.1	41.7
—	—	41	32,342,273	139	170,369,497	97.8	97.3
1	10,700	—	240,829	273	134,211,489	99.0	98.9
—	26,299	113	37,504,420	217	247,074,099	35.6	31.8
1	36,999	113	37,745,249	490	381,285,588	97.1	96.7
6	3,378,800	—	113,280	72	137,037,430	99.1	99.1
—	—	13	61,512,845	36	209,059,443	32.7	27.8
6	3,378,800	13	61,626,125	108	346,096,873	97.4	96.8
—	988,602	27	448,302	1,411	45,422,972	99.9	99.9
—	—	1,372	37,058,339	2,003	59,804,291	20.7	16.5
—	988,602	1,399	37,506,641	3,414	105,227,263	99.6	99.5

(2) 個人の県民税 (均等割・所得割)

ア 事務所別

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納 税額	不納欠損 税額	収入未済 税額	収入歩合	
		税額	前年 度比	税額	前年 度比				平成30 (2018) 年度	平成29 (2017) 年度
総 額	現	71,259,771,304	101.4	70,266,673,015	101.6	—	13,839,292	979,258,997	98.6	98.5
	滞	3,410,224,857	84.5	1,063,392,321	91.7	29,085	433,102,491	1,913,759,130	31.2	28.7
	計	74,669,996,161	100.5	71,330,065,336	101.4	29,085	446,941,783	2,893,018,127	95.5	94.7
宇 都 宮	現	23,364,935,084	101.3	23,080,503,846	101.4	—	6,386,184	278,045,054	98.8	98.7
	滞	832,966,202	77.2	280,623,842	83.3	—	136,800,933	415,541,427	33.7	31.2
	計	24,197,901,286	100.2	23,361,127,688	101.1	—	143,187,117	693,586,481	96.5	95.7
鹿 沼	現	5,732,431,258	101.3	5,642,670,897	101.6	—	146,509	89,613,852	98.4	98.2
	滞	307,463,837	89.6	105,391,336	88.1	2,385	20,782,014	181,292,872	34.3	34.8
	計	6,039,895,095	100.7	5,748,062,233	101.3	2,385	20,928,523	270,906,724	95.2	94.6
真 岡	現	4,561,727,731	102.0	4,503,451,247	102.1	—	98,990	58,177,494	98.7	98.6
	滞	247,477,141	80.9	68,523,509	84.5	—	25,558,165	153,395,467	27.7	26.5
	計	4,809,204,872	100.6	4,571,974,756	101.8	—	25,657,155	211,572,961	95.1	94.0
栃 木	現	16,520,076,647	101.3	16,257,687,365	101.5	—	6,261,790	256,127,492	98.4	98.2
	滞	1,023,325,390	91.4	246,702,484	98.9	401	139,229,204	637,394,103	24.1	22.3
	計	17,543,402,037	100.7	16,504,389,849	101.5	401	145,490,994	893,521,595	94.1	93.4
矢 板	現	5,246,455,066	101.2	5,184,240,582	101.4	—	591,710	61,622,774	98.8	98.6
	滞	199,952,353	86.1	85,266,484	97.7	—	16,536,616	98,149,253	42.6	37.6
	計	5,446,407,419	100.5	5,269,507,066	101.3	—	17,128,326	159,772,027	96.8	96.0
大 田 原	現	7,042,106,002	101.3	6,936,281,288	101.5	—	240,829	105,583,885	98.5	98.3
	滞	402,861,460	87.0	148,418,782	98.7	26,299	32,927,569	221,541,408	36.8	32.5
	計	7,444,967,462	100.4	7,084,700,070	101.5	26,299	33,168,398	327,125,293	95.2	94.2
安 足	現	8,792,039,516	102.1	8,661,837,790	102.2	—	113,280	130,088,446	98.5	98.4
	滞	396,178,474	80.3	128,465,884	95.7	—	61,267,990	206,444,600	32.4	27.2
	計	9,188,217,990	100.9	8,790,303,674	102.1	—	61,381,270	336,533,046	95.7	94.6

イ 市町村別

単位：円、%

事務所名	納税義務者数	調定				収入			
		現年度分	滞納繰越分	計	前年度比	現年度分	滞納繰越分	計	収入歩合
総 額	1,026,795	71,259,771,304	3,410,224,857	74,669,996,161	100.5	70,266,673,015	1,063,392,321	71,330,065,336	95.5
市 計	892,719	63,341,005,226	3,057,962,142	66,398,967,368	100.5	62,446,876,175	953,851,502	63,400,727,677	95.5
町 計	134,076	7,918,766,078	352,262,715	8,271,028,793	100.4	7,819,796,840	109,540,819	7,929,337,659	95.9
宇都宮 県税事務所	286,189	23,364,935,084	832,966,202	24,197,901,286	100.2	23,080,503,846	280,623,842	23,361,127,688	96.5
宇都宮市	270,000	22,188,911,802	782,617,072	22,971,528,874	100.1	21,919,865,680	266,815,911	22,186,681,591	96.6
上三川町	16,189	1,176,023,282	50,349,130	1,226,372,412	101.6	1,160,638,166	13,807,931	1,174,446,097	95.8
鹿 沼 県税事務所	95,155	5,732,431,258	307,463,837	6,039,895,095	100.7	5,642,670,897	105,391,336	5,748,062,233	95.2
鹿沼市	51,283	3,232,406,459	174,534,229	3,406,940,688	100.7	3,189,635,705	53,314,177	3,242,949,882	95.2
日光市	43,872	2,500,024,799	132,929,608	2,632,954,407	100.6	2,453,035,192	52,077,159	2,505,112,351	95.1
真 岡 県税事務所	73,820	4,561,727,731	247,477,141	4,809,204,872	100.6	4,503,451,247	68,523,509	4,571,974,756	95.1
真岡市	41,803	2,721,869,559	154,361,418	2,876,230,977	101.6	2,683,211,332	42,628,257	2,725,839,589	94.8
益子町	11,688	662,783,699	39,025,060	701,808,759	99.5	652,855,027	9,109,028	661,964,055	94.3
茂木町	6,468	331,148,635	13,063,780	344,212,415	99.9	328,405,107	3,892,812	332,297,919	96.5
市貝町	6,114	378,958,839	20,180,253	399,139,092	98.5	374,081,744	4,791,909	378,873,653	94.9
芳賀町	7,747	466,966,999	20,846,630	487,813,629	98.8	464,898,037	8,101,503	472,999,540	97.0
栃 木 県税事務所	232,097	16,520,076,647	1,023,325,390	17,543,402,037	100.7	16,257,687,365	246,702,484	16,504,389,849	94.1
栃木市	82,318	5,272,571,535	377,625,198	5,650,196,733	99.9	5,189,600,257	84,630,674	5,274,230,931	93.3
小山市	85,760	6,265,750,976	496,181,735	6,761,932,711	101.4	6,139,349,115	111,518,252	6,250,867,367	92.4
下野市	30,660	2,678,536,416	68,432,662	2,746,969,078	100.8	2,655,803,762	27,469,701	2,683,273,463	97.7
壬生町	20,032	1,401,985,221	59,836,676	1,461,821,897	101.5	1,382,795,245	17,820,816	1,400,616,061	95.8
野木町	13,327	901,232,499	21,249,119	922,481,618	99.1	890,138,986	5,263,041	895,402,027	97.1

単位：円、%

事務所名	納税義務者数	調定				収入			
		現年度分	滞納繰越分	計	前年度比	現年度分	滞納繰越分	計	収入歩合
矢板県税事務所	84,465	5,246,455,066	199,952,353	5,446,407,419	100.5	5,184,240,582	85,266,484	5,269,507,066	96.8
矢板市	17,369	1,047,413,599	53,947,176	1,101,360,775	101.1	1,030,154,030	21,866,426	1,052,020,456	95.5
さくら市	22,866	1,525,842,596	50,715,279	1,576,557,875	100.2	1,511,461,806	24,988,036	1,536,449,842	97.5
那須烏山市	13,591	752,500,199	20,441,834	772,942,033	99.6	743,502,435	10,066,305	753,568,740	97.5
塩谷町	6,045	315,472,245	12,651,335	328,123,580	100.3	312,599,152	5,908,336	318,507,488	97.1
高根沢町	16,177	1,181,955,185	35,934,334	1,217,889,519	101.1	1,169,701,659	14,605,965	1,184,307,624	97.2
那珂川町	8,417	423,271,242	26,262,395	449,533,637	100.6	416,821,500	7,831,416	424,652,916	94.5
大田原県税事務所	122,066	7,042,106,002	402,861,460	7,444,967,462	100.4	6,936,281,288	148,418,782	7,084,700,070	95.2
大田原市	36,739	2,313,201,215	74,254,335	2,387,455,550	97.8	2,289,603,989	34,578,479	2,324,182,468	97.3
那須塩原市	63,455	4,049,936,555	275,743,122	4,325,679,677	101.9	3,979,815,082	95,432,241	4,075,247,323	94.2
那須町	21,872	678,968,232	52,864,003	731,832,235	100.3	666,862,217	18,408,062	685,270,279	93.6
安足県税事務所	133,003	8,792,039,516	396,178,474	9,188,217,990	100.9	8,661,837,790	128,465,884	8,790,303,674	95.7
足利市	72,384	4,880,449,699	263,726,416	5,144,176,115	99.9	4,793,537,472	83,079,045	4,876,616,517	94.8
佐野市	60,619	3,911,589,817	132,452,058	4,044,041,875	102.2	3,868,300,318	45,386,839	3,913,687,157	96.8

(3) 法人県民税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	平成30 (2018) 年度	平成29 (2017) 年度
総額	現	10,684,426,900	96.3	10,670,745,685	96.3	949,900	1,559,848	13,071,267	99.9	99.9
	滞	21,833,931	67.6	5,309,086	74.7	—	11,561,697	4,963,148	24.3	22.0
	計	10,706,260,831	96.2	10,676,054,771	96.3	949,900	13,121,545	18,034,415	99.7	99.7
宇都宮	現	4,865,945,700	84.6	4,858,504,217	84.6	141,300	1,518,700	6,064,083	99.8	99.9
	滞	8,963,121	52.3	1,931,721	64.7	—	5,499,515	1,531,885	21.6	17.4
	計	4,874,908,821	84.5	4,860,435,938	84.6	141,300	7,018,215	7,595,968	99.7	99.7
鹿沼	現	646,918,600	101.2	646,058,052	101.1	50,400	19,748	891,200	99.9	99.9
	滞	1,816,011	59.3	425,698	39.5	—	630,993	759,320	23.4	35.2
	計	648,734,611	101.0	646,483,750	101.0	50,400	650,741	1,650,520	99.7	99.6
真岡	現	742,049,200	104.0	741,511,100	103.9	—	—	538,100	99.9	99.9
	滞	1,336,074	80.1	147,697	76.7	—	846,893	341,484	11.1	11.5
	計	743,385,274	103.9	741,658,797	103.9	—	846,893	879,584	99.8	99.8
栃木	現	2,192,795,700	133.1	2,191,358,922	133.2	71,400	21,400	1,486,778	99.9	99.8
	滞	3,929,969	65.3	1,327,273	90.8	—	1,370,311	1,232,385	33.8	24.3
	計	2,196,725,669	132.8	2,192,686,195	133.2	71,400	1,391,711	2,719,163	99.8	99.6
矢板	現	427,119,300	96.1	426,878,584	96.5	—	—	240,716	99.9	99.5
	滞	2,519,479	398.5	101,579	92.3	—	2,411,079	6,821	4.0	17.4
	計	429,638,779	96.5	426,980,163	96.5	—	2,411,079	247,537	99.4	99.4
大田原	現	941,757,500	94.2	938,684,723	94.0	10,700	—	3,083,477	99.7	99.8
	滞	2,582,515	123.0	1,113,618	180.2	—	659,382	809,515	43.1	29.4
	計	944,340,015	94.2	939,798,341	94.1	10,700	659,382	3,892,992	99.5	99.7
安足	現	867,840,900	96.1	867,750,087	96.2	676,100	—	766,913	99.9	99.9
	滞	686,762	41.1	261,500	39.9	—	143,524	281,738	38.1	39.2
	計	868,527,662	96.0	868,011,587	96.1	676,100	143,524	1,048,651	99.9	99.8

(4) 個人事業税

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	平成30 (2018) 年度	平成29 (2017) 年度
総 額	現	2,166,823,600	105.5	2,129,227,589	104.7	61,200	442,300	37,214,911	98.3	99.0
	滞	40,847,617	95.1	17,818,191	133.2	—	3,763,731	19,265,695	43.6	31.1
	計	2,207,671,217	105.2	2,147,045,780	104.9	61,200	4,206,031	56,480,606	97.3	97.6
宇 都 宮	現	778,931,500	105.5	764,676,777	104.3	—	442,300	13,812,423	98.2	99.2
	滞	11,087,488	87.8	4,026,695	74.9	—	2,313,900	4,746,893	36.3	42.6
	計	790,018,988	105.2	768,703,472	104.1	—	2,756,200	18,559,316	97.3	98.3
鹿 沼	現	188,116,600	104.7	186,979,200	105.6	36,200	—	1,173,600	99.4	98.6
	滞	3,700,875	84.7	2,571,800	191.9	—	311,775	817,300	69.5	30.7
	計	191,817,475	104.2	189,551,000	106.2	36,200	311,775	1,990,900	98.8	97.0
真 岡	現	112,596,900	102.0	111,321,800	101.1	—	—	1,275,100	98.9	99.7
	滞	1,296,276	48.1	531,659	31.5	—	7,167	757,450	41.0	62.7
	計	113,893,176	100.7	111,853,459	100.0	—	7,167	2,032,550	98.2	98.9
栃 木	現	425,652,500	104.7	420,982,812	104.0	25,000	—	4,694,688	98.9	99.5
	滞	10,412,697	69.3	1,683,900	70.4	—	13,600	8,715,197	16.2	15.9
	計	436,065,197	103.4	422,666,712	103.8	25,000	13,600	13,409,885	96.9	96.6
矢 板	現	137,170,700	104.0	131,950,000	103.7	—	—	5,220,700	96.2	96.5
	滞	4,876,214	685.8	3,225,100	増	—	156,250	1,494,864	66.1	27.3
	計	142,046,914	107.1	135,175,100	106.0	—	156,250	6,715,564	95.2	96.1
大 田 原	現	220,814,800	101.9	211,742,900	99.9	—	—	9,071,900	95.9	97.8
	滞	5,553,520	167.6	3,910,409	564.3	—	911,109	732,002	70.4	20.9
	計	226,368,320	102.9	215,653,309	101.4	—	911,109	9,803,902	95.3	96.7
安 足	現	303,540,600	112.0	301,574,100	111.9	—	—	1,966,500	99.4	99.5
	滞	3,920,547	92.7	1,868,628	110.5	—	49,930	2,001,989	47.7	40.0
	計	307,461,147	111.7	303,442,728	111.9	—	49,930	3,968,489	98.7	98.5

(5) 法人事業税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	平成30 (2018) 年度	平成29 (2017) 年度
総額	現	55,488,093,700	99.9	55,446,163,044	99.8	3,323,000	6,478,200	38,775,456	99.9	99.9
	滞	35,858,365	58.7	3,590,460	27.9	-	30,188,193	2,079,712	10.0	21.0
	計	55,523,952,065	99.8	55,449,753,504	99.8	3,323,000	36,666,393	40,855,168	99.9	99.9
宇都宮	現	24,624,992,500	94.4	24,598,473,784	94.3	368,300	6,478,200	20,408,816	99.9	99.9
	滞	12,287,046	30.3	1,465,366	56.8	-	10,632,488	189,192	11.9	6.4
	計	24,637,279,546	94.3	24,599,939,150	94.3	368,300	17,110,688	20,598,008	99.8	99.8
鹿沼	現	3,685,453,500	102.3	3,684,895,288	102.3	124,600	-	682,812	99.9	99.9
	滞	1,241,818	34.6	211,802	10.0	-	381,375	648,641	17.1	59.0
	計	3,686,695,318	102.2	3,685,107,090	102.2	124,600	381,375	1,331,453	99.9	99.9
真岡	現	4,937,455,200	105.7	4,937,354,485	105.7	-	-	100,715	99.9	99.9
	滞	510,273	114.3	400,011	136.7	-	105,162	5,100	78.4	65.5
	計	4,937,965,473	105.7	4,937,754,496	105.7	-	105,162	105,815	99.9	99.9
栃木	現	10,469,703,200	113.4	10,465,020,785	113.5	127,400	-	4,809,815	99.9	99.9
	滞	10,909,158	181.8	916,708	23.0	-	8,943,320	1,049,130	8.4	66.4
	計	10,480,612,358	113.4	10,465,937,493	113.4	127,400	8,943,320	5,858,945	99.9	99.9
矢板	現	2,499,581,700	104.7	2,499,262,054	104.9	-	-	319,646	99.9	99.8
	滞	10,012,723	184.0	277,676	156.1	-	9,640,247	94,800	2.8	3.3
	計	2,509,594,423	104.9	2,499,539,730	104.9	-	9,640,247	414,446	99.6	99.6
大田原	現	4,903,621,600	97.4	4,894,045,919	97.3	-	-	9,575,681	99.8	99.9
	滞	770,105	47.6	198,456	40.5	-	478,800	92,849	25.8	30.2
	計	4,904,391,705	97.4	4,894,244,375	97.3	-	478,800	9,668,530	99.9	99.9
安足	現	4,367,286,000	95.9	4,367,110,729	95.9	2,702,700	-	2,877,971	99.9	99.9
	滞	127,242	3.7	120,441	3.8	-	6,801	-	94.7	92.5
	計	4,367,413,242	95.8	4,367,231,170	95.8	2,702,700	6,801	2,877,971	99.9	99.9

(6) 不動産取得税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	平成30 (2018) 年度	平成29 (2017) 年度
総額	現	5,186,463,200	86.2	5,166,096,107	86.5	151,400	45,988	20,472,505	99.6	99.3
	滞	61,944,254	73.4	9,536,412	24.5	—	14,121,052	38,286,790	15.4	46.1
	計	5,248,407,454	86.0	5,175,632,519	86.1	151,400	14,167,040	58,759,295	98.6	98.6
宇都宮	現	1,545,016,500	92.1	1,540,926,949	92.5	151,400	—	4,240,951	99.7	99.3
	滞	11,480,889	105.6	1,921,348	31.0	—	6,760,860	2,798,681	16.7	57.0
	計	1,556,497,389	92.2	1,542,848,297	92.3	151,400	6,760,860	7,039,632	99.1	99.0
鹿沼	現	500,487,000	113.8	496,698,636	114.1	—	—	3,788,364	99.2	99.0
	滞	9,940,537	108.7	1,239,663	240.8	—	1,486,440	7,214,434	12.5	5.6
	計	510,427,537	113.7	497,938,299	114.2	—	1,486,440	11,002,798	97.6	97.1
真岡	現	248,953,600	52.6	248,446,400	52.6	—	—	507,200	99.8	99.9
	滞	606,700	50.7	33,512	6.2	—	194,088	379,100	5.5	45.3
	計	249,560,300	52.6	248,479,912	52.5	—	194,088	886,300	99.6	99.8
栃木	現	1,271,351,300	67.0	1,269,052,456	66.9	—	—	2,298,844	99.8	99.9
	滞	3,726,811	30.0	1,731,479	43.4	—	147,121	1,848,211	46.5	32.1
	計	1,275,078,111	66.8	1,270,783,935	66.9	—	147,121	4,147,055	99.7	99.5
矢板	現	287,108,300	129.7	285,659,312	129.9	—	45,988	1,403,000	99.5	99.3
	滞	5,264,896	19.4	487,590	2.1	—	2,960,383	1,816,923	9.3	85.9
	計	292,373,196	117.6	286,146,902	117.7	—	3,006,371	3,219,923	97.9	97.8
大田原	現	698,692,500	109.1	691,795,954	111.9	—	—	6,896,546	99.0	96.5
	滞	29,987,305	169.7	3,561,420	125.9	—	2,527,560	23,898,325	11.9	16.0
	計	728,679,805	110.7	695,357,374	111.9	—	2,527,560	30,794,871	95.4	94.4
安足	現	634,854,000	95.3	633,516,400	95.2	—	—	1,337,600	99.8	99.9
	滞	937,116	15.8	561,400	38.4	—	44,600	331,116	59.9	24.7
	計	635,791,116	94.6	634,077,800	95.1	—	44,600	1,668,716	99.7	99.3

(7) ゴルフ場利用税

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	平成 30 (2018) 年度	平成 29 (2017) 年度
総 額	現	2,227,358,450	96.6	2,227,358,450	96.6	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	2,227,358,450	96.6	2,227,358,450	96.6	—	—	—	100.0	100.0
宇 都 宮	現	162,017,400	97.4	162,017,400	97.4	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	162,017,400	97.4	162,017,400	97.4	—	—	—	100.0	100.0
鹿 沼	現	367,188,400	97.3	367,188,400	97.3	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	367,188,400	97.3	367,188,400	97.3	—	—	—	100.0	100.0
真 岡	現	234,063,150	98.8	234,063,150	98.8	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	234,063,150	98.8	234,063,150	98.8	—	—	—	100.0	100.0
栃 木	現	569,221,950	96.3	569,221,950	96.3	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	569,221,950	96.3	569,221,950	96.3	—	—	—	100.0	100.0
矢 板	現	381,665,500	97.1	381,665,500	97.1	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	381,665,500	97.1	381,665,500	97.1	—	—	—	100.0	100.0
大 田 原	現	214,102,400	91.1	214,102,400	91.1	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	214,102,400	91.1	214,102,400	91.1	—	—	—	100.0	100.0
安 足	現	299,099,650	97.9	299,099,650	97.9	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	299,099,650	97.9	299,099,650	97.9	—	—	—	100.0	100.0

(8) 自動車税

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	平成30 (2018) 年度	平成29 (2017) 年度
総 額	現	35,203,467,818	100.4	35,158,585,146	100.4	988,602	448,302	45,422,972	99.9	99.9
	滞	122,158,479	71.1	25,295,849	89.4	-	37,058,339	59,804,291	20.7	16.5
	計	35,325,626,297	100.3	35,183,880,995	100.4	988,602	37,506,641	105,227,263	99.6	99.5
証紙徴収	現	1,259,242,200	96.1	1,259,242,200	96.1	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,259,242,200	96.1	1,259,242,200	96.1	-	-	-	100.0	100.0
普通徴収	現	9,893,441,073	101.1	9,876,527,035	101.1	293,600	220,704	16,986,934	99.8	99.8
	滞	42,706,847	76.4	12,371,156	102.5	-	11,594,920	18,740,771	29.0	21.6
	計	9,936,147,920	100.9	9,888,898,191	101.1	293,600	11,815,624	35,727,705	99.5	99.4
宇都宮	現	3,140,651,968	99.8	3,138,081,129	99.8	77,302	-	2,648,141	99.9	99.9
	滞	8,933,542	60.7	1,025,330	58.5	-	4,389,274	3,518,938	11.5	11.9
	計	3,149,585,510	99.6	3,139,106,459	99.7	77,302	4,389,274	6,167,079	99.7	99.5
鹿 沼	現	2,620,439,000	99.9	2,617,022,453	99.9	212,000	36,400	3,592,147	99.9	99.9
	滞	10,924,153	76.4	1,619,711	59.7	-	3,777,458	5,526,984	14.8	18.9
	計	2,631,363,153	99.7	2,618,642,164	99.8	212,000	3,813,858	9,119,131	99.5	99.4
真 岡	現	7,484,850,100	100.6	7,475,111,717	100.6	220,200	132,398	9,826,185	99.9	99.9
	滞	22,864,628	55.9	4,661,983	78.9	-	1,340,011	16,862,634	20.4	14.5
	計	7,507,714,728	100.3	7,479,773,700	100.5	220,200	1,472,409	26,688,819	99.6	99.4
栃 木	現	2,833,827,900	100.0	2,831,188,268	100.0	42,800	7,500	2,674,932	99.9	99.9
	滞	9,609,279	66.0	1,381,191	65.6	-	4,315,734	3,912,354	14.4	14.5
	計	2,843,437,179	99.9	2,832,569,459	100.0	42,800	4,323,234	6,587,286	99.6	99.5
矢 板	現	3,649,510,573	100.5	3,644,126,887	100.5	44,000	41,800	5,385,886	99.9	99.9
	滞	19,278,758	90.3	2,661,751	114.0	-	8,854,703	7,762,304	13.8	10.9
	計	3,668,789,331	100.5	3,646,788,638	100.5	44,000	8,896,503	13,148,190	99.4	99.3
大田原	現	4,289,373,504	100.4	4,285,153,957	100.3	98,700	9,500	4,308,747	99.9	99.9
	滞	7,841,272	78.5	1,574,727	112.1	-	2,786,239	3,480,306	20.1	14.1
	計	4,297,214,776	100.3	4,286,728,684	100.3	98,700	2,795,739	7,789,053	99.8	99.7
安 足	現	32,131,500	増	32,131,500	増	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	32,131,500	増	32,131,500	増	-	-	-	100.0	100.0
O S S	現	33,944,225,618	100.6	33,899,342,946	100.6	988,602	448,302	45,422,972	99.9	99.9
	滞	122,158,479	71.1	25,295,849	89.4	-	37,058,339	59,804,291	20.7	16.5
	計	34,066,384,097	100.5	33,924,638,795	100.6	988,602	37,506,641	105,227,263	99.6	99.5
合 計	現	33,944,225,618	100.6	33,899,342,946	100.6	988,602	448,302	45,422,972	99.9	99.9
	滞	122,158,479	71.1	25,295,849	89.4	-	37,058,339	59,804,291	20.7	16.5
	計	34,066,384,097	100.5	33,924,638,795	100.6	988,602	37,506,641	105,227,263	99.6	99.5

(注) 普通徴収は、O S Sによる申告納付を含む。

(9) 狩猟税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	平成30 (2018) 年度	平成29 (2017) 年度
総額	現	24,839,200	95.7	24,839,200	95.7	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	24,839,200	95.7	24,839,200	95.7	—	—	—	100.0	100.0
宇都宮	現	11,063,300	98.2	11,063,300	98.2	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	11,063,300	98.2	11,063,300	98.2	—	—	—	100.0	100.0
鹿沼	現	3,799,400	99.7	3,799,400	99.7	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	3,799,400	99.7	3,799,400	99.7	—	—	—	100.0	100.0
真岡	現	1,654,100	102.7	1,654,100	102.7	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	1,654,100	102.7	1,654,100	102.7	—	—	—	100.0	100.0
栃木	現	1,986,100	89.3	1,986,100	89.3	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	1,986,100	89.3	1,986,100	89.3	—	—	—	100.0	100.0
矢板	現	1,369,600	73.4	1,369,600	73.4	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	1,369,600	73.4	1,369,600	73.4	—	—	—	100.0	100.0
大田原	現	2,077,200	93.8	2,077,200	93.8	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	2,077,200	93.8	2,077,200	93.8	—	—	—	100.0	100.0
安足	現	2,889,500	97.5	2,889,500	97.5	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	2,889,500	97.5	2,889,500	97.5	—	—	—	100.0	100.0

3 県税月別調定収入実績

(1) 総額

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	30,444,190,773	113.6	30,444,190,773	113.6	5,258,956,672	5,258,956,672	101.9
5月	98,796,148,526	98.4	129,240,339,299	101.6	28,196,253,058	33,455,209,730	98.4
6月	24,683,888,083	100.9	153,924,227,382	101.5	41,762,033,301	75,217,243,031	99.0
7月	11,494,046,518	84.0	165,418,273,900	100.1	20,784,707,859	96,001,950,890	100.2
8月	11,025,392,522	109.6	176,443,666,422	100.6	16,191,305,703	112,193,256,593	100.3
9月	7,093,867,069	98.1	183,537,533,491	100.5	17,483,770,530	129,677,027,123	100.9
10月	8,964,417,172	103.0	192,501,950,663	100.6	14,758,031,973	144,435,059,096	100.8
11月	24,647,406,483	100.6	217,149,357,146	100.6	16,746,791,013	161,181,850,109	100.4
12月	8,333,299,914	103.2	225,482,657,060	100.7	28,658,049,871	189,839,899,980	100.6
平成31(2019)年 1月	10,349,841,122	86.8	235,832,498,182	100.0	15,330,381,347	205,170,281,327	99.7
2月	9,029,419,571	87.4	244,861,917,753	99.5	11,826,902,812	216,997,184,139	99.6
3月	7,576,498,939	108.4	252,438,416,692	99.7	17,059,347,996	234,056,532,135	99.9
4月	148,463,061	86.9	252,586,879,753	99.7	8,696,242,618	242,752,774,753	99.9
令和1(2019)年 5月	△ 10,275,865	-	252,576,603,888	99.7	6,100,377,181	248,853,151,934	100.0

(2) 個人の県民税 (均等割・所得割)

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	21,118,506,730	121.0	21,118,506,730	121.0	-	-	-
5月	36,861,606,428	96.1	57,980,113,158	103.9	481,898,448	481,898,448	93.1
6月	15,562,725,579	99.8	73,542,838,737	103.0	5,379,860,670	5,861,759,118	101.9
7月	136,146,514	6.6	73,678,985,251	100.3	6,990,424,357	12,852,183,475	97.2
8月	191,079,026	246.1	73,870,064,277	100.5	8,857,777,521	21,709,960,996	100.8
9月	146,250,609	109.6	74,016,314,886	100.5	5,527,059,627	27,237,020,623	101.3
10月	104,625,434	126.9	74,120,940,320	100.5	6,140,298,291	33,377,318,914	101.0
11月	104,534,482	107.5	74,225,474,802	100.5	5,465,222,696	38,842,541,610	101.4
12月	107,355,168	103.7	74,332,829,970	100.5	6,316,316,169	45,158,857,779	101.3
平成31(2019)年 1月	122,610,010	148.4	74,455,439,980	100.6	5,181,101,605	50,339,959,384	101.1
2月	129,712,021	96.5	74,585,152,001	100.6	5,880,165,750	56,220,125,134	101.4
3月	63,131,249	53.4	74,648,283,250	100.5	5,498,654,487	61,718,779,621	101.4
4月	24,918,793	58.9	74,673,202,043	100.5	5,389,911,531	67,108,691,152	101.4
令和1(2019)年 5月	△ 3,205,882	-	74,669,996,161	100.5	4,221,374,184	71,330,065,336	101.4

(3) 県民税配当割

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	60,181,272	84.1	60,181,272	84.1	60,189,518	60,189,518	84.1
5月	8,545,097	117.2	68,726,369	87.1	8,447,476	68,636,994	87.1
6月	48,714,403	114.3	117,440,772	96.7	48,809,129	117,446,123	96.9
7月	314,497,448	106.0	431,938,220	103.3	314,488,582	431,934,705	103.3
8月	6,727,687	63.9	438,665,907	102.3	6,701,579	438,636,284	102.3
9月	26,955,268	102.0	465,621,175	102.3	26,988,836	465,625,120	102.3
10月	42,563,301	110.7	508,184,476	103.0	42,563,931	508,189,051	103.0
11月	7,349,262	55.3	515,533,738	101.7	7,345,168	515,534,219	101.7
12月	98,576,050	109.5	614,109,788	102.9	98,575,663	614,109,882	102.9
平成31(2019)年 1月	898,656,238	64.9	1,512,766,026	76.3	898,640,773	1,512,750,655	76.3
2月	5,141,985	43.9	1,517,908,011	76.1	5,161,794	1,517,912,449	76.1
3月	12,394,528	111.0	1,530,302,529	76.3	12,390,090	1,530,302,539	76.3
4月	-	-	1,530,302,539	76.3	-	1,530,302,539	76.3
令和1(2019)年 5月	-	-	1,530,302,539	76.3	-	1,530,302,539	76.3

(4) 県民税株式等譲渡所得割

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	1,405,373	126.7	1,405,373	126.7	1,405,373	1,405,373	126.7
5月	1,979,609	138.7	3,384,982	133.4	1,979,609	3,384,982	133.4
6月	1,941,304	64.3	5,326,286	95.8	1,941,304	5,326,286	95.8
7月	4,468,894	174.3	9,795,180	120.6	4,470,871	9,797,157	120.6
8月	1,686,636	30.3	11,481,816	83.9	1,684,659	11,481,816	83.9
9月	3,228,278	140.1	14,710,094	92.0	3,228,278	14,710,094	92.0
10月	1,253,668	33.9	15,963,762	81.1	1,253,668	15,963,762	81.1
11月	3,304,453	70.4	19,268,215	79.0	3,304,453	19,268,215	79.0
12月	5,813,467	108.1	25,081,682	84.3	5,813,467	25,081,682	84.3
平成31(2019)年 1月	1,350,489,742	64.4	1,375,571,424	64.7	1,350,489,742	1,375,571,424	64.7
2月	2,463,643	116.0	1,378,035,067	64.7	2,463,664	1,378,035,088	64.7
3月	1,180,321	130.2	1,379,215,388	64.8	1,180,300	1,379,215,388	64.8
4月	-	-	1,379,215,388	64.8	-	1,379,215,388	64.8
令和1(2019)年 5月	-	-	1,379,215,388	64.8	-	1,379,215,388	64.8

(5) 法人県民税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	328,193,100	94.8	328,193,100	94.8	116,353,700	116,353,700	78.3
5月	3,463,552,100	97.7	3,791,745,200	97.5	1,002,699,920	1,119,053,620	92.0
6月	379,846,531	75.0	4,171,591,731	94.9	2,867,214,522	3,986,268,142	91.5
7月	308,541,900	81.7	4,480,133,631	93.8	417,338,824	4,403,606,966	95.5
8月	1,135,772,600	133.6	5,615,906,231	99.8	305,584,400	4,709,191,366	94.8
9月	265,785,500	106.3	5,881,691,731	100.1	1,026,213,034	5,735,404,400	100.3
10月	472,287,400	114.1	6,353,979,131	101.0	350,414,928	6,085,819,328	101.1
11月	2,829,968,000	101.7	9,183,947,131	101.2	877,991,117	6,963,810,445	100.5
12月	243,995,200	93.7	9,427,942,331	101.0	2,331,262,349	9,295,072,794	101.0
平成31(2019)年 1月	18,116,000	81.1	9,616,058,331	100.5	194,482,709	9,489,555,503	101.0
2月	788,440,600	65.2	10,404,498,931	96.6	318,494,275	9,808,049,778	100.9
3月	275,839,600	83.5	10,680,338,531	96.2	774,297,602	10,582,347,380	96.3
4月	25,943,700	98.7	10,706,282,231	96.2	99,364,265	10,681,711,645	96.2
令和1(2019)年 5月	△ 21,400	-	10,706,260,831	96.2	△ 5,656,874	10,676,054,771	96.3

(6) 県民税利子割

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	67,915,294	98.9	67,915,294	98.9	67,914,345	67,914,345	98.9
5月	51,996,107	127.0	119,911,401	109.4	51,997,643	119,911,988	109.4
6月	52,467,926	130.0	172,379,327	114.9	52,464,684	172,376,672	114.9
7月	81,187,966	164.8	253,567,293	127.3	80,498,106	252,874,778	126.9
8月	87,254,509	129.3	340,821,802	127.8	87,252,812	340,127,590	127.5
9月	75,940,329	112.6	416,762,131	124.7	76,086,378	416,213,968	124.6
10月	69,945,666	87.4	486,707,797	117.5	70,494,873	486,708,841	117.5
11月	56,321,124	138.9	543,028,921	119.4	56,320,211	543,029,052	119.4
12月	42,945,363	95.9	585,974,284	117.3	42,948,299	585,977,351	117.3
平成31(2019)年 1月	51,966,140	77.9	637,940,424	112.7	51,963,539	637,940,890	112.7
2月	34,843,073	55.1	672,783,497	106.9	34,842,789	672,783,679	106.9
3月	21,578,276	46.6	694,361,773	102.7	21,578,328	694,362,007	102.7
4月	-	-	694,361,773	102.7	△ 234	694,361,773	102.7
令和1(2019)年 5月	-	-	694,361,773	102.7	-	694,361,773	102.7

(7) 個人事業税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	10,341,500	94.5	10,341,500	94.5	4,883,700	4,883,700	262.5
5月	11,940,600	265.1	22,282,100	144.2	10,194,700	15,078,400	208.2
6月	56,842,117	121.5	79,124,217	127.1	9,688,730	24,767,130	123.2
7月	9,448,000	67.0	88,572,217	116.0	17,630,205	42,397,335	150.0
8月	1,982,026,300	103.6	2,070,598,517	104.1	505,779,932	548,177,267	105.8
9月	24,858,600	161.1	2,095,457,117	104.5	448,394,884	996,572,151	104.6
10月	16,773,600	122.6	2,112,230,717	104.6	57,865,896	1,054,438,047	105.4
11月	13,086,100	108.0	2,125,316,817	104.7	537,275,427	1,591,713,474	106.7
12月	26,451,400	115.1	2,151,768,217	104.8	435,841,286	2,027,554,760	104.8
平成31(2019)年 1月	17,399,200	125.6	2,169,167,417	104.9	56,389,064	2,083,943,824	105.4
2月	39,017,000	128.8	2,208,184,417	105.3	25,666,846	2,109,610,670	104.9
3月	△ 318,500	-	2,207,865,917	105.3	24,617,463	2,134,228,133	104.9
4月	△ 194,700	減	2,207,671,217	105.2	5,916,307	2,140,144,440	104.9
令和1(2019)年 5月	-	-	2,207,671,217	105.2	6,901,340	2,147,045,780	104.9

(8) 法人事業税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	1,499,086,100	92.4	1,499,086,100	92.4	527,608,731	527,608,731	74.8
5月	18,290,026,200	99.9	19,789,112,300	99.3	5,123,383,922	5,650,992,653	95.4
6月	1,812,192,665	85.8	21,601,304,965	98.0	15,419,820,475	21,070,813,128	95.5
7月	1,572,609,100	108.9	23,173,914,065	98.7	1,570,463,371	22,641,276,499	98.9
8月	4,852,642,000	110.3	28,026,556,065	100.5	1,718,899,990	24,360,176,489	99.6
9月	1,146,554,100	112.2	29,173,110,165	100.9	4,376,698,088	28,736,874,577	101.4
10月	2,035,024,700	107.7	31,208,134,865	101.3	1,435,152,384	30,172,026,961	101.5
11月	16,619,674,100	100.2	47,827,808,965	100.9	4,960,521,667	35,132,548,628	100.2
12月	1,514,447,000	110.0	49,342,255,965	101.2	13,683,263,365	48,815,811,993	101.0
平成31(2019)年 1月	923,375,400	80.0	50,265,631,365	100.7	954,078,302	49,769,890,295	101.1
2月	3,806,702,800	87.8	54,072,334,165	99.7	1,425,677,821	51,195,568,116	100.9
3月	1,344,862,700	105.8	55,417,196,865	99.8	3,795,823,776	54,991,391,892	99.7
4月	107,093,100	99.4	55,524,289,965	99.8	539,785,886	55,531,177,778	99.8
令和1(2019)年 5月	△ 337,900	-	55,523,952,065	99.8	△ 81,424,274	55,449,753,504	99.8

(9) 地方消費税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	3,648,056,389	102.7	3,648,056,389	102.7	3,648,056,389	3,648,056,389	102.7
5月	1,643,627,357	82.0	5,291,683,746	95.2	1,643,627,357	5,291,683,746	95.2
6月	3,815,148,565	120.6	9,106,832,311	104.4	3,815,148,565	9,106,832,311	104.4
7月	5,410,690,289	100.6	14,517,522,600	103.0	5,410,690,289	14,517,522,600	103.0
8月	—	—	14,517,522,600	103.0	—	14,517,522,600	103.0
9月	2,648,705,192	89.5	17,166,227,792	100.6	2,648,705,192	17,166,227,792	100.6
10月	3,467,329,834	99.2	20,633,557,626	100.4	3,467,329,834	20,633,557,626	100.4
11月	2,210,200,594	102.2	22,843,758,220	100.6	2,210,200,594	22,843,758,220	100.6
12月	3,392,996,479	109.3	26,236,754,699	101.6	3,392,996,479	26,236,754,699	101.6
平成31(2019)年 1月	3,831,558,226	99.3	30,068,312,925	101.3	3,831,558,226	30,068,312,925	101.3
2月	1,662,306,364	89.4	31,730,619,289	100.6	1,662,306,364	31,730,619,289	100.6
3月	2,983,593,367	105.4	34,714,212,656	101.0	2,983,593,367	34,714,212,656	101.0
4月	—	—	34,714,212,656	101.0	—	34,714,212,656	101.0
令和1(2019)年 5月	—	—	34,714,212,656	101.0	—	34,714,212,656	101.0

(10) 不動産取得税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	470,993,100	60.9	470,993,100	60.9	159,116,600	159,116,600	64.1
5月	610,316,000	144.4	1,081,309,100	90.4	464,943,600	624,060,200	70.2
6月	461,225,254	123.3	1,542,534,354	98.3	630,386,467	1,254,446,667	97.0
7月	1,160,326,200	70.9	2,702,860,554	84.3	726,702,345	1,981,149,012	100.9
8月	302,864,900	97.6	3,005,725,454	85.5	740,502,394	2,721,651,406	85.4
9月	299,518,200	112.6	3,305,243,654	87.4	309,243,881	3,030,895,287	86.3
10月	306,870,500	112.5	3,612,114,154	89.0	301,698,964	3,332,594,251	88.2
11月	285,942,500	83.3	3,898,056,654	88.6	351,201,779	3,683,796,030	89.8
12月	354,895,000	66.8	4,252,951,654	86.2	254,276,536	3,938,072,566	88.3
平成31(2019)年 1月	346,864,800	93.2	4,599,816,454	86.7	307,297,798	4,245,370,364	85.8
2月	218,173,400	48.9	4,817,989,854	83.8	341,154,547	4,586,524,911	85.2
3月	438,587,200	123.1	5,256,577,054	86.1	296,601,435	4,883,126,346	86.1
4月	△ 5,995,900	—	5,250,581,154	86.0	288,207,485	5,171,333,831	86.2
令和1(2019)年 5月	△ 2,173,700	—	5,248,407,454	86.0	4,298,688	5,175,632,519	86.1

(11) 県たばこ税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	185,688,507	94.2	185,688,507	94.2	43,162	43,162	124.0
5月	176,887,002	93.5	362,575,509	93.9	362,578,496	362,621,658	93.9
6月	191,415,575	94.0	553,991,084	93.9	78,095	362,699,753	61.5
7月	184,470,306	93.9	738,461,390	93.9	375,687,943	738,387,696	93.9
8月	185,910,712	95.8	924,372,102	94.3	185,871,293	924,258,989	94.3
9月	190,373,854	93.0	1,114,745,956	94.1	186,724	924,445,713	94.3
10月	238,885,064	125.6	1,353,631,020	98.4	431,252,544	1,355,698,257	98.6
11月	144,255,728	75.1	1,497,886,748	95.6	145,963,138	1,501,661,395	95.8
12月	176,942,046	98.7	1,674,828,794	95.9	1,293,154	1,502,954,549	95.9
平成31(2019)年 1月	204,335,761	103.5	1,876,164,555	96.7	372,862,315	1,875,816,864	96.5
2月	175,183,050	106.8	2,054,347,605	97.5	177,202,225	2,053,019,089	97.4
3月	169,417,746	105.3	2,223,765,351	98.0	830,761	2,053,849,850	97.4
4月	22,319	増	2,223,787,670	98.0	169,928,967	2,223,778,817	98.0
令和1(2019)年 5月	-	-	2,223,787,670	98.0	8,853	2,223,787,670	98.0

(12) ゴルフ場利用税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	173,686,400	95.2	173,686,400	95.2	163,267,000	163,267,000	98.4
5月	197,198,550	95.5	370,884,950	95.4	206,411,350	369,678,350	95.3
6月	227,065,050	94.2	597,950,000	94.9	226,731,150	596,409,500	95.5
7月	200,158,450	97.2	798,108,450	95.5	197,401,300	793,810,800	95.6
8月	176,796,100	83.2	974,904,550	93.0	179,284,400	973,095,200	93.0
9月	179,753,000	91.4	1,154,657,550	92.7	181,286,350	1,154,381,550	93.0
10月	187,214,350	91.7	1,341,871,900	92.6	187,490,750	1,341,872,300	92.6
11月	219,766,350	109.4	1,561,638,250	94.6	217,893,850	1,559,766,150	94.6
12月	220,961,950	93.7	1,782,600,200	94.5	223,281,650	1,783,047,800	94.7
平成31(2019)年 1月	201,620,850	100.0	1,984,221,050	95.0	201,170,350	1,984,218,150	95.1
2月	137,279,950	118.5	2,121,501,000	96.3	136,625,850	2,120,844,000	96.4
3月	105,857,450	104.2	2,227,358,450	96.6	105,437,450	2,226,281,450	96.7
4月	-	-	2,227,358,450	96.6	10,732,300	2,237,013,750	96.7
令和1(2019)年 5月	-	-	2,227,358,450	96.6	△ 9,655,300	2,227,358,450	96.6

(13) 自動車取得税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	675,963,740	184.8	675,963,740	184.8	434,581,140	434,581,140	346.6
5月	252,329,500	102.8	928,293,240	151.9	242,177,500	676,758,640	185.1
6月	300,919,200	91.7	1,229,212,440	130.9	202,313,960	879,072,600	141.4
7月	297,088,600	112.0	1,526,301,040	126.7	357,885,340	1,236,957,940	131.7
8月	255,210,900	107.1	1,781,511,940	123.5	255,762,360	1,492,720,300	124.0
9月	324,254,800	98.0	2,105,766,740	118.7	296,828,540	1,789,548,840	124.0
10月	266,976,300	106.2	2,372,743,040	117.2	272,679,288	2,062,228,128	116.3
11月	289,088,800	104.9	2,661,831,840	115.7	11,238,100	2,073,466,228	102.4
12月	272,423,600	101.1	2,934,255,440	114.2	9,471,600	2,082,937,828	90.5
平成31(2019)年 1月	272,949,900	98.1	3,207,205,340	112.6	8,759,900	2,091,697,728	81.4
2月	319,221,500	101.5	3,526,426,840	111.5	9,199,500	2,100,897,228	81.7
3月	415,454,890	増	3,941,881,730	125.5	1,441,656,412	3,542,553,640	124.3
4月	△ 1,066,700	－	3,940,815,030	125.4	398,261,390	3,940,815,030	125.4
令和 1(2019)年 5月	△ 1,873,800	－	3,938,941,230	125.4	△ 1,873,800	3,938,941,230	125.4

(14) 軽油引取税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	2,004,533,868	102.1	2,004,533,868	102.1	70,594,214	70,594,214	100.4
5月	1,809,558,376	101.1	3,814,092,244	101.6	924,833,831	995,428,045	104.2
6月	1,776,406,182	104.3	5,590,498,426	102.5	815,512,257	1,810,940,302	99.6
7月	1,831,854,351	100.3	7,422,352,777	101.9	1,999,650,812	3,810,591,114	102.9
8月	1,890,490,952	103.6	9,312,843,729	102.3	1,719,493,233	5,530,084,347	100.0
9月	1,785,771,235	102.7	11,098,614,964	102.3	1,798,971,917	7,329,056,264	102.7
10月	1,789,197,555	97.3	12,887,812,519	101.6	1,851,195,158	9,180,251,422	101.5
11月	1,907,744,690	104.3	14,795,557,209	101.9	1,850,851,232	11,031,102,654	102.5
12月	1,905,367,667	101.5	16,700,924,876	101.9	1,794,710,913	12,825,813,567	102.5
平成31(2019)年 1月	1,956,972,755	98.0	18,657,897,631	101.5	1,946,399,219	14,772,212,786	102.0
2月	1,734,302,487	104.1	20,392,200,118	101.7	1,824,971,632	16,597,184,418	102.3
3月	1,761,904,239	97.9	22,154,104,357	101.4	1,802,168,138	18,399,352,556	102.0
4月	－	－	22,154,104,357	101.4	1,795,460,539	20,194,813,095	100.8
令和 1(2019)年 5月	－	－	22,154,104,357	101.4	1,955,404,428	22,150,217,523	101.4

(15) 自動車税 (総額)

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	199,636,600	102.0	199,636,600	102.0	4,942,800	4,942,800	94.0
5月	35,409,171,800	100.5	35,608,808,400	100.5	17,667,930,006	17,672,872,806	100.5
6月	△ 3,172,268	減	35,605,636,132	100.2	12,287,895,493	29,960,768,299	100.6
7月	△ 17,441,500	－	35,588,194,632	100.3	2,321,209,914	32,281,978,213	100.5
8月	△ 43,069,800	－	35,545,124,832	100.3	1,626,711,130	33,908,689,343	100.8
9月	△ 39,542,896	減	35,505,581,936	100.2	748,417,801	34,657,107,144	100.5
10月	△ 42,836,900	－	35,462,745,036	100.3	140,034,764	34,797,141,908	100.5
11月	△ 44,472,100	－	35,418,272,936	100.3	50,852,181	34,847,994,089	100.0
12月	△ 30,200,776	－	35,388,072,160	100.3	67,635,641	34,915,629,730	99.9
平成31(2019)年 1月	△ 17,131,500	－	35,370,940,660	100.3	△ 24,869,795	34,890,759,935	99.7
2月	△ 23,409,502	－	35,347,531,158	100.3	△ 17,071,445	34,873,688,490	99.6
3月	△ 16,984,127	－	35,330,547,031	100.3	300,518,387	35,174,206,877	100.5
4月	△ 2,257,551	－	35,328,289,480	100.3	△ 1,325,818	35,172,881,059	100.4
令和1(2019)年 5月	△ 2,663,183	－	35,325,626,297	100.3	10,999,936	35,183,880,995	100.4

ア 自動車税 (普通徴収)

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	698,100	増	698,100	増	4,942,800	4,942,800	94.0
5月	35,224,864,600	100.6	35,225,562,700	100.6	17,468,991,506	17,473,934,306	100.5
6月	△ 186,596,368	－	35,038,966,332	100.3	12,293,564,293	29,767,498,599	101.2
7月	△ 176,559,500	－	34,862,406,832	100.5	1,951,458,414	31,718,957,013	100.6
8月	△ 164,290,400	－	34,698,116,432	100.4	1,467,706,230	33,186,663,243	100.9
9月	△ 167,572,896	－	34,530,543,536	100.4	623,885,801	33,810,549,044	100.7
10月	△ 138,006,700	－	34,392,536,836	100.5	34,197,292	33,844,746,336	100.7
11月	△ 123,201,800	－	34,269,335,036	100.4	52,730,581	33,897,476,917	100.5
12月	△ 83,923,676	－	34,185,411,360	100.5	68,220,741	33,965,697,658	100.6
平成31(2019)年 1月	△ 53,311,500	－	34,132,099,860	100.5	△ 23,893,395	33,941,804,263	100.6
2月	△ 44,723,602	－	34,087,376,258	100.5	△ 16,486,945	33,925,317,318	100.6
3月	△ 16,458,127	－	34,070,918,131	100.5	△ 10,733,741	33,914,583,577	100.6
4月	△ 1,892,151	－	34,069,025,980	100.5	△ 966,018	33,913,617,559	100.6
令和1(2019)年 5月	△ 2,641,883	－	34,066,384,097	100.5	11,021,236	33,924,638,795	100.6

(注) OSSによる申告納付分を含む。

イ 自動車税（証紙徴収）

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	198,938,500	101.7	198,938,500	101.7	—	—	—
5月	184,307,200	94.8	383,245,700	98.3	198,938,500	198,938,500	101.7
6月	183,424,100	91.5	566,669,800	96.0	△ 5,668,800	193,269,700	51.0
7月	159,118,000	92.8	725,787,800	95.3	369,751,500	563,021,200	95.4
8月	121,220,600	102.7	847,008,400	96.3	159,004,900	722,026,100	96.2
9月	128,030,000	90.0	975,038,400	95.4	124,532,000	846,558,100	96.5
10月	95,169,800	105.7	1,070,208,200	96.2	105,837,472	952,395,572	93.7
11月	78,729,700	97.1	1,148,937,900	96.3	△ 1,878,400	950,517,172	85.6
12月	53,722,900	92.0	1,202,660,800	96.1	△ 585,100	949,932,072	79.8
平成31(2019)年 1月	36,180,000	94.2	1,238,840,800	96.0	△ 976,400	948,955,672	75.9
2月	21,314,100	94.9	1,260,154,900	96.0	△ 584,500	948,371,172	73.6
3月	△ 526,000	—	1,259,628,900	96.1	311,252,128	1,259,623,300	96.1
4月	△ 365,400	—	1,259,263,500	96.1	△ 359,800	1,259,263,500	96.1
令和1(2019)年 5月	△ 21,300	—	1,259,242,200	96.1	△ 21,300	1,259,242,200	96.1

(16) 鉦区税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	2800	増	2800	増	—	—	—
5月	7,413,800	101.3	7,416,600	101.4	3,149,200	3,149,200	97.6
6月	150,000	170.1	7,566,600	102.2	4,167,800	7,317,000	100.9
7月	—	—	7,566,600	102.2	165,600	7,482,600	103.2
8月	—	—	7,566,600	102.2	—	7,482,600	103.2
9月	—	減	7,566,600	101.6	—	7,482,600	102.6
10月	—	—	7,566,600	101.6	—	7,482,600	102.6
11月	—	—	7,566,600	101.6	—	7,482,600	102.6
12月	—	—	7,566,600	101.6	—	7,482,600	102.6
平成31(2019)年 1月	—	—	7,566,600	101.6	—	7,482,600	102.6
2月	—	—	7,566,600	101.6	—	7,482,600	102.6
3月	—	—	7,566,600	101.6	—	7,482,600	102.6
4月	—	—	7,566,600	101.6	—	7,482,600	102.6
令和1(2019)年 5月	—	—	7,566,600	101.6	—	7,482,600	102.6

(17) 狩猟税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	-	-	-	-	-	-	-
5月	-	-	-	-	-	-	-
6月	-	-	-	-	-	-	-
7月	-	-	-	-	-	-	-
8月	-	-	-	-	-	-	-
9月	15,461,000	94.6	15,461,000	94.6	15,461,000	15,461,000	94.6
10月	8,306,700	99.2	23,767,700	96.2	8,306,700	23,767,700	96.3
11月	642,400	83.4	24,410,100	95.8	609,400	24,377,100	95.7
12月	330,300	131.8	24,740,400	96.2	363,300	24,740,400	96.1
平成31(2019)年 1月	57,600	31.4	24,798,000	95.7	57,600	24,798,000	95.7
2月	41,200	100.2	24,839,200	95.7	41,200	24,839,200	95.7
3月	-	-	24,839,200	95.7	-	24,839,200	95.7
4月	-	-	24,839,200	95.7	-	24,839,200	95.7
令和1(2019)年 5月	-	-	24,839,200	95.7	-	24,839,200	95.7

(18) 旧法による税（軽油取引税）

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成30(2018)年 4月	-	-	-	-	-	-	-
5月	-	-	-	-	-	-	-
6月	-	減	-	減	-	-	-
7月	-	-	-	減	-	-	-
8月	-	-	-	減	-	-	-
9月	-	-	-	減	-	-	-
10月	-	-	-	減	-	-	-
11月	-	-	-	減	-	-	-
12月	-	-	-	減	-	-	-
平成31(2019)年 1月	-	-	-	減	-	-	-
2月	-	-	-	減	-	-	-
3月	-	-	-	減	-	-	-
4月	-	-	-	減	-	-	-
令和1(2019)年 5月	-	-	-	減	-	-	-

4 県税決算額等累年比較

年度	当初予算額		最終予算額		調定額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
昭和55(1980)年度	105,070,000,000	120.3	112,070,000,000	114.2	114,137,319,558	113.9
昭和56(1981)年度	118,350,000,000	112.6	115,400,000,000	103.0	118,116,348,964	103.5
昭和57(1982)年度	123,500,000,000	104.4	123,600,000,000	107.1	126,574,719,427	107.2
昭和58(1983)年度	126,720,000,000	102.6	128,452,000,000	103.9	131,669,485,370	104.0
昭和59(1984)年度	135,340,000,000	106.8	141,902,000,000	110.5	145,336,031,138	110.4
昭和60(1985)年度	150,340,000,000	111.1	154,640,000,000	109.0	158,407,776,191	109.0
昭和61(1986)年度	158,960,000,000	105.7	155,210,000,000	100.4	159,700,658,568	100.8
昭和62(1987)年度	158,350,000,000	99.6	171,250,000,000	110.3	175,492,112,239	109.9
昭和63(1988)年度	178,950,000,000	113.0	198,750,000,000	116.1	202,920,777,748	115.6
平成1(1989)年度	197,200,000,000	110.2	215,054,484,000	108.2	219,625,840,009	108.2
平成2(1990)年度	221,500,000,000	112.3	241,650,000,000	112.4	246,188,104,942	112.1
平成3(1991)年度	241,300,000,000	108.9	253,800,000,000	105.0	259,436,106,827	105.4
平成4(1992)年度	247,500,000,000	102.6	237,000,000,000	93.4	244,405,652,387	94.2
平成5(1993)年度	237,000,000,000	95.8	217,900,000,000	91.9	225,962,675,376	92.5
平成6(1994)年度	214,800,000,000	90.6	218,500,000,000	100.3	226,047,279,310	100.0
平成7(1995)年度	226,200,000,000	105.3	230,700,000,000	105.6	238,317,026,192	105.4
平成8(1996)年度	231,400,000,000	102.3	229,700,000,000	99.6	237,191,857,996	99.5
平成9(1997)年度	240,300,000,000	103.8	236,656,000,000	103.0	244,762,565,895	103.2
平成10(1998)年度	246,668,000,000	102.7	227,168,000,000	96.0	236,113,175,702	96.5
平成11(1999)年度	212,400,000,000	86.1	219,200,000,000	96.5	227,321,509,255	96.3
平成12(2000)年度	215,800,000,000	101.6	231,300,000,000	105.5	239,336,202,074	105.3
平成13(2001)年度	229,900,000,000	106.5	224,500,000,000	97.1	235,079,302,956	98.2
平成14(2002)年度	202,600,000,000	88.1	199,500,000,000	88.9	212,645,093,795	90.5
平成15(2003)年度	190,300,000,000	93.9	206,000,000,000	103.3	217,634,796,309	102.3
平成16(2004)年度	207,800,000,000	109.2	226,500,000,000	110.0	238,262,412,671	109.5
平成17(2005)年度	223,000,000,000	107.3	230,800,000,000	101.9	241,866,051,220	101.5
平成18(2006)年度	238,000,000,000	106.7	254,800,000,000	110.4	264,206,571,039	109.2
平成19(2007)年度	289,500,000,000	121.6	282,100,000,000	110.7	292,492,148,589	110.7
平成20(2008)年度	287,000,000,000	99.1	271,500,000,000	96.2	282,447,561,738	96.6
平成21(2009)年度	227,000,000,000	79.1	214,500,000,000	79.0	227,153,792,206	80.4
平成22(2010)年度	194,500,000,000	85.7	204,500,000,000	95.3	216,288,833,402	95.2
平成23(2011)年度	203,000,000,000	104.4	199,500,000,000	97.6	211,500,904,479	97.8
平成24(2012)年度	202,500,000,000	99.8	203,500,000,000	102.0	214,088,464,082	101.2
平成25(2013)年度	203,500,000,000	100.5	213,500,000,000	104.9	223,632,793,986	104.5
平成26(2014)年度	215,000,000,000	105.7	224,000,000,000	104.9	232,384,074,057	103.9
平成27(2015)年度	241,500,000,000	112.3	243,000,000,000	108.5	250,472,331,778	107.8
平成28(2016)年度	253,500,000,000	105.0	242,500,000,000	99.8	248,313,747,630	99.1
平成29(2017)年度	245,500,000,000	96.8	247,500,000,000	102.1	253,249,548,001	102.0
平成30(2018)年度	252,000,000,000	102.6	249,500,000,000	100.8	252,576,603,888	99.7

単位：円、%

収入額		過誤納金還付未済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合
金額	前年度比				
112,420,373,841	113.7	2,234,684	73,477,017	1,645,703,384	98.5
116,113,624,351	103.3	2,337,865	36,670,879	1,968,391,599	98.3
124,231,920,761	107.0	3,620,165	27,523,955	2,318,894,876	98.1
128,800,797,307	103.7	3,401,528	56,968,021	2,815,121,570	97.8
142,106,493,257	110.3	3,828,054	58,584,686	3,174,781,249	97.8
154,940,421,678	109.0	20,830,074	65,315,180	3,422,869,407	97.8
155,650,436,697	100.5	3,646,247	87,069,712	3,966,798,406	97.5
171,585,270,563	110.2	4,541,388	80,551,291	3,830,831,773	97.8
198,762,075,657	115.8	2,818,212	111,427,852	4,050,092,451	98.0
215,548,978,322	108.4	3,140,221	114,454,479	3,965,547,429	98.1
241,666,035,106	112.1	3,046,357	129,454,817	4,395,661,376	98.2
253,985,592,809	105.1	4,214,719	139,261,326	5,315,467,411	97.9
237,929,631,237	93.7	5,991,695	116,191,559	6,365,821,286	97.4
218,824,888,767	92.0	4,339,583	462,455,059	6,679,671,133	96.8
219,131,891,999	100.1	11,114,879	178,112,085	6,748,390,105	96.9
230,974,629,669	105.4	10,199,604	393,847,646	6,958,748,481	96.9
229,907,407,175	99.5	14,848,008	312,647,822	6,986,651,007	96.9
237,225,320,905	103.2	12,770,455	359,052,706	7,190,962,739	96.9
228,592,170,524	96.4	15,315,979	588,951,040	6,947,370,117	96.8
220,094,903,279	96.3	16,652,465	427,672,444	6,815,585,997	96.8
231,842,614,548	105.3	10,838,064	227,415,827	7,277,009,763	96.9
226,583,106,659	97.7	5,624,774	231,054,096	8,270,766,975	96.4
202,268,416,887	89.3	9,126,594	399,473,856	9,986,329,646	95.1
206,837,991,302	102.3	3,580,511	265,254,064	10,535,131,454	95.0
227,636,373,270	110.1	15,261,497	920,060,497	9,721,240,401	95.5
232,051,477,354	101.9	5,271,460	1,002,314,407	8,817,530,919	95.9
255,347,155,660	110.0	5,516,877	531,917,250	8,333,015,006	96.6
282,553,420,422	110.7	4,889,628	386,332,269	9,557,285,526	96.6
271,625,860,734	96.1	4,489,168	703,846,235	10,122,343,937	96.2
215,166,799,409	79.2	3,877,456	1,832,488,455	10,158,381,798	94.7
205,188,044,872	95.4	3,067,370	838,496,593	10,265,359,307	94.9
200,675,560,979	97.8	7,812,338	699,245,690	10,133,910,148	94.9
204,319,656,701	101.8	3,614,578	1,031,477,661	8,740,944,298	95.4
214,764,621,251	105.1	2,509,093	1,324,423,016	7,546,258,812	96.0
224,826,111,491	104.7	13,993,855	1,057,392,701	6,514,563,720	96.7
244,349,497,063	108.7	1,474,242	738,222,978	5,386,085,979	97.6
243,126,978,582	99.5	8,135,565	720,683,491	4,474,221,122	97.9
248,857,064,008	102.4	2,077,000	695,512,944	3,699,048,049	98.3
248,853,151,934	100.0	5,529,953	552,693,433	3,176,288,474	98.5

5 県税決算額累年比較（税目別）

税目	平成 27 年度 (2015)						平成 28 年度 (2016)					
	調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比
県 税	250,472,331,778	107.8	100.0	244,349,497,063	108.7	100.0	248,313,747,630	99.1	100.0	243,126,978,582	99.5	100.0
県 民 税	90,139,729,180	97.3	36.0	84,685,831,334	98.2	34.7	86,394,625,306	95.8	34.8	81,717,809,786	96.5	33.6
個 人	77,403,049,778	98.5	30.9	71,990,401,695	99.6	29.5	76,105,573,243	98.3	30.6	71,471,827,588	99.3	29.4
法 人	12,061,556,360	91.4	4.8	12,020,306,597	91.5	4.9	9,856,450,232	81.7	4.0	9,813,380,367	81.6	4.0
利 子 割	675,123,042	84.2	0.3	675,123,042	84.2	0.3	432,601,831	64.1	0.2	432,601,831	64.1	0.2
事 業 税	54,000,043,383	117.0	21.6	53,849,848,787	117.3	22.0	57,148,527,702	105.8	23.0	57,004,045,654	105.9	23.4
個 人	2,034,977,207	106.3	0.8	1,948,975,633	108.0	0.8	2,010,087,429	98.8	0.8	1,946,750,914	99.9	0.8
法 人	51,965,066,176	117.4	20.7	51,900,873,154	117.7	21.2	55,138,440,273	106.1	22.2	55,057,294,740	106.1	22.6
地 方 消 費 税	36,127,700,862	160.5	14.4	36,127,700,862	160.5	14.8	35,342,010,138	97.8	14.2	35,342,010,138	97.8	14.5
譲 渡 割	35,715,803,316	160.8	14.3	35,715,803,316	160.8	14.6	35,003,047,308	98.0	14.1	35,003,047,308	98.0	14.4
貨 物 割	411,897,546	136.4	0.2	411,897,546	136.4	0.2	338,962,830	82.3	0.1	338,962,830	82.3	0.1
不 動 産 取 得 税	5,471,594,639	98.7	2.2	5,311,413,912	100.0	2.2	5,056,278,865	92.4	2.0	4,946,958,023	93.1	2.0
県 た ば こ 税	2,493,127,187	98.6	1.0	2,493,127,187	98.6	1.0	2,411,204,447	96.7	1.0	2,411,204,447	96.7	1.0
ゴ ル フ 場 利 用 税	2,435,587,510	97.6	1.0	2,434,250,750	97.6	1.0	2,376,135,850	97.6	1.0	2,376,135,850	97.6	1.0
自 動 車 取 得 税	2,479,696,000	142.4	1.0	2,479,696,000	142.4	1.0	2,633,035,300	106.2	1.1	2,633,035,300	106.2	1.1
軽 油 引 取 税	21,779,755,164	95.8	8.7	21,772,985,564	96.2	8.9	21,730,894,909	99.8	8.8	21,724,199,309	99.8	8.9
自 動 車 税	35,507,516,110	98.9	14.2	35,157,303,789	99.2	14.4	35,185,747,648	99.1	14.2	34,936,535,475	99.4	14.4
普 通 徴 収	34,247,993,610	98.7	13.7	33,897,781,289	99.0	13.9	33,948,929,548	99.1	13.7	33,699,717,375	99.4	13.9
証 紙 徴 収	1,259,522,500	104.2	0.5	1,259,522,500	104.2	0.5	1,236,818,100	98.2	0.5	1,236,818,100	98.2	0.5
鉾 区 税	7,365,800	100.1	0.0	7,277,598	99.5	0.0	7,393,302	100.4	0.0	7,305,100	100.4	0.0
固 定 資 産 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
狩 猟 税	29,828,800	72.4	0.0	29,828,800	72.4	0.0	27,739,500	93.0	0.0	27,739,500	93.0	0.0
旧 法 (自動車取得税)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧 法 (軽油引取税)	387,143	0.4	0.0	232,480	3.1	0.0	154,663	39.9	0.0	-	-	-
旧 法 (特別地方消費税)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧 法 (料理飲食等消費税)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位：円、%

平成 29 年度 (2017)						平成 30 年度 (2018)					
調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比
253,249,548,001	102.0	100.0	248,857,064,008	102.4	100.0	252,576,603,888	99.7	100.0	248,853,151,934	100.0	100.0
90,228,046,035	104.4	35.6	86,236,202,828	105.5	34.7	88,980,136,692	98.6	35.2	85,609,999,807	99.3	34.4
78,423,297,974	103.0	31.0	74,469,203,167	104.2	29.9	77,579,514,088	98.9	30.7	74,239,583,263	99.7	29.8
11,128,959,210	112.9	4.4	11,091,210,810	113.0	4.5	10,706,260,831	96.2	4.2	10,676,054,771	96.3	4.3
675,788,851	156.2	0.3	675,788,851	156.2	0.3	694,361,773	102.7	0.3	694,361,773	102.7	0.3
57,726,151,816	101.0	22.8	57,602,720,050	101.1	23.1	57,731,623,282	100.0	22.9	57,596,799,284	100.0	23.1
2,097,590,608	104.4	0.8	2,046,955,611	105.1	0.8	2,207,671,217	105.2	0.9	2,147,045,780	104.9	0.9
55,628,561,208	100.9	22.0	55,555,764,439	100.9	22.3	55,523,952,065	99.8	22.0	55,449,753,504	99.8	22.3
34,370,990,379	97.3	13.6	34,370,990,379	97.3	13.8	34,714,212,656	101.0	13.7	34,714,212,656	101.0	13.9
34,062,727,212	97.3	13.5	34,062,727,212	97.3	13.7	34,400,519,571	101.0	13.6	34,400,519,571	101.0	13.8
308,263,167	90.9	0.1	308,263,167	90.9	0.1	313,693,085	101.8	0.1	313,693,085	101.8	0.1
6,099,833,560	120.6	2.4	6,011,464,127	121.5	2.4	5,248,407,454	86.0	2.1	5,175,632,519	86.1	2.1
2,268,878,495	94.1	0.9	2,268,878,495	94.1	0.9	2,223,787,670	98.0	0.9	2,223,787,670	98.0	0.9
2,305,258,150	97.0	0.9	2,305,258,150	97.0	0.9	2,227,358,450	96.6	0.9	2,227,358,450	96.6	0.9
3,140,959,900	119.3	1.2	3,140,959,900	119.3	1.3	3,938,941,230	125.4	1.6	3,938,941,230	125.4	1.6
21,855,594,171	100.6	8.6	21,849,718,995	100.6	8.8	22,154,104,357	101.4	8.8	22,150,217,523	101.4	8.9
35,220,282,130	100.1	13.9	35,037,626,584	100.3	14.1	35,325,626,297	100.3	14.0	35,183,880,995	100.4	14.1
33,909,561,930	99.9	13.4	33,726,906,384	100.1	13.6	34,066,384,097	100.5	13.5	33,924,638,795	100.6	13.6
1,310,720,200	106.0	0.5	1,310,720,200	106.0	0.5	1,259,242,200	96.1	0.5	1,259,242,200	96.1	0.5
7,445,802	100.7	0.0	7,291,600	99.8	0.0	7,566,600	101.6	0.0	7,482,600	102.6	0.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25,952,900	93.6	0.0	25,952,900	93.6	0.0	24,839,200	95.7	0.0	24,839,200	95.7	0.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
154,663	100.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

6 県税に係る税外収入実績

(1) 科目別

科 目	予算額	調定額	収入額
総 額	289,198,000	302,004,691	262,978,091
延 滞 金	250,857,000	209,662,002	210,145,412
過 少 申 告 加 算 金	4,974,000	3,630,131	2,658,071
不 申 告 加 算 金	3,932,000	2,830,953	2,541,497
重 加 算 金	26,634,000	85,850,505	47,602,011
過 料	1,000	—	—
滞 納 処 分 費	2,800,000	31,100	31,100

(2) 事務所別

事 務 所 名	延滞金			加算金		
	調定	収入	収入 歩合	調定	収入	収入 歩合
総 額	209,662,002	210,145,412	100.0	92,311,589	52,801,579	57.2
宇 都 宮	65,526,814	65,551,329	100.0	30,847,840	14,359,553	46.5
鹿 沼	12,871,740	12,871,961	100.0	8,731,997	5,675,236	65.0
真 岡	12,277,677	12,280,054	100.0	1,923,187	1,781,700	92.6
栃 木	27,941,534	28,090,080	100.0	30,293,430	14,168,121	46.8
矢 板	11,678,590	11,678,801	100.0	482,540	482,540	100.0
大 田 原	22,283,133	22,538,163	100.0	9,020,179	5,332,569	59.1
安 足	32,691,650	32,730,860	100.0	11,012,416	11,001,860	99.9
自 動 車	24,390,864	24,404,164	100.0	—	—	—

単位：円、%

過誤納額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合
483,410	10,088,503	29,421,507	87.1
483,410	-	-	100.0
-	55,871	916,189	73.2
-	57,528	231,928	89.8
-	9,975,104	28,273,390	55.4
-	-	-	-
-	-	-	100.0

単位：円、%

過料			滞納処分費			雑入			計		
調定	収入	収入歩合	調定	収入	収入歩合	調定	収入	収入歩合	調定	収入	収入歩合
-	-	-	31,100	31,100	100.0	-	-	-	302,004,691	262,978,091	87.1
-	-	-	14,300	14,300	100.0	-	-	-	96,388,954	79,925,182	82.9
-	-	-	200	200	100.0	-	-	-	21,603,937	18,547,397	85.9
-	-	-	2,900	2,900	100.0	-	-	-	14,203,764	14,064,654	99.0
-	-	-	100	100	100.0	-	-	-	58,235,064	42,258,301	72.6
-	-	-	700	700	100.0	-	-	-	12,161,830	12,162,041	100.0
-	-	-	2,100	2,100	100.0	-	-	-	31,305,412	27,872,832	89.0
-	-	-	10,800	10,800	100.0	-	-	-	43,714,866	43,743,520	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,390,864	24,404,164	100.0

7 県税に係る税外収入徴収額累年比較

税目	平成 23 年度 (2011)		平成 24 年度 (2012)		平成 25 年度 (2013)		平成 26 年度 (2014)	
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
総額	680,413,279	485,375,338	662,580,191	474,283,894	617,838,120	459,343,529	490,706,248	404,996,639
延滞金	415,802,616	416,488,396	414,510,921	414,840,875	400,577,789	400,829,835	325,420,461	325,561,142
過少申告 加算金	19,738,212	7,760,712	17,488,285	5,519,184	20,104,843	6,918,622	9,043,475	6,060,541
不申告 加算金	75,153,995	3,414,476	76,876,495	7,096,659	60,194,566	1,347,463	28,625,094	8,956,984
重加算金	169,065,356	57,058,654	153,312,190	46,434,876	136,608,122	49,894,809	126,776,018	63,576,772
過料	-	-	-	-	-	-	-	-
滞処 分納費	653,100	653,100	392,300	392,300	352,800	352,800	841,200	841,200

単位：円

平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)	
調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
345,329,153	314,956,186	324,100,737	286,790,267	366,118,124	330,960,705	302,004,691	262,978,091
271,025,311	271,107,554	250,669,656	250,857,210	263,414,560	263,532,217	209,662,002	210,145,412
6,604,309	3,758,540	7,183,661	4,974,367	6,047,244	5,601,497	3,630,131	2,658,071
5,605,970	3,635,870	5,308,527	3,932,488	3,041,865	1,595,113	2,830,953	2,541,497
61,241,363	35,602,022	60,547,093	26,634,402	92,164,955	58,782,378	85,850,505	47,602,011
—	—	—	—	—	—	—	—
852,200	852,200	391,800	391,800	1,449,500	1,449,500	31,100	31,100

8 県税納期内収納率累年比較（現年度課税分）

単位：%

税目	平成 25 年度 (2013)		平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)	
	件数	税額										
県税計 (個人県民税及び地方消費税を除く。)	77.8	79.9	79.1	81.4	80.4	83.4	81.0	83.5	82.2	84.6	83.1	84.2
法人県民税	77.8	96.3	78.4	96.6	79.0	96.7	80.4	96.2	82.8	96.9	83.0	96.4
利子等に係る県民税	98.3	99.8	98.4	99.9	96.9	99.8	98.2	99.8	98.6	99.8	98.5	99.9
個人事業税	79.4	84.0	80.6	85.0	80.5	85.0	83.4	86.1	84.0	86.5	84.2	86.2
法人事業税	79.3	97.6	79.3	97.4	80.2	98.1	80.2	97.4	81.1	97.9	80.9	96.9
地方消費税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不動産取得税	83.6	89.1	83.5	89.2	84.5	92.5	86.2	90.1	86.2	93.4	85.6	91.7
県たばこ税	90.2	99.9	92.2	99.9	100.0	100.0	98.6	99.9	98.2	99.9	98.3	99.9
ゴルフ場利用税	92.2	94.4	91.6	94.2	92.5	95.4	94.6	97.1	96.9	97.8	95.8	97.6
自動車取得税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
軽油引取税	72.9	37.4	75.9	38.5	77.1	40.0	77.8	43.5	78.2	42.7	79.1	43.3
自動車税	75.9	74.1	77.6	75.9	78.7	76.8	79.3	77.3	80.4	78.7	81.2	79.6
普通徴収	74.1	73.1	76.0	75.0	77.1	76.0	77.7	76.5	78.9	77.8	79.8	78.8
証紙徴収	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鉦区税	97.3	98.6	96.4	96.6	98.6	98.4	94.5	93.9	99.5	99.1	98.0	97.4
狩猟税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(旧法)自動車取得税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(旧法)軽油引取税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 納期内収納率（件数）は、納期内収納額（件数）／調定額（件数）により算出している。

第 3 課 税 状 況

1 税目別納税義務者等累年比較

区分	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
個人県民税						
個人の県民税	人	997,633	999,968	1,009,370	1,019,133	1,026,795
県民税配当割	件	6,770	7,040	7,971	8,112	7,830
県民税株式等譲渡所得割	〃	508	483	413	522	445
県民税利子割 (特別徴収義務者)	人	224	214	214	214	216
法人県民税・事業税	社	46,681	46,448	46,653	46,748	46,940
個人事業税	人	12,071	12,061	12,850	13,064	13,256
第 1 種	〃	9,896	9,951	10,573	10,707	10,898
第 2 種	〃	5	9	12	12	8
第 3 種	〃	2,170	2,101	2,265	2,345	2,350
不動産取得税	件	26,877	25,841	27,207	28,789	27,283
土地	〃	17,991	17,402	18,405	19,777	18,459
家屋	〃	8,886	8,439	8,802	9,012	8,824
県たばこ税	人	8	8	9	9	8
ゴルフ場利用税	施設	133	132	128	125	123
自動車税	台	980,219	970,756	966,963	967,169	968,038
鉦区税	鉦区	205	197	199	200	201
自動車取得税	台	49,525	72,028	73,187	74,359	95,820
軽油引取税 (特別徴収義務者)	人	214	212	213	211	210
狩猟税	人	3,099	3,279	3,131	3,293	3,272

2 個人県民税に関する調

(1) 個人の県民税

ア 納税義務者数

単位：人

事務所名	均等割のみの者	均等割と所得割の 合算額の者	分離課税分	計
総 数	110,299	912,562	3,934	1,026,795
宇 都 宮	19,082	266,037	1,070	286,189
鹿 沼	11,795	83,005	355	95,155
真 岡	8,351	65,184	285	73,820
栃 木	23,853	207,267	977	232,097
矢 板	10,569	73,579	317	84,465
大 田 原	24,251	97,364	451	122,066
安 足	12,398	120,126	479	133,003

イ 税額等

単位：人、円

事務所名	普通徴収分		特別徴収分		分離課税分		計	
	納税者数	税額	納税者数	税額	納税者数	税額	納税者数	税額
総 数	291,363	13,833,649,470	731,498	56,886,118,887	3,934	541,029,910	1,026,795	71,260,798,267
宇 都 宮	62,813	3,929,631,014	222,306	19,265,399,340	1,070	171,877,984	286,189	23,366,908,338
鹿 沼	33,385	1,279,420,860	61,415	4,415,671,500	355	37,338,900	95,155	5,732,431,260
真 岡	22,563	899,090,200	50,972	3,637,931,700	285	24,749,300	73,820	4,561,771,200
栃 木	63,941	3,273,025,636	167,179	13,145,766,697	977	101,681,542	232,097	16,520,473,875
矢 板	23,403	996,690,200	60,745	4,208,060,987	317	41,030,249	84,465	5,245,781,436
大 田 原	51,570	1,715,549,560	70,045	5,251,110,145	451	74,732,935	122,066	7,041,392,640
安 足	33,688	1,740,242,000	98,836	6,962,178,518	479	89,619,000	133,003	8,792,039,518

(2) 県民税配当割

単位：千円

区 分	課税標準額	税 額
上場株式等の配当等	23,420,157	761,256
投資信託でのその設定に係る受益権の募集が 公募により行われたものの収益の分配	6,964,004	17,752
公募証券投資信託の分配に係る配当等	11	1
特定投資法人の投資口の配当等	-	-
特定目的信託の社債的受益権の剰余金のうち 公募のもの	-	-
特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償 還金	713,740	28,865
源泉徴収選択口座内配当等	40,444,889	722,429
合 計	71,542,800	1,530,303

(3) 県民税株式等譲渡所得割

単位：千円

区 分	課税標準額	税 額
特 定 株 式 等 譲 渡 所 得	27,586,463	1,379,215

3 法人県民税に関する調

区 分	均等割額		法 人 税 割 額					
	納税義務者数	調定額①	確定法人税割額		確定法人税割額に対応する前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中間申告額	
			事業年度数	税額②	事業年度数	税額③	事業年度数	税額④
総 数	46,755	2,587,063	46,439	7,735,504	8,174	2,604,958	8,563	2,589,311
普通法人	43,936	2,473,936	44,378	7,611,932	8,139	2,604,958	8,516	2,589,286
県内法人	35,531	931,520	35,905	1,205,223	4,204	374,616	4,498	385,910
分割法人	8,405	1,542,416	8,473	6,406,709	3,935	2,230,342	4,018	2,203,376
本店本県	1,301	79,579	1,309	1,026,501	395	374,886	402	335,176
本店他県	7,104	1,462,837	7,164	5,380,208	3,540	1,855,456	3,616	1,868,200
特別法人	594	42,066	606	110,741	—	—	—	—
公益法人等	1,020	19,828	1,089	11,960	—	—	—	—
寮等のみを 有する法人	551	41,549	—	—	—	—	—	—
人格なき社団等	189	4,191	191	870	—	—	—	—
清算法人	465	5,493	438	1	35	—	47	25

4 県民税利子割に関する調

(1) 特別徴収義務者数

単位：人、件

区 分	特別徴収義務者数	営業所数
総 数	216	887
銀 行 等	17	533
信 用 金 庫 等	16	91
農 林 中 央 金 庫 等	13	90
証 券 会 社	16	17
保 険 会 社 等	26	27
社 内 預 金 実 施 企 業	23	24
そ の 他	105	105

単位：千円、%

確定申告期限が翌年度になる見込納付額		既還付請求利子割額が過大である場合の納付額⑥	中間納付額の歳出還付額⑦	現事業年度分調定額②-③+④+⑤+⑥+⑦⑧	過事業年度分調定額⑨	調定額⑧+⑨⑩	合計（調定額）①+⑩	
事業年度数	税額⑤							前年度比
54	46,944	-	188,551	7,955,352	142,012	8,097,364	10,684,427	96.3
53	46,932	-	188,551	7,831,743	140,908	7,972,651	10,446,587	96.2
8	9,915	-	60,911	1,287,343	41,621	1,328,964	2,260,484	103.4
45	37,017	-	127,640	6,544,400	99,287	6,643,687	8,186,103	94.4
1	-	-	27,649	1,014,440	21,123	1,035,563	1,115,142	93.7
44	37,017	-	99,991	5,529,960	78,164	5,608,124	7,070,961	94.5
1	12	-	-	110,753	576	111,329	153,395	97.4
-	-	-	-	11,960	492	12,452	32,280	106.6
-	-	-	-	-	-	-	41,549	101.2
-	-	-	-	870	35	905	5,096	95.6
-	-	-	-	26	1	27	5,520	96.8

(2) 税額等

単位：千円

区 分	税額	課税支払額	非課税支払額
総 数	694,362	14,191,495	260,391
公 社 債 利 子 等	675,783	13,604,862	260,239
特定公社債以外の公社債の利子	828	16,556	5,653
銀 行 預 金 利 子	545,392	10,973,843	208,832
銀行以外の金融機関の預貯金利子	87,737	1,777,461	39,164
合同運用信託の収益の分配	65	1,357	106
郵 便 貯 金 の 利 子	6	274	-
そ の 他	41,755	835,371	6,484
私 募 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託 等 の 収 益 の 分 配 等	1,387	27,740	-
金 融 類 似 商 品	17,192	558,892	152
そ の 他	-	1	-

5 個人事業税に関する調

(1) 業種別課税状況

区 分	所得金額	専従者控除額・各種控除額等		事業主控除額	
		人員	控除額		
第一種事業	74,526,733,032	(4,522)	(8,765,369,922)	32,674,211,000	
第二種事業			9,251,105,274		
第三種事業			5%該当		(15,600,000)
			3%該当		18,896,936
合 計	(5,886)	20,976,573,944	39,605,473,000		

(注) 控除額欄の () 内は専従者控除額が内書きで、人員欄の () 内には専従者数が計上されている。

(2) 分割個人

単位：人、千円

区 分	本県本店分				他県本店分		合計	
	課税 人員 ①	課税標準額			課税 人員 ③	分割を受けた 課税標準額 ④	課税 人員 ①+③	課税標準額 ②+④
		本県分	他の都道 府県分	計 ②				
総 数	11	27,739	69,257	96,996	19	52,155	30	149,151
第一種事業	8	22,186	26,671	48,857	11	27,001	19	75,858
第二種事業	—	—	—	—	—	—	—	—
第三種事業	3	5,553	42,586	48,139	8	25,154	11	73,293

単位：円、%

課税標準額	調定額	減額・減免額	差引調定額	
				前年度比
32,596,056,000	1,637,415,900	7,898,700	1,629,517,200	105.1
194,130,000	7,765,000	—	7,765,000	46.8
10,431,579,000	522,100,800	578,700	521,522,100	108.5
260,232,000	8,019,300	—	8,019,300	111.9
43,481,997,000	2,175,301,000	8,477,400	2,166,823,600	105.5

(3) 業種別所得金額

種 別	課 税 人 員			所
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
総 数	12,133	1,123	13,256	73,020,879
第一種事業	10,193	705	10,898	58,396,689
物品販売業	808	70	878	4,276,508
金銭貸付業	1	—	1	3,802
不動産業	3,401	79	3,480	24,206,112
製造業	643	57	700	3,391,618
運送倉庫業	474	40	514	2,196,432
請負業	4,049	388	4,437	20,268,167
印刷出版業	13	2	15	56,052
旅館業	21	1	22	109,216
料理飲食店業	462	35	497	2,201,719
代理業等	68	16	84	329,994
娯楽興行業	10	—	10	50,671
その他の事業	243	17	260	1,306,398
第二種事業	8	—	8	217,330
畜産業	8	—	8	217,330
水産業	—	—	—	—
薪炭製造業	—	—	—	—
第三種事業	1,932	418	2,350	14,406,860
医業等	458	35	493	3,761,744
法務業等	576	207	783	6,000,609
環境衛生業	339	70	409	1,523,131
あんま業等	109	13	122	560,401
その他の事業	450	82	532	2,560,975

(注) 本表は過年度分を除いたものであり、分割個人については、本店本県個人のみ計上している。

単位：人、千円

得 金 額		事業主控除額 ②	差引課税所得金額①－②
所得税失格者	計 ①		
5,406,740	78,427,619	37,823,664	40,603,955
2,693,403	61,090,092	31,063,502	30,026,590
244,903	4,521,411	2,492,570	2,028,841
—	3,802	2,900	902
312,087	24,518,199	9,872,631	14,645,568
205,362	3,596,980	2,003,664	1,593,316
152,393	2,348,825	1,473,447	875,378
1,487,998	21,756,165	12,717,504	9,038,661
6,286	62,338	41,325	21,013
3,302	112,518	63,800	48,718
137,024	2,338,743	1,387,662	951,081
80,574	410,568	242,876	167,692
—	50,671	29,000	21,671
63,474	1,369,872	736,123	633,749
—	217,330	23,200	194,130
—	217,330	23,200	194,130
—	—	—	—
—	—	—	—
2,713,337	17,120,197	6,736,962	10,383,235
158,549	3,920,293	1,407,713	2,512,580
1,678,190	7,678,799	2,262,728	5,416,071
261,880	1,785,011	1,169,188	615,823
46,521	606,922	345,587	261,335
568,197	3,129,172	1,551,746	1,577,426

(4) 所得階層別所得金額

区分	300万円以下のもの		300万円を超え 310万円以下のもの		310万円を超え 320万円以下のもの		320万円を超え 330万円以下のもの	
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
総 数	564	1,649,544	570	1,725,977	492	1,540,274	486	1,551,956
第 一 種 事 業	479	1,403,006	481	1,460,431	402	1,258,181	422	1,346,901
第 二 種 事 業	—	—	—	—	—	—	—	—
第 三 種 事 業	85	246,538	89	265,546	90	282,093	64	205,055
あんま業等以外	80	231,835	83	247,237	83	260,024	61	195,331
あんま業等	5	14,703	6	18,309	7	22,069	3	9,724

区 分	370万円を超え 380万円以下のもの		380万円を超え 390万円以下のもの		390万円を超え 400万円以下のもの		400万円を超え 500万円以下のもの	
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
総 数	383	1,427,832	401	1,532,099	334	1,300,716	2,726	12,010,604
第 一 種 事 業	317	1,180,971	352	1,343,866	291	1,131,029	2,297	10,111,914
第 二 種 事 業	—	—	—	—	—	—	1	4,533
第 三 種 事 業	66	246,861	49	188,233	43	169,687	428	1,894,157
あんま業等以外	59	220,577	47	180,581	39	153,902	399	1,762,494
あんま業等	7	26,284	2	7,652	4	15,785	29	131,663

(注) 本表は過年度分を除いたものであり、分割個人については、本店本県個人のみ計上している。

単位：人、千円

330万円を超え 340万円以下のもの		340万円を超え 350万円以下のもの		350万円を超え 360万円以下のもの		360万円を超え 370万円以下のもの	
人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
467	1,547,037	424	1,599,860	407	1,431,974	398	1,442,385
386	1,281,346	374	1,279,697	343	1,205,141	334	1,212,190
—	—	—	—	—	—	—	—
81	265,691	50	270,687	64	226,833	64	230,195
75	248,487	47	160,202	61	216,225	59	214,009
6	17,204	3	10,322	3	10,608	5	16,186

単位：人、千円

500万円を超え 600万円以下のもの		600万円を超え 700万円以下のもの		700万円を超え 1,000万円以下のもの		1,000万円を超える もの		合計	
人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
1,680	9,039,471	1,046	6,563,729	1,478	11,968,378	1,400	22,245,422	13,256	78,427,619
1,409	7,570,689	853	5,339,505	1,187	9,529,710	971	14,435,515	10,898	61,090,092
—	—	—	—	3	25,822	4	186,975	8	217,330
271	1,468,782	193	1,224,224	268	2,412,846	425	7,622,932	2,350	17,120,197
259	1,404,330	183	1,162,841	273	2,297,994	420	7,557,206	2,228	16,513,275
12	64,452	10	61,383	15	114,852	5	65,726	122	606,922

6 法人事業税に関する調

(1) 税額等

区 分	現 事 業 年 度 分							
	確定額		確定事業税額に対応する 前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度 になる中間申告額		確定申告期限が翌年 度になる見込納付額	
	事業年度数	税額 ①	事業年度数	税額 ②	事業年度数	税額 ③	事業年度数	税額 ④
総 額	15,223	54,357,177	7,943	20,051,158	8,330	19,388,063	53	236,400
所得課税分	12,716	18,400,444	6,109	6,556,326	6,398	5,999,595	32	85,461
普通法人	9,824	17,366,412	6,073	6,556,324	6,351	5,998,539	31	85,372
{ 県内法人	3,549	7,644,437	3,765	2,623,664	3,980	2,529,706	6	70,645
{ 分割法人	6,275	9,721,975	2,308	3,932,660	2,371	3,468,833	25	14,727
その他の法人等	2,892	1,034,032	36	2	47	1,056	1	89
収入金課税分	479	3,674,358	225	1,415,745	312	1,441,972	—	—
外形対象法人分	2,028	32,282,375	1,609	12,079,087	1,620	11,946,496	21	150,939

(参考) 地方法人特別税

	現 事 業 年 度 分								
	確定額						確定地方法人特別税額 に対応する前年度分 の中間申告額		
	事業年度数		基準法人 所得（収 入）割額	税額		確定申告及び決定 のない中間申告		事業年度数	税額
	確定申告があったもの うち決定 したもの	①		うち決定 したもの	事業年度数	税額 ②	③		
所得課税分 (外形対象法人分を除く)	43,605	134	17,921,047	6,850,837	590	496	33,447	6,307	1,672,640
収入金額課税分	437	—	2,758,476	1,406,574	—	4	38,726	163	727,873
外形対象法人分	2,040	4	4,578,684	17,722,463	△ 618	63	1,681,004	1,632	5,752,749
合計	46,082	138	25,258,207	25,979,874	△ 28	563	1,753,177	8,102	8,153,262

単位：千円、%

中間納付額の 歳出還付額 ⑤	調定額 ①-②+③+④+⑤ ⑥	過事業年度分		合計（調定額）⑥+⑦	
		所得（収入）金額	調定額 ⑦		前年度比
859,441	54,789,923	12,298,967	698,170	55,488,093	99.9
840,655	18,769,829	6,221,865	374,592	19,144,421	96.7
840,655	17,734,654	6,136,678	369,780	18,104,434	96.8
443,416	8,064,540	3,466,138	191,049	8,255,589	102.8
397,239	9,670,114	2,670,540	178,731	9,848,845	92.2
-	1,035,175	85,187	4,812	1,039,987	94.8
3,267	3,703,852	6,077,102	74,877	3,778,729	134.1
15,519	32,316,242	-	248,701	32,564,943	98.8

単位：千円

確定申告が翌年度 になる中間申告額						過事業年度分			
確定申告期限が翌年度 となる見込納付額		中間納付額の還付額		調定額		基準法人所 得（収入） 割額	調定額	合計 ⑦+⑧	
事業年度数	税額 ④	事業年度数	税額 ⑤	前年度に 収入した もの ⑥	当該年度に 収入した もの ⑦				
6,347	2,129,899	35	28,230	130,197	7,499,970	402,407	238,160	7,738,130	
197	552,598	-	-	123,207	1,393,232	14,605	8,989	1,402,221	
1,620	6,642,559	19	95,526	383,787	20,772,590	25,586	38,975	20,811,565	
8,164	9,325,056	54	123,756	637,191	29,665,792	442,598	286,124	29,951,916	

(2) 資本金別法人数

資本金別	分割法人						
	利益法人			欠損法人			小計
	2の県にまたがるもの	3以上の県にまたがるもの	計	2の県にまたがるもの	3以上の県にまたがるもの	計	
総数	444	240	684	484	102	586	1,270
300万円未満	26	5	31	49	3	52	83
300万円以上 1,000万円未満	110	15	125	196	23	219	344
1,000万円	102	43	145	124	19	143	288
1,000万円超 5,000万円未満	127	79	206	80	27	107	313
5,000万円以上 1億円未満	46	41	87	28	19	47	134
1億円	13	12	25	5	2	7	32
1億円超 10億円未満	17	27	44	2	7	9	53
10億円	—	—	—	—	—	—	—
10億円超 50億円未満	2	8	10	—	1	1	11
50億円	—	1	1	—	—	—	1
50億円超 100億円未満	—	4	4	—	1	1	5
100億円以上	1	5	6	—	—	—	6

(注) 分割法人については、本店本県法人のみ計上している。

(3) 所得階層別所得金額

区 分	欠損法人	年所得 400 万円以下のもの		年所得 400 万円超 800 万円以下		年所得 800 万円超 1,000 万円以下	
	事業年度数	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額
総数	24,551	6,567	8,464,306	1,595	9,203,081	421	3,761,958
事業年度が年2回の法人	4	1	701	—	—	—	—
県内法人	2	1	701	—	—	—	—
分割法人	2	—	—	—	—	—	—
{ 軽減税率適用法人	2	—	—	—	—	—	—
{ その他	—	—	—	—	—	—	—
事業年度が年1回の法人	24,547	6,566	8,463,605	1,595	9,203,081	421	3,761,958
県内法人	23,955	6,440	8,268,872	1,521	8,760,825	396	3,534,800
分割法人	592	126	194,733	74	442,256	25	227,158
{ 軽減税率適用法人	515	113	171,331	64	376,603	19	171,996
{ その他	77	13	23,402	10	65,653	6	55,162

(注) 分割法人については、本店本県法人のみ計上している。

単位：社

県内法人			合計		
利益法人	欠損法人	計	利益法人	欠損法人	計
10,605	23,630	34,235	11,289	24,216	35,505
1,320	2,960	4,280	1,351	3,012	4,363
5,548	14,966	20,514	5,673	15,185	20,858
2,093	3,963	6,056	2,238	4,106	6,344
1,319	1,486	2,805	1,525	1,593	3,118
246	214	460	333	261	594
37	21	58	62	28	90
36	18	54	80	27	107
1	-	1	1	-	1
5	1	6	15	2	17
-	-	-	1	-	1
-	1	1	4	2	6
-	-	-	6	-	6

単位：千円

年所得 1,000 万円超 5,000 万円以下		年所得 5,000 万円超 1 億円以下		年所得 1 億円超 10 億円以下		年所得 10 億円を 超えるもの		合 計	
事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額
2,015	43,811,354	349	24,514,715	362	87,840,310	33	149,651,691	35,893	327,247,415
1	15,095	-	-	-	-	-	-	6	15,796
1	15,095	-	-	-	-	-	-	4	15,796
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,014	43,796,259	349	24,514,715	362	87,840,310	33	149,651,691	35,887	327,231,619
1,794	38,253,954	279	19,338,184	219	49,668,241	6	12,927,335	34,610	140,752,211
220	5,542,305	70	5,176,531	143	38,172,069	27	136,724,356	1,277	186,479,408
161	3,957,581	36	2,635,852	65	14,687,027	5	7,711,937	978	29,712,327
59	1,584,724	34	2,540,679	78	23,485,042	22	129,012,419	299	156,767,081

(4) 業種別課税状況

業種	区分	非分割・本店本県法人		本店他県法人	
		税額	前年度比	税額	前年度比
農 業 ・ 林 業		106,204	85.2	151,040	128.1
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業		444	33.6	-	-
鉱 業		29,667	125.5	3,072	93.2
建 設 業		2,041,400	109.5	1,518,061	101.2
製 造 業	食 料 品 製 造 業	536,763	92.2	1,258,980	86.5
	織 維 工 業	109,679	114.9	153,145	84.1
	木 材 ・ 家 具 ・ 装 備 品	126,389	111.8	37,937	76.8
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 業	20,568	148.2	300,400	87.6
	出 版 ・ 印 刷 業	24,246	53.7	77,247	96.0
	化 学 工 業	231,184	82.5	3,039,200	88.6
	石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	25,829	114.7	74,159	88.8
	ゴ ム 製 品 製 造 業	105,644	29.7	871,369	76.5
	皮 革 ・ 毛 皮 製 造 業	6,996	89.5	1,139	74.6
	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	100,458	61.8	221,719	92.6
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業	164,829	107.3	1,042,341	111.2
	金 属 製 品 製 造 業	534,287	87.4	827,894	82.2
	機 械 器 具 製 造 業	809,365	110.2	2,591,336	152.4
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	312,158	94.5	1,640,434	121.0
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	315,488	77.4	4,071,456	81.0
	精 密 機 械 器 具 製 造 業	1,132,900	143.8	1,609,838	82.3
	そ の 他 の 製 造 業	1,094,344	117.9	2,271,028	104.8
		小 計	5,651,124	100.3	20,089,630
卸 売 業 ・ 小 売 業	卸 売 業	451,230	121.6	1,465,915	98.5
	デパート・スーパー	325,202	131.8	844,326	96.2
	一 般 小 売 業	1,859,027	87.8	2,655,540	99.2
	小 計	2,635,458	96.3	4,965,782	98.5
金 融 ・ 保 険 業	金 融 業	1,353,660	97.0	649,921	92.6
	証 券 業 ・ 商 品 取 引 業	14,469	361.0	246,142	126.7
	保 險 業	34,651	202.5	1,260,290	104.4
	小 計	1,402,779	99.0	2,156,354	102.5
不 動 産 業		958,787	112.6	489,930	109.8
運 輸 ・ 通 信 業		453,929	100.9	2,217,472	108.9
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		451,695	259.5	1,652,787	96.3
サ ー ビ ス 業		2,530,902	111.2	3,167,105	100.4
そ の 他		980,267	111.0	1,834,201	98.8
合 計		17,242,656	104.9	38,245,439	97.7

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計とが一致しない場合がある。

単位：千円、%

計		
税額	前年度比	構成比
257,244	106.0	0.5
444	33.6	0.0
32,739	121.5	0.1
3,559,461	106.1	6.4
1,795,743	88.1	3.2
262,824	94.7	0.5
164,326	101.2	0.3
320,968	90.0	0.6
101,493	80.8	0.2
3,270,384	88.1	5.9
99,988	94.3	0.2
977,013	65.3	1.8
8,135	87.0	0.0
322,177	80.1	0.6
1,207,170	110.5	2.2
1,362,181	84.0	2.5
3,400,701	139.7	6.1
1,952,592	115.8	3.5
4,386,944	80.7	7.9
2,742,738	100.1	4.9
3,365,372	108.7	6.1
25,740,754	96.1	46.4
1,917,145	103.1	3.5
1,169,528	103.4	2.1
4,514,567	94.1	8.1
7,601,240	97.6	13.7
2,003,581	95.5	3.6
260,611	131.4	0.5
1,294,941	105.8	2.3
3,559,133	101.1	6.4
1,448,717	111.7	2.6
2,671,401	107.4	4.8
2,104,482	112.4	3.8
5,698,007	104.6	10.3
2,814,468	103.0	5.1
55,488,093	99.9	100.0

(5) 業種別課税状況累年比較

業種	区分	平成 25 年度 (2013)		平成 26 年度 (2014)	
		税額	前年度比	税額	前年度比
農 業 ・ 林 業		114,558	94.3	96,253	84.0
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業		2,495	1,599.4	182	7.3
鉱 業		36,686	215.3	16,016	43.7
建 設 業		1,596,275	112.6	2,085,345	130.6
製 造 業	食 料 品 製 造 業	1,056,601	113.2	1,108,306	104.9
	織 維 工 業	196,294	132.9	215,742	109.9
	木 材 ・ 家 具 ・ 装 備 品	128,322	119.7	111,557	86.9
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 業	276,895	118.8	196,372	70.9
	出 版 ・ 印 刷 業	54,440	93.0	69,418	127.5
	化 学 工 業	2,698,993	113.9	2,564,026	95.0
	石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	79,915	95.4	67,975	85.1
	ゴ ム 製 品 製 造 業	1,197,880	118.8	986,658	82.4
	皮 革 ・ 毛 皮 製 造 業	2,812	304.0	3,850	136.9
	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	219,806	138.5	267,962	121.9
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業	524,172	85.7	697,273	133.0
	金 属 製 品 製 造 業	832,042	103.9	1,052,010	126.4
	機 械 器 具 製 造 業	1,588,889	134.2	2,417,310	152.1
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	1,228,677	140.0	1,116,793	90.9
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	2,328,145	149.4	5,103,337	219.2
	精 密 機 械 器 具 製 造 業	2,754,109	127.0	2,991,324	108.6
	そ の 他 の 製 造 業	2,517,978	128.2	2,714,466	107.8
	小 計		17,685,979	124.0	21,684,387
卸 売 業 ・ 小 売 業	卸 売 業	1,567,412	112.8	1,550,700	98.9
	デ パ ー ト ・ ス ー パ ー	761,927	94.4	784,224	102.9
	一 般 小 売 業	3,393,693	104.1	3,648,756	107.5
	小 計		5,723,032	104.9	5,983,681
金 融 ・ 保 険 業	金 融 業	1,122,898	124.9	1,355,171	120.7
	証 券 業 ・ 商 品 取 引 業	157,350	163.0	243,541	154.8
	保 険 業	925,671	128.9	975,884	105.4
小 計		2,205,921	128.7	2,574,597	116.7
不 動 産 業		774,959	107.6	873,186	112.7
運 輸 ・ 通 信 業		2,363,466	108.6	2,340,406	99.0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		2,598,694	106.3	2,816,075	108.4
サ ー ビ ス 業		3,481,821	102.0	3,985,170	114.5
そ の 他		1,602,788	115.4	1,622,634	101.2
合 計		38,186,679	115.3	44,077,938	115.4

単位：千円、%

平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)	
税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比
162,114	168.4	198,764	122.6	242,644	122.1	257,244	106.0
453	248.9	1,725	380.8	1,321	76.6	444	33.6
44,047	275.0	34,149	77.5	26,944	78.9	32,739	121.5
2,736,125	131.2	3,342,537	122.2	3,353,897	100.3	3,559,461	106.1
1,542,125	139.1	1,923,506	124.7	2,037,327	105.9	1,795,743	88.1
177,957	82.5	241,905	135.9	277,615	114.8	262,824	94.7
110,262	98.8	182,904	165.9	162,425	88.8	164,326	101.2
266,176	135.5	291,431	109.5	356,750	122.4	320,968	90.0
79,139	114.0	94,160	119.0	125,684	133.5	101,493	80.8
2,857,278	111.4	3,847,950	134.7	3,710,519	96.4	3,270,384	88.1
106,564	156.8	156,886	147.2	106,078	67.6	99,988	94.3
1,278,959	129.6	1,246,553	97.5	1,495,079	119.9	977,013	65.3
5,034	130.8	1,103	21.9	9,349	847.6	8,135	87.0
270,007	100.8	283,383	105.0	401,971	141.8	322,177	80.1
897,458	128.7	967,689	107.8	1,092,319	112.9	1,207,170	110.5
1,122,492	106.7	1,157,740	103.1	1,621,708	140.1	1,362,181	84.0
2,391,424	98.9	2,235,726	93.5	2,433,773	108.9	3,400,701	139.7
1,237,346	110.8	1,212,104	98.0	1,691,064	139.5	1,952,592	115.5
6,038,183	118.3	4,751,860	78.7	5,437,342	114.4	4,386,944	80.7
2,637,846	88.2	2,365,172	89.7	2,740,541	115.9	2,742,738	100.1
3,684,065	135.7	3,370,181	91.5	3,095,665	91.9	3,365,372	108.7
24,702,324	113.9	24,330,260	98.5	26,795,217	110.1	25,740,754	96.1
2,130,832	137.4	1,867,830	87.7	1,860,074	99.6	1,917,145	103.1
849,769	108.4	1,162,931	136.9	1,130,988	97.3	1,169,528	103.4
3,769,429	103.3	4,527,659	120.1	4,799,447	106.0	4,514,567	94.1
6,750,031	112.8	7,558,421	112.0	7,790,510	103.1	7,601,240	97.6
3,110,540	229.5	3,166,871	101.8	2,097,714	66.2	2,003,581	95.5
233,747	96.0	276,802	118.4	198,278	71.6	260,611	131.4
1,115,019	114.3	1,474,352	132.2	1,224,341	83.0	1,294,941	105.8
4,459,307	173.2	4,918,025	110.3	3,520,334	71.6	3,559,133	101.1
1,028,219	117.8	1,272,763	123.8	1,297,391	101.9	1,448,717	111.7
2,863,854	122.4	3,323,010	116.0	2,486,323	74.8	2,671,401	107.4
2,968,770	105.4	2,542,317	85.6	1,872,835	73.7	2,104,482	112.4
4,376,021	109.8	5,251,565	120.0	5,446,265	103.7	5,698,007	104.6
1,814,758	111.8	2,308,479	127.2	2,733,788	118.4	2,814,468	103.0
51,906,028	117.8	55,082,021	106.1	55,567,473	100.9	55,488,093	99.9

(6) 資本金別法人数調（業種別）

業 種		区 分							
		0	100万円以下	500万円以下	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	8,000万円以下	
農 業 ・ 林 業		8	112	294	98	34	13	6	
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業		-	5	13	10	4	1	1	
鉱 業		-	2	23	22	12	5	2	
建 設 業		2	597	3,575	1,322	704	171	56	
製 造 業	食 料 品 製 造 業	5	60	333	194	71	39	12	
	織 維 工 業	-	22	226	150	50	11	6	
	木 材 ・ 家 具 ・ 装 備 品	-	19	307	141	54	22	4	
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 業	-	3	37	29	21	16	4	
	出 版 ・ 印 刷 業	1	13	114	79	28	11	1	
	化 学 工 業	-	4	68	57	37	16	10	
	石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	-	3	33	33	14	5	1	
	ゴ ム 製 品 製 造 業	-	2	21	24	6	6	2	
	皮 革 ・ 毛 皮 製 造 業	-	3	7	5	4	1	1	
	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	-	4	94	56	18	16	4	
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業	-	5	112	68	28	14	3	
	金 属 製 品 製 造 業	-	29	398	210	87	46	18	
	機 械 器 具 製 造 業	-	21	286	161	82	32	17	
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	1	14	151	106	44	25	10	
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	-	18	103	56	18	14	8	
	精 密 機 械 器 具 製 造 業	-	10	82	53	24	7	4	
	そ の 他 の 製 造 業	3	53	522	336	113	73	37	
	小 計		10	283	2,894	1,758	699	354	142
	卸 売 業 ・ 小 売 業	卸 売 業	2	71	367	336	144	114	53
デ パ ー ト ・ ス ー パ ー		7	96	579	249	73	62	20	
一 般 小 売 業		18	370	3,781	1,946	561	255	105	
小 計		27	537	4,727	2,531	778	431	178	
金 融 ・ 保 険 業	金 融 業	-	1	18	14	6	3	3	
	証 券 業 ・ 商 品 取 引 業	1	13	28	7	3	1	-	
	保 険 業	3	50	127	38	10	1	3	
	小 計	4	64	173	59	19	5	6	
不 動 産 業		94	389	1,710	688	183	56	21	
運 輸 ・ 通 信 業		3	98	444	469	291	87	49	
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		9	179	139	73	34	15	6	
サ ー ビ ス 業		513	1,800	5,192	2,374	960	446	168	
そ の 他		635	605	1,769	778	280	104	53	
合 計		1,305	4,671	20,953	10,182	3,998	1,688	688	

単位：社

1億円以下	5億円以下	10億円以下	50億円以下	100億円以下	500億円以下	500億円超	合計
11	6	—	1	—	—	—	583
—	—	—	—	—	—	—	34
1	—	—	1	—	—	—	68
63	47	5	44	19	27	6	6,638
32	16	—	24	4	15	—	805
6	3	—	3	1	—	3	481
4	4	—	4	1	—	—	560
9	8	3	3	2	2	1	138
9	4	1	2	1	1	2	267
28	17	1	13	12	23	2	288
3	4	—	2	1	—	—	99
5	6	2	2	—	5	1	82
—	—	—	—	—	—	—	21
10	2	2	7	1	3	1	218
7	11	2	6	3	3	4	266
33	21	1	13	9	5	3	873
29	20	9	19	13	18	4	711
28	21	4	17	14	21	12	468
10	14	3	12	8	11	9	284
16	12	2	4	6	6	3	229
71	62	8	29	18	17	3	1,345
300	225	38	160	94	130	48	7,135
86	98	19	51	12	11	2	1,366
62	33	4	26	7	7	1	1,226
215	139	27	62	21	24	7	7,531
363	270	50	139	40	42	10	10,123
2	3	2	17	1	14	17	101
1	3	3	3	3	2	3	71
5	2	1	2	1	7	23	273
8	8	6	22	5	23	43	445
47	17	5	11	2	3	2	3,228
75	45	14	27	8	6	7	1,623
10	5	2	1	2	—	4	479
324	174	44	82	29	16	6	12,128
78	78	11	38	13	10	4	4,456
1,280	875	175	526	212	257	130	46,940

(平成 31 (2019) 年 3 月 31 日現在)

7 不動産取得税に関する調

(1) 土地

区 分	課税対象			控除額等	
	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)	件数	価格 (千円)
総 数	18,459	28,005,670	66,448,017	417	406,821
宅 地	12,777	8,716,489	53,499,928	56	339,792
上記以外の宅地比準土地	4,247	4,835,122	12,232,448	7	1,394
農 地	947	3,575,656	405,341	352	65,508
山 林	389	10,112,181	204,800	2	127
そ の 他	99	766,222	105,500	—	—

(2) 家屋

区 分	課税対象			控除額等	
	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)	件数	価格 (千円)
総 数	8,824	4,007,018	116,218,372	1,953	20,960,694
原 始 取 得 分	3,550	1,211,041	80,747,348	1,909	19,811,061
(内訳) 木 造	2,099	425,445	23,599,805	1,400	14,283,242
非 木 造	1,451	785,596	57,147,543	509	5,527,819
承 継 取 得 分	5,274	2,795,977	35,471,024	44	1,149,633

差引課税標準額 (千円)	調定額 (千円)	減免等税額 (千円)	差引調定額 (千円)	前年度比
66,041,196	1,980,141	305,443	1,674,698	89.7%
53,160,136	1,594,041	276,877	1,317,164	89.0%
12,231,054	366,684	28,566	338,118	91.5%
339,833	10,140	—	10,140	96.4%
204,673	6,117	—	6,117	115.0%
105,500	3,159	—	3,159	185.2%

差引課税標準額 (千円)	調定額 (千円)	減免等税額 (千円)	差引調定額 (千円)	前年度比
95,257,678	3,541,755	29,990	3,511,765	84.7%
60,936,287	2,347,847	25,469	2,322,378	85.4%
9,316,563	324,611	6,097	318,514	108.8%
51,619,724	2,023,236	19,372	2,003,864	82.5%
34,321,391	1,193,908	4,521	1,189,387	83.3%

8 地方消費税に関する調

(1) 調定額

単位：千円、%

区 分	平成 27 年度 (2015)	前年度比	平成 28 年度 (2016)	前年度比	平成 29 年度 (2017)	前年度比	平成 30 年度 (2018)	前年度比
譲 渡 割	35,715,803	160.8	35,003,047	98.0	34,062,727	97.3	34,400,520	101.0
貨 物 割	411,898	136.4	338,963	82.3	308,263	90.9	313,693	101.8
合 計	36,127,701	160.5	35,342,010	97.8	34,370,990	97.3	34,714,213	101.0

(2) 清算金

単位：千円、%

区 分	平成 27 年度 (2015)	前年度比	平成 28 年度 (2016)	前年度比	平成 29 年度 (2017)	前年度比	平成 30 年度 (2018)	前年度比
清算金収入額	77,965,779	164.4	69,897,787	89.7	74,012,858	105.9	76,514,831	103.4
清算金支出額	35,158,589	163.4	34,006,031	96.7	33,739,659	99.2	34,078,949	101.0

9 県たばこ税に関する調

区 分		旧3級品の紙巻たばこを 除く製造たばこ	旧3級品の紙巻たばこ	計
課 税 標 準 量		2,456,939,014 本	74,342,320 本	2,531,281,334 本
税 額		2,176,678,164 円	47,838,667 円	2,224,516,831 円
課 税 免 除	本 数	- 本	- 本	- 本
	税 額	- 円	- 円	- 円
返 還 控 除	本 数	11,557,442 本	166,440 本	11,723,882 本
	税 額	10,253,440 円	108,018 円	10,361,458 円
	補てん金額	- 円	- 円	- 円
差 引	本 数	2,445,381,572 本	74,175,880 本	2,519,557,452 本
	税 額	2,166,424,724 円	47,730,649 円	2,214,155,373 円
還 付 申 告	本 数	- 本	- 本	- 本
	税 額	- 円	- 円	- 円
更 正 ・ 決 定	本 数	- 本	- 本	- 本
	税 額	- 円	- 円	- 円
特 例 納 付	本 数	- 本	- 本	136,274,825 本
	税 額	- 円	- 円	9,632,297 円
合 計	本 数	2,445,381,572 本	74,175,880 本	2,655,832,277 本
	税 額	2,166,424,724 円	47,730,649 円	2,223,787,670 円
件 数	申告納付	/		87 件
	更正・決定			- 件
	特例納付			2,169 件
	計			2,256 件

10 ゴルフ場利用税に関する調

(1) 施設数等

単位：人、千円

区 分	施設数	総利用人員	課税利用人数	調定額
総 数	123	4,812,208	3,852,238	2,227,358
18ホールを超えるもの	35	1,892,786	1,526,365	868,126
1,200円	—	—	—	—
1,100円以上 1,200円未満	—	—	—	—
1,000円以上 1,100円未満	—	—	—	—
800円超 1,000円未満	1	32,016	24,530	19,466
800円	1	95,491	84,730	61,324
600円以上 800円未満	33	1,765,279	1,417,105	787,336
400円以上 600円未満	—	—	—	—
400円未満	—	—	—	—
18ホール	86	2,886,275	2,299,454	1,352,166
1,200円	1	12,072	8,088	8,323
1,100円以上 1,200円未満	1	22,230	16,639	14,949
1,000円以上 1,100円未満	1	40,806	36,687	32,476
800円超 1,000円未満	4	146,531	124,271	96,562
800円	8	243,382	198,509	138,632
600円以上 800円未満	70	2,415,179	1,909,915	1,059,669
400円以上 600円未満	—	—	—	—
400円未満	1	6,075	5,345	1,555
18ホール未満9ホールを超えるもの	—	—	—	—
9ホール	2	33,147	26,419	7,066
500円以上	—	—	—	—
400円以上 500円未満	—	—	—	—
300円以上 400円未満	2	33,147	26,419	7,066
300円未満	—	—	—	—

(2) 課税状況

単位：人、千円

事務所名	施設数	総利用人員	課税利用人員	調定額
総 数	123	4,812,208	3,852,238	2,227,358
宇 都 宮	8	324,788	268,750	162,017
鹿 沼	22	843,174	654,698	367,188
真 岡	13	535,760	428,132	234,063
栃 木	25	1,187,505	964,745	569,222
矢 板	21	806,375	660,331	381,666
大 田 原	19	481,817	380,424	214,102
安 足	15	632,789	495,158	299,100

(注) 総利用人員は、課税利用人員に非課税人員を足した人数。

1.1 自動車取得税に関する調

(1) 新 車

区 分	新規登録、新規 検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、 減免及び免税点 以下台数 ②	②のうち身体障 害者等に係る 減免台数	課税台数 ①-② ③
総 数	113,304	33,398	869	79,906
自 動 車	72,811	28,681	747	44,130
乗 用 車	63,948	26,475	605	37,473
{ 普 通 車	8,790	4,343	73	4,447
{ 小 型 車	55,158	22,132	532	33,026
ト ラ ッ ク	7,460	1,757	1	5,703
{ けん引・被けん引・貨客兼用以外	3,750	592	-	3,158
{ けん引車	164	1	-	163
{ 被けん引車	257	46	-	211
{ 貨客兼用車	3,289	1,118	1	2,171
バ ス	206	93	-	113
特 種 用 途 車	1,197	356	141	841
軽 自 動 車	40,493	4,717	122	35,776
四 輪 乗 用 車	32,536	3,418	118	29,118
四 輪 ト ラ ッ ク	7,956	1,299	4	6,657
三 輪 ト ラ ッ ク	1	-	-	1

(2) 中 古 車

区 分	新規登録、新規 検査又は届出台数 ①	移 転 登 録 台 数 ②	自動車検査証(軽自 動車届出済証)の記 入に係るもの ③	計 ① + ② + ③ ④
総 数	32,392	159,460	22,241	214,093
自 動 車	21,168	93,987	5,404	120,559
乗 用 車	16,566	82,827	4,141	103,534
{ 普 通 車	3,884	19,419	971	24,274
{ 小 型 車	12,682	63,408	3,170	79,260
ト ラ ッ ク	3,882	9,917	574	14,373
{ けん引・被けん引・貨客兼用以外	2,649	6,769	392	9,810
{ けん引車	100	256	14	370
{ 被けん引車	111	282	17	410
{ 貨客兼用車	1,022	2,610	151	3,783
バ ス	284	175	14	473
特 種 用 途 車	436	1,068	675	2,179
軽 自 動 車	11,224	65,473	16,837	93,534
四 輪 乗 用 車	9,002	52,508	13,503	75,013
四 輪 ト ラ ッ ク	2,222	12,963	3,333	18,518
三 輪 ト ラ ッ ク	-	2	1	3

単位：台、千円

③の取得価額 ④	④のうちバリアフリー特例に係る控除額 ⑤	④のうちASV特例に係る控除額 ⑥	③の課税標準額 ④ - (⑤ + ⑥)	調 定 額
176,043,742	10,000	2,507,750	173,525,992	3,517,522
129,854,329	10,000	2,507,750	127,336,579	2,920,738
95,861,151	-	3,500	95,857,651	2,490,648
20,882,979	-	3,500	20,879,479	561,900
74,978,172	-	-	74,978,172	1,928,748
27,215,346	-	1,641,500	25,573,846	339,836
19,575,971	-	1,634,500	17,941,471	223,877
2,080,383	-	-	2,080,383	26,723
1,092,076	-	-	1,092,076	24,839
4,466,916	-	7,000	4,459,916	64,397
1,088,655	10,000	133,000	945,655	13,214
5,689,177	-	729,750	4,959,427	77,040
46,189,413	-	-	46,189,413	596,784
39,402,149	-	-	39,402,149	474,577
6,785,898	-	-	6,785,898	122,180
1,366	-	-	1,366	27

単位：台、千円

非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ⑤	⑤のうち身体障害者等に係る減免台数	課 税 台 数 ④ - ⑤ ⑥	⑥の取得価額 ⑦	⑦のうち低燃費車特例に係る控除額 ⑧	⑥の課税標準額 ⑦ - ⑧	調 定 額
198,179	81	15,914	17,557,330	2,454,250	15,103,080	421,419
107,558	79	13,001	15,789,709	1,988,400	13,801,309	396,560
91,507	77	12,027	13,914,283	1,964,600	11,949,683	350,837
21,336	25	2,938	4,415,171	464,700	3,950,471	116,834
70,171	52	9,089	9,499,112	1,499,900	7,999,212	234,003
13,566	-	807	1,335,275	22,900	1,312,375	33,708
9,306	-	504	908,563	1,500	907,063	23,291
319	-	51	124,413	-	124,413	2,735
372	-	38	89,017	-	89,017	2,038
3,569	-	214	213,282	21,400	191,882	5,644
392	-	81	372,730	-	372,730	7,754
2,093	2	86	167,421	900	166,521	4,261
90,621	2	2,913	1,767,621	465,850	1,301,771	24,859
72,368	2	2,645	1,619,763	425,250	1,194,513	22,736
18,250	-	268	147,858	40,600	107,258	2,123
3	-	-	-	-	-	-

1 2 軽油引取税に関する調

(1) 課税状況

単位：人、リットル、円

特 別 徴 収 分	特別徴収義務者数	210
	総引渡数量 ①	1,189,981,446
	課税対象とならない数量 ②	494,861,165
	差引 ① - ② ③	695,120,282
	欠減量 ④	6,803,384
	課税標準量 ③ - ④ ⑤	688,316,898
申告納付・普通徴収分課税標準量 ⑥		1,736,226
合計 ⑤+⑥		690,053,124
税 額		22,150,704,357

(注) 総引渡数量欄及び課税対象とならない数量欄は、法第144条の2第1項に規定する特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りに係る数量を除外したものである。

(2) 軽油引取税課税標準累年比較

単位：リットル

事務所名	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
総 数	704,676,772	675,424,236	676,764,057	680,651,075	690,053,124
栃 木	704,676,772	675,424,236	676,764,057	680,651,075	690,053,124

(3) 免税軽油使用者数及び免税証による控除数量

単位：人、キロリットル

区 分	免税軽油使用者数	控除数量
船 舶	23	89
鉄道用車両または軌道用車両	3	747
農 業 等	14,712	15,208
林 業 等	49	2,039
セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	32	808
鉱物の掘採事業	66	21,681
とび・土工工事業で総務省令で定めるもの	6	737
倉 庫 業	9	136
貨物利用運送事業	1	7
鉄道貨物積卸業	1	2
廃棄物処理事業	3	208
木材加工業で総務省令で定めるもの	52	850
木材市場業で総務省令で定めるもの	12	122
堆肥製造業で総務省令で定めるもの	4	497
索 道 事 業	4	140
合 計	14,977	43,271

13 自動車税に関する調

区 分	賦課期日現在					
	登録台数	実台数	非課税台数	課税免除・ 減免台数	課税台数	調定額
平成 24 年度 (2012)	1,068,198	1,022,494	6,491	22,945	993,058	36,483,174
平成 25 年度 (2013)	1,063,873	1,016,332	6,516	23,427	986,389	36,241,690
平成 26 年度 (2014)	1,059,420	1,010,652	6,513	23,920	980,219	35,827,465
平成 27 年度 (2015)	1,051,757	1,001,349	6,468	24,125	970,756	35,481,508
平成 28 年度 (2016)	1,049,557	997,905	6,497	24,445	966,963	35,189,350
平成 29 年度 (2017)	1,050,835	998,219	6,503	24,547	967,169	35,305,998
平成 30 年度 (2018)	1,051,703	998,602	6,031	24,533	968,038	35,532,998
乗 用 車	896,303	853,145	1,881	20,858	830,406	32,679,873
営 業 用	1,951	1,948	—	—	1,948	19,754
自 家 用	894,352	851,197	1,881	20,858	828,458	32,660,119
ト ラ ッ ク	128,550	120,003	1,537	230	118,236	2,307,373
バ ス	4,638	4,478	284	515	3,679	131,086
一般乗合用	577	576	—	—	576	11,734
そ の 他	1,372	1,370	—	—	1,370	53,683
自 家 用	2,689	2,532	284	515	1,733	65,669
三 輪 車	28	23	—	—	23	159
特 種 用 途 車	22,184	20,953	2,329	2,930	15,694	414,507

単位：台、千円

年度末現在					
登録台数	非課税台数	課税免除・ 減免台数	左のうち身体障害 者等に係るもの	課税台数	調定額
1,063,873	6,516	23,474	21,283	986,342	36,141,617
1,059,420	6,513	23,968	21,758	980,171	35,842,271
1,051,757	6,468	24,171	21,945	970,710	35,401,300
1,049,557	6,497	24,492	22,195	966,916	35,133,389
1,050,835	6,503	24,591	22,289	967,125	34,923,162
1,051,703	6,031	24,582	22,271	967,989	35,048,544
1,049,662	6,040	24,512	22,186	965,799	35,203,468
893,846	1,915	20,797	19,917	827,733	32,364,213
1,930	—	—	—	1,925	19,530
891,916	1,915	20,797	19,917	825,808	32,344,683
128,866	1,511	218	102	118,605	2,300,457
4,589	283	555	—	3,549	127,629
598	—	51	—	546	10,563
1,346	—	—	—	1,344	53,463
2,645	283	504	—	1,704	63,603
25	—	—	—	21	150
22,336	2,331	2,942	2,167	15,846	411,019

1.4 鉱区税に関する調

区分	総 鉱 区		非 課 税 鉱 区		課 税 対 象 鉱 区		調 定 額
	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	
砂 鉱 区 以 外	204	百アール 20,528	—	百アール —	200	百アール 19,588	千円 7,415
採 掘 鉱 区	185	17,464	—	—	186	17,648	7,027
石油及び天然ガス	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	185	17,464	—	—	186	17,648	7,027
試 掘 鉱 区	19	3,064	—	—	14	1,940	388
石油及び天然ガス	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	19	3,064	—	—	14	1,940	388
砂 鉱 区	1	千メートル 3	—	千メートル —	1	千メートル 3	2

1.5 狩猟税に関する調

単位：人、円

事務所名	課税人員											
	第1種銃猟		網猟・わな猟		第2種銃猟 (空気銃)	放鳥獣 猟区 (税率 1/4)	放鳥獣 猟区 以外 (税率 3/4)	有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲者 (税率1/2)				
	所得割 あり	所得割 なし	所得割 あり	所得割 なし				第1種銃猟		網猟・わな猟		第2種 銃猟 (空気銃)
					所得割 あり	所得割 なし	所得割 あり	所得割 なし				
総 数	762	50	179	12	37	—	—	26	6	133	21	4
宇都宮 (県外)	465	31	26	1	11	—	—	—	—	—	—	—
宇都宮 (県内)	81	3	20	1	8	—	—	21	3	84	2	2
鹿 沼	31	—	16	—	3	—	—	—	—	—	—	—
真 岡	10	—	36	4	4	—	—	5	3	45	19	2
栃 木	82	4	14	2	4	—	—	—	—	—	—	—
矢 板	17	—	29	—	2	—	—	—	—	—	—	—
大田原	22	3	19	2	2	—	—	—	—	1	—	—
安 足	54	9	19	2	3	—	—	—	—	3	—	—

事務所名	課税人員					課税免除人員						人員	調定額
	有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲者の従事者（税率1/2）					対象鳥獣捕獲員			認定鳥獣捕獲等事業者の従事者				
	第1種銃猟		網猟・わな猟		第2種銃猟 (空気銃)	第1種銃猟	網猟・わな猟	第2種銃猟	第1種銃猟	網猟・わな猟	第2種銃猟	計	計
	所得割あり	所得割なし	所得割あり	所得割なし									
総数	774	50	552	67	20	278	294	5	1	1	-	3,272	24,839,200
宇都宮 (県外)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	535	8,300,900
宇都宮 (県内)	70	2	11	1	1	7	-	-	-	-	-	317	2,762,400
鹿沼	271	10	196	12	10	62	53	-	-	-	-	664	3,799,400
真岡	65	12	49	17	2	1	-	-	-	-	-	274	1,654,100
栃木	42	1	19	4	1	57	55	3	-	-	-	288	1,986,100
矢板	70	4	53	7	3	95	121	-	1	1	-	403	1,369,600
大田原	148	15	41	12	1	50	56	2	-	-	-	374	2,077,200
安足	107	6	183	14	2	6	9	-	-	-	-	417	2,889,500

16 固定資産税に関する調

納税者数	決定価格	課税標準額	市町村において課税すべき課税標準額	県において課税すべき課税標準額	調定額
-	-	-	-	-	-

17 県税の課税免除及び不均一課税に関する調

単位：千円

区分	基準財政収入額の控除の対象となる課税免除等				計 ①	その他の減免額 ②	合計 ③
	過疎法	農工法	地域再生法				
計	2,949	-	338		3,287	-	3,287
個人事業税	-	-	-		-	-	-
法人事業税	398	-	338		736	-	736
不動産取得税	2,551	-	-		2,551	-	2,551
固定資産税	-	-	-		-	-	-

(注) 本調は、各条例に基づく課税免除及び不均一課税による減収額について計上している。

18 県税に関する争訟に関する調

(1) 不服申立てに関する調

区 分	要処理件数			処理済件数						翌年度への繰越件数		
	前年度からの繰越	本年度発生	合計	却下	棄却	一部取消	全部取消	取下	合計	国税決定の繰越に伴うもの	その他	合計
合 計	3	1	4	-	4	-	-	-	4	-	-	-
賦 課	個人事業税	非自主分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自主分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
課 徴	不動産取得税	そ の 他	2	-	2	-	2	-	2	-	-	-
		そ の 他	1	-	2	-	2	-	2	-	-	-
徴 収			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 訴訟に関する調

区 分	前年度末係属件数	本年度発生件数	合計	年度内の完結状況						年度末係属件数		
				取下	却下	勝訴	一部敗訴	敗訴	合計	1 審	2 審	3 審
合 計	1	1	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-
賦 課	個人事業税	非自主分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自主分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
課 徴	不動産取得税	そ の 他	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-
		そ の 他	-	1	1	-	1	-	1	-	-	-
徴 収			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第 4 滞 納 状 況

1 滞納処理状況

税 目	調 定 ①		納期内納付 (入) ②					滞 納 (①-②) ③			
	件数	税額	件数	左のうち 証紙徴収	税額	左のうち 証紙徴収	収 納 率	件数	左のうち 徴収猶予	税額	左のうち 徴収猶予
	件	千円	件	件	千円	千円	%	件	件	千円	千円
総 数	1,310,903	143,192,395	1,084,251	169,412	120,297,546	5,126,053	84.0	226,652	466	22,894,848	12,506,148
現 年 度 分	1,304,994	142,906,202	1,084,251	169,412	120,297,546	5,126,053	84.2	220,743	465	22,608,653	12,502,748
法人県民税	63,672	10,684,426	52,870	-	10,295,511	-	96.4	10,802	-	388,915	-
個人事業税	26,285	2,166,823	22,122	-	1,868,130	-	86.2	4,163	-	298,692	-
法人事業税	32,361	55,488,093	26,179	-	53,791,280	-	96.9	6,182	-	1,696,813	-
不動産取得税	23,758	5,186,463	20,334	-	4,754,316	-	91.7	3,424	35	432,146	2,716
自動車取得税	95,827	3,938,941	95,827	94,309	3,938,941	3,841,971	100.0	-	-	-	-
軽油引取税	2,411	22,150,704	1,906	-	9,594,407	-	43.3	505	430	12,556,296	12,500,031
自 動 車 税	1,039,701	35,203,467	844,345	72,410	28,021,148	1,259,242	79.6	195,356	-	7,182,318	-
普通徴収	967,291	33,944,225	771,935	-	26,761,906	-	78.8	195,356	-	7,182,318	-
証紙徴収	72,410	1,259,242	72,410	72,410	1,259,242	1,259,242	100.0	-	-	-	-
その他の税	20,979	8,087,281	20,668	2,693	8,033,809	24,839	99.3	311	-	53,471	-
滞納繰越分	5,909	286,192	-	-	-	-	-	5,909	1	286,192	3,400

(注) 本表には個人県民税（均等割、所得割）及び地方消費税は含まれていない。
 単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の計とが一致しない場合がある。
 自動車税普通徴収は、O S Sによる申告納付分を含む。

税 目	滞納額③のうち整理済額							
	任意徴収④				差押徴収			
	件 数	左のうち 徴収猶予	税 額	左のうち 徴収猶予	任意納税⑤		滞納処分徴収⑥	
					件数	税額	件数	税額
件	件	千円	千円	件	千円	件	千円	
総 数	215,842	456	22,346,107	12,501,144	2,162	93,148	1,616	72,070
現 年 度 分	215,116	455	22,308,645	12,497,744	1,801	73,832	1,388	63,833
法 人 県 民 税	10,370	—	371,688	—	49	1,252	58	2,293
個 人 事 業 税	3,801	—	251,943	—	62	4,830	64	4,322
法 人 事 業 税	6,077	—	1,647,968	—	5	488	23	6,425
不 動 産 取 得 税	3,011	27	407,957	1,163	13	1,390	40	2,431
自 動 車 取 得 税	—	—	—	—	—	—	—	—
軽 油 引 取 税	503	428	12,552,409	12,496,581	—	—	—	—
自 動 車 税	191,043	—	7,023,207	—	1,672	65,869	1,203	48,359
普 通 徴 収	191,043	—	7,023,207	—	1,672	65,869	1,203	48,359
証 紙 徴 収	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 税	311	—	53,471	—	—	—	—	—
滞 納 繰 越 分	726	1	37,461	3,400	361	19,316	228	8,237

収 入 計 ⑦ (②+④+⑤+⑥)		過 誤 納 ⑧		不 納 欠 損 ⑨		収 入 未 済 (①-⑦+⑧-⑨)	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
1,303,871	142,808,873	39	5,500	1,915	105,751	5,156	283,270
1,302,556	142,743,857	39	5,500	59	8,973	2,418	158,871
63,347	10,670,745	21	949	16	1,559	330	13,071
26,049	2,129,227	2	61	3	442	235	37,214
32,284	55,446,163	15	3,323	8	6,478	84	38,775
23,398	5,166,096	1	151	5	45	356	20,472
95,827	3,938,941	-	-	-	-	-	-
2,409	22,146,817	-	26	-	-	2	3,913
1,038,263	35,158,585	-	988	27	448	1,411	45,423
965,853	33,899,342	-	988	27	448	1,411	45,423
72,410	1,259,242	-	-	-	-	-	-
20,979	8,087,281	-	-	-	-	-	-
1,315	65,015	-	-	1,856	96,777	2,738	124,399

2 県税滞納繰越額累年比較

(1) 税目別

税 目	平成 25 年度 (2013)		平成 26 年度 (2014)	
	税 額	前年度比	税 額	前年度比
総 額	7,546,258,812	86.3	6,514,563,720	86.3
県 民 税	6,191,104,252	91.8	5,687,778,772	91.9
個 人 法 人 子 割	6,118,473,335	91.9	5,644,699,412	92.3
事 業 税	72,630,917	79.6	43,079,360	59.3
個 人 法 人 不 動 産 取 得 税	294,300,571	78.8	163,336,804	55.5
県 た ば こ 税	120,951,106	87.1	103,832,907	85.8
ゴ ル フ 場 利 用 税	173,349,465	73.9	59,503,897	34.3
自 動 車 取 得 税	324,675,602	67.7	186,140,639	57.3
軽 油 引 取 税	—	—	—	—
自 動 車 税	4,526,743	60.2	1,407,860	31.1
鉦 区 税	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—
旧法（自動車取得税）	—	—	—	—
旧法（軽油引取税）	110,321,129	122.6	98,672,331	89.4
旧法（特別地方消費税）	516,418,145	79.1	376,798,171	73.0
旧法（料理飲食等消費税）	—	—	42,000	—
旧法（料理飲食等消費税）	—	—	—	—
旧法（料理飲食等消費税）	104,806,134	26.8	387,143	0.4
旧法（料理飲食等消費税）	—	—	—	—
旧法（料理飲食等消費税）	106,236	100.0	—	—

(2) 事務所別

事務所名	平成 25 年度 (2013)		平成 26 年度 (2014)	
	税 額	前年度比	税 額	前年度比
総 額	7,546,258,812	86.3	6,514,563,720	86.3
宇 都 宮	1,964,273,286	72.1	1,779,167,590	90.6
鹿 沼	728,529,029	85.3	571,237,490	78.4
真 岡	442,621,908	89.2	414,532,987	93.7
栃 木	1,813,074,735	107.6	1,554,672,081	85.7
矢 板	438,134,248	85.1	413,179,712	94.3
大 田 原	784,670,842	91.7	653,988,068	83.3
安 足	858,536,619	89.6	750,987,621	87.5
自 動 車	516,418,145	79.1	376,798,171	73.0

単位：円、%

平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)	
税 額	前年度比						
5,386,085,979	82.7	4,474,221,122	83.1	3,699,048,049	82.7	3,176,288,474	85.9
4,847,374,388	85.2	4,083,215,533	84.2	3,427,367,358	83.9	2,911,052,542	84.9
4,811,756,056	85.2	4,048,476,723	84.1	3,405,228,927	84.1	2,893,018,127	85.0
35,618,332	82.7	34,738,810	97.5	22,138,431	63.7	18,034,415	81.5
-	-	-	-	-	-	-	-
124,287,464	76.1	119,058,673	95.8	77,992,982	65.5	97,335,774	124.8
63,516,429	61.2	43,106,714	67.9	40,909,017	94.9	56,480,606	138.1
60,771,035	102.1	75,951,959	125.0	37,083,965	48.8	40,855,168	110.2
142,911,235	76.8	91,931,660	64.3	66,857,054	72.7	58,759,295	87.9
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
6,769,600	6.9	6,695,600	98.9	3,449,576	51.5	3,913,600	113.5
264,500,427	70.2	173,076,791	65.4	123,231,079	71.2	105,227,263	85.4
88,202	210.0	88,202	100.0	150,000	170.1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
154,663	39.9	154,663	100.0	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

単位：円、%

平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)	
税 額	前年度比						
5,386,085,979	82.7	4,474,221,122	83.1	3,699,048,049	82.7	3,176,288,474	85.9
1,497,121,247	84.1	1,171,097,433	78.2	882,644,000	75.4	747,379,405	84.7
443,206,634	77.6	365,447,246	82.5	321,249,365	87.9	286,882,395	89.3
377,172,729	91.0	316,588,938	83.9	248,460,956	78.5	215,477,210	86.7
1,275,495,351	82.0	1,167,417,350	91.5	1,059,077,702	90.7	923,570,243	87.2
334,139,609	80.9	266,482,581	79.8	222,600,716	83.5	170,369,497	76.5
563,455,615	86.2	488,864,818	86.8	440,304,148	90.1	381,285,588	86.6
630,994,367	84.0	525,245,965	83.2	401,480,083	76.4	346,096,873	86.2
264,500,427	70.2	173,076,791	65.4	123,231,079	71.2	105,227,263	85.4

第5 納税貯蓄組合・口座振替

1 納税貯蓄組合種類別組合数及び組合員数

(1) 年別

区分	地域組合		勤務先別組合		業種別組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
平成 10 (1998) .5.31 現在	625	11,158	78	3,944	66	1,349
平成 11 (1999) .5.31 現在	588	10,408	76	3,535	63	1,267
平成 12 (2000) .5.31 現在	360	5,518	54	3,263	43	990
平成 13 (2001) .5.31 現在	312	3,715	43	2,264	41	895
平成 14 (2002) .5.31 現在	209	2,480	33	2,191	24	513
平成 15 (2003) .5.31 現在	179	1,869	31	1,843	22	489
平成 16 (2004) .5.31 現在	145	1,503	27	1,385	20	410
平成 17 (2005) .5.31 現在	108	1,036	21	781	18	393
平成 18 (2006) .5.31 現在	86	805	13	432	15	312
平成 19 (2007) .5.31 現在	73	714	11	375	13	248
平成 20 (2008) .5.31 現在	62	623	11	357	13	238
平成 21 (2009) .5.31 現在	51	552	10	235	12	234
平成 22 (2010) .5.31 現在	45	517	9	205	10	139
平成 23 (2011) .5.31 現在	39	391	7	106	5	68
平成 24 (2012) .5.31 現在	31	284	7	102	4	68
平成 25 (2013) .5.31 現在	26	265	7	95	4	67
平成 26 (2014) .5.31 現在	24	257	6	88	3	24
平成 27 (2015) .5.31 現在	20	236	6	86	3	17
平成 28 (2016) .5.31 現在	18	221	5	82	3	17
平成 29 (2017) .5.31 現在	15	204	5	81	3	17
平成 30 (2018) .5.31 現在	11	63	4	76	2	14
令和元 (2019) .5.31 現在	9	53	4	70	2	14

(2) 事務所別

事務所名	地域組合		勤務先別組合		業種別組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
総 数	9	53	4	70	2	14
宇 都 宮	2	18	2	50	—	—
鹿 沼	2	5	—	—	—	—
真 岡	—	—	—	—	—	—
栃 木	—	—	—	—	—	—
矢 板	1	11	—	—	—	—
大 田 原	4	19	—	—	1	6
安 足	—	—	2	20	1	8

単位：人

窓口組合		その他の組合		計	
組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
103	10,102	43	1,461	915	28,014
101	9,941	39	1,169	867	26,320
68	5,710	26	626	551	16,107
62	5,384	23	562	481	12,820
51	4,975	20	505	337	10,664
41	4,417	17	398	290	9,016
37	3,739	16	380	245	7,417
28	3,199	13	298	188	5,707
25	2,727	11	344	150	4,620
22	1,898	10	315	129	3,550
20	1,749	10	222	116	3,189
19	1,693	9	214	101	2,928
17	1,598	9	200	90	2,659
18	1,571	8	197	77	2,333
16	1,486	5	124	63	2,064
16	1,426	5	123	58	1,976
15	1,244	4	64	52	1,677
14	1,209	2	62	45	1,610
13	1,132	2	58	41	1,510
13	1,101	2	57	38	1,460
13	814	2	56	32	1,023
12	774	2	60	29	971

単位：人

窓口組合		その他の組合		計	
組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
12	774	2	60	29	971
1	23	1	4	6	95
-	-	-	-	2	5
-	-	-	-	-	-
10	192	-	-	10	192
1	559	1	56	3	626
-	-	-	-	5	25
-	-	-	-	3	28

2 口座振替を通じて行われた納税に関する調

区 分	収入額 ①	口座振替による納税			②／①
		件数	税額 ②	前年度比	
個 人 事 業 税	2,129,227,589	7,037	780,940,900	101.4	36.7
自動車税(普通徴収)	33,899,342,946	95,021	3,400,047,700	99.4	10.0
計	36,028,570,535	102,058	4,180,988,600	99.8	11.6

(注) 収入額は、現年度課税分に係るものである。

単位：円、%

②の納付場所による区分			
銀行	信用金庫	農業協同組合	その他
598,713,000	94,239,600	78,680,600	9,307,700
2,621,880,400	234,372,500	472,572,000	71,222,800
3,220,593,400	328,612,100	551,252,600	80,530,500

第6 交付金等に関する調

1 市町村交付金一覧

市町村名	個人県民税徴収 取扱費交付金		利子割交付金		地方消費税交付金		ゴルフ場利用税交付金	
	交付額	前年 度比	交付額	前年 度比	交付額	前年 度比	交付額	前年 度比
総 額	3,241,031,138	102.6	427,058,000	205.6	38,537,279,000	109.4	1,558,493,470	93.0
市 計	2,815,426,974	102.5	379,086,000	206.0	33,770,060,000	109.6	1,238,527,124	92.9
町 計	425,604,164	102.9	47,972,000	202.7	4,767,219,000	108.4	319,966,346	93.3
宇 都 宮 市	815,440,067	99.5	133,599,000	207.8	10,319,087,000	110.7	117,848,256	87.4
足 利 市	227,930,664	101.9	29,156,000	206.3	2,882,115,000	108.7	61,168,100	87.2
栃 木 市	259,177,423	102.2	31,579,000	205.8	3,041,227,000	108.8	347,364,465	92.4
佐 野 市	192,629,060	103.1	23,053,000	206.3	2,329,768,000	109.3	148,111,040	102.7
鹿 沼 市	193,926,722	120.1	19,518,000	202.6	1,925,580,000	108.4	179,407,219	96.2
日 光 市	144,992,853	101.6	15,303,000	200.6	1,635,189,000	106.8	70,193,021	91.5
小 山 市	275,397,391	104.3	36,932,000	207.3	3,245,225,000	110.8	25,700,185	90.8
真 岡 市	130,040,250	103.5	15,789,000	206.2	1,551,244,000	108.7	28,401,724	112.8
大 田 原 市	114,033,000	100.3	14,073,000	201.4	1,479,312,000	108.9	64,220,931	81.0
矢 板 市	54,424,295	102.7	6,371,000	199.1	641,530,000	107.6	30,813,566	79.1
那 須 塩 原 市	196,472,065	101.8	23,995,000	204.8	2,265,722,000	109.9	36,584,475	92.9
さ く ら 市	73,541,091	102.1	9,040,000	207.8	833,793,000	110.3	86,854,107	93.9
那 須 烏 山 市	40,592,894	97.6	4,604,000	199.8	505,499,000	106.7	41,258,447	101.0
下 野 市	96,829,199	101.6	16,074,000	206.1	1,114,769,000	110.2	601,588	75.2
上 三 川 町	52,282,686	104.0	6,916,000	205.2	639,522,000	109.4	-	-
益 子 町	38,449,127	104.4	4,071,000	202.3	405,730,000	108.1	53,187,322	93.6
茂 木 町	19,965,865	110.4	2,081,000	198.4	233,582,000	103.9	43,625,690	88.2
市 貝 町	18,850,413	100.8	2,298,000	206.8	225,055,000	108.8	29,727,911	96.5
芳 賀 町	24,537,274	103.2	2,813,000	204.0	501,254,000	108.4	7,883,190	116.8
壬 生 町	62,175,711	102.0	8,289,000	205.1	738,133,000	110.6	26,985,612	80.9
野 木 町	41,863,264	103.8	5,650,000	200.1	460,770,000	109.4	-	-
塩 谷 町	18,850,746	100.6	1,901,000	195.4	204,389,000	106.0	29,440,886	96.4
高 根 沢 町	52,603,287	99.1	7,243,000	203.7	533,709,000	109.0	28,683,318	97.0
那 須 町	69,659,114	103.5	4,129,000	203.0	512,291,000	107.1	54,100,712	92.3
那 珂 川 町	26,366,677	103.5	2,581,000	196.3	312,784,000	106.3	46,331,705	98.5

単位：円、%

自動車取得税交付金		配当割交付金		株式等譲渡所得割 交付金		合計	
交付額	前年 度比	交付額	前年 度比	交付額	前年 度比	交付額	前年 度比
2,615,046,000	153.6	908,269,000	113.9	819,084,000	177.6	48,106,260,608	111.2
2,168,056,000	153.8	806,337,000	114.1	727,380,000	178.0	41,904,873,098	111.3
446,990,000	153.0	101,932,000	112.2	91,704,000	174.9	6,201,387,510	110.5
459,800,000	152.9	284,217,000	115.1	256,489,000	179.3	12,386,480,323	112.0
172,841,000	153.3	62,021,000	114.3	55,956,000	178.1	3,491,187,764	110.5
216,466,000	155.3	67,173,000	114.1	60,604,000	178.1	4,023,590,888	109.6
150,105,000	153.5	49,053,000	114.4	44,286,000	178.7	2,937,005,100	111.3
144,054,000	154.5	41,454,000	112.1	37,266,000	174.7	2,541,205,941	110.8
149,065,000	152.7	32,495,000	111.0	29,197,000	173.2	2,076,434,874	109.4
194,867,000	154.9	78,594,000	114.8	70,975,000	178.9	3,927,690,576	113.2
149,243,000	153.0	33,611,000	114.3	30,376,000	178.9	1,938,704,974	112.1
121,224,000	152.7	29,935,000	111.7	27,000,000	174.9	1,849,797,931	110.2
49,867,000	156.7	13,529,000	110.3	12,158,000	172.4	808,692,861	108.5
150,823,000	156.0	51,025,000	113.5	46,002,000	177.0	2,770,623,540	112.1
73,910,000	152.5	19,260,000	115.3	17,441,000	180.9	1,113,839,198	111.5
48,610,000	152.4	9,787,000	110.7	8,813,000	173.0	659,164,341	108.9
87,181,000	153.6	34,183,000	114.1	30,817,000	177.6	1,380,454,787	113.5
51,559,000	153.3	14,721,000	113.8	13,295,000	178.1	778,295,686	112.5
32,403,000	153.2	8,646,000	111.9	7,771,000	174.1	550,257,449	109.0
28,484,000	152.5	4,417,000	109.7	3,961,000	171.0	336,116,555	105.4
25,968,000	152.7	4,894,000	114.6	4,424,000	179.0	311,217,324	110.7
48,961,000	153.6	5,985,000	113.1	5,400,000	176.9	596,833,464	111.8
55,857,000	153.1	17,631,000	113.6	15,902,000	177.1	924,973,323	111.9
36,437,000	152.7	11,994,000	110.7	10,768,000	172.5	567,482,264	112.1
23,417,000	153.7	4,037,000	108.3	3,627,000	170.1	285,662,632	108.1
49,579,000	152.4	15,362,000	112.5	13,768,000	174.2	700,947,605	111.6
58,578,000	152.5	8,762,000	112.1	7,861,000	174.0	715,380,826	108.7
35,747,000	153.3	5,483,000	108.6	4,927,000	169.7	434,220,382	108.6

2 個人県民税徴収取扱費交付金（個人県民税特別交付金を含む。）

単位：円

市町村名	1期（5月）	2期（8月）	3期（11月）	4期（2月）	計
総 額	775,329,214	811,038,702	875,533,737	779,129,485	3,241,031,138
市 計	671,244,817	701,046,156	767,625,553	675,510,448	2,815,426,974
町 計	104,084,397	109,992,546	107,908,184	103,619,037	425,604,164
宇 都 宮 市	192,233,949	204,986,960	216,974,665	201,244,493	815,440,067
足 利 市	55,346,052	59,339,456	58,494,091	54,751,065	227,930,664
栃 木 市	64,166,654	62,596,623	70,189,092	62,225,054	259,177,423
佐 野 市	47,425,005	45,128,219	53,262,218	46,813,618	192,629,060
鹿 沼 市	40,357,622	37,992,862	77,070,958	38,505,280	193,926,722
日 光 市	36,582,251	37,350,151	36,488,487	34,571,964	144,992,853
小 山 市	65,105,206	71,073,049	72,798,585	66,420,551	275,397,391
真 岡 市	31,977,091	32,870,284	32,675,540	32,517,335	130,040,250
大 田 原 市	27,769,253	27,554,330	30,536,943	28,172,474	114,033,000
矢 板 市	13,284,023	14,278,711	13,715,697	13,145,864	54,424,295
那須塩原市	47,452,345	50,299,050	50,534,473	48,186,197	196,472,065
さくら市	16,340,733	19,520,167	19,162,088	18,518,103	73,541,091
那須烏山市	10,275,713	9,964,032	10,187,853	10,165,296	40,592,894
下 野 市	22,928,920	28,092,262	25,534,863	20,273,154	96,829,199
上 三 川 町	12,744,335	13,289,872	13,482,391	12,766,088	52,282,686
益 子 町	9,167,405	11,735,667	8,602,504	8,943,551	38,449,127
茂 木 町	5,276,238	4,700,789	5,236,755	4,752,083	19,965,865
市 貝 町	4,781,434	4,640,003	4,783,748	4,645,228	18,850,413
芳 賀 町	5,907,180	6,269,810	6,249,392	6,110,892	24,537,274
壬 生 町	15,662,360	14,935,705	16,402,366	15,175,280	62,175,711
野 木 町	10,373,398	10,733,078	10,420,087	10,336,701	41,863,264
塩 谷 町	4,727,950	4,520,090	4,687,565	4,915,141	18,850,746
高 根 沢 町	12,185,502	13,651,308	13,805,749	12,960,728	52,603,287
那 須 町	16,616,419	18,901,368	17,385,312	16,756,015	69,659,114
那 珂 川 町	6,642,176	6,614,856	6,852,315	6,257,330	26,366,677

3 利子割交付金

単位：円

市町村名	8月	12月	3月	計
総額	177,635,000	172,352,000	77,071,000	427,058,000
市計	157,581,000	153,059,000	68,446,000	379,086,000
町計	20,054,000	19,293,000	8,625,000	47,972,000
宇都宮市	55,489,000	53,973,000	24,137,000	133,599,000
足利市	12,116,000	11,775,000	5,265,000	29,156,000
栃木市	13,123,000	12,753,000	5,703,000	31,579,000
佐野市	9,567,000	9,319,000	4,167,000	23,053,000
鹿沼市	8,170,000	7,841,000	3,507,000	19,518,000
日光市	6,412,000	6,144,000	2,747,000	15,303,000
小山市	15,318,000	14,935,000	6,679,000	36,932,000
真岡市	6,539,000	6,392,000	2,858,000	15,789,000
大田原市	5,852,000	5,681,000	2,540,000	14,073,000
矢板市	2,669,000	2,558,000	1,144,000	6,371,000
那須塩原市	9,986,000	9,680,000	4,329,000	23,995,000
さくら市	3,729,000	3,670,000	1,641,000	9,040,000
那須烏山市	1,921,000	1,854,000	829,000	4,604,000
下野市	6,690,000	6,484,000	2,900,000	16,074,000
上三川町	2,868,000	2,797,000	1,251,000	6,916,000
益子町	1,705,000	1,635,000	731,000	4,071,000
茂木町	876,000	833,000	372,000	2,081,000
市貝町	952,000	930,000	416,000	2,298,000
芳賀町	1,169,000	1,136,000	508,000	2,813,000
壬生町	3,447,000	3,346,000	1,496,000	8,289,000
野木町	2,371,000	2,266,000	1,013,000	5,650,000
塩谷町	797,000	763,000	341,000	1,901,000
高根沢町	3,051,000	2,897,000	1,295,000	7,243,000
那須町	1,736,000	1,654,000	739,000	4,129,000
那珂川町	1,082,000	1,036,000	463,000	2,581,000

4 地方消費税交付金

単位：円

市町村名	6月	9月	12月	3月	計
総 額	9,444,424,000	12,198,302,000	6,832,811,000	10,061,742,000	38,537,279,000
市 計	8,276,111,000	10,689,315,000	5,987,575,000	8,817,059,000	33,770,060,000
町 計	1,168,313,000	1,508,987,000	845,236,000	1,244,683,000	4,767,219,000
宇 都 宮 市	2,528,920,000	3,266,358,000	1,829,554,000	2,694,255,000	10,319,087,000
足 利 市	706,328,000	912,277,000	511,021,000	752,489,000	2,882,115,000
栃 木 市	745,322,000	962,635,000	539,243,000	794,027,000	3,041,227,000
佐 野 市	570,962,000	737,449,000	413,074,000	608,283,000	2,329,768,000
鹿 沼 市	471,907,000	609,509,000	341,411,000	502,753,000	1,925,580,000
日 光 市	400,739,000	517,592,000	289,923,000	426,935,000	1,635,189,000
小 山 市	795,315,000	1,027,217,000	575,395,000	847,298,000	3,245,225,000
真 岡 市	380,167,000	491,019,000	275,042,000	405,016,000	1,551,244,000
大 田 原 市	362,538,000	468,252,000	262,286,000	386,236,000	1,479,312,000
矢 板 市	157,221,000	203,064,000	113,749,000	167,496,000	641,530,000
那須塩原市	555,267,000	717,171,000	401,728,000	591,556,000	2,265,722,000
さくら市	204,340,000	263,916,000	147,848,000	217,689,000	833,793,000
那須烏山市	123,885,000	160,003,000	89,634,000	131,977,000	505,499,000
下 野 市	273,200,000	352,853,000	197,667,000	291,049,000	1,114,769,000
上 三 川 町	156,729,000	202,435,000	113,379,000	166,979,000	639,522,000
益 子 町	99,435,000	128,419,000	71,952,000	105,924,000	405,730,000
茂 木 町	57,245,000	73,933,000	41,422,000	60,982,000	233,582,000
市 貝 町	55,155,000	71,237,000	39,904,000	58,759,000	225,055,000
芳 賀 町	122,839,000	158,698,000	88,810,000	130,907,000	501,254,000
壬 生 町	180,897,000	233,636,000	130,887,000	192,713,000	738,133,000
野 木 町	112,922,000	145,843,000	81,707,000	120,298,000	460,770,000
塩 谷 町	50,090,000	64,693,000	36,245,000	53,361,000	204,389,000
高 根 沢 町	130,798,000	168,929,000	94,643,000	139,339,000	533,709,000
那 須 町	125,548,000	162,161,000	90,823,000	133,759,000	512,291,000
那 珂 川 町	76,655,000	99,003,000	55,464,000	81,662,000	312,784,000

5 ゴルフ場利用税交付金

単位：円

市町村名	8月	12月	3月	計
総額	629,127,624	536,125,729	393,240,117	1,558,493,470
市計	501,289,325	423,371,728	313,866,071	1,238,527,124
町計	127,838,299	112,754,001	79,374,046	319,966,346
宇都宮市	46,937,714	41,019,321	29,891,221	117,848,256
足利市	25,461,100	19,732,580	15,974,420	61,168,100
栃木市	144,035,045	115,137,330	88,192,090	347,364,465
佐野市	60,212,880	49,052,675	38,845,485	148,111,040
鹿沼市	73,727,651	58,917,756	46,761,812	179,407,219
日光市	27,104,609	26,603,483	16,484,929	70,193,021
小山市	10,578,190	8,776,145	6,345,850	25,700,185
真岡市	11,366,824	9,567,541	7,467,359	28,401,724
大田原市	25,308,626	22,106,678	16,805,627	64,220,931
矢板市	12,369,884	10,955,093	7,488,589	30,813,566
那須塩原市	14,264,194	15,645,196	6,675,085	36,584,475
さくら市	33,923,008	31,196,293	21,734,806	86,854,107
那須烏山市	15,725,896	14,468,892	11,063,659	41,258,447
下野市	273,704	192,745	135,139	601,588
上三川町	-	-	-	-
益子町	21,631,701	17,334,805	14,220,816	53,187,322
茂木町	17,542,624	14,868,238	11,214,828	43,625,690
市貝町	11,965,238	9,739,343	8,023,330	29,727,911
芳賀町	3,066,840	2,728,530	2,087,820	7,883,190
壬生町	11,894,448	8,489,884	6,601,280	26,985,612
野木町	-	-	-	-
塩谷町	11,759,976	10,882,787	6,798,123	29,440,886
高根沢町	11,766,769	9,564,978	7,351,571	28,683,318
那須町	18,750,878	23,409,611	11,940,223	54,100,712
那珂川町	19,459,825	15,735,825	11,136,055	46,331,705

6 自動車取得税交付金

単位：円

市町村名	道路の総延長	道路の総面積	8月	12月	3月	計
総額	20,199,575	114,925,026	999,719,000	755,126,000	860,201,000	2,615,046,000
市計	16,180,633	92,846,757	828,835,000	626,054,000	713,167,000	2,168,056,000
町計	4,018,942	22,078,269	170,884,000	129,072,000	147,034,000	446,990,000
宇都宮市	2,826,023	17,875,269	175,779,000	132,773,000	151,248,000	459,800,000
足利市	1,184,856	6,740,285	66,076,000	49,910,000	56,855,000	172,841,000
栃木市	1,827,037	9,703,595	82,754,000	62,507,000	71,205,000	216,466,000
佐野市	1,108,663	6,345,137	57,384,000	43,345,000	49,376,000	150,105,000
鹿沼市	1,206,269	6,346,637	55,071,000	41,597,000	47,386,000	144,054,000
日光市	1,212,950	6,524,758	56,987,000	43,044,000	49,034,000	149,065,000
小山市	1,352,697	7,854,570	74,497,000	56,270,000	64,100,000	194,867,000
真岡市	1,260,391	6,781,457	57,055,000	43,096,000	49,092,000	149,243,000
大田原市	949,491	5,578,329	46,343,000	35,005,000	39,876,000	121,224,000
矢板市	374,093	2,333,242	19,064,000	14,400,000	16,403,000	49,867,000
那須塩原市	1,185,328	7,128,983	57,659,000	43,552,000	49,612,000	150,823,000
さくら市	597,745	3,403,945	28,255,000	21,343,000	24,312,000	73,910,000
那須烏山市	382,418	2,211,247	18,583,000	14,037,000	15,990,000	48,610,000
下野市	712,672	4,019,303	33,328,000	25,175,000	28,678,000	87,181,000
上三川町	418,471	2,314,419	19,711,000	14,888,000	16,960,000	51,559,000
益子町	271,849	1,452,602	12,388,000	9,356,000	10,659,000	32,403,000
茂木町	296,984	1,552,788	10,889,000	8,225,000	9,370,000	28,484,000
市貝町	229,661	1,317,633	9,928,000	7,498,000	8,542,000	25,968,000
芳賀町	492,728	2,816,398	18,718,000	14,138,000	16,105,000	48,961,000
壬生町	473,441	2,513,543	21,354,000	16,129,000	18,374,000	55,857,000
野木町	286,621	1,777,168	13,930,000	10,522,000	11,985,000	36,437,000
塩谷町	240,783	1,302,494	8,952,000	6,762,000	7,703,000	23,417,000
高根沢町	416,424	2,201,321	18,954,000	14,317,000	16,308,000	49,579,000
那須町	593,925	3,288,404	22,394,000	16,915,000	19,269,000	58,578,000
那珂川町	298,055	1,541,499	13,666,000	10,322,000	11,759,000	35,747,000

(注1) 道路の総延長及び総面積は、補正前のものである。

7 配当割交付金

単位：円

市町村名	8月	12月	3月	計
総額	263,202,000	49,654,000	595,413,000	908,269,000
市計	233,486,000	44,099,000	528,752,000	806,337,000
町計	29,716,000	5,555,000	66,661,000	101,932,000
宇都宮市	82,216,000	15,552,000	186,449,000	284,217,000
足利市	17,952,000	3,393,000	40,676,000	62,021,000
栃木市	19,444,000	3,674,000	44,055,000	67,173,000
佐野市	14,176,000	2,685,000	32,192,000	49,053,000
鹿沼市	12,105,000	2,259,000	27,090,000	41,454,000
日光市	9,501,000	1,770,000	21,224,000	32,495,000
小山市	22,697,000	4,303,000	51,594,000	78,594,000
真岡市	9,689,000	1,841,000	22,081,000	33,611,000
大田原市	8,671,000	1,637,000	19,627,000	29,935,000
矢板市	3,954,000	737,000	8,838,000	13,529,000
那須塩原市	14,796,000	2,789,000	33,440,000	51,025,000
さくら市	5,525,000	1,057,000	12,678,000	19,260,000
那須烏山市	2,847,000	534,000	6,406,000	9,787,000
下野市	9,913,000	1,868,000	22,402,000	34,183,000
上三川町	4,250,000	806,000	9,665,000	14,721,000
益子町	2,526,000	471,000	5,649,000	8,646,000
茂木町	1,298,000	240,000	2,879,000	4,417,000
市貝町	1,411,000	268,000	3,215,000	4,894,000
芳賀町	1,733,000	327,000	3,925,000	5,985,000
壬生町	5,107,000	964,000	11,560,000	17,631,000
野木町	3,514,000	652,000	7,828,000	11,994,000
塩谷町	1,181,000	219,000	2,637,000	4,037,000
高根沢町	4,520,000	834,000	10,008,000	15,362,000
那須町	2,572,000	476,000	5,714,000	8,762,000
那珂川町	1,604,000	298,000	3,581,000	5,483,000

8 株式等譲渡所得割交付金

単位：円

市町村名	3月	計
総額	819,084,000	819,084,000
市計	727,380,000	727,380,000
町計	91,704,000	91,704,000
宇都宮市	256,489,000	256,489,000
足利市	55,956,000	55,956,000
栃木市	60,604,000	60,604,000
佐野市	44,286,000	44,286,000
鹿沼市	37,266,000	37,266,000
日光市	29,197,000	29,197,000
小山市	70,975,000	70,975,000
真岡市	30,376,000	30,376,000
大田原市	27,000,000	27,000,000
矢板市	12,158,000	12,158,000
那須塩原市	46,002,000	46,002,000
さくら市	17,441,000	17,441,000
那須烏山市	8,813,000	8,813,000
下野市	30,817,000	30,817,000
上三川町	13,295,000	13,295,000
益子町	7,771,000	7,771,000
茂木町	3,961,000	3,961,000
市貝町	4,424,000	4,424,000
芳賀町	5,400,000	5,400,000
壬生町	15,902,000	15,902,000
野木町	10,768,000	10,768,000
塩谷町	3,627,000	3,627,000
高根沢町	13,768,000	13,768,000
那須町	7,861,000	7,861,000
那珂川町	4,927,000	4,927,000

9 特別徴収義務者等交付金

	調定額 (平成29(2017)年度)		交付金算出基礎		交付率	交付金		交付額 前年度比	
	件数	税額(千円)	件数	納入額(千円)		対象人員	交付額(円)		
ゴルフ場利用税	1,504	2,305,260	130	2,256,267	1.7/100	130	38,355,930	98.0	
軽油 引取 税	納期内納入分	1,882	21,803,361	147	9,284,800	2.5/100	147	232,119,600	98.8
	徴収猶予期 間内納入分			41	12,361,999	2.5/100	41	309,049,890	101.3
	計	1,882	21,803,361	174	21,646,799		174	541,169,490	100.2
合計	3,386	24,108,621	304	23,903,066		304	579,525,420	100.1	

(注) 軽油引取税における件数は、納期内納入分と徴収猶予期間内納入分の重複による実件数である。

第 7 徵 稅 費

1 徴税費に関する調

区 分	平成 26 年度決算 (2014)		平成 27 年度決算 (2015)	
	金額等	構成比	金額等	構成比
県 税 ・ 予 算 額 (7)	224,000,000	—	243,000,000	—
県 税 ・ 調 定 額 (イ)	232,384,074	—	250,472,332	—
県 税 ・ 収 入 額 (ウ)	224,826,111	—	244,349,497	—
徴 税 費 (エ)	6,650,580	100.0	6,732,207	100.0
人 件 費	2,334,297	35.1	2,292,922	34.1
職 員 給 当	1,195,967	—	1,166,303	—
諸 手 当	701,701	—	714,896	—
超 過 勤 務 手 当	60,811	—	64,508	—
特 殊 勤 務 手 当	36,602	—	36,825	—
そ の 他 の 手 当	604,288	—	613,563	—
そ の 他 の 人 件 費	436,629	—	411,723	—
旅 費	3,906	0.1	3,795	0.1
需 用 費	440,208	6.6	554,318	8.2
通 信 運 搬 費	98,521	—	95,794	—
備 品 費	8,292	—	583	—
そ の 他	333,395	—	457,941	—
徴 収 取 扱 費 等	3,872,169	58.2	3,881,172	57.7
県 民 税 徴 収 取 扱 費	3,167,965	—	3,149,357	—
特 別 徴 収 義 務 者 に 対 す る 交 付 金	606,048	—	602,504	—
そ の 他	98,156	—	129,311	—
徴 税 職 員 数 ・ 定 員	305	—	305	—
徴 税 職 員 数 ・ 現 員 (オ)	305	—	305	—
県 税 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 ・ 対 予 算 額 (エ)/(7)	3.0	—	2.8	—
県 税 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 ・ 対 調 定 額 (エ)/(イ)	2.9	—	2.7	—
県 税 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 ・ 対 収 入 額 (エ)/(ウ)	3.0	—	2.8	—
徴 税 職 員 1 人 当 た り 徴 税 額 (ウ)/(オ)	737,135	—	801,146	—
徴 税 職 員 1 人 当 た り 徴 税 費 (エ)/(オ)	21,805	—	22,073	—
人 件 費 (旅 費 を 含 む。)	7,666	—	7,530	—
物 件 費 (徴 収 取 扱 費 等 を 含 む。)	14,139	—	14,543	—

単位：千円、人、%

平成 28 年度決算 (2016)		平成 29 年度決算 (2017)		平成 30 年度決算 (2018)	
金額等	構成比	金額等	構成比	金額等	構成比
242,500,000	—	247,500,000	—	249,500,000	—
248,313,748	—	253,249,548	—	252,576,604	—
243,126,979	—	248,857,064	—	248,853,151	—
6,599,404	100.0	6,707,075	100.0	6,773,156	100.0
2,286,800	34.7	2,261,353	33.7	2,295,918	33.9
1,154,356	—	1,141,021	—	1,158,481	—
710,932	—	699,865	—	717,279	—
64,986	—	58,716	—	56,772	—
37,454	—	38,080	—	38,840	—
608,492	—	603,069	—	621,667	—
421,512	—	420,467	—	420,158	—
4,415	0.1	4,468	0.1	4,408	0.1
404,962	6.1	557,719	8.3	500,404	7.4
92,559	—	94,072	—	88,586	—
487	—	450	—	286	—
311,916	—	463,197	—	411,532	—
3,903,227	59.1	3,883,535	57.9	3,972,426	58.6
3,185,825	—	3,160,058	—	3,241,032	—
578,807	—	579,107	—	579,525	—
138,595	—	144,370	—	151,869	—
304	—	304	—	312	—
304	—	304	—	312	—
2.7	—	2.7	—	2.7	—
2.7	—	2.6	—	2.7	—
2.7	—	2.7	—	2.7	—
799,760	—	818,609	—	797,606	—
21,709	—	22,063	—	21,709	—
7,537	—	7,453	—	7,373	—
14,172	—	14,609	—	14,336	—

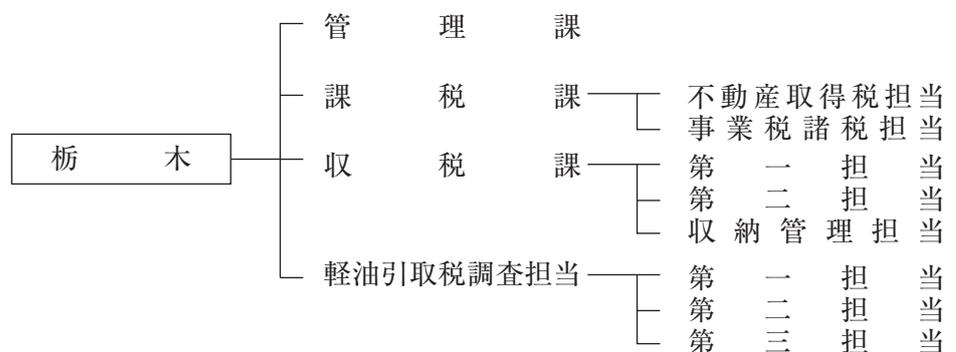
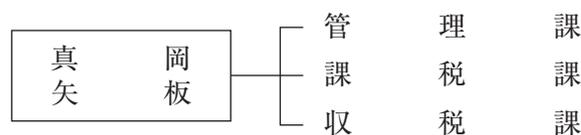
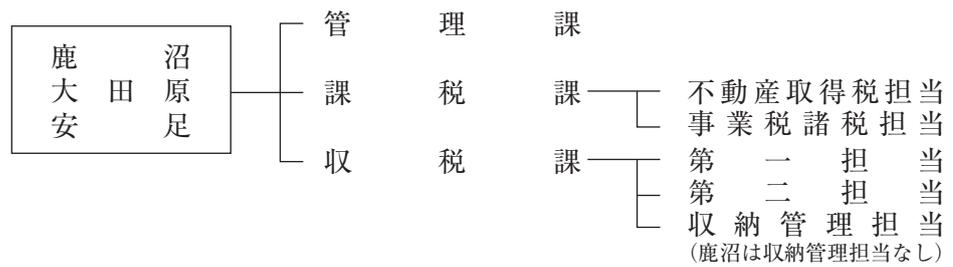
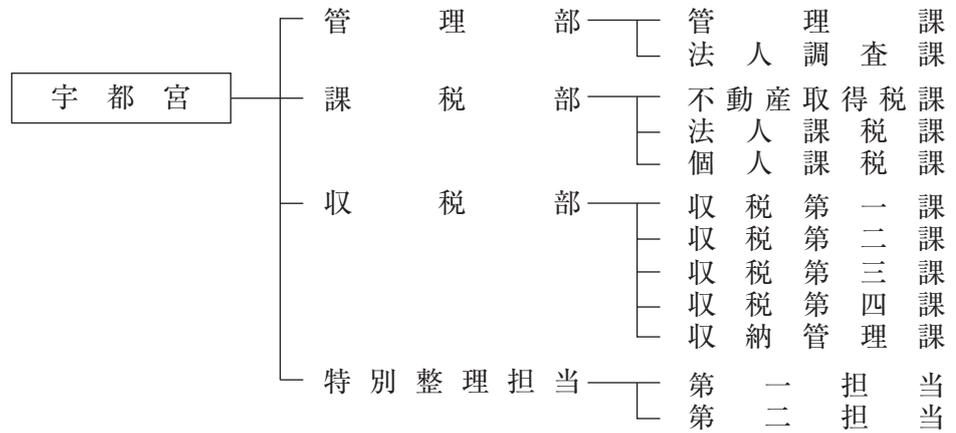
第 8 税務機構及び職員等

1 税務機構一覽 (平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在)

(1) 本 庁



(2) 県 税 事 務 所



(3) 自動車税事務所



2 分掌事務（平成 31(2019)年4月1日現在）

(1) 本庁税務課

- 1 県税の賦課徴収に関する総合企画及び調整に関すること。
- 2 県税事務所及び自動車税事務所の統轄に関すること。
- 3 県税の調査及び検査に関すること。
- 4 県税の犯則取締りに関すること。
- 5 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。
- 6 その他税務に関すること。

(2) 県税事務所

ア 宇都宮県税事務所

管理部

管理課

- 1 公印の保管に関すること。
- 2 職員の服務に関すること。
- 3 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 4 予算、決算及び会計に関すること。
- 5 県有財産の維持管理に関すること。
- 6 証券及び物品の出納保管並びに受託証券の再委託に関すること。
- 7 所内の取締りに関すること。
- 8 各部課担当の連絡調整に関すること。
- 9 災害対策基本法施行令第 33 条の規定による災害時における緊急輸送車両の確認に関すること。
- 10 1 から 9 に掲げるもののほか、他部課担当の主管に属しない事務に関すること。

法人調査課

- 1 法人の事業税に係る課税標準の調査（地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる法人及び同法第 72 条の 41 第 1 項に規定する法人（連結申告法人及び同法第 72 条の 24 の適用を受ける法人を除く。）に係る調査に限る。）に関すること。

課税部

不動産取得税課

- 1 不動産取得税及び固定資産税（以下「不動産取得税等」という。）に係る徴収金の賦課に関すること。
- 2 不動産取得税等に係る課税標準の調査に関すること。
- 3 不動産取得税等に係る納税管理人に関すること。
- 4 不動産取得税等に係る犯則の取締りに関すること。

法人課税課

- 1 法人の県民税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税及び法人の事業税（以下「法人県民税等」という。）に係る徴収金の賦課に関すること。
- 2 法人県民税等に係る課税標準の調査に関すること（法人調査課の所掌する事務を除く。）。
- 3 法人県民税等に係る納税管理人に関すること。
- 4 法人県民税等に係る犯則の取締りに関すること。
- 5 地方消費税に関すること。
- 6 税理士法第 50 条の規定による臨時の税務書類の作成等の許可に関すること。

個人課税課

- 1 個人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税及び狩猟税（以下「個人事業税等」という。）に係る徴収金の賦課に関すること。

- 2 個人事業税等に係る課税標準の調査に関する事。
- 3 個人事業税等に係る納税管理人に関する事。
- 4 個人事業税等に係る犯則の取締りに関する事。
- 5 ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の指定及び登録に関する事。
- 6 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の交付に関する事。

収税部

収税第一課、収税第二課、収税第三課及び収税第四課

- 1 県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関する事。
- 2 県税に係る徴収金の徴収猶予（地方税法第 15 条の規定による徴収猶予に限る。）に関する事。
- 3 県税に係る徴収金の換価の猶予及び滞納処分の停止に関する事。
- 4 県税に係る徴収金の引継ぎ及び引受け並びに囑託及び受託に関する事。
- 5 県税に係る徴収金の不納欠損処分に関する事。
- 6 延滞金の減免に関する事。
- 7 個人住民税の徴収の促進に関する事（特別整理担当の所掌する事務を除く。）。
- 8 個人住民税その他市町村税の徴収に係る市町村への支援に関する事（特別整理担当の所掌する事務を除く。）。
- 9 7 及び 8 に掲げるもののほか、個人住民税に関する事（特別整理担当の所掌する事務を除く。）。

収納管理課

- 1 県税に係る徴収金の収納管理に関する事。
- 2 県税に係る徴収金の所内収納に関する事。
- 3 県税に係る徴収金の督促状の発付に関する事。
- 4 県税に係る徴収金に関する還付金等の還付又は充当に関する事。
- 5 県税に係る徴収金の徴収猶予（地方税法第 15 条の規定による徴収猶予を除く。）に関する事。
- 6 納税証明に関する事。
- 7 納税貯蓄組合及び口座振替納税に関する事。
- 8 納税奨励に関する事。
- 9 収入報告に関する事。

特別整理担当

- 1 個人住民税の徴収の促進に関する事（滞納額が高額な事案又は徴収が困難な事案に限る。）。
- 2 個人住民税その他市町村税の徴収に係る市町村への支援に関する事（滞納額が高額な事案又は徴収が困難な事案に限る。）。
- 3 1 及び 2 に掲げるもののほか、個人住民税に関する事（滞納額が高額な事案又は徴収が困難な事案に限る。）。
- 4 特別滞納事案に係る徴収及び滞納処分に関する事。
- 5 特別滞納事案に係る徴収猶予（地方税法第 15 条の規定による徴収猶予に限る。）に関する事。
- 6 特別滞納事案に係る換価の猶予及び滞納処分の停止に関する事。
- 7 特別滞納事案に係る延滞金の減免に関する事。
- 8 特別滞納事案に係る犯則の取締りに関する事。

イ 鹿沼県税事務所、真岡県税事務所、栃木県税事務所、矢板県税事務所、大田原県税事務所及び安足県税事務所

管理課

- 1 宇都宮県税事務所管理部管理課に掲げる事務

課税課

- 1 宇都宮県税事務所管理部法人調査課に掲げる事務
- 2 宇都宮県税事務所課税部不動産取得税課に掲げる事務

- 3 宇都宮県税事務所課税部法人課税課の1から4までに掲げる事務（利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に係るものを除く。）及び6に掲げる事務
- 4 宇都宮県税事務所課税部個人課税課の1から4までに掲げる事務（県たばこ税及び鉾区税に係るものを除く。）及び5に掲げる事務並びに6に掲げる事務（栃木県税事務所を除く。）

収税課

- 1 宇都宮県税事務所収税部収税第一課、収税第二課、収税第三課及び収税第四課に掲げる事務
- 2 宇都宮県税事務所収税部収納管理課に掲げる事務
- 3 収入証紙の売りさばきに関する事（鹿沼県税事務所及び真岡県税事務所に限る。）。

軽油引取税調査担当

- 1 軽油引取税に係る徴収金の賦課に関する事。
- 2 軽油引取税に係る課税標準の調査に関する事。
- 3 軽油引取税に係る特別徴収義務者の指定及び登録に関する事。
- 4 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証に関する事。
- 5 軽油引取税に係る製造等の承認に関する事。
- 6 軽油引取税に係る犯則の取締りに関する事。

(3) 自動車税事務所

管 理 課

- 1 公印の保管に関する事。
- 2 職員の服務に関する事。
- 3 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
- 4 予算、決算及び会計に関する事。
- 5 証券及び物品の出納及び保管並びに受託証券の再委託に関する事。
- 6 所内の取締りに関する事。
- 7 自動車税（普通徴収に係るものに限る。）に係る徴収金の賦課、徴収及び収納管理に関する事。
- 8 自動車税の納税管理人に関する事。
- 9 自動車取得税及び自動車税（以下「自動車税等」という。）に係る徴収金の不納欠損処分に関する事。
- 10 自動車税等に係る徴収金の還付及び充当に関する事。
- 11 自動車税に係る徴収金の嘱託及び引継ぎに関する事。
- 12 延滞金の減免に関する事。
- 13 自動車税等に係る徴収金の徴収猶予に関する事。
- 14 自動車取得税・自動車税納税証紙取扱費の交付に関する事。
- 15 自動車税等に係る徴収金の督促状の発付に関する事。
- 16 納税証明に関する事。
- 17 前各号に掲げるもののほか、課税課の主管に属しない事務に関する事。

課 税 課

- 1 自動車取得税及び自動車税（証紙徴収に係るものに限る。）の賦課及び徴収に関する事。
- 2 自動車税等の課税標準の調査に関する事。
- 3 自動車税等の犯則の取締りに関する事。
- 4 自動車取得税・自動車税特別会計に関する事。
- 5 栃木県証紙代金収納計器に関する事。

佐 野 支 所

- 1 自動車税等の賦課及び徴収に関する事。
- 2 納税証明に関する事。

3 税務関係事務の委任（平成 31（2019）年 4 月 1 日現在）

県税の賦課徴収に関する事務は、栃木県県税条例第 5 条第 1 項の規定により、次に掲げる事務を除き、全て課税地を所管する県税事務所長（利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税及び鉾区税については宇都宮県税事務所長、軽油引取税については栃木県税事務所長、自動車取得税及び自動車税については自動車税事務所長）に委任されている。

- 1 地方税法第 8 条第 1 項（課税権の帰属等について関係地方団体の長の意見が異なる場合の措置）の規定による決定を求める旨の申出に関すること。
- 2 栃木県県税条例第 133 条第 1 項の規定による固定資産税の減免に関すること。
- 3 栃木県県税条例第 11 条第 2 項の規定による課税地の指定に関すること。
- 4 栃木県県税条例第 13 条第 1 項の規定による広範囲にわたる災害等による期限の延長に関すること。
- 5 地方税法第 742 条（大規模の償却資産の指定等）の規定による大規模の償却資産の指定等及び地方税法第 743 条（大規模の償却資産の価格等の決定等）の規定による大規模の償却資産の価格等の決定等に関すること。

4 知事部局職員の定数に占める税務関係職員数の割合

単位：人、%

区分	知事部局職員	税務関係職員								知事部局職員数に占める税務職員数の割合
		税務課			県税（自動車税）事務所				合計	
		徴税吏員	公仕	計	徴税吏員	嘱託	公仕	計		
昭和 62 (1987) .3.31	5,718	24	－	24	314	－	11	325	349	6.1
昭和 63 (1988) .3.31	5,757	25	－	25	314	－	9	323	348	6.0
平成 1 (1989) .3.31	5,780	26	－	26	313	－	9	322	348	6.0
平成 2 (1990) .3.31	5,780	27	－	27	311	－	9	320	347	6.0
平成 3 (1991) .3.31	5,780	28	－	28	299	－	9	308	336	5.8
平成 4 (1992) .3.31	5,780	28	－	28	299	－	8	307	335	5.8
平成 5 (1993) .3.31	5,780	28	－	28	297	－	8	305	333	5.8
平成 6 (1994) .3.31	5,780	28	－	28	297	－	8	305	333	5.8
平成 7 (1995) .3.31	5,780	31	－	31	293	－	5	298	329	5.7
平成 8 (1996) .3.31	5,780	31	－	31	293	－	5	298	329	5.7
平成 9 (1997) .3.31	5,780	31	－	31	293	－	5	298	329	5.7
平成 10 (1998) .3.31	5,780	31	－	31	290	－	5	295	326	5.6
平成 11 (1999) .3.31	5,780	31	－	31	290	－	3	293	324	5.6
平成 12 (2000) .3.31	6,051	31	－	31	287	－	3	290	321	5.3
平成 13 (2001) .3.31	6,051	30	－	30	275	－	3	278	308	5.1
平成 14 (2002) .3.31	6,051	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 15 (2003) .3.31	6,051	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 16 (2004) .3.31	6,051	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 17 (2005) .3.31	6,049	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 18 (2006) .3.31	6,049	30	－	30	280	－	3	282	312	5.2
平成 19 (2007) .3.31	6,049	30	－	30	280	－	2	282	312	5.2
平成 20 (2008) .3.31	6,049	30	－	30	280	－	2	282	312	5.2
平成 21 (2009) .3.31	6,049	29	－	29	280	－	2	282	311	5.1
平成 22 (2010) .3.31	6,049	29	－	29	274	－	2	276	305	5.0
平成 23 (2011) .3.31	6,049	28	－	28	274	－	2	276	304	5.0
平成 24 (2012) .3.31	6,079	28	－	28	266	－	2	268	296	4.9
平成 25 (2013) .3.31	6,079	28	－	28	277	－	2	279	307	5.1
平成 26 (2014) .3.31	6,079	28	－	28	275	－	2	277	305	5.0
平成 27 (2015) .3.31	6,079	29	－	29	276	－	2	278	307	5.1
平成 28 (2016) .3.31	6,079	30	－	30	273	－	2	275	305	5.0
平成 29 (2017) .3.31	5,683	31	－	31	271	－	2	273	304	5.3
平成 30 (2018) .3.31	5,683	31	－	31	271	－	2	273	304	5.3
平成 31 (2019) .3.31	5,563	32	－	32	278	－	2	280	312	5.6

5 税務関係職員の配置状況

(平成31(2019)年4月1日現在) 単位：人

事務所名	税務職員		公 仕		合 計	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員
総 数	274	314	1	1	275	315
県 税 事 務 所	225	258	1	1	226	259
宇 都 宮	61	66	—	—	61	66
鹿 沼	23	27	—	—	23	28
真 岡	20	24	1	1	20	24
栃 木	47	52	—	—	47	52
矢 板	19	24	—	—	19	24
大 田 原	28	32	1	1	29	33
安 足	27	32	—	—	27	32
自 動 車 税 事 務 所	23	24	—	—	23	24
税 務 課	26	32	—	—	26	32

6 税務職員課別配置状況

(平成31(2019)年4月1日現在) 単位：人

事務所名	所長	総括 所長補佐	管理部課	課税部課	収税部課	特別整理 担当	軽油引取税 調査担当	計
県 税 事 務 所	〈1〉 7	[2] 7	(1) 22	[1]〈7〉 81	[1]〈10〉 119	[1]〈2〉 7	[1]〈1〉 14	〈1〉[6]〈21〉 258
宇 都 宮	〈1〉 1	[1] 1	(1) 11	[1] 20	[1]〈4〉 26	[1]〈2〉 7		〈1〉 [4] 〈7〉 66
鹿 沼	1	1	2	(1) 9	(1) 15			(2) 28
真 岡	1	1	2	(1) 8	(1) 12			(2) 24
栃 木	1	[1] 1	2	(1) 14	(1) 20		[1]〈1〉 14	[2] 〈3〉 52
矢 板	1	1	2	(1) 8	(1) 12			(2) 24
大 田 原	1	1	2	(1) 11	(1) 17			(2) 32
安 足	1	1	2	(1) 11	(1) 17			(2) 32
自 動 車 税 事 務 所	所長 1	総括 所長補佐 1	管理課 9	課税課 (1) 7	佐野支所 6			(1) 24
税 務 課	課長 1	総括 課長補佐 2	企画担当 5	課税・収税担当 9		税務電算担当 15		32
計	〈1〉 9	[2] 10				[4] (21) 295		〈1〉 [6] 〈21〉 314

(注) 1 〈 〉 内の数値は、参事を兼務している者の人数である。

2 [] 内の数値は、主幹または主幹を兼務している者の人数である。

3 () 内の数値は、スタッフ補佐である者又はスタッフ補佐を兼任している者の人数である。

4 税務課課税・収税担当のスタッフ補佐には、総括課長補佐と兼務するグループリーダー1名を除く。

5 宇都宮県税事務所の管理部は、次長(総括所長補佐)と兼務する部長1名を除く。

6 鹿沼・真岡・栃木・矢板・大田原・安足県税事務所及び自動車税事務所の管理課は、総括所長補佐と兼務する課長1名を除く。

7 税務職員年齢別調

(平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在) 単位：人、%

年齢	宇都宮	鹿沼	真岡	栃木	矢板	大田原	安足	自動車	税務課	合計	構成比
18										-	-
19										-	-
20				1						-	1
21				1		(1) 1				(1) 2	
22	(2) 4	(1) 2	(1) 2	2	(1) 1	(1) 2	(1) 2		2	(7) 17	
23	(2) 4	1	(1) 1	3	(2) 4	1	(2) 3	(1) 1		(8) 18	
24	(1) 5	(1) 3		(2) 5	1	(2) 3		3		(6) 20	
25					(1) 1		3		(1) 4	(2) 8	
26	(2) 2		(1) 1			1		(1) 1	(1) 4	(5) 9	
27	1			1					(1) 3	(1) 5	
28	(2) 2		(1) 1	(1) 1					3	(4) 7	
29						1		1	3	0 5	29.3
30	(2) 3				1				1	(2) 5	
31	(1) 1			1	1		1		(1) 2	(2) 6	
32	1			1	1		(1) 1			(1) 4	
33	(1) 1	(1) 1						(1) 1		(3) 3	
34	1		(1) 1			(1) 1		2	1	(2) 7	
35	(1) 1			(2) 2						(3) 3	
36	(1) 1			1			(1) 2			(2) 4	
37				(1) 1	1					(1) 2	
38						1	(1) 1			(1) 2	
39	(2) 3			(1) 1						(3) 4	12.7
40	1			(1) 1			1		1	(1) 4	
41	2	(1) 1				(1) 1			1	(2) 5	
42	(1) 2	(1) 2		(1) 2						(3) 6	
43	1	(1) 2		2	2	(1) 2	2		1	(2) 12	
44	(1) 2		(2) 3			1	(1) 2	1	1	(4) 10	
45	(1) 2	(1) 1		2	(2) 2	1		1	2	(4) 11	
46	(1) 2	(1) 1		(1) 1	(1) 1	(2) 2	1		1	(6) 9	
47		1	(2) 3	4	(1) 1	(1) 1	1	(1) 2		(5) 13	
48				(1) 3	(1) 2		1	1		(2) 7	
49	(1) 2					(2) 3	(2) 3			(5) 8	27.1
50		(2) 2					1		1	(2) 4	
51	(1) 2	2		3		(1) 2		(1) 1		(3) 10	
52	(1) 3	1	1	(3) 5		1	1			(4) 12	
53	2	(2) 2	3	1	2	(1) 1	1	2	1	(3) 15	
54	(1) 7	1	1		2	2	(1) 2	1	(1) 1	(3) 17	
55	4	3	(1) 1		1	2		1		(1) 12	
56	1		1	(1) 3		(1) 1		1		(2) 7	
57				1	1		1			- 3	
58		1	1	(1) 1		1		1	1	(1) 6	
59	2	1	1							- 4	28.7
60										-	-
61				1				1		- 2	
62							1			- 1	
63	(1) 1		1	1			1			(1) 4	
64										-	-
計	(26) 66	(12) 28	(10) 24	(16) 52	(9) 24	(15) 32	(10) 32	(5) 24	(5) 32	(108) 314	100.0
平均年齢	40.3	43.5	44.6	40.9	38.8	41.5	40.9	40.3	34.4	40.5	

(注) () 書きは女性数 (内書き)

第 9 税 制

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
				50,000円超…25,000円 ②長期損害保険料だけの場合 (平成18(2006)年12月31日 までに契約締結したもの) 5,000円以下…全額 5,000円超 15,000円以下 …支払保険料×1/2 + 2,500円 15,000円超…10,000円 ③地震保険料と長期損害保険 料とがある場合 ①と②でそれぞれ計算し た金額の合計額(限度額 25,000円) 障害者控除…各障害者につき 26万円(特別障害者30万円、 同一生計配偶者又は扶養親 族が特別障害者で、かつ同 居している場合は53万円) 寡婦(寡夫)控除…26万円(前 年合計所得金額が500万円 以下で、扶養親族である子 を有する寡婦については30 万円) 勤労学生控除…26万円 配偶者控除…33万円(老人同 一生計配偶者38万円) 配偶者特別控除 同一生計配偶者以外 合計所得金額が45万円未満 …33万円 合計所得金額が45万円以上 75万円未満…38万円 - (合 計所得金額 - 38万円) 合計所得金額が75万円以上 76万円未満…3万円 扶養控除…各扶養親族につき 33万円(特定扶養親族45 万円、老人扶養親族38万円、 同居老人扶養親族45万円) 基礎控除…33万円 (寄附金税額控除) 地方公共団体への寄附金 ①(寄附金 - 2,000円) × 4% ②(寄附金 - 2,000円) × (90% - 0~45% × 1.021) × 0.4 ②は、所得割の2割を限度 住所地の都道府県共同基金会 及び日本赤十字社支部並びに 条例で指定した寄附金 (寄附金 - 2,000円) × 4% ※控除額計算の対象となる寄 附金は、総所得金額等の 30%まで
	(3) 上場株式等の 配当等の支払を 受ける個人で県 内に住所を有す るもの	上場株式等の配当 等の額	上場株式等の配当等の額の 5/100	特別徴収 前月分を毎月10日まで ※源泉徴収選択口座内配当等 に係る配当割は前年分を 毎年1月10日まで
	(4) 特定口座内(源 泉徴収有りを選 択したものに限 る)の上場株式 等の譲渡益の支 払を受ける個人 で県内に住所 を有するもの	特定口座内(源泉 徴収有りを選 択したものに限 る)の上場株式 等の譲渡所得金 額	特定口座内(源泉徴収有 りを選択したものに限る)の 上場株式等の譲渡所得金額 の5/100	特別徴収 前年分を毎年1月10日ま で

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
	<p>2 法人</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>(2) 県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人事務所及び業務所、事業所は寮等法人又は管理者の定めのあるもの</p>	<p>均等割 資本金等の額※ 法人税割 法人税額</p> <p>均等割 資本金等の額※ ※資本金等の額 = 資本金等の額に規定する資本金等の額(法人税法第2条16号に規定する資本金等の額。連結法人にあっては法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額)に、償増資の額を加算し、無償減資又は資本準備金等を取り崩し等欠損を充てると当該額が「資本金」と「資本準備金」の合計額を下の場合、「資本金」と「資本準備金」の合計額を均等割の税率区分の基準とする。(保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額。)</p>	<p>法人税割 法人税額の40/100(1.8/100) 中小法人等については3.2/100(1.0/100)</p> <p>注。() 書きの税率は令和元(2019)年10月1日以後開始事業年度から適用</p> <p>均等割 1 資本金等の額が50億円を超える法人 年額 856,000 ※円 2 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額 577,800 ※円 3 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額 139,100 ※円 4 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 53,500 ※円 5 上記以外の法人(資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもの等) 年額 21,400 ※円</p> <p>※均等割の7%相当額は「とちぎの元気な森づくり県民税」として平成20(2008)年4月1日以後開始事業年度分から加算</p>	<p>申告納付</p> <p>1 事業年度終了後2月以内(確定申告納付)</p> <p>2 事業年度が6月を超える場合は、6月を経過した日から2月以内(予定申告納付、中間申告納付)</p>
	<p>3 利子等の支払を受ける者</p> <p>※平成28(2016)年1月1日以後は、納税義務者から利子等の支払を受ける法人を除く。</p>	<p>支払を受けるべき利子等の額</p>	<p>利子等の額の5/100</p>	<p>特別徴収</p> <p>前月分を毎月10日まで(非課税貯蓄制度)</p> <p>障害者等に対する少額貯蓄、少額公社債利子、郵便貯金非課税制度…それぞれ350万円まで</p> <p>勤労者財産形成住宅貯蓄、財産形成年金貯蓄非課税制度…合計550万円まで</p>
事業税	<p>1 個人 第1種事業、第2種事業及び第3種事業を行う個人</p>	<p>1 前年中の事業所得</p> <p>2 年の途中において事業を廃止した場合は、1の所得のほか、その年の1月1日から事業廃止の日までの所得</p>	<p>1 第1種事業 課税所得金額の5/100</p> <p>2 第2種事業 課税所得金額の4/100</p> <p>3 第3種事業(4に掲げるものを除く。)課税所得金額の5/100</p> <p>4 第3種事業のうち、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業(両眼の視力を喪失した者及び両眼の視力が0.06以下である者が行うものを除く。)及び装蹄師業課税所得金額の3/100</p>	<p>普通徴収 (納期)</p> <p>第1期 8月16日～8月31日</p> <p>第2期 11月16日～11月30日 (事業主控除) 年290万円 (事業専従者控除) 青色申告…給与支給額 その他…50万円(配偶者の場合は86万円)又は事業の所得の金額を、事業専従者の数に1を加えた数で除して得た金額のいずれか低い額</p>

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
事業税 地方法人特別税 及び特別法人事業税	2 法人 (1) 電気供給業、ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人 (2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人 (3) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税適用法人） (4) 特別法人	1 事業税 (1) 各事業年度の収入金額 (2) 各事業年度の所得 (3) 付加価値割（各事業年度の付加価値額＝収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）±単年度損益）資本割（各事業年度の資本金等の額※）所得割（各事業年度の所得） ※資本金等の額については、「県民税2法人課税標準等欄」参照 (4) 各事業年度の所得 2 地方法人特別税及び特別法人事業税の税額（所得割・収入割）	1 事業税 (1) 収入金額の0.9/100(1.0/100) (2) I 所得のうち年400万円以下の金額の3.4/100(3.5/100) II 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の5.1/100(5.3/100) III 所得のうち年800万円を超える金額の6.7/100(7.0/100) IV 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものに係る所得の6.7/100 (3) 付加価値割1.2/100 資本割0.5/100 所得割 年400万円以下の金額…0.3/100(0.4/100) 年400万円超800万円以下の金額…0.5/100(0.7/100) 年800万円超の金額…0.7/100(1.0/100) 軽減税率不適用法人…0.7/100(1.0/100) (4) I 所得のうち年400万円以下の金額の3.4/100(3.5/100) II 所得のうち年400万円を超える金額の4.6/100(4.9/100) III 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものに係る所得の4.6/100(4.9/100) IV 組合員50万人以上で売上が年1,000億円以上である協同組合などの所得のうち年10億円を超える金額の5.5/100(5.7/100) 注. () 書きの税率は令和元(2019)年10月1日以後開始事業年度から適用 2 地方法人特別税 (1) 所得金額課税法人 43.2/100 (2) 収入金額課税法人 43.2/100 (3) 外形標準課税法人 414.2/100 注. 令和元(2019)年9月30日までに開始する事業年度に適用 3 特別法人事業税 (1) 所得金額課税普通法人 37.0/100 (2) 所得金額課税特別法人 34.5/100 (3) 収入金額課税法人 30.0/100 (4) 外形標準課税法人 260.0/100 注. 令和元(2019)年10月1日以後開始事業年度から適用	申告納付 1 事業年度終了後2月以内（確定申告納付） 2 事業年度が6月を超える場合は、6月を経過した日から2月以内（予定申告納付、中間申告納付）
地方消費税	(1) 譲渡割 課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れを行った個人事業者及び法人 (2) 貨物割 課税貨物を保税地域から引き取る者	消費税法第45条第1項第4号に掲げる消費税額 消費税法第47条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額又は同法第50条第2項	令和元(2019)年9月30日まで63分の17 令和元(2019)年10月1日から78分の22	(賦課徴収) 当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて行う。 申告納付 譲渡割 消費税の申告納付の例により申告については税務署長に、納付については国に行う。

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
		の規定により徴収すべき消費税額		貨物割 消費税の申告納付の例により申告については税関長に、納付については国に行う。
不動産取得税	不動産の取得者	<p>不動産の価格</p> <p>○控除</p> <p>1 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含み、地方税法施行令第37条の16に定めるものに限る。）をした場合…1戸につき1,200万円 ※長期優良住宅である住宅の新築、又は長期優良住宅である新築未使用住宅の購入が、平成21(2009)年6月4日から令和2(2020)年3月31日までの間に行われた場合は1戸につき1,300万円</p> <p>2 既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で地方税法施行令第37条の18に定めるものに限る。以下同じ。）を取得した場合…1戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額</p> <p>3 宅地及び宅地比準土地を平成18(2006)年1月1日から令和3(2021)年3月31日までの間に取得した場合には、課税標準を価格の2分の1とする。</p>	<p>土地及び住宅 価格3/100 住宅以外の家屋 価格4/100</p> <p>○特例適用住宅用土地に係る減額</p> <p>1 土地を取得した日から3年以内（土地取得の日から3年以内に特例適用住宅（地方税法施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては4年以内）にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合や土地を取得した者が、当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に特例適用住宅を新築していた場合は、150万円又は新築住宅の床面積（1戸につき200平方メートルまで）の土地の価格（宅地及び宅地比準土地の場合は課税標準の特例後の価格）のうちいずれか高い方の額に税率を乗じて得た額を税額から減額する。</p> <p>2 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内（取得した日前1年の期間内）に当該土地の上にある自己の居住の用に供する既存住宅を取得した（取得していた）場合も1と同様に減額する。</p>	<p>普通徴収</p> <p>（納 期） 納税通知書に定める日</p> <p>○免税点 1 土地 10万円未満 2 家屋 建築 1戸 23万円未満 その他 1戸 12万円未満</p>
県たばこ税	製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」という。）	卸売販売業者等が小売販売業者に売渡しをし、又は消費等をした製造たばこの本数	1,000本につき93円（旧3級品の紙巻たばこについては656円（令和元(2019)年10月1日～930円））	申告納付 前月分を毎月末日まで（一定の要件により特例の適用がある。）
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	ホール数、利用料金等	<p>1級 1人1日につき 1,200円</p> <p>2 〃 1,100円</p> <p>3 〃 1,000円</p> <p>4 〃 900円</p> <p>5 〃 800円</p> <p>6 〃 700円</p> <p>7 〃 600円</p> <p>8 〃 500円</p>	特別徴収 前月分を毎月15日まで

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
			9級1人1日につき 400円 10級 " 300円 18歳未満、70歳以上の者、障害者、学生等及び国民体育大会での利用については非課税 65歳以上の者、早朝等の利用については上記税率の1/2	
自動車取得税	自動車の取得者	自動車の取得価額	1 自家用自動車（軽自動車を除く。）…取得価額の3/100 2 営業用自動車（軽自動車については自家用を含む。）…取得価額の2/100 3 低公害車・低燃費車等のうち一定のものについては軽減税率の適用がある。	証紙代金収納計器による申告納付（納期） 1 新規登録、新規検査又は使用の届出がされる自動車の取得にあつては、登録、検査又は届出の時 2 移転登録をすべき自動車の取得にあつては、その事由があつた日から15日以内 3 その他の自動車の取得にあつては、その日から15日以内 ○免税点 50万円以下の取得価額
軽油引取税	特約業者、元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものを行う者	引取りに係る軽油の数量 ○欠減量の控除 1 特約業者からの引取りの場合 数量の1/100 2 元売業者からの引取りの場合 数量の0.3/100	1キロリットルにつき 32,100円	特別徴収申告納付 1 前月分を毎月末日まで 2 消費又は譲渡の日から30日以内 3 輸入の時まで ○課税免除 1 農業を営む者が耕うん整地用機械の動力源の用途に供する軽油の引取り等（免税証の交付又は知事の承認がある場合に限る。） 2 既に軽油引取税が課された軽油に係る引取り等（知事の承認がある場合に限る。）
自動車税	(1) 環境性能割 自動車の取得者	自動車の取得価額	取得車両の環境性能に応じて変動 1 自家用自動車…最大で取得価額の3/100 2 営業用自動車…最大で取得価額の2/100	現金による申告納付（納期） 1 新規登録、新規検査又は使用の届出がされる自動車の取得にあつては、登録、検査又は届出の時 2 その他の自動車の取得にあつては、その日から15日以内 ○免税点 50万円以下の取得価額
	(2) 種別割 自動車の所有者 自動車の売買が合った場合において、売主が当該自動車の所有権を留	乗用車 排気量 トラック 最大積 載量 貨客兼用車 排気 量及び最大積載量 バス 乗車定員	1 令和元（2019）年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車及び営業用乗用車	普通徴収（賦課期日） 4月1日 （納期） 5月16日～5月31日 賦課期日後に納税義務が発

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
	保しているときは 買主			<p>生したものは納税通知書に定める日</p> <p>証紙徴収 新規登録申請のあった自動車で、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務の発生したもの</p> <p>○課税免除</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防専用自動車及び救急専用自動車 2 専ら公用又は公共の用に供するもので知事が課税を適当でないとする自動車 3 学校教育法による幼稚園、児童福祉法による保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による幼保連携型認定こども園を設置する者が所有し、専ら児童の輸送の用に供する自動車
			<p>(営業用) (自家用)</p> <p>電気自動車又は総排気量(ロータリーエンジン車にあつては、単室容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積。以下同じ。)1ℓ以下のもの</p> <p>7,500円 25,000円</p> <p>総排気量1ℓ超1.5ℓ以下</p> <p>8,500円 30,500円</p> <p>〃 1.5ℓ超2ℓ以下</p> <p>9,500円 36,000円</p> <p>〃 2ℓ超2.5ℓ以下</p> <p>13,800円 43,500円</p> <p>〃 2.5ℓ超3ℓ以下</p> <p>15,700円 50,000円</p> <p>〃 3ℓ超3.5ℓ以下</p> <p>17,900円 57,000円</p> <p>〃 3.5ℓ超4ℓ以下</p> <p>20,500円 65,500円</p> <p>〃 4ℓ超4.5ℓ以下</p> <p>23,600円 75,500円</p> <p>〃 4.5ℓ超6ℓ以下</p> <p>27,200円 87,000円</p> <p>〃 6ℓ超</p> <p>40,700円 110,000円</p> <p>2 令和元(2019)年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車</p>	

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
			電気自動車又は総排気量 (ロータリーエンジン車に あっては、単室容積にロー ター数を乗じて得た容積に 1.5 を乗じて得た容積。以下 同じ。) 1ℓ以下のもの 29,500 円 総排気量 1ℓ超 1.5ℓ以下 34,500 円 ♪ 1.5ℓ超 2ℓ以下 39,500 円 ♪ 2ℓ超 2.5ℓ以下 45,000 円 ♪ 2.5ℓ超 3ℓ以下 51,000 円 ♪ 3ℓ超 3.5ℓ以下 58,000 円 ♪ 3.5ℓ超 4ℓ以下 66,500 円 ♪ 4ℓ超 4.5ℓ以下 76,500 円 ♪ 4.5ℓ超 6ℓ以下 88,000 円 ♪ 6ℓ超 111,000 円 3 トラック (営業用) (自家用) 最大積載量 1 トン以下 6,500 円 8,000 円 ♪ 1 トン超 2 トン以下 9,000 円 11,500 円 ♪ 2 トン超 3 トン以下 12,000 円 16,000 円 ♪ 3 トン超 4 トン以下 15,000 円 20,500 円 ♪ 4 トン超 5 トン以下 18,500 円 25,500 円 ♪ 5 トン超 6 トン以下 22,000 円 30,000 円 ♪ 6 トン超 7 トン以下 25,500 円 35,000 円 ♪ 7 トン超 8 トン以下 29,500 円 40,500 円 最大積載量 8 トン超 8 トンを超え 8 トンを超え 1 トンまでご 1 トンまでご とに 29,500 円 とに 40,500 円 に 4,700 円を に 6,300 円を 加算した額 加算した額 貨客兼用車 (ライトバン) などで乗車定員が 4 人以上 のものは、トラックの税額 に次の額を加算した額	
			電気自動車又は総排気量 1ℓ以下のもの 3,700 円 5,200 円	
			総排気量 1ℓ超 1.5ℓ以下 4,700 円 6,300 円	
			♪ 1.5ℓ超	

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
			6,300円 8,000円 小型けん引車	
			7,500円 10,200円 普通けん引車	
			15,100円 20,600円 小型被けん引車	
			3,900円 5,300円 普通被けん引車	
			最大積載量8トン以下の被けん引車	
			7,500円 10,200円 〃 8トン超の被けん引車	
			8トンを超え 8トンを超え 1トンまでご 1トンまでご とに7,500円 とに10,200円 に3,800円を に5,100円を 加算した額 加算した額	
			4 バス (営業用)	
			一般乗合用のもの その他 乗車定員30人以下	
			12,000円 26,500円 〃 30人超40人以下	
			14,500円 32,000円 〃 40人超50人以下	
			17,500円 38,000円 〃 50人超60人以下	
			20,000円 44,000円 〃 60人超70人以下	
			22,500円 50,500円 〃 70人超80人以下	
			25,500円 57,000円 〃 80人超	
			29,000円 64,000円 (自家用)	
			乗車定員30人以下	
			〃 30人超40人以下 33,000円	
			〃 40人超50人以下 41,000円	
			〃 50人超60人以下 49,000円	
			〃 60人超70人以下 57,000円	
			〃 70人超80人以下 65,500円	
			〃 80人超 74,000円	
			83,000円	
			5 三輪の小型自動車 (営業用) (自家用)	
			4,500円 6,000円	
			6 特種用途車 (営業用) (自家用)	
			小型自動車であるもの	
			9,000円 11,500円	
			普通自動車であるもの	
			18,500円 25,500円	

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
			令和元（2019）年10月1日以後に初回新規登録を受けたキャンピング車（自家用）電気自動車又は総排気量1ℓ以下のもの 20,000円 総排気量1ℓ超1.5ℓ以下 24,400円 ♪ 1.5ℓ超2ℓ以下 28,800円 ♪ 2ℓ超2.5ℓ以下 34,800円 ♪ 2.5ℓ超3ℓ以下 40,000円 ♪ 3ℓ超3.5ℓ以下 45,600円 ♪ 3.5ℓ超4ℓ以下 52,400円 ♪ 4ℓ超4.5ℓ以下 60,400円 ♪ 4.5ℓ超6ℓ以下 69,600円 ♪ 6ℓ超 88,000円 令和元（2019）年9月30日以前に初回新規登録を受けたキャンピング車（自家用）電気自動車又は総排気量1ℓ以下のもの 23,600円 総排気量1ℓ超1.5ℓ以下 27,600円 ♪ 1.5ℓ超2ℓ以下 31,600円 ♪ 2ℓ超2.5ℓ以下 36,000円 ♪ 2.5ℓ超3ℓ以下 40,800円 ♪ 3ℓ超3.5ℓ以下 46,400円 ♪ 3.5ℓ超4ℓ以下 53,200円 ♪ 4ℓ超4.5ℓ以下 61,200円 ♪ 4.5ℓ超6ℓ以下 70,400円 ♪ 6ℓ超 88,800円	
鉦 区 税	鉦業権者	鉦区の面積	1 砂鉦を目的としない鉦区 試掘鉦区 面積百アールごとに 年 200円 採掘鉦区 ♪ 年 400円 2 砂鉦を目的とする鉦区 河床以外 面積百アールごとに 年 200円 河床（県税条例附則第21条に係るもの） 延長千メートルごとに 年 600円 3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦区 1に規定する税率の3分の2	普通徴収 （賦課期日） 4月1日 （納期） 5月16日～31日 賦課期日後に納税義務が発生したものは納税通知書に定める日

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
固定資産税	大規模償却資産の所有者	大規模償却資産の価格（地方税法第349条の2又は第349条の3の規定によって固定資産税の課税標準となるべき額）のうち、地方税法第349条の4及び第349条の5の規定によって当該大規模償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	価格の1.4/100	普通徴収（賦課期日） 1月1日 （納期） 第1期 4月 第2期 7月 第3期 12月 第4期 翌年2月
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	狩猟者の登録	<p>1 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で2に規定する者以外の者 16,500円</p> <p>2 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の個人県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円</p> <p>3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で4に規定する者以外の者 8,200円</p> <p>4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の個人県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円</p> <p>5 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>第1種銃猟免許を持つ者が第1種銃及び第2種銃を使用する場合には第2種銃猟免許に係る税率については免除</p> <p>放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録については上記税率の4分の1、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録については上記の税率の4分の3</p> <p>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、全額課税免除</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録については全額課税免除</p> <p>狩猟者登録を申請した日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等に従事した者等に係る狩猟者の登録については、上記の税率の2分の1</p>	<p>証紙徴収（証紙徴収により難しい場合は普通徴収）</p> <p>（賦課期日及び納期） 狩猟者の登録を受ける日。ただし、普通徴収の場合の納期は、納税通知書に定めるところによる。</p>

2 県税税率等の変遷

税目		年度		昭和 25	26	27	28	29	30	31
				(1950)	(1951)	(1952)	(1953)	(1954)	(1955)	(1956)
県民税	個人							(創設) 均等割 年 100 円 所得割 5%		所得割 5.5%
	法人							均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%	
事業税	個人	税率					(特別所得税) 助産婦業等 4%	第1種事業 8% 第2種事業及び第 3種事業 6% 第3種事業のうち 助産婦業等 4%		
		その他	免税点 25,000 円		基礎控除 38,000 円	基礎控除 5 万円	基礎控除 7 万円	基礎控除 10 万円	基礎控除 12 万円	
	法人	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金課税法人 1.6%					普通法人 50 万円以下 10% 50 万円超 12% 収入金課税法人 1.5%		
		その他		申告納付 制度採用				生命保険業を収入 金課税とする。	損害保険業 を収入金課 税とする。	
不動産取得税							(創設) 税率 3 % 新築住宅控除 100 万円 新築住宅用土地の 税額控除 1.8 万円			
県たばこ消費税							(創設) 税率 $\frac{5}{115}$		税率 8%	
娯楽施設利用税 (地方税とし ての入場 税を含む。)					(入場税) 税率を従 前の 1/2 に引き下 げた。		入場税を国税に移 譲し、第3種の施 設の利用に対し て娯楽施設利用税 を課することにし た。			

32 (1957)	33 (1958)	34 (1959)	35 (1960)	36 (1961)	37 (1962)	38 (1963)	39 (1964)
所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		
第1種事業 課税所得 50万円以下 6% 課税所得 50万円超 10%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 第3種事業のうち 助産婦業等 3%		
		基礎控除 200,000円			基礎控除を廃し、事業主控除 及び事業専従者控除を新設 (事業主控除) 20万円 (事業専従者控除) 青色申告 8万円 その他5万円		事業主控除 22万円
普通法人 50万円以下 8% 100万円以下 10% 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 50万円以下 7% 100万円以下 8% 200万円以下 10% 200万円超及び 清算所得 12% 特別法人 50万円以下 7% 50万円超 8%			普通法人 100万円以下 6% 200万円以下 9% 200万円超及び清算所得 12% 特別法人 100万円以下 6% 100万円超及び清算所得 8%		普通法人 150万円以下 6% 300万円以下 9% 300万円超及び清算 所得 12% 特別法人 150万円以下 6% 150万円超及び清算 所得 8%
							(免税点) 土地 5万円 家屋新築 15万円 その他の家屋 8万円 (控除) 新築住宅控除 150万円 新築住宅用土地の 税額控除 4.5万円
					税率 9%		
ゴルフ場に対し定額課税を 採用した。 1人1日 200円				1 料金課 税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% 2 ゴルフ 場の定額 課税の税 率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%		

税 目		年 度				
		昭和 40 (1965)	41 (1966)	42 (1967)	43 (1968)	44 (1969)
県 民 税	個 人					
	法 人	法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 資本又は出資金額が 1千万円を超える法人及び 保険業法による相互会社 年 1,000 円 その他の法人 年 600 円		
事 業 税	個 人	個 税 率				
		そ の 他	(事業主控除) 24 万円	(事業主控除) 25 万円 (事業専従者控除) 青色申告 10 万円 その他 6 万円	(事業主控除) 27 万円 (事業専従者控除) 青色申告 12 万円 その他 8 万円	(事業専従者控除) 青色申告 17 万円 その他 11 万円
	法 人	税 率				
		そ の 他				
不 動 産 取 得 税						
県たばこ消費税				税 率 10.3%		
娯楽施設利用税			ゴルフ場の定額課税 の税率 1 人 1 日 600 円			

45 (1970)	46 (1971)	47 (1972)	48 (1973)	49 (1974)	50 (1975)
法人税割 5.6%				法人税割 5.2%	
(事業主控除) 32万円	(事業主控除) 36万円	(事業主控除) 60万円 (事業専従者控除) その他 165,000円	(事業主控除) 80万円 (事業専従者控除) 白色申告 17万円	(事業主控除) 150万円 (事業専従者控除) 白色申告 192,500円	(事業主控除) 180万円 (事業専従者控除) 白色申告 275,000円
				普通法人 300万円以下 6% 600万円以下 9% 600万円超及び清算 所得 12% 特別法人 300万円以下 6% 300万円超及び清算 所得 8%	普通法人 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び清算 所得 12% 特別法人 350万円以下 6% 350万円超及び清算 所得 8% (昭和50(1975).5.1 以降に終了する事業年 度分から適用)
			(免税点) 土地 10万円 家屋新築 23万円 その他の家屋 12万円 (控除) 新築住宅控除 230万円		
ボーリング 場、たまつ き場、まあ じゃん場、 射的場、ば ちんこ場、 スマート ボール場に 対し定額課 税を採用し た。		1 ゴルフ場及びゴ ルフ場に類する施 設の定額課税の税 率 1人1日 600円 2 料金課税の税率 10%	ゴルフ場及びゴルフ 場に類する施設の定 額課税の税率 1人1日 800円		

税 目		年 度	昭和 51 (1976)	52 (1977)
県	個 人		均等割 年 300 円	
	法 人		資本又は出資金額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年400万円を超える法人について、法人税割を6.2%とする超過課税を実施 均等割 <ul style="list-style-type: none"> 1 資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社 年額 6,000 円 2 資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人 年額 3,000 円 3 その他の法人等 年額 1,800 円 	均等割 <ul style="list-style-type: none"> 1 資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社 年額 2 万円 2 資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人 年額 6,000 円 3 その他の法人等 年額 2,000 円
事業	個 人	税 率		
	そ の 他		(事業主控除) 200 万円 (事業専従者控除) 白色申告 40 万円	(事業主控除) 220 万円
税	法 人	税 率		
	そ の 他			
不動産取得税			(控除) 新築住宅控除 350 万円 (昭和51(1976)年1月1日以後の取得から適用)	
県たばこ消費税				
娯楽施設利用税				ゴルフ場及びゴルフ場に類する施設の定額課税の税率 1 人 1 日 1,000 円

	53 (1978)	54 (1979)	55 (1980)	56 (1981)	57 (1982)
			均等割 年 500 円		
均等割	1 資本又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額。以下同じ。）が50億円超の法人 年額 20万円 2 資本又は出資金額が10億円超50億円以下の法人 年額 10万円 3 資本又は出資金額が1億円超10億円以下の法人 年額 2万円 4 資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人 年額 6,000円 5 その他の法人等 年額 2,000円		法人税割 5% （超過課税…法人税割6%）均等割の適用基準が資本又は出資金額から資本等の金額に改められた。		
			(控除) 既存住宅控除 既存住宅が新築された時において控除するものとされていた新築住宅控除額 既存住宅用土地の税額控除 45,000円	税率 4% (昭和61(1986)年6月30日までの住宅の取得にあつては3%) 新築住宅控除 420万円 住宅用土地の税額控除 税額の1/4 (昭和56(1981)年7月1日から施行)	

税 目		年 度		
		昭和 58 (1983)	59 (1984)	60 (1985)
県	個 人			均等割 年 700 円
	民 法 人	均等割 <ul style="list-style-type: none"> 1 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 30 万円 2 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年額 20 万円 3 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年額 4 万円 4 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年額 12,000 円 5 その他の法人 年額 4,000 円 	均等割 <ul style="list-style-type: none"> 1 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 75 万円 2 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年額 50 万円 3 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年額 10 万円 4 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年額 3 万円 5 その他の法人 年額 1 万円 	
税	利 子 割			
事 業 税	個 税 率			
	人	そ の 他		(事業主控除) 240 万円 (事業専従者控除) 白色申告 45 万円 新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業に係る非課税措置の廃止
	法 税 率			
	人	そ の 他		新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業に係る非課税措置の廃止
不 動 産 取 得 税				(控除) 新築住宅控除 450 万円 (昭和60(1985)年7月1日から施行)
県たばこ消費税				税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円
娯 楽 施 設 利 用 税		ゴルフ場及びゴルフ場に類する施設の定額課税の税率 1 人 1 日 1,100 円		

61 (1986)	62 (1987)	63 (1988)
		所得割 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円を超える金額 4%
		(創設) 税率 5%
		(事業専従者控除) 白色申告 配偶者である事業専従者 60万円 その他の事業専従者 45万円
税率 住宅の取得に係る特例税率 (3%)の適用期限を平成1(1989) 年6月30日まで延長		
税率 従量割 昭和61(1986)年5月1日 から昭和62(1987)年3月31日ま での間に売り渡し等が行われた 場合は、1,000本につき360円	税率 従量割 (昭和61(1986)年5月1日 から)昭和62(1987)年12月31日 までの間に売り渡し等が行われた 場合は、1,000本につき360円	税率 従量割 (昭和61(1986)年5月1日から)平 成1(1989)年3月31日までの間に売り渡 し等が行われた場合は、1,000本につき 360円

税 目		年 度		平成 1	2	3
				(1989)	(1990)	(1991)
県	個 人	所得割		500 万円以下の金額 2%		500 万円を超える金額 4%
						550 万円以下の金額 2%
民 税	法 人					超過課税 資本又は出資金額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年800万円超の法人 法人税割 5.8% (平成3(1991)年5月1日から平成8(1996)年4月30日までに終了する各事業年度分に適用)
	利 子 割					
事 業 税	個 人	税 率				
		そ の 他			(事業主控除) 白色申告 配偶者である事業専従者 80 万円 その他の事業専従者 47 万円	
	法 人	税 率	特別法人 組合員が50万人以上売上が年1,000億円以上である協同組合などの所得のうち年10億円を超える金額 9%			
		そ の 他				
不 動 産 取 得 税		新築住宅控除 1,000 万円 税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成4(1992)年6月30日まで延長				
県 た ば こ 税		名称を県たばこ消費税から県たばこ税に改め、課税方式を従量税方式に一本化した。 旧3級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 536 円 その他 1,000 本につき 1,129 円				
ゴ ル フ 場 利 用 税		名称を娯楽施設利用税からゴルフ場利用税に改め、課税対象施設をゴルフ場に限定した。 1 人 1 日 300 円から 1,200 円				

4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
			所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%
		均等割 1 資本等の金額が50億円を超える法人 年額80万円 2 資本等の金額が10億円を超え50億円 以下である法人 年額54万円 3 資本等の金額が1億円を超え10億円 以下である法人 年額13万円 4 資本等の金額が1千万円を超え1億円 以下である法人 年額5万円 5 その他の法人 年額2万円	
	(事業主控除) 270万円		
税率 住宅の取得に係る特例 税率(3%)の適用期限 を平成7(1995)年6月 30日まで延長			税率 住宅の取得に係る特例 税率(3%)の適用期限 を平成10(1998)年6月 30日まで延長

年度		平成 8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
税目				
県民税	個人	均等割 年 1,000 円	所得割 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 3%	
	法人	超過課税 資本又は出資金額が 1 億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年 1,000 万円超の法人 法人税割 5.8% (平成 8(1996)年 5 月 1 日から平成 13(2001)年 4 月 30 日までに終了する各事業年度分に適用)		
	利子割			
事業税	個人	税率		
	その他	(事業専従者控除) 白色申告 配偶者である事業専従者 86 万円 その他の事業専従者 50 万円		
	法人	税率		普通法人 400 万円以下 5.6% 800 万円以下 8.4% 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 400 万円以下 5.6% 400 万円超及び清算所得 7.5% 平成 10(1998)年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用
税人	その他			
地方消費税			(創設) 税率 消費税額の 25%	
不動産取得税			新築住宅控除 1,200 万円 (平成 9(1997)年 4 月 1 日以後の取得から適用)	税率 住宅の取得に係る特例税率 (3%) の適用期限を平成 13(2001)年 6 月 30 日まで延長
県たばこ税			旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 329 円 その他 1,000 本につき 692 円	
ゴルフ場利用税				

11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
				(創設) 配当割 5% (平成 20(2008)年 3月 31日まで 3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成 19(2007)年 12月 31日まで 3%)	
		超過課税 資本又は出資金額が 1 億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年 1,000 万円超の法人 法人税割 5.8% (平成 13(2001)年 5月 1 日から平成 18(2006)年 4月 30 日までに終了する各事業年度分に適用)			
(事業主控除) 290 万円					
普通法人 400 万円以下 5 % 800 万円以下 7.3 % 800 万円超及び清算所得 9.6 % 特別法人 400 万円以下 5 % 400 万円超及び清算所得 6.6 % 平成 11(1999)年 4月 1 日以後に開始する事業年度分から適用					資本金 1 億円超の外形標準課税対象法人 付加価値割 0.48 % 資本割 0.2 % 所得割 400 万円以下 3.8 % 800 万円以下 5.5 % 800 万円超及び清算所得 7.2 % 平成 16(2004)年 4月 1 日以後に開始する事業年度分から適用
		税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成 16(2004)年 6月 30 日まで延長		税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)を廃止し、平成 18(2006)年 3月 31 日までに限り、一律 3%とする特例措置を新たに創設	
旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 413 円 その他 1,000 本につき 868 円				旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 461 円 その他 1,000 本につき 969 円 平成 15(2003)年 7月 1 日以後から適用	

年度		平成 17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
税 目				
県 民 税	個人			所得割 4 % 配当割 5 % (平成 21(2009)年 3 月 31 日まで 3%) 株式等譲渡所得割 5 % (平成 20(2008)年 12 月 31 日まで 3%)
	法人		超過課税 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の法人、保険業法に よる相互会社及び法人税額が年 1,000 万円超の法人 法人税割 5.8 % (平成 18(2006)年 5 月 1 日から 平成 23(2011)年 4 月 30 日ま でに終了する各事業年度分に適用)	
	利子割 税率			
事 業 税	個人 税率			
	個人 その他			課税対象者等から助産師業を除外 (平成 18(2006)年所得分から適用)
	法人 税率			
個人 その他	分割基準 1 非製造業（鉄道事業・軌道事業、 ガス供給業、倉庫業及び電気供 給業を除く。） 課税標準額の 2 分の 1 を事務所又は 事業所の数により、2 分の 1 を従業 者の数により関係都道府県に分割。 2 資本金 1 億円以上の法人 本社管理部門の従業者の数を 2 分 の 1 に割り落とす措置の廃止。 (平成 17(2005)年 4 月 1 日以後に 開始する事業年度分から適用)			
地方消費税				
不動産取得税			税率 住宅取得及び土地の取得に係 る特別税率（3%）の適用期限 を平成 21(2009)年 3 月 31 日ま で延長（経過措置として住宅以 外の家屋の取得に係る特例税 率（3.5%）を平成 20(2008)年 3 月 31 日まで適用)	
県たばこ税			旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 511 円 その他 1,000 本につき 1,074 円 平成 18(2006)年 7 月 1 日以後か ら適用	
ゴルフ場利用税				

20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
配当割 5% (平成22(2010)年12月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成22(2010)年12月31日まで3%) 均等割 年700円加算 ※「とちぎの元気な森づくり 県民税」として (平成20(2008)年度から平成29(2017)年度分まで)	配当割 5% (平成23(2011)年12月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成23(2011)年12月31日まで3%)		配当割 5% (平成25(2013)年12月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成25(2013)年12月31日まで3%)
均等割 従前の均等割額に7%加算 ※「とちぎの元気な森づくり 県民税」として (平成20(2008)年度4月1日から 平成30(2018)年度3月31日まで の間に開始する各事業年度分に適 用)			超過課税 資本金の額又は出資金の 額が1億円超の法人、保険業 法による相互会社及び法人 税額が年1,000万円超の法人 法人税割5.8% (平成23(2011)年5月1日から 平成28(2016)年4月30日まで に終了する各事業年度分に適用)
1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び清算所得 5.3% 2 資本金1億円超の外形標 準課税法人 400万円以下 1.5% 800万円以下 2.2% 800万円超及び清算所得 2.9% 3 特別法人 400万円以下 2.7% 400万円超及び清算所得 3.6% 4 収入金額課税法人 0.7% (平成20(2008)年10月1日以後 に開始する事業年度から適用)			
認定長期優良住宅の新築住 宅控除 1,300万円 施行日から平成22(2010)年 3月31日まで(施行日は、平成 21(2009)年6月4日)	税率 住宅及び土地の取得に係る 特例税率(3%)の適用期限 を平成24(2012)年3月31日 まで延長 控除 認定長期優良住宅の新築 住宅控除 1,300万円 平成24(2012)年3月31日まで延長		控除 東日本大震災で被災した 不動産の代替で平成33 (2021)年3月31日まで に取得した場合の不動産の 控除
		旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき716円 その他 1,000本につき1,504円 平成22(2010)年10月1日以降から適用	

年度		平成 24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
税	目			
	県		配当割 5% (平成 25(2013)年 12 月 31 日まで 3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成 25(2013)年 12 月 31 日まで 3%)	均等割 年 500 円加算 ※東日本大震災復興基本法による (平成 26(2014)年度から、平成 35(2023)年度まで)
	民			資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年 1,000 万円超の法人 法人税割 4.0% その他の法人 法人税割 3.2% (平成 26(2014)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用)
税	利子割			
事	個人	税率		
	個人	その他		
	業	法人		1 資本金 1 億円以下の普通法人 400 万円以下 3.4% 800 万円以下 5.1% 800 万円超 6.7% 2 資本金 1 億円超の外形標準課税法人 400 万円以下 2.2% 800 万円以下 3.2% 800 万円超 4.3% 3 特別法人 400 万円以下 3.4% 400 万円超 4.6% 4 収入金額課税法人 0.9% (平成 26(2014)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用)
税	個人	税率		
税	個人	その他		
地方消費税				税率 消費税額の 17/63
不動産取得税		税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成 27(2015)年 3 月 31 日まで延長 控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除 1,300 万円を平成 26(2014)年 3 月 31 日まで延長		控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除 1,300 万円を平成 28(2016)年 3 月 31 日まで延長
県たばこ税			旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 411 円 その他 1,000 本につき 860 円 平成 25(2013)年 4 月 1 日以降から適用	
ゴルフ場利用税				

27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
納税義務者から利子等の支払を受ける法人を除く (平成28(2016)年1月1日以後、支払を受けるものから)		
1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超 6.7% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 400万円以下 1.6% 800万円以下 2.3% 800万円超 3.1% 付加価値割 0.7% 資本割 0.3% 3 特別法人 400万円以下 3.4% 400万円超 4.6% 4 収入金額課税法人 0.9% (平成27(2015)年4月1日以後に開始する事業年度分から適用)	1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超 6.7% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 400万円以下 0.3% 800万円以下 0.5% 800万円超 0.7% 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 3 特別法人 400万円以下 3.4% 400万円超 4.6% 4 収入金額課税法人 0.9% (平成28(2016)年4月1日以後に開始する事業年度分から適用)	
税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成30(2018)年3月31日まで延長	控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除1,300万円を平成30(2018)年3月31日まで延長	
	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円 その他 1,000本につき 860円 平成28(2016)年4月1日以降から適用	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円 その他 1,000本につき 860円 平成29(2017)年4月1日以降から適用

税 目		年 度
		30 (2018)
県 民 税	個 人	
	法 人	
	利 子 割	
事 業 税	個 人	税 率
		そ の 他
	法 人	税 率
		そ の 他
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税		税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率（3%）の適用期限を令和3（2021）年3月31日まで延長 控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除 1,300万円を令和2（2020）年3月31日まで延長
県 た ば こ 税		旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円 その他 1,000本につき 860円 平成29年4月1日以降から適用
ゴルフ場利用税		

年度 税目	昭和25 (1950)	26 (1951)	27 (1952)	28 (1953)	29 (1954)	30 (1955)	31 (1956)
料理飲食等 消費税 (遊興飲食税)	芸者等の花代 100% カフェー、バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%		カフェー バー等 20% 上記以外 の飲食 10% 宿泊10% (非課税) 大衆食堂 等 1人1回 100円 1品価格 50円		(非課税) 大衆飲食店 1人1回120円 甘味喫茶店 1人1回100円 大衆旅館 1人1泊700円	芸者等の花代30% カフェー、バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回500円以下 5% 1人1回500円超 10% 宿 泊 1人1泊1,000円以下 5% 1人1泊1,000円超 10% (免税点) 飲食店 1人1回 200円 食券食堂 1品価格 100円 (基礎控除) 宿 泊 1人1泊 500円 ○公給領取証制度の採用	
自動車税	普通自動車 自家用 年額 15,000円 営業用 年額 10,000円 トラック及びバス 年額 10,000円 小型四輪車 自家用 年額 4,500円 その他 年額 3,000円 三輪車 年額 2,000円 二輪車 年額 1,000円 軽自動車 年額 500円		普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック 14,000円 バス 観光用 25,000円 その他 14,000円 小型四輪車 自家用 7,000円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	普通自動車 自家用 軸距120インチ以下 36,000円 軸距120インチ超 60,000円 営業用 軸距120インチ以下 15,000円 軸距120インチ超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他のバス 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小型自動車 四輪自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪 2,500円 軽自動車 1,500円		「揮発油を 燃料とする 自動車」 以外の税 率を「揮 発油を 燃える 自動車」 の標準税 率まで引 き下げた。	
自動車取得税							
軽油引取税							(創設) 税率 1キロリットル 6,000円
その他の税	附加価値税創設実施 は昭和27(1952)年1 月1日からとされた。 漁業権税 賃貸料の10% 鉦区税 砂鉦試堀 30円 以外採堀 60円 砂鉦河床1町 30円 砂鉦河床以外 1,000坪 30円 狩猟者税 3,600円		附加価値 税の実施 は昭和28 (1953)年1 月1日から に延期され た。漁業権 税は廃止さ れた。	附加価値税の実施 は昭和29(1954)年1 月1日からに延期さ れた。 狩猟者税 1,800円 その他の者 3,600円	附加価値税は廃止 された。	大規模償却資産に 対する固定資産税 の特例が創設され た。	

32 (1957)	33 (1958)	34 (1959)	35 (1960)	36 (1961)	37 (1962)	38 (1963)
芸者の花代カフェー、 バー等 15% 上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円 食券食堂1品の価格 150円 宿泊 1人1泊 800円				(免税点) 飲食店 1人1回 500円 食券食堂 1品の価格 250円 宿泊 1人1泊 1,000円 ○名称を料理飲食 等消費税に変更し た。	遊興、飲食等で3千円を 超えるもの 15% 遊興、飲食等で3千円 以下のもの及び宿泊 10% (基礎控除) 宿泊 1人1泊 800円	
	二輪小型自動 車及び軽自動 車を市町村税 の軽自動車税 とする。			普通自動車 自家用 軸距 3.048m 以下 36,000円 軸距 3.048m 超 60,000円 営業用 軸距 3.048m 以下 15,000円 軸距 3.048m 超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車の税率 を次のとおり細分 した。 総排気量 1ℓ以下 自家用 12,000円 営業用 6,000円 総排気量 1ℓ超 1.5ℓ以下 自家用 14,000円 営業用 7,000円 総排気量 1.5ℓ超 自家用 16,000円 営業用 8,000円	
税率 1キロリットル 8,000円		税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円		
	狩猟者税の税 率の区分が改 正された。	鉦区税 砂鉦以外 試掘 100アール 90円 採掘 100アール 180円 砂鉦 河床 1,000メートル 270円 河床以外 100アール 90円				狩猟免許制度の改 正に伴い狩猟者税 が狩猟免許税に改 められるとともに、 目的税として入猟 税が創設された。

年度 税目	昭和 39 (1964)	40 (1965)	41 (1966)	42 (1967)	43 (1968)	44 (1969)
料理飲食等 消費税			(免税点) 飲食店 1人1回 600円 食券食堂 1品の価格 300円 宿泊 1人1泊 1,200円			遊興、飲食又はその他の 利用行為及び宿泊の 料金に対して10% (免税点) 飲食店 1人1回 800円 食券食堂 1品の価格 400円 仕出し 1人前 800円 宿泊 1人1泊 1,600円
自動車税		普通自動車 自家用 軸距 3.048m 以下 54,000円 軸距 3.048m 超 90,000円 営業用 軸距 3.048m 以下 22,500円 軸距 3.048m 超 45,000円 小型四輪車 自家用 総排気量 1ℓ 以下 18,000円 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 21,000円 総排気量 1.5ℓ 超 24,000円 バス 観光用 45,000円 新車登録等の自動車 に対する自動車税に ついて証紙徴収制度 を設ける。		小型四輪車 自家用 ロータリー・ エンジンのもの 21,000円		小型四輪車 電動機を原動機とす るもの 自家用 18,000円 営業用 6,000円 ロータリー・エンジ ンのもの 自家用 21,000円 営業用 7,000円
自動車取得税					(創設) 税率 3% (免税点) 10万円	(免税点) 15万円
軽油引取税	税率 1キロリットル 15,000円					
その他の税		鉦区税 砂鉦 100アール 90円	鉦区税 石油又は可 燃性天然ガ スを目的と するもの 試掘 100アール 60円 採掘 100アール 120円			

45 (1970)	46 (1971)	47 (1972)	48 (1973)	49 (1974)
	(免税点) 飲食店 1人1回 900円 食券食堂 1品の価格 450円 仕出し 1人前 900円 宿泊 1人1泊 1,800円 (基礎控除) 1人1泊 1,000円		(免税点) 飲食店 1人1回 1,200円 食券食堂 1品の価格 600円 仕出し 1人前 1,200円 宿泊 1人1泊 2,400円	(基礎控除) 1人1泊 1,500円
小型四輪車 ロータリー・エンジンのもの 自家用 0.491ℓ×2個 21,000円 0.655ℓ×2個 24,000円 営業用 0.491ℓ×2個 7,000円 0.655ℓ×2個 8,000円	小型四輪車 ロータリー・エンジンのもの 自家用 0.572ℓ以下×2個 21,000円 0.572ℓ超×2個 24,000円 営業用 0.572ℓ以下×2個 7,000円 0.572ℓ超×2個 8,000円	バス 一般乗合用のもの 14,000円 その他 30,000円		
			低公害車 税率 1%	(免税点) 30万円 (税率) 自家用車 5% 軽自動車及び営業車 3% 低公害車 自家用車 4% 軽自動車及び営業車 2%
	狩猟免許税 甲種、乙種狩猟免許を受ける者 4,500円 甲種、乙種狩猟免許を受ける者で当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない者 2,000円 丙種狩猟免許を受ける者 1,500円			

年 度 税 目	昭和 50 (1975)	51 (1976)	52 (1977)
料理飲食等 消費 税	(免税点) 飲食店 1人1回 1,700円 食券食堂 1品の価格 850円 仕出し 1人前 1,700円 宿 泊 1人1泊 3,400円 (10月1日から適用)		(免税点) 飲食店 1人1回 2,000円 食券食堂 1品の価格 1,000円 仕出し 1人前 2,000円 宿 泊 1人1泊 4,000円 (10月1日から施行)
自動車 税		普通自動車 営業用 軸距 3.048m 以下 年額 26,000円 軸距 3.048m 超 " 52,000円 自家用 軸距 3.048m 以下 " 70,000円 軸距 3.048m 超 " 117,000円 四輪以上の小型自動車 営業用 総排気量 1ℓ 以下 " 7,000円 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ " 8,000円 以下 " 9,000円 総排気量 1.5ℓ 超 " 23,500円 自家用 総排気量 1ℓ 以下 " 27,500円 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ " 31,500円 以下 " 31,500円 トラック 営業用 " 17,500円 自家用 " 20,000円 バス 営業用 一般乗合用のもの " 14,000円 一般乗合以外のもの " 34,500円 自家用 " 39,000円 三輪の小型自動車 営業用 " 4,400円 自家用 " 5,000円	
自動車取得 税	(税率) 低公害車及び電気自動車 自家用車 3% 軽自動車及び営業車 1% (4月1日以後の取得分 から適用)	(免税点) 30万円 (税率) 低公害車 自家用車 4% 軽自動車及び営業用車 2% 電気自動車 自家用車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (4月1日から8月31日までの取得分に適用)	(税率) 低公害車 自家用車 4.75% 軽自動車及び営業用車 2.75%
軽油引取 税		税 率 1キロリットルにつき 19,500円	
その他の 税			鉱区税 砂鉱以外 試掘 100 アール 180円 採掘 100 アール 360円 (石油、可燃性天然ガスを目的とするものは上記の2/3) 砂鉱 河床以外 100 アール 180円 河床延長 1,000 メートル 540円 狩猟免許税 甲種、乙種狩猟免許 を受ける者 9,000円 甲種、乙種狩猟免許 を受ける者で、当該 年度の道府県民税の 所得割を納付するこ とを要しないもの 4,000円 丙種狩猟免許を受ける者 3,000円 入猟税 甲種、乙種狩猟免許を受け る者 6,000円 丙種狩猟免許を受ける者 2,000円

53 (1978)	54 (1979)	55 (1980)	56 (1981)
(基礎控除) 宿 泊 1人1泊 2,000円 (10月1日から施行)			
	乗用車 普通自動車 営業用 { 総排気量 3ℓ 以下 年額 24,000円 { 総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下 〃 26,000円 { 総排気量 6ℓ 超 〃 52,000円 自家用 { 総排気量 3ℓ 以下 〃 71,000円 { 総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下 〃 77,000円 { 総排気量 6ℓ 超 〃 129,000円 四輪以上の小型自動車 営業用 { 総排気量 1ℓ 以下 〃 7,000円 { 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 〃 8,000円 { 総排気量 1.5ℓ 超 〃 9,000円 自家用 { 総排気量 1ℓ 以下 〃 25,500円 { 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 〃 30,000円 { 総排気量 1.5ℓ 超 〃 34,500円 トラック 営業用 〃 17,500円 自家用 〃 22,000円 バス 営業用 { 一般乗合用のもの 〃 14,000円 { 一般乗合用のもの以外のもの 〃 36,000円 自家用 〃 42,500円 三輪の小型自動車 営業用 〃 4,400円 自家用 〃 5,500円		
	税率 1キロリットルにつき 24,300円		
	狩猟免許制度の改正に伴い狩猟免許税が狩猟者登録税に改められるとともに、放鳥獣猟区に係る狩猟者登録税の税率の軽減（一般の場合 1/2）及び入猟税の非課税措置が設けられた。	狩猟者登録税 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。） 9,000円	

年度 税目	昭和 57 (1982)	58 (1983)	59 (1984)																																																					
特別地方 消費税	(免税点) 飲食店 1人1回 2,500円 仕出し 1人前 2,500円 宿泊 1人1泊 5,000円 (昭和58(1983)年 1月1日から施行)	(基礎控除) 宿泊1人1泊 2,500円 (昭和59(1984)年1月1日から施行)																																																						
自動車税			乗用車 普通自動車 <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td>{ 総排気量 3ℓ 以下</td> <td>年額 25,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>{ 総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下</td> <td>〃 27,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>{ 総排気量 6ℓ 超</td> <td>〃 54,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>{ 総排気量 3ℓ 以下</td> <td>〃 81,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>{ 総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下</td> <td>〃 88,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>{ 総排気量 6ℓ 超</td> <td>〃 148,500円</td> </tr> </table> 四輪以上の小型自動車 <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td>{ 総排気量 1ℓ 以下</td> <td>〃 7,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>{ 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下</td> <td>〃 8,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>{ 総排気量 1.5ℓ 超</td> <td>〃 9,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>{ 総排気量 1ℓ 以下</td> <td>〃 29,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>{ 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下</td> <td>〃 34,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>{ 総排気量 1.5ℓ 超</td> <td>〃 39,500円</td> </tr> </table> トラック <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td>〃 18,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 22,500円</td> </tr> </table> バス <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td>{ 一般乗合のもの</td> <td>〃 14,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>{ 一般乗合用のもの以外のもの</td> <td>〃 38,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td></td> <td>〃 49,000円</td> </tr> </table> 三輪の小型自動車 <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td>〃 4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃 6,000円</td> </tr> </table>	営業用	{ 総排気量 3ℓ 以下	年額 25,000円		{ 総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃 27,000円		{ 総排気量 6ℓ 超	〃 54,500円	自家用	{ 総排気量 3ℓ 以下	〃 81,500円		{ 総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃 88,500円		{ 総排気量 6ℓ 超	〃 148,500円	営業用	{ 総排気量 1ℓ 以下	〃 7,500円		{ 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃 8,500円		{ 総排気量 1.5ℓ 超	〃 9,500円	自家用	{ 総排気量 1ℓ 以下	〃 29,500円		{ 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃 34,500円		{ 総排気量 1.5ℓ 超	〃 39,500円	営業用	〃 18,500円	自家用	〃 22,500円	営業用	{ 一般乗合のもの	〃 14,500円		{ 一般乗合用のもの以外のもの	〃 38,000円	自家用		〃 49,000円	営業用	〃 4,500円	自家用	〃 6,000円
営業用	{ 総排気量 3ℓ 以下	年額 25,000円																																																						
	{ 総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃 27,000円																																																						
	{ 総排気量 6ℓ 超	〃 54,500円																																																						
自家用	{ 総排気量 3ℓ 以下	〃 81,500円																																																						
	{ 総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃 88,500円																																																						
	{ 総排気量 6ℓ 超	〃 148,500円																																																						
営業用	{ 総排気量 1ℓ 以下	〃 7,500円																																																						
	{ 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃 8,500円																																																						
	{ 総排気量 1.5ℓ 超	〃 9,500円																																																						
自家用	{ 総排気量 1ℓ 以下	〃 29,500円																																																						
	{ 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃 34,500円																																																						
	{ 総排気量 1.5ℓ 超	〃 39,500円																																																						
営業用	〃 18,500円																																																							
自家用	〃 22,500円																																																							
営業用	{ 一般乗合のもの	〃 14,500円																																																						
	{ 一般乗合用のもの以外のもの	〃 38,000円																																																						
自家用		〃 49,000円																																																						
営業用	〃 4,500円																																																							
自家用	〃 6,000円																																																							
自動車 取得税																																																								
軽油引取税																																																								
その他の税		鉱区税 砂鉱以外 試掘 100アール 200円 採掘 100アール 400円 (石油、可燃性天然ガスを目的とするものは上記の2/3) 砂 鉱 河床以外 100アール 200円 河床延長 1000メートル 600円 狩猟免許税 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 10,000円 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 4,500円 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 3,300円 入猟税 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 6,500円 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 2,200円																																																						

60 (1950)	61 (1986)	62 (1987)	63 (1988)
	<p>メタノール自動車 昭和 59(1984)年度改正 前の本則税率とする。 (昭和 61(1986)年度分 及び昭和 62(1987)年度分 に限り適用)</p>	<p>昭和 63(1988)年排出ガス規 制適合車 昭和 59(1984)年度改正前 の本則税率とする。 (昭和 62(1987)年度分及 び昭和 63(1988)年度分に限 り適用)</p>	<p>メタノール自動車及び平成 1(1989)年排出ガス規制適合車 昭和 59(1984)年度改正前の本則税率とする。 (昭和 63(1988)年度分及び平成 1(1989)年度分に限 り適用)</p>
	<p>メタノール自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (昭和 61(1986)年 4月 1 日から昭和 63(1988)年 3月 31日までの取得分に適用)</p>	<p>昭和 63(1988)年排出ガス規制 適合車 昭和 62(1987)年 4月 1日から昭 和 63(1988)年 11月 30日までの取得分 0.25%控除 昭和 62(1987)年 12月 1日から平成 1(1989)年 4月 30日までの取得分 0.125%控除</p>	<p>メタノール自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成 1(1989)年 4月 1日から平成 2(1990)年 3月 31日までの取得分に適用) 平成 1(1989)年排出ガス規制適合車 昭和 63(1988)年 4月 1日から平成 1(1989)年 9月 30日までの取得分 0.25%控除 平成 1(1989)年 10月 1日から平成 2(1990)年 2月 28日までの取得分 0.125%控除</p>

税目	平成1 (1989)	2 (1990)																																														
特別地方消費税	<p>名称を料理飲食等消費税から特別地方消費税に改め、公給領収証制度、基礎控除制度及び奉仕料控除制度を廃止した。</p> <p>(税率) 3%</p> <p>(免税点) 料理店等 1人1回 5,000円 食券食堂 1品の価格 1,000円 仕出し 1人前 5,000円 宿泊 1人1泊 10,000円</p>																																															
自動車税	<p>乗用車について普通自動車と小型自動車の区分を廃止し、総排気量が2ℓを超えるものの税率を次のとおり細分した。</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="6">営業用</td> <td>総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下</td> <td>年額</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>17,900円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>23,600円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>27,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総排気量 6ℓ超</td> <td>〃</td> <td>40,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">自家用</td> <td>総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下</td> <td>年額</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>58,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>66,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>76,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総排気量 6ℓ超</td> <td>〃</td> <td>111,000円</td> </tr> </table> <p>メタノール自動車及び平成元年排出ガス規制適合車に係る税率の特例処置の軽減税率を改めた。</p> <p>平成2(1990)年排出ガス規制適合車について、平成1(1989)年度分及び平成2(1990)年度分に関り、軽減税率を適用することとした。</p>	営業用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下	年額	13,800円	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下	〃	15,700円	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下	〃	17,900円	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下	〃	20,500円	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下	〃	23,600円	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	27,200円		総排気量 6ℓ超	〃	40,700円	自家用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下	年額	45,000円	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下	〃	51,000円	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下	〃	58,000円	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下	〃	66,500円	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下	〃	76,500円	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	88,000円		総排気量 6ℓ超	〃	111,000円	<p>メタノール自動車について、平成2(1990)年度分及び平成3(1991)年度分に関り、軽減税率を適用することとした。</p> <p>昭和54年排出ガス規制車を廃止して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年・平成1(1989)年排出ガス規制適合車について、平成2(1990)年度分及び平成3(1991)年度分の自動車税に関り、軽減税率を適用することとした。</p>
営業用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下		年額	13,800円																																												
	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下		〃	15,700円																																												
	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下		〃	17,900円																																												
	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下		〃	20,500円																																												
	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下		〃	23,600円																																												
	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	27,200円																																													
	総排気量 6ℓ超	〃	40,700円																																													
自家用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下	年額	45,000円																																													
	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下	〃	51,000円																																													
	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下	〃	58,000円																																													
	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下	〃	66,500円																																													
	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下	〃	76,500円																																													
	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	88,000円																																													
	総排気量 6ℓ超	〃	111,000円																																													
自動車取得税	<p>平成2年排出ガス規制適合車 平成1(1989)年4月1日から平成2(1990)年9月30日までの取得分 0.25%控除</p> <p>平成2(1990)年10月1日から平成3(1991)年2月28日までの取得分 0.125%控除</p>	<p>(免税点) 50万円</p> <p>(税率) メタノール自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業車 1% (平成2(1990)年4月1日から平成4(1992)年4月30日までの取得分に関り適用) 昭和54(1979)年排出ガス規制車を廃止して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年・平成1(1989)年排出ガス規制適合車 平成2(1990)年4月1日から平成4(1992)年3月31日までの取得分 1%控除</p>																																														
軽油引取税	<p>混和等の承認制度の採用 みなし引取課税制度の創設 (10月1日から施行)</p>																																															
その他の税																																																

3 (1991)	4 (1992)
(免税点) 料理店等 1人1回 7,500円 仕出し 1人前 7,500円 宿泊 1人1泊 15,000円 食券食堂に係る免税点の特例の廃止 (7月1日から施行)	
電気自動車について、平成3(1991)年度分及び平成4(1992)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。	メタノール自動車及びハイブリッド自動車について、平成4(1992)年度分及び平成5(1993)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。 昭和54(1979)年排出ガス規制適合車を廃車して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年、平成1(1989)年、2(1990)年、4(1992)年、5(1993)年又は6(1994)年排出ガス規制適合車について、平成4(1992)年度分及び平成5(1993)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。
電気自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成5(1993)年3月31日までの取得分に適用) 制動装置保安基準に適合しない一定の大型車を廃車してこれに代わるものとして取得した同基準適合車 平成3(1991)年4月1日から平成5(1993)年3月31日までの取得分 0.3%控除 ビギーバック輸送用トラック 平成3(1991)年4月1日から平成5(1993)年3月31日までの取得分 0.3%控除	メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成4(1992)年4月1日から平成6(1994)年3月31日までの取得分に適用) 昭和54(1979)年排出ガス規制適合車を廃車して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年、平成1(1989)年、2(1990)年、4(1992)年、5(1993)年又は6(1994)年排出ガス規制適合車 平成4(1992)年4月1日から平成6(1994)年3月31日までの取得分 1%控除 平成5(1993)年排出ガス規制適合車 平成4(1992)年4月1日から平成5(1993)年3月31日までの取得分 1%控除

年度 税目	平成5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
特別地方消費税			
自動車税	電気自動車及び天然ガス自動車について、平成5(1993)年度分及び平成6(1994)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。	メタノール自動車及びハイブリッド自動車について、平成6(1994)年度分及び平成7(1995)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。 (平成6(1994)年度末の改正により、7(1995)年度分の軽減税率の適用はなくなった。)	
自動車取得税	電気自動車及び天然ガス自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成5(1993)年4月1日から平成7(1995)年3月31日までの取得分に適用) 平成6(1994)年排出ガス規制適合車 平成5(1993)年4月1日から平成6(1994)年9月30日までの取得分 1%控除 平成6(1994)年10月1日から平成7(1995)年2月28日までの取得分 0.1%控除 一定の中小企業が取得する流通効率化事業の用に供する自動車 平成5(1993)年4月1日から平成7(1995)年3月31日までの取得分 0.3%控除	メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成4(1992)年4月1日から平成8(1996)年3月31日までの取得分に適用) 制動装置保安基準に適合しない一定の自動車を廃車してこれに代わるものとして取得した同基準適合車 平成6(1994)年4月1日から平成7(1995)年8月31日までの取得分 0.3%控除	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 2.8% 軽自動車及び営業用車 0.8% (平成7(1995)年4月1日から平成9(1997)年3月31日までの取得分に適用)
軽油引取税	税率 1キロリットルにつき 32,100円 (平成5(1993)年12月1日から)		
その他の税			

8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
<p>電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 2.6% 軽自動車及び営業用車 0.6% (平成 8(1996)年 4月 1日から平成 9(1997)年 3月 31日までの取得分に適用)</p> <p>平成 9(1997)年排出ガス規制適合車 平成 8(1996)年 4月 1日から平成 9(1997)年 9月 30日までの取得分 1%控除 平成 9(1997)年 10月 1日から平成 10(1998)年 12月 31日までの取得分 0.1%控除</p>	<p>電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 2.6% 軽自動車及び営業用車 1% (平成 9(1997)年 4月 1日から平成 11(1999)年 3月 31日までの取得分に適用)</p> <p>平成 10(1998)年排出ガス規制適合車 平成 9(1997)年 4月 1日から平成 10(1998)年 9月 30日までの取得分 1%控除 平成 10(1998)年 10月 1日から平成 11(1999)年 2月 28日までの取得分 0.1%控除</p>	<p>ハイブリッド自動車 自家用自動車 3.0% 自家用トラック・バス 2.6% 軽自動車及び営業用車 1.0% 軽自動車及び営業用車(トラック) 0.6% (平成 10(1998)年 4月 1日から平成 12(2000)年 3月 31日までの取得分に適用)</p> <p>平成 11(1999)年排出ガス規制適合車 平成 10(1998)年 4月 1日から平成 11(1999)年 9月 30日までの取得分 1%控除 平成 11(1999)年 10月 1日から平成 12(2000)年 2月 28日までの取得分 0.1%控除</p>
		<p>免税軽油の引取り等に係る報告義務制度の新設 (10月 1日から施行)</p>

年度 税目	平成 11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
特別地方消費税	平成 12(2000)年 3月 31日をもって廃止		
自動車税			
自動車取得税	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減</p> <p>ハイブリッド車（バス、トラックを除く） 2.2%軽減 （平成 11(1999)年 4月 1日から平成 13(2001)年 3月 31日までの取得分に適用）</p> <p>低燃費自動車 取得価額から 30 万円を控除 （平成 11(1999)年 4月 1日から平成 13(2001)年 3月 31日までの取得分に適用）</p> <p>平成 12(2000)年排出ガス規制適合車 平成 11(1999)年 4月 1日から平成 12(2000)年 9月 30日までの取得分 1%軽減</p> <p>平成 12(2000)年 10月 1日から平成 13(2001)年 2月 28日までの取得分 0.1%軽減</p>	<p>平成 13 (2001)年排出ガス規制適合車 平成 12(2000)年 4月 1日から平成 13 (2001)年 9月 30日までの取得分 1%軽減</p> <p>平成 13(2001)年 10月 1日から平成 14 (2002)年 2月 28日までの取得分 0.1%軽減</p>	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減</p> <p>ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 2.2%軽減 （平成 13(2001)年 4月 1日から平成 15(2003)年 3月 31日までの取得分に適用）</p> <p>低燃費かつ平成 12(2000)年排出ガス基準より 25%以上性能の良い自動車 取得価額から 30 万円を控除 （平成 13(2001)年 4月 1日から平成 14(2002)年 3月 31日までの取得分に適用）</p> <p>平成 14 (2002)年排出ガス規制適合車 平成 13(2001)年 4月 1日から平成 14(2002)年 9月 30日までの取得分 1%軽減</p> <p>平成 14(2002)年 10月 1日から平成 15(2003)年 2月 28日までの取得分 0.1%軽減</p> <p>改正 NOx 法対策地域外廃車代替特例 改正 NOx 法対策地域外で一定の排出基準に適合しない自動車（乗用車を除く）の廃車代替 0.5%軽減 （平成 13(2001)年 4月 1日から平成 15(2003)年 3月 31日までの取得分に適用）</p>
軽油引取税			
狩 獵 税			
その他の税			

14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
	(1996)	
<p>グリーン税制 軽課（平成13(2001)年度取得分については平成14(2002)、15(2003)年度、平成14(2002)年度取得分については平成15(2003)、16(2004)年度分の自動車税に適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね50%を軽課 低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 概ね50%を軽課 低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より50%以上性能の良い自動車 概ね25%を軽課 低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より25%以上性能の良い自動車 概ね13%を軽課 重課（低公害車、一般乗合用バスおよび被けん引車を除く。） 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 概ね10%を重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等 概ね10%を重課</p>		<p>グリーン税制 軽課（平成15(2003)年度取得分について適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね50%を軽課 低燃費自動車かつ平成12年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 概ね50%を軽課 重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 概ね10%を重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等 概ね10%を重課</p>
<p>低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より25%以上性能の良い自動車 取得価額から30万円を控除（平成14(2002)年4月1日から平成15(2003)年3月31日までの取得分に適用） 平成15(2003)年排出ガス規制適合車 平成14(2002)年4月1日から平成15(2003)年9月30日までの取得分 1%軽減 平成15(2003)年10月1日から平成16(2004)年2月29日までの取得分 0.1%軽減</p>	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減 ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 2.2%軽減 （平成15(2003)年4月1日から平成17(2005)年3月31日までの取得分に適用） 低燃費かつ平成12(2000)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 取得価額から30万円を控除（平成15(2003)年4月1日から平成16(2004)年3月31日までの取得分に適用） 平成16(2004)年排出ガス規制適合車 1%軽減 （平成15(2003)年4月1日から平成16(2004)年9月30日までの取得分に適用） 超低粒子状物質排出ディーゼル認定車 1.5%軽減 （平成15(2003)年4月1日から平成17(2005)年3月31日までの取得分に適用）</p>	<p>燃費基準+5%達成車かつ平成17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 取得価格から30万円を控除 燃費基準+5%達成車かつ平成17(2005)年排出ガス基準より50%以上性能の良い自動車 取得価額から20万円を控除 燃費基準達成車かつ平成17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 取得価額から20万円を控除（平成16(2004)年4月1日から平成18(2006)年3月31日までの取得分に適用） 平成17(2005)年排出ガス規制適合車（ディーゼル車に限る。） 乗用車以外の自動車 2%軽減 乗用車 1%軽減 （平成16(2004)年4月1日から平成17(2005)年9月30日までの取得分に適用）</p>
		<p>不正軽油に関する罰則の強化 補完的納税義務の新設 免税軽油使用者証等の返納命令の新設 (6月1日から施行)</p>
		<p>狩猟者登録税及び入猟税が統合され、新たに目的税として狩猟税が創設された。</p>
	<p>狩猟者登録税及び入猟税 狩猟者免許名称が以下のとおり改正された。 (旧免許名称) (新免許名称) 甲種狩猟免許→網・わな猟免許 乙種狩猟免許→第1種銃猟免許 丙種狩猟免許→第2種銃猟免許</p>	

税 目	年 度 平成 17 (2005)	18 (2006)
自 動 車 税	<p>グリーン税制 軽課（平成 16（2004）年度取得分については平成 17（2005）年度、平成 17（2005）年度取得分については平成 18（2006）年度分の自動車税に適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね 50% を軽課 燃費基準 + 5% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 概ね 50% を軽課 燃費基準 + 5% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 50% 以上性能の良い自動車 概ね 25% を軽課 燃費基準達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 概ね 25% を軽課</p> <p>重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10% を重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車等 概ね 10% を重課</p>	
自動車取得税	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7% 軽減 ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 2.2% 軽減 （平成 17（2005）年 4 月 1 日から平成 19（2007）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>平成 17（2005）年排出ガス規制適合車（ディーゼル車に限る。） 乗用車以外の自動車 1.0% 軽減 （平成 17（2005）年 10 月 1 日から平成 18（2006）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p>	<p>燃費基準 + 20% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 取得価額から 30 万円を控除</p> <p>燃費基準 + 10% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 取得価額から 15 万円を控除 （平成 18（2006）年 4 月 1 日から平成 20（2008）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>環境性能に優れた大型ディーゼル自動車 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルのトラック・バス等であって、平成 27（2015）年度燃費基準達成車のうち 平成 17（2005）年排出ガス基準に適合し、かつ、同基準値よりも 10% 以上 NO_x 又は PM の排出量が少ない自動車 2% 軽減 平成 17（2005）年排出ガス基準適合車 1% 軽減 （平成 18（2006）年 4 月 1 日から平成 20（2008）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p>
軽油引取税		不正軽油に関する罰則の強化 供給者罰則の新設（6 月 1 日から施行）
狩 獵 税		
その他の税		

19 (2007)	20 (2008)
<p>グリーン税制 軽課（平成 18（2006）年度取得分については平成 19（2007）年度、平成 19（2007）年度取得分については平成 20（2008）年度分の自動車税に適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね 50%を軽課 燃費基準 + 20%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 概ね 50%を軽課 燃費基準 + 10%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 概ね 25%を軽課 重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10%を重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車等 概ね 10%を重課</p>	
<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減 天然ガス自動車については排出ガス要件、ハイブリッド自動車（バス、トラック）については排出ガス要件及び燃費要件が付加された。 （平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 21(2009)年 3 月 31 日までの取得分に適用） ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 20（2008）年 3 月 31 日までの取得分 2.0%軽減 平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 21（2009）年 3 月 31 日までの取得分 1.8%軽減 排出ガス要件及び燃費要件が付加された。</p>	<p>自家用自動車（軽自動車を除く。）の税率 3% （平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 20(2008)年 4 月 30 日までの取得分に適用） 低燃費車及び大型ディーゼル自動車に係る特例措置の期限延長 （平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 20(2008)年 4 月 30 日までの取得分に適用） 燃費基準 + 25%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 取得価額から 30 万円を控除 燃費基準 + 15%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 取得価額から 15 万円を控除 （平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用） 環境性能に優れた大型ディーゼル自動車 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって、平成 21(2009)年重量車排出ガス規制（ポスト新長期規制）に適合し、かつ、平成 27（2015）年度重量車燃費基準達成車 2%軽減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 （平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用） 車両総重量 12 t 超 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 2%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 1%軽減 クリーンディーゼル乗用車 平成 21(2009)年排出ガス規制（ポスト新長期規制）に適合 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 1%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 0.5%軽減</p>
<p>網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、県民の所得額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外のもの 5,500 円 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で上記に掲げる者以外のもの 8,200 円 （平成 19(2007)年 4 月 16 日から適用）</p>	<p>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特定措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、税率が 2 分の 1（平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 25(2013)年 3 月 31 日までの登録に適用）</p>
	<p>1 地方法人特別税 外形標準課税法人 148/100 普通法人（外形標準課税法人を除く） 81/100 特別法人（協同組合、信用金庫、医療法人等） 81/100 収入金課税法人（電気・ガス供給業、保険業） 81/100 ※平成 20(2008)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 2 地方法人特別譲与税 都道府県から国へ払い込まれた地方法人特別税の税収を人口（1/2）及び従業者数（1/2）の譲与基準で国から年 4 回譲与される。 ※平成 21(2009)年度から譲与される。</p>

税 目	年 度	平成 21 (2009)
自動車税		<p>グリーン税制 軽課（平成 20(2008)年度取得分については平成 21(2009)年度、平成 21(2009)年度取得分については平成 22(2010)年度分の自動車税に適用） 電気自動車、天然ガス自動車 （車両総重量 3.5 t 以下で平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上 NOx を低減させた自動車、車両総重量 3.5 t 超で平成 17(2005)年排出ガス 基準値より 10%以上 NOx を低減させた自動車） 燃費基準 + 25%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%を軽課 燃費基準 + 15%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 10%を重課 税率より概ね 25%軽減</p> <p>重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10%を重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車等 概ね 10%を重課</p>
自動車取得税		<p>新車に係る軽減措置 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（※）、ハイブリッド自動車（※）、クリーンディーゼル自動車（※） 非課税 乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成 税率を 75%軽減 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率を 50%軽減</p> <p>乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 15%達成 税率を 75%軽減 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス基準 + 10%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率を 50%軽減 （平成 21(2009)年 4 月 1 日～平成 24(2012)年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>中古車に係る軽減措置 電気自動車、天然ガス自動車（※）、ハイブリッド自動車（バス・トラック）（※） 税率から 2.7%軽減 ハイブリッド自動車（乗用車）（※） 税率から 1.6%軽減 プラグインハイブリッド自動車 税率から 2.4%軽減 （平成 21(2009)年 4 月 1 日～平成 24(2012)年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成 取得価額から 30 万円を控除 乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 15%達成 取得価額から 15 万円を控除 （平成 20(2008)年 5 月 1 日～平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって、平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 車両総重量 3.5 t 超 12t 以下 2%軽減 （平成 20(2008)年 5 月 1 日～平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>車両総重量 12t 超 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 2%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 1%軽減 クリーンディーゼル乗用車 平成 21(2009)年排出ガス規制に適合 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 1%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 0.5%軽減 ※は一定の要件を満たすもの</p>
軽油引取税		
狩 獵 税		
その他の税		

グリーン税制

軽課（平成 21(2009)年度取得分については平成 22(2010)年度、平成 22(2010)年度取得分については平成 23(2011)年度分の自動車税に適用)

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（車両総重量 3.5 t 以下で平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上 NOx を低減させた自動車、車両総重量 3.5 t 超で平成 17(2005)年排出ガス基準値より 10%以上 NOx を低減させた自動車）

燃費基準 + 25%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%を軽課

燃費基準 + 15%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 25%を軽課（平成 22(2010)年度まで）

重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。）

新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10%を重課

新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車 概ね 10%を重課

新車に係る軽減措置（平成 21(2009)年度の措置に追加されたもの）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成

車両総重量が 3.5 t 超 12t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 22(2010)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成

車両総重量が 12 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率を 75%軽減

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率を 50%軽減

（全て平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 24(2012)年 3 月 31 日取得分に適用）

中古車に係る軽減措置（平成 21(2009)年度の措置に追加されたもの）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 取得価額から 30 万円を控除

（平成 22(2010)年 4 月 1 日～平成 24(2012)年 3 月 31 日までの取得分に適用）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 取得価額から 15 万円を控除

（平成 22(2010)年 4 月 1 日～平成 24(2012)年 3 月 31 日までの取得分に適用）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率から 1.0%軽減

（平成 22(2010)年 4 月 1 日～平成 22(2010)年 8 月 31 日までの取得分に適用）

車両総重量が 3.5 t 超 12t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 22(2010)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率から 2.0%軽減

（平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 22(2010)年 9 月 30 日までの取得分に適用）

（平成 22(2010)年 10 月 1 日から平成 23(2011)年 8 月 31 日までの取得分に適用）

車両総重量が 12 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率から 1.0%軽減

（平成 22(2010)年 10 月 1 日から平成 23(2011)年 8 月 31 日までの取得分に適用）

クリーンディーゼル乗用車

平成 21(2009)年排出ガス規制に適合 0.5%軽減

（平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 8 月 31 日までの取得分に適用）

税目	年度	平成 23 (2011)	24 (2012)																																																																																																								
自動車税			<p>グリーン化特例 軽課 平成 24(2012)年度取得分については平成 25(2013)年度、平成 25(2013)年度取得分については平成 26(2014)年度分の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準より 10%以上 NO_x（窒素酸化物）を低減させた自動車） 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%以上達成車(平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%以上達成車)」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽減 「平成 27(2015)年度燃費基準達成車(平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成車)」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 25%軽減 ※平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。</p> <p>重課 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10%重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車 概ね 10%重課 ※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗用バス、被けん引車を除く。</p>																																																																																																								
自動車取得税			<p>●環境負荷の小さい自動車（下記表に該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">燃料</th> <th colspan="2">要件</th> <th>新車</th> <th>中古車</th> </tr> <tr> <th>排出ガス基準</th> <th>燃費基準</th> <th>軽減内容</th> <th>取得価額からの控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車(燃料電池自動車を含む)</td> <td>電気</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>天然ガス</td> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x(窒素酸化物)10%以上低減</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用車、バス・トラック(車両総重量2.5t以下・ハイブリッド自動車を含む)</td> <td>軽油</td> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x75%以上低減(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+20%達成 平成22(2010)年度燃費基準+50%達成(注1)</td> <td>75%軽減</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)</td> <td rowspan="2">ガソリン</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x75%以上低減(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成22(2010)年度燃費基準+38%達成(注1)</td> <td>50%軽減</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x50%以上低減(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+25%達成(注1)</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)</td> <td rowspan="2">ガソリン</td> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x75%以上低減(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成</td> <td>75%軽減</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x50%以上低減(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+5%達成</td> <td>50%軽減</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)</td> <td rowspan="2">軽油</td> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x・PM(粒子状物質)10%以上低減</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成</td> <td>75%軽減</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+5%達成</td> <td>50%軽減</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・トラック(車両総重量3.5t超・重量車・ハイブリッド自動車含む)</td> <td rowspan="2">軽油</td> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x・PM10%以上低減</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成</td> <td>75%軽減</td> <td>45万円(注2)</td> </tr> <tr> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+5%達成</td> <td>50%軽減</td> <td>30万円(注2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50%軽減</td> <td>15万円(注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。 注2 ハイブリッド自動車に限り適用される。</p> <p>●バリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>新車新規登録 取得価額からの控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">ノンステップバス</td> <td>1,000 万円控除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リフト付きバス</td> <td>乗車定員 30 人以上</td> <td>650 万円控除</td> </tr> <tr> <td>乗車定員 30 人未満</td> <td>200 万円控除</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニバーサルデザインタクシー</td> <td>100 万円控除</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">衝突被害軽減ブレーキ搭載車</td> <td>トラック (8 t 超 22 t 以下)</td> <td rowspan="3">350 万円控除</td> </tr> <tr> <td>トラック (22 t 超)</td> </tr> <tr> <td>トラクタ (13 t 超)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注3 22 t のトラック及び 13 t 超のトラクタについては平成 26(2014)年 10 月 31 日までの取得に適用</p>	車種	燃料	要件		新車	中古車	排出ガス基準	燃費基準	軽減内容	取得価額からの控除額	電気自動車(燃料電池自動車を含む)	電気	-	-	非課税	45万円	天然ガス自動車	天然ガス	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x (窒素酸化物)10%以上低減	-	非課税	45万円	プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45万円	乗用車、バス・トラック(車両総重量2.5t以下・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合	-	非課税	45万円	ガソリン	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+20%達成 平成22(2010)年度燃費基準+50%達成(注1)	75%軽減	30万円	バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)	ガソリン	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成22(2010)年度燃費基準+38%達成(注1)	50%軽減	15万円	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 50%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+25%達成(注1)	非課税	45万円	バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)	ガソリン	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成	75%軽減	30万円	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 50%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	50%軽減	15万円	バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x ・PM(粒子状物質)10%以上低減	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成	75%軽減	-	平成21(2009)年排出ガス基準適合	平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	50%軽減	-	バス・トラック(車両総重量3.5t超・重量車・ハイブリッド自動車含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x ・PM10%以上低減	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成	75%軽減	45万円(注2)	平成21(2009)年排出ガス基準適合	平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	50%軽減	30万円(注2)					50%軽減	15万円(注2)	車種		新車新規登録 取得価額からの控除額	ノンステップバス		1,000 万円控除	リフト付きバス	乗車定員 30 人以上	650 万円控除	乗車定員 30 人未満	200 万円控除	ユニバーサルデザインタクシー		100 万円控除	衝突被害軽減ブレーキ搭載車	トラック (8 t 超 22 t 以下)	350 万円控除	トラック (22 t 超)	トラクタ (13 t 超)
車種	燃料	要件				新車	中古車																																																																																																				
		排出ガス基準	燃費基準	軽減内容	取得価額からの控除額																																																																																																						
電気自動車(燃料電池自動車を含む)	電気	-	-	非課税	45万円																																																																																																						
天然ガス自動車	天然ガス	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x (窒素酸化物)10%以上低減	-	非課税	45万円																																																																																																						
プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45万円																																																																																																						
乗用車、バス・トラック(車両総重量2.5t以下・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合	-	非課税	45万円																																																																																																						
	ガソリン	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+20%達成 平成22(2010)年度燃費基準+50%達成(注1)	75%軽減	30万円																																																																																																						
バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)	ガソリン	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成22(2010)年度燃費基準+38%達成(注1)	50%軽減	15万円																																																																																																						
		平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 50%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+25%達成(注1)	非課税	45万円																																																																																																						
バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)	ガソリン	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成	75%軽減	30万円																																																																																																						
		平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 50%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	50%軽減	15万円																																																																																																						
バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x ・PM(粒子状物質)10%以上低減	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成	75%軽減	-																																																																																																						
		平成21(2009)年排出ガス基準適合	平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	50%軽減	-																																																																																																						
バス・トラック(車両総重量3.5t超・重量車・ハイブリッド自動車含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x ・PM10%以上低減	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成	75%軽減	45万円(注2)																																																																																																						
		平成21(2009)年排出ガス基準適合	平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	50%軽減	30万円(注2)																																																																																																						
				50%軽減	15万円(注2)																																																																																																						
車種		新車新規登録 取得価額からの控除額																																																																																																									
ノンステップバス		1,000 万円控除																																																																																																									
リフト付きバス	乗車定員 30 人以上	650 万円控除																																																																																																									
	乗車定員 30 人未満	200 万円控除																																																																																																									
ユニバーサルデザインタクシー		100 万円控除																																																																																																									
衝突被害軽減ブレーキ搭載車	トラック (8 t 超 22 t 以下)	350 万円控除																																																																																																									
	トラック (22 t 超)																																																																																																										
	トラクタ (13 t 超)																																																																																																										
軽油引取税		不正軽油に関する罰則の強化																																																																																																									
狩猟税																																																																																																											
その他の税																																																																																																											

●バリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車について自動車取得税を軽減する特例措置

該当車種及び軽減内容について（平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）

車種		新車新規登録
		取得価額からの控除額
ノンステップバス		1,000 万円控除
リフト付きバス	乗車定員 30 人以上	650 万円控除
	乗車定員 30 人未満	200 万円控除
ユニバーサルデザインタクシー		100 万円控除
衝突被害 軽減ブレーキ搭載車	トラック（8 t 超 22 t 以下）	350 万円控除
	トラック（22 t 超） トラクタ（13 t 超）	
	乗車定員 10 人以上で立席のないバス等（5 t 超 12 t 以下）	
	乗車定員 10 人以上で立席のないバス等（12 t 超）	

注 1 22 t のトラック及び 13 t 超のトラクタについては平成 26(2014)年 10 月 31 日までの取得に適用

注 2 車輛総重量 5 t 超 12 t 以下のバス等及び 12 t 超のバス等については、平成 25(2013)年 4 月 1 日以降の取得に適用

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特定措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録について、税率を 2 分の 1 とする特例措置の適用期限を平成 28(2016)年 3 月 31 日まで延長

税目	年度	平成 26 (2014)																																																																																						
自動車税	軽課	グリーン化特例 平成 26(2014)年度取得分について平成 27(2015)年度自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準より 10%以上 NOx（窒素酸化物）を低減させた自動車） 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%以上達成車（平成 32(2020)年度燃費基準達成車）」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 75%軽課 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%以上達成車（平成 32(2020)年度燃費基準未達成車）」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽課																																																																																						
	重課	新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 15%重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車 概ね 15%重課 ※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。 ※バス、トラック及びキャンピング車を除く特種用途自動車の重課率は概ね 10%																																																																																						
自動車取得税	●税率	営業用の普通車、軽自動車 2% 自家用車の普通車 3%																																																																																						
	●環境負担の小さい自動車（下記表に該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について（平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）																																																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">燃料</th> <th colspan="2">要件</th> <th rowspan="2">新車 軽減内容</th> <th rowspan="2">中古車 取得価額からの控除額</th> </tr> <tr> <th>排出ガス基準</th> <th>燃費基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車（燃料電池自動車を含む）</td> <td>電気</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>天然ガス</td> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">乗用車、バス・トラック（車両総重量 2.5 t 以下・ハイブリッド自動車を含む）</td> <td rowspan="3">ガソリン</td> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成（注 1）</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成（注 1）</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）</td> <td rowspan="4">ガソリン</td> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 50%以上低減（☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 50%以上低減（☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>60%軽減</td> <td>15 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）</td> <td rowspan="2">軽油</td> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM（粒子状物質）10%以上低減</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>非課税</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バス・トラック（車両総重量 3.5t 超・重量車・ハイブリッド自動車含む）</td> <td rowspan="4">軽油</td> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>非課税</td> <td>45 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>60%軽減</td> <td>15 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円（注 2）</td> </tr> </tbody> </table>	車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額	排出ガス基準	燃費基準	電気自動車（燃料電池自動車を含む）	電気	-	-	非課税	45 万円	天然ガス自動車	天然ガス	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減	-	非課税	45 万円	プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45 万円	乗用車、バス・トラック（車両総重量 2.5 t 以下・ハイブリッド自動車を含む）	ガソリン	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	-	非課税	45 万円	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成（注 1）	非課税	45 万円	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成（注 1）	80%軽減	30 万円	バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 50%以上低減（☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	30 万円	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 50%以上低減（☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	60%軽減	15 万円	バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM（粒子状物質）10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	-	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	-	バス・トラック（車両総重量 3.5t 超・重量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円（注 2）	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円（注 2）	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	60%軽減	15 万円（注 2）	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円（注 2）
	車種	燃料			要件				新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額																																																																														
			排出ガス基準	燃費基準																																																																																				
	電気自動車（燃料電池自動車を含む）	電気	-	-	非課税	45 万円																																																																																		
	天然ガス自動車	天然ガス	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減	-	非課税	45 万円																																																																																		
	プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45 万円																																																																																		
	乗用車、バス・トラック（車両総重量 2.5 t 以下・ハイブリッド自動車を含む）	ガソリン	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	-	非課税	45 万円																																																																																		
			平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成（注 1）	非課税	45 万円																																																																																		
平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）			平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成（注 1）	80%軽減	30 万円																																																																																			
バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円																																																																																			
		平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円																																																																																			
		平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 50%以上低減（☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	30 万円																																																																																			
		平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 50%以上低減（☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	60%軽減	15 万円																																																																																			
バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM（粒子状物質）10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	-																																																																																			
		平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	-																																																																																			
バス・トラック（車両総重量 3.5t 超・重量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円（注 2）																																																																																			
		平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円（注 2）																																																																																			
		平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	60%軽減	15 万円（注 2）																																																																																			
		平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円（注 2）																																																																																			
	注 1 平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。																																																																																							
	注 2 ハイブリッド自動車に限り適用される。																																																																																							
軽油引取税																																																																																								
狩猟税																																																																																								
その他の税	地方法人特別税 外形標準課税法人 67.4/100、普通法人（外形標準課税法人を除く） 43.2/100、収入金課税法人 43.2/100 （平成 26(2014)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）																																																																																							

27
(2015)

グリーン化特例
軽課

平成 27(2015)年度取得分について平成 28(2016)年度自動車税に適用

- 環境負荷の小さい自動車（下記表に該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置
該当車種及び軽減内容について（平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）

○ 乗用車

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
低排出ガスディーゼル乗用車 (クリーンディーゼル車)	軽油	-	-		
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%低減達成（☆☆☆☆）	H 32(2020)年度燃費基準 + 20%達成（H 22(2010)年度燃費基準 + 80%達成）	8 0 %軽減	3 5 万円控除
			H 32(2020)年度燃費基準 + 10%達成（H 22(2010)年度燃費基準 + 65%達成）	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 32(2020)年度燃費基準達成（H 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成）	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成（H 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成）	2 0 %軽減	5 万円控除

○ 車両総重量 2.5 t 以下のバス・トラック

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	ポスト新長期規制から NOx 10%低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%低減達成（☆☆☆☆）	H 27(2015)年度燃費基準 + 25%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成		

○ 車両総重量 2.5 t 超～3.5 t 以下のバス・トラック

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	ポスト新長期規制から NOx 10%低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%低減達成（☆☆☆☆）	H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 H 27(2015)年度燃費基準達成		
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制から NOx かつ PM 10%低減	H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成	8 0 %軽減	3 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準達成	非課税	0 軽減
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制適合	H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成	8 0 %軽減	3 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準達成	0 %軽減	0 軽減

○ 車両総重量 3.5 t 超のバス・トラック

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	ポスト新長期規制から NOx 10%低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制から NOx かつ PM 10%低減	H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 H 27(2015)年度燃費基準達成		
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制適合	H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成	8 0 %軽減	3 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準達成	0 %軽減	0 軽減

注 1 平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。

- バイオアフリール対応バス・タクシーの自動車取得税軽減に係る特例措置
平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までに新車新規登録した自動車に適用（延長）
- 先進安全自動車に係る自動車取得税の軽減に係る特例措置

対象装置 ・ 衝突被害軽減ブレーキ ・ 車両安定性制御装置	
特例の内容	
1 装置装着	取得価額から 350 万円控除
両装置装着	取得価額から 525 万円控除
対象自動車	
車種	車両総重量
トラック	3.5 t 超 22 t 以下
バス	5 t 超 12 t 以下
対象期間	
平成 27(2015)年 4 月 1 日から 平成 29(2017)年 3 月 31 日	

- ※ けん引車（トラクタ）及びけん引車（トレーラー）を除く。
- ※ 車両総重量 20 t 超 22 t 以下のトラックについて 1 装置装着の特例期間は平成 28(2016)年 10 月 31 日まで。
- ※ 平成 28(2016)年 11 月 1 日以後は両装置装着に限り、取得価額から 350 万円控除。
- ※ 車両総重量 5 t 以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第 56 条に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、課税免除（平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用）

鳥獣保護管理法第 18 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者に係る狩猟者の登録については、課税免除（平成 27(2015)年 5 月 29 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用）

狩猟者登録を申請する日前 1 年以内に、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者に係る狩猟者の登録については、税率を 2 分の 1（平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用）

狩猟者登録を申請する日前 1 年以内に、鳥獣保護管理法第 9 条第 8 項に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った者に係る狩猟者の登録については、税率を 2 分の 1（平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用）

地方法人特別税

外形標準課税法人 93.5/100、普通法人（外形標準課税法人を除く） 43.2/100、収入金課税法人 43.2/100
（平成 27(2015)年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）

税 目 \ 年 度	平成 28 (2016)
自 動 車 税	<p>グリーン化特例 軽課 平成 28(2016)年度取得分について、平成 29(2017)年度の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO_x（窒素酸化物）を 10%以上低減させた自動車）、クリーンディーゼル乗用車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合自動車） 「平成 32(2020)年度燃費基準 +10%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 75%軽課 「平成 27(2015)年度燃費基準 +20%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽課</p>
自動車取得税	
軽油引取税	
狩 猟 税	
その他の税	

税目	年度																																																																																							
	29 (2017)																																																																																							
自動車税	<p>グリーン化特例 軽課 平成 29(2017)年度取得分について、平成 30(2018)年度の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成 30(2018)年排出ガス基準適合または平成 21(2009)年排出ガス基準から NOx（窒素酸化物）を 10%以上低減させた自動車）、クリーンディーゼル乗用車（平成 30(2018)年排出ガス基準適合または平成 21(2009)年排出ガス基準適合自動車） 「平成 32(2020)年度燃費基準 +30%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上または平成 30(2018)年排出ガス基準値より 50%以上性能のよい自動車 概ね 75%軽課 「平成 32(2020)年度燃費基準 +10%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上または平成 30(2018)年排出ガス基準値より 50%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽課</p>																																																																																							
自動車取得税	<p>○税率 営業用の普通車、軽自動車 2% 自家用車の普通車 3%</p> <p>○環境負荷の小さい自動車（下記表示該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について（平成 29(2017)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）</p> <p>新車</p> <p>○乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>グリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPGハイブリッド車 LPG車</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成32(2020)年度燃費基準 + 30%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 20%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 10%達成 平成32(2020)年度燃費基準達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>60%軽減 40%軽減 20%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量 2.5t 以下のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 25%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量 2.5t 超～ 3.5t 以下のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成30(2018)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NOxかつPM10%低減</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>非課税 75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21(2009)年排ガス規制適合</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NOxかつPM10%低減</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			グリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPGハイブリッド車 LPG車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32(2020)年度燃費基準 + 30%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 20%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 10%達成 平成32(2020)年度燃費基準達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	60%軽減 40%軽減 20%軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 25%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減		平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減	ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成30(2018)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減 25%軽減		平成21(2009)年排ガス規制適合	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
グリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPGハイブリッド車 LPG車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32(2020)年度燃費基準 + 30%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 20%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 10%達成 平成32(2020)年度燃費基準達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	60%軽減 40%軽減 20%軽減																																																																																					
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 25%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成		80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減																																																																																				
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成		75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																				
	平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																					
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成30(2018)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																					
	平成21(2009)年排ガス規制適合	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																					
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成		75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																				

中古車

○乗用車

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
クリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)			
ガソリンハイブリッド車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成	平成32(2020)年度燃費基準+30%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+95%達成)	25万円控除
ガソリン車		平成32(2020)年度燃費基準+20%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+80%達成)	15万円控除
LPGハイブリッド車	又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32(2020)年度燃費基準+10%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+65%達成)	5万円控除
LPG車		平成32(2020)年度燃費基準達成 (平成22(2010)年度燃費基準+50%達成) 平成27(2015)年度燃費基準+10%達成※ (平成22(2010)年度燃費基準+38%達成)※	

※平成27(2015)燃費基準+10%達成車はガソリンハイブリッド車、ガソリン車に限る

○車両総重量 2.5t 以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成	平成27(2015)年度燃費基準+25%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+57%達成)	
ガソリン車		平成27(2015)年度燃費基準+20%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+50%達成)	25万円控除
	又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+15%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+44%達成)	15万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+38%達成)	5万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準+5%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+32%達成)	

○車両総重量 2.5t 超～3.5t 以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成	平成27(2015)年度燃費基準+15%達成	
ガソリン車		平成27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除
	又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準達成	15万円控除
	平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成	平成27(2015)年度燃費基準+15%達成	35万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除
	又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除

○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ディーゼルハイブリッド車	平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準+15%達成	
ディーゼル車		平成27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準達成	

ASV 特例

対象装置

- ・衝突被害軽減ブレーキ
- ・車両安定性制御装置

特例の内容	
1 装置装着	取得価額から350万円控除
両装置装着	取得価額から525万円控除

対象自動車		対象期間
車種	車両総重量	
トラック	3.5t超22t以下	平成29(2017)年4月1日から平成31(2019)年3月31日
バス	5t超12t以下	

※けん引車（トラクタ）及び被けん引車（トレーラー）を除く。

※車両総重量 20t 超 22t 以下のトラックは、両装置装着に限り平成 30(2018)年 10 月 31 日まで取得価額から 350 万円控除。

※車両総重量 8t 超 20t 以下のトラックは、特例期間が平成 30(2018)年 10 月 31 日まで。

平成 30(2018)年 11 月 1 日以降は両装置装着に限り、取得価額から 350 万円控除。

※車両総重量 5t 以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。

車線逸脱警報装置装着車

対象自動車		対象期間	控除額
車種	車両総重量		
バス	12t超	平成29(2017)年4月1日から平成31(2019)年3月31日	取得価額から175万円控除

軽油引取税

狩猟税

その他の税

税目	年度	30 (2018)																																																																																						
自動車税		<p>グリーン化特例 軽課 平成30(2018)年度取得分について、平成31(2019)年度の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準からNOx(窒素酸化物)を10%以上低減させた自動車)、クリーンディーゼル乗用車(平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合自動車) 「令和2年度燃費基準+30%以上達成車」かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上または平成30年排出ガス基準値より50%以上性能のよい自動車 概ね75%軽課 「令和2年度燃費基準+10%以上達成車」かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上または平成30年排出ガス基準値より50%以上性能のよい自動車 概ね50%軽課</p>																																																																																						
		<p>○税率 営業用の普通車、軽自動車 2% 自家用車の普通車 3%</p> <p>○環境負荷の小さい自動車(下記表示該当するエコカー)について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(平成30(2018)年4月1日から平成31(2019)年3月31日までに取得した自動車に適用)</p> <p>新車</p> <p>○乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>グリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車</td> <td>平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成32年度燃費基準+40%達成 平成32年度燃費基準+30%達成 平成32年度燃費基準+20%達成 平成32年度燃費基準+10%達成 平成32年度燃費基準達成</td> <td>80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量2.5t以下のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車</td> <td>平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成27年度燃費基準+25%達成 平成27年度燃費基準+20%達成 平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成</td> <td>80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車</td> <td>平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成 平成27年度燃費基準達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成30年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成</td> <td>非課税 75%軽減 50%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21年排ガス規制適合</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量3.5t超のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成28年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成 平成27年度燃費基準達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			グリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32年度燃費基準+40%達成 平成32年度燃費基準+30%達成 平成32年度燃費基準+20%達成 平成32年度燃費基準+10%達成 平成32年度燃費基準達成	80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+25%達成 平成27年度燃費基準+20%達成 平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成	80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成 平成27年度燃費基準達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減	ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減	ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成30年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成	非課税 75%軽減 50%軽減		平成21年排ガス規制適合	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成 平成27年度燃費基準達成
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
グリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32年度燃費基準+40%達成 平成32年度燃費基準+30%達成 平成32年度燃費基準+20%達成 平成32年度燃費基準+10%達成 平成32年度燃費基準達成	80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減																																																																																					
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+25%達成 平成27年度燃費基準+20%達成 平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成		80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減																																																																																				
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成 平成27年度燃費基準達成		75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																				
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																					
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成30年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成	非課税 75%軽減 50%軽減																																																																																					
	平成21年排ガス規制適合	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																					
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成 平成27年度燃費基準達成		75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																				
自動車取得税																																																																																								

中古車

○乗用車

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
グリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32年度燃費基準+40%達成 平成32年度燃費基準+30%達成 平成32年度燃費基準+20%達成 平成32年度燃費基準達成+10%達成 平成32年度燃費基準達成	35万円控除 25万円控除 15万円控除 5万円控除

○車両総重量 2.5t 以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+25%達成 平成27年度燃費基準+20%達成 平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成	

○車両総重量 2.5t 超～3.5t 以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成 平成27年度燃費基準達成	
	平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成	35万円控除 25万円控除 15万円控除

○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成 平成27年度燃費基準達成	

ASV 特例

対象装置

- ・ 衝突被害軽減ブレーキ
- ・ 車両安定性制御装置

特例の内容	
1 装置装着	取得価額から350万円控除
両装置装着	取得価額から525万円控除

対象自動車		対象期間
車種	車両総重量	
トラック	3.5t超22t以下	平成29(2017)年4月1日から平成31(2019)年3月31日
バス	5t超12t以下	

※けん引車（トラクタ）及び被けん引車（トレーラー）を除く。

※車両総重量 20t 超 22t 以下のトラックは、両装置装着に限り平成 30(2018)年 10 月 31 日まで取得価額から 350 万円控除。

※車両総重量 8t 超 20t 以下のトラックは、特例期間が平成 30(2018)年 10 月 31 日まで。

平成 30(2018)年 11 月 1 日以降は両装置装着に限り、取得価額から 350 万円控除。

※車両総重量 5t 以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。

車線逸脱警報装置装着車

対象自動車		対象期間	控除額
車種	車両総重量		
バス	12t超	平成29(2017)年4月1日から平成31(2019)年3月31日	取得価額から175万円控除

軽油引取税

狩猟税

その他の税

第 10 そ の 他

1 平成29(2017)年度都道府県税決算見込額調

単位：千円、%

都道府県名	区分		予算額		調定額		収入額		収入歩合	
	税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比	平成29年度(2017)	平成28年度(2016)		
北海道	611,748,812	101.5	625,422,427	101.4	614,165,876	101.7	98.2	97.9		
青森県	184,047,079	129.1	186,395,263	128.3	184,260,899	128.9	98.9	98.4		
岩手県	130,372,000	98.7	133,054,591	98.4	131,290,045	98.5	98.7	98.6		
宮城県	313,520,000	100.0	317,888,437	99.8	313,837,139	100.0	98.7	98.5		
秋田県	89,739,396	99.4	92,034,090	99.5	90,635,763	99.7	98.5	98.3		
山形県	109,900,000	100.8	113,168,859	102.0	111,756,992	102.2	98.8	98.6		
福島県	239,956,742	100.8	244,562,912	100.7	240,317,638	100.8	98.3	98.2		
茨城県	377,493,161	103.1	383,918,057	102.3	377,968,081	102.7	98.5	98.1		
栃木県	247,500,000	102.1	253,249,548	102.0	248,857,064	102.4	98.3	97.9		
群馬県	242,159,000	96.9	247,910,293	96.7	243,645,742	96.9	98.3	98.2		
埼玉県	780,600,000	102.7	802,038,121	101.5	784,504,124	101.9	97.8	97.4		
千葉県	960,930,000	103.0	992,133,216	103.0	973,004,726	103.4	98.1	97.7		
東京都	3,929,621,349	100.5	3,968,441,857	100.3	3,925,495,011	100.5	98.9	98.7		
神奈川県	1,266,737,983	103.2	1,290,658,697	102.6	1,272,313,722	102.8	98.6	98.3		
新潟県	265,518,000	98.3	268,403,672	98.1	265,665,454	98.2	99.0	98.9		
富山県	137,801,000	99.3	141,794,353	99.5	139,202,294	99.6	98.2	98.0		
石川県	147,682,000	100.1	152,387,170	99.6	149,821,203	100.0	98.3	97.9		
福井県	111,262,174	102.1	114,637,417	103.0	113,033,405	103.2	98.6	98.4		
山梨県	93,967,021	98.9	96,245,284	98.9	94,574,283	99.1	98.3	98.1		
長野県	231,427,758	100.6	234,591,508	100.4	231,697,281	100.6	98.8	98.6		
岐阜県	236,900,000	100.6	245,677,317	100.5	240,823,867	100.7	98.0	97.8		
静岡県	495,600,000	101.5	506,558,307	101.5	498,980,968	101.8	98.5	98.2		
愛知県	1,183,200,000	94.1	1,208,209,351	94.0	1,192,307,884	94.2	98.7	98.6		
三重県	240,793,000	99.9	249,837,948	101.4	246,300,072	101.6	98.6	98.4		
滋賀県	164,650,000	105.5	169,264,179	104.3	165,647,064	104.6	97.9	97.6		
京都府	288,220,000	100.8	290,940,923	102.7	287,558,539	102.9	98.8	98.6		
大阪府	1,491,886,000	106.9	1,514,543,494	105.2	1,499,854,889	105.9	99.0	98.4		
兵庫県	723,669,976	103.1	735,564,406	102.1	723,876,906	102.3	98.4	98.2		
奈良県	120,300,000	105.1	123,788,611	104.4	121,032,066	104.8	97.8	97.4		
和歌山県	92,855,000	102.3	95,445,935	102.4	93,829,268	102.7	98.3	98.0		
鳥取県	54,225,338	103.0	55,243,171	103.1	54,605,042	103.2	98.8	98.7		
島根県	67,367,172	99.8	68,297,646	99.8	67,773,644	99.8	99.2	99.1		
岡山県	238,114,779	102.4	241,809,684	101.2	238,324,974	101.4	98.6	98.3		
広島県	341,141,000	99.3	351,819,468	99.3	345,965,283	99.4	98.3	98.2		
山口県	174,921,514	101.5	181,501,001	102.7	179,238,192	102.9	98.8	98.6		
徳島県	76,100,000	101.5	79,501,335	102.1	78,434,385	102.4	98.7	98.4		
香川県	122,520,011	100.2	125,531,278	99.9	123,931,423	100.0	98.7	98.6		
愛媛県	148,000,000	102.6	149,706,046	101.9	148,118,856	102.2	98.9	98.7		
高知県	64,720,595	99.6	65,613,671	99.3	64,806,700	99.5	98.8	98.6		
福岡県	643,314,103	102.1	657,257,971	101.8	647,562,557	102.1	98.5	98.2		
佐賀県	84,956,000	101.3	87,243,565	101.7	86,150,325	101.7	98.7	98.8		
長崎県	116,562,518	102.7	118,440,743	102.6	116,904,246	102.8	98.7	98.5		
熊本県	165,497,855	110.5	171,807,017	110.9	169,378,414	111.6	98.6	98.0		
大分県	124,187,000	100.9	125,936,064	100.7	124,229,769	100.9	98.6	98.4		
宮崎県	98,310,000	100.6	100,543,768	100.3	99,080,519	100.3	98.5	98.5		
鹿児島県	148,420,415	101.6	151,393,797	101.2	149,127,230	101.3	98.5	98.4		
沖縄県	124,579,001	103.0	128,358,877	103.4	126,765,609	103.5	98.8	98.6		
総額	18,302,994,752	101.6	18,658,771,344	101.3	18,396,655,434	101.6	98.6	98.3		

単位：千円、%

区分 都道府県名	個人道府県民税（均等割・所得割）			個人道府県民税（配当割）			個人道府県民税 （株式等譲渡所得割）		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	173,258,653	101.1	166,061,355	2,742,501	135.9	2,742,501	2,779,279	228.1	2,779,279
青森県	35,732,052	102.3	33,828,916	456,343	131.7	456,343	407,890	231.8	407,890
岩手県	36,704,226	101.6	35,503,127	493,076	128.0	493,076	571,544	264.4	571,544
宮城県	83,601,118	101.6	80,192,571	1,534,785	143.6	1,534,785	1,564,051	253.7	1,564,051
秋田県	26,466,711	101.1	25,345,937	430,545	140.1	430,545	403,258	246.8	403,258
山形県	32,552,588	100.9	31,343,154	579,745	129.4	579,745	592,141	256.4	592,141
福島県	63,887,595	102.4	60,859,827	1,271,852	136.0	1,271,852	1,202,570	234.0	1,202,570
茨城県	109,431,812	100.5	104,981,498	3,010,666	142.4	3,010,666	2,990,833	241.0	2,990,833
栃木県	74,288,861	100.4	70,334,766	2,004,583	148.9	2,004,583	2,129,854	273.8	2,129,854
群馬県	70,585,528	100.3	66,975,266	2,033,430	150.3	2,033,430	2,084,671	264.9	2,084,671
埼玉県	314,957,959	100.6	299,431,117	9,076,831	132.7	9,076,831	9,935,339	238.4	9,935,339
千葉県	282,006,254	100.9	266,089,690	9,028,475	137.1	9,028,475	10,560,185	246.2	10,560,185
東京都	878,448,676	100.8	847,566,345	36,718,659	135.1	36,718,663	36,966,997	233.7	36,966,997
神奈川県	465,085,575	100.5	451,366,536	16,070,986	137.0	16,070,986	17,353,506	239.3	17,353,506
新潟県	70,634,695	101.6	68,337,577	1,935,282	147.4	1,935,282	1,860,946	238.5	1,860,946
富山県	39,041,113	100.2	37,155,898	1,319,877	125.5	1,319,877	1,340,757	256.4	1,340,757
石川県	42,423,066	101.3	40,503,368	1,085,525	131.4	1,085,525	1,557,110	302.6	1,557,110
福井県	28,002,310	100.9	26,645,662	901,718	132.0	901,718	942,400	230.7	942,400
山梨県	28,906,822	100.0	27,733,000	742,156	133.8	742,156	805,919	248.1	805,919
長野県	70,927,306	100.9	68,614,542	1,859,906	133.4	1,859,906	2,020,840	248.0	2,020,840
岐阜県	74,104,327	100.8	70,705,314	2,293,649	138.0	2,293,649	2,280,389	233.6	2,280,389
静岡県	146,959,029	99.9	140,537,401	4,458,869	140.7	4,458,869	5,229,235	217.2	5,229,235
愛知県	350,876,190	101.0	337,714,432	14,554,928	132.4	14,554,928	14,083,723	247.4	14,083,723
三重県	68,420,494	100.2	65,558,988	2,534,298	142.7	2,534,298	2,510,914	240.6	2,510,914
滋賀県	53,144,003	100.9	50,927,409	1,550,322	135.3	1,550,322	1,882,539	255.2	1,882,539
京都府	95,912,463	100.9	93,670,111	4,427,115	138.8	4,427,124	4,395,487	234.2	4,395,487
大阪府	336,491,773	100.6	323,802,840	14,930,971	138.8	14,930,971	15,145,831	238.4	15,145,831
兵庫県	223,980,191	99.9	214,274,677	10,862,764	135.8	10,862,764	10,985,299	219.0	10,985,299
奈良県	49,428,877	99.7	47,616,919	2,976,522	133.0	2,976,522	2,977,915	256.1	2,977,915
和歌山県	28,960,609	100.5	27,952,031	1,355,039	135.0	1,355,039	1,320,111	264.2	1,320,111
鳥取県	16,085,824	101.3	15,602,619	507,642	149.4	507,642	553,379	276.2	553,379
島根県	20,051,542	101.7	19,654,910	508,169	151.9	508,169	445,124	203.5	445,124
岡山県	64,735,451	100.6	62,060,543	2,469,711	146.8	2,469,711	2,372,776	209.8	2,372,776
広島県	108,343,446	102.1	104,151,463	3,315,960	139.7	3,315,960	3,098,394	238.0	3,098,394
山口県	45,543,177	100.1	43,751,602	1,460,947	149.2	1,460,947	1,552,259	264.1	1,552,259
徳島県	23,042,990	100.1	22,249,068	1,354,664	124.1	1,354,664	1,338,506	198.2	1,338,506
香川県	33,312,603	101.0	32,089,875	1,498,724	137.9	1,498,724	1,422,570	271.2	1,422,570
愛媛県	41,042,809	100.6	39,832,160	1,326,049	140.3	1,326,049	1,461,153	234.5	1,461,153
高知県	20,889,921	101.3	20,290,785	574,094	142.2	574,094	647,762	272.4	647,762
福岡県	175,992,440	100.7	168,869,932	4,840,883	145.4	4,840,883	5,133,840	231.8	5,133,840
佐賀県	23,841,199	101.6	23,150,717	491,981	145.7	491,981	500,099	225.3	500,099
長崎県	38,950,846	101.2	37,588,637	787,338	148.6	787,338	812,715	262.7	812,715
熊本県	49,438,294	99.5	47,507,279	1,039,404	149.9	1,039,404	1,181,347	234.7	1,181,347
大分県	33,572,266	100.9	32,524,535	644,702	139.9	644,702	741,175	244.0	741,175
宮崎県	29,544,066	101.4	28,469,627	510,827	139.8	510,827	595,040	219.8	595,040
鹿児島県	44,185,462	101.2	42,466,725	660,629	143.1	660,629	765,876	234.5	765,876
沖縄県	38,270,772	105.4	36,767,101	493,181	148.9	493,181	552,078	212.5	552,078
総 額	5,162,063,983	100.8	4,958,657,852	175,726,323	137.1	175,726,336	182,055,626	237.9	182,055,626

単位：千円、%

区分 都道府県名	法人道府県民税			道府県民税利子割			個人事業税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	19,517,210	102.4	19,362,551	1,944,639	145.0	1,944,639	4,884,380	100.5	4,604,844
青森県	3,920,061	101.0	3,908,042	428,747	129.9	428,747	989,736	103.3	971,889
岩手県	5,040,972	99.0	5,027,648	349,467	133.0	349,467	1,249,714	98.6	1,212,102
宮城県	13,332,427	99.5	13,300,946	669,059	132.4	669,059	3,387,734	100.7	3,277,785
秋田県	3,122,945	96.5	3,109,253	329,792	121.0	329,792	799,378	101.0	776,492
山形県	4,102,866	106.2	4,085,939	441,442	122.8	441,442	1,105,573	100.6	1,073,945
福島県	8,724,787	99.9	8,658,020	605,850	135.6	605,850	2,507,625	96.1	2,359,933
茨城県	13,506,353	105.1	13,446,465	1,005,558	156.4	1,005,558	3,254,088	103.2	3,119,625
栃木県	11,128,959	112.9	11,091,211	675,789	156.2	675,789	2,097,591	104.4	2,046,956
群馬県	11,085,868	87.6	11,056,690	755,229	143.0	755,229	2,002,822	100.7	1,932,102
埼玉県	26,070,549	103.8	25,956,213	2,709,933	144.8	2,709,933	13,234,627	103.2	12,926,152
千葉県	23,794,827	102.3	23,642,746	2,386,662	144.9	2,386,662	8,200,311	102.1	7,935,882
東京都	225,304,914	99.7	223,197,195	9,083,483	111.8	9,083,483	52,359,075	102.1	51,414,883
神奈川県	42,504,410	109.1	42,422,624	3,389,503	132.5	3,389,508	18,917,111	101.4	18,564,069
新潟県	9,063,307	100.4	9,047,176	809,362	128.4	809,362	2,215,413	100.5	2,124,032
富山県	4,883,287	97.6	4,865,204	566,631	151.7	566,631	1,275,593	101.2	1,192,153
石川県	6,259,801	95.5	6,216,268	524,709	158.4	524,709	1,563,928	94.0	1,504,955
福井県	3,681,243	95.9	3,660,862	451,935	160.4	451,935	931,488	101.8	900,073
山梨県	4,637,741	108.3	4,612,998	344,582	119.7	344,582	1,015,611	99.6	982,689
長野県	8,783,174	96.9	8,750,165	852,319	140.3	852,319	1,904,122	102.6	1,837,401
岐阜県	8,277,437	96.4	8,184,878	1,100,858	125.8	1,100,858	2,711,313	100.9	2,563,767
静岡県	17,961,437	108.0	17,909,811	1,818,800	138.0	1,818,800	5,769,546	100.8	5,628,639
愛知県	53,784,172	89.7	53,778,973	4,349,976	133.9	4,349,976	14,038,793	102.3	13,680,973
三重県	8,471,944	106.7	8,440,638	1,019,817	124.5	1,019,817	2,330,566	107.0	2,298,354
滋賀県	7,259,322	111.7	7,224,495	646,708	126.4	646,708	1,446,341	99.2	1,392,147
京都府	11,978,020	107.7	11,928,351	1,211,444	123.8	1,211,444	3,997,952	100.5	3,915,045
大阪府	72,244,298	104.1	72,596,507	5,272,984	130.6	5,272,984	15,465,941	101.5	15,138,217
兵庫県	21,723,402	98.7	21,638,064	3,080,568	135.4	3,080,568	7,278,451	101.4	7,095,640
奈良県	3,609,870	107.7	3,589,852	795,055	125.5	795,055	1,395,725	106.3	1,372,961
和歌山県	3,315,035	106.0	3,308,750	622,948	137.3	622,948	1,035,059	99.6	1,029,487
鳥取県	2,051,945	104.0	2,049,496	284,257	138.1	284,257	470,476	101.8	457,792
島根県	2,503,603	100.9	2,493,999	362,740	150.6	362,740	699,104	102.8	672,702
岡山県	8,725,288	101.4	8,688,469	1,015,982	168.3	1,015,982	1,881,580	105.0	1,807,533
広島県	14,151,721	93.9	14,093,622	1,619,484	157.0	1,619,484	4,008,598	100.7	3,902,394
山口県	6,449,347	103.9	6,439,659	815,753	146.4	815,753	1,555,799	99.2	1,525,146
徳島県	3,406,523	113.4	3,388,250	449,435	170.8	449,435	600,014	101.4	582,297
香川県	5,565,009	100.8	5,535,503	653,532	153.3	653,532	898,221	103.1	880,439
愛媛県	6,169,180	107.7	6,153,577	751,366	112.0	751,366	1,316,395	104.0	1,256,205
高知県	2,327,165	98.5	2,321,938	491,569	112.1	491,569	830,946	100.0	820,450
福岡県	25,141,162	104.5	24,995,529	1,902,142	156.4	1,902,142	7,016,148	103.4	6,806,368
佐賀県	3,100,530	104.3	3,088,622	324,902	151.3	324,902	933,646	104.4	909,850
長崎県	4,523,298	107.5	4,510,686	443,105	151.8	443,105	1,340,705	99.6	1,316,634
熊本県	6,618,263	114.0	6,602,264	560,581	158.4	560,581	1,730,024	111.0	1,673,766
大分県	4,328,132	98.0	4,291,855	391,335	153.6	391,335	1,054,832	103.5	1,020,782
宮崎県	3,394,655	96.7	3,373,283	249,825	155.8	249,825	1,091,914	104.8	1,057,644
鹿児島県	5,536,835	103.7	5,511,791	520,429	179.5	520,429	1,331,512	103.1	1,292,295
沖縄県	4,831,935	100.7	4,816,706	234,558	93.6	234,558	1,669,576	109.8	1,626,995
総額	765,915,230	101.0	762,373,783	59,314,844	133.4	59,314,849	207,795,098	101.9	202,482,484

単位：千円、%

区分 都道府県名	法人事業税			地方消費税（譲渡割）			地方消費税（貨物割）		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	113,457,427	102.4	113,062,590	110,534,230	97.4	110,534,230	21,593,872	111.4	21,593,872
青森県	25,267,650	106.4	25,252,795	60,667,629	259.4	60,667,629	1,702,135	104.0	1,702,135
岩手県	25,644,304	94.0	25,617,188	20,951,286	92.2	20,951,286	96,420	147.7	96,420
宮城県	73,615,581	98.0	73,512,119	52,710,862	94.5	52,710,862	11,259,717	107.1	11,259,717
秋田県	17,016,625	96.8	16,994,733	14,647,959	95.5	14,647,959	1,067,395	78.9	1,067,395
山形県	21,689,648	106.6	21,668,873	19,646,832	96.5	19,646,832	946,312	107.9	946,312
福島県	57,382,080	95.8	57,174,628	38,784,239	99.8	38,784,239	1,539,582	113.7	1,539,582
茨城県	82,539,364	108.0	82,340,105	50,299,479	97.7	50,299,479	15,027,059	92.0	15,027,059
栃木県	55,628,561	100.9	55,555,764	34,062,727	97.3	34,062,727	308,263	90.9	308,263
群馬県	53,220,663	82.7	53,014,108	41,694,600	102.6	41,694,600	179,297	99.7	179,297
埼玉県	136,692,838	101.3	136,517,593	113,737,548	96.0	113,737,548	447,891	106.0	447,891
千葉県	137,805,652	103.6	137,540,405	94,538,512	100.7	94,538,512	268,849,280	103.2	268,849,280
東京都	1,014,729,186	96.5	1,009,548,448	1,270,890,981	99.2	1,270,890,981	175,136,706	110.6	175,136,706
神奈川県	254,795,857	104.5	255,001,789	168,086,192	96.2	168,086,192	115,984,753	103.5	115,984,753
新潟県	55,075,686	92.7	55,004,693	45,998,583	93.3	45,998,583	10,045,793	80.5	10,045,793
富山県	28,422,524	97.8	28,388,350	28,559,926	93.9	28,559,926	2,087,480	109.2	2,087,480
石川県	32,930,376	93.6	32,837,874	27,993,831	96.4	27,993,831	2,175,499	106.4	2,175,499
福井県	24,553,711	89.9	24,523,151	19,926,724	105.3	19,926,724	981,699	116.4	981,699
山梨県	22,481,417	95.7	22,415,839	11,197,195	84.9	11,197,195	145,923	108.5	145,923
長野県	49,246,418	96.6	49,153,120	37,308,488	98.6	37,308,488	108,739	103.1	108,739
岐阜県	46,009,395	93.3	45,801,225	46,312,805	100.7	46,312,805	220,239	102.0	220,239
静岡県	119,967,181	99.4	119,891,179	71,701,494	98.8	71,701,494	14,368,489	105.0	14,368,489
愛知県	278,170,470	81.7	278,778,616	155,865,574	81.8	155,865,574	89,721,871	99.7	89,721,871
三重県	53,265,516	102.3	53,188,752	27,183,651	91.0	27,183,651	22,685,892	104.2	22,685,892
滋賀県	41,747,915	103.8	41,663,444	21,188,433	107.6	21,188,433	110,778	84.2	110,778
京都府	68,476,704	106.2	68,710,185	44,250,714	92.9	44,250,714	752,152	110.3	752,152
大阪府	351,778,605	103.6	355,922,018	360,868,076	112.6	360,868,076	150,068,539	102.4	150,068,539
兵庫県	135,787,840	101.1	135,536,085	100,356,593	97.4	100,356,593	86,965,711	106.3	86,965,711
奈良県	18,809,597	108.1	18,766,894	14,883,885	103.4	14,883,885	3,558	86.4	3,558
和歌山県	17,794,739	102.8	17,789,719	14,857,708	97.4	14,857,708	3,798,186	103.2	3,798,186
鳥取県	11,791,023	112.4	11,780,345	8,451,390	92.2	8,451,390	413,311	102.7	413,311
島根県	14,458,013	95.5	14,435,764	11,375,699	94.0	11,375,699	436,586	65.8	436,586
岡山県	46,872,197	100.5	46,822,845	39,029,005	96.3	39,029,005	18,104,449	96.7	18,104,449
広島県	77,884,847	95.6	77,753,118	56,454,812	94.2	56,454,812	9,180,764	87.0	9,180,764
山口県	36,233,517	98.9	36,218,193	28,156,246	100.2	28,156,246	20,672,196	112.8	20,672,196
徳島県	17,054,513	97.9	16,949,209	10,816,623	100.1	10,816,623	1,693,565	125.1	1,693,565
香川県	28,463,162	97.1	28,394,239	22,540,567	92.9	22,540,567	2,951,078	94.9	2,951,078
愛媛県	32,404,066	100.0	32,385,740	23,175,359	104.8	23,175,359	7,684,599	94.8	7,684,599
高知県	12,120,488	93.5	12,112,424	11,631,021	95.6	11,631,021	254,626	98.1	254,626
福岡県	131,720,300	101.8	131,343,066	118,392,610	96.7	118,392,610	55,531,644	103.5	55,531,644
佐賀県	17,098,531	100.1	17,066,095	13,992,118	99.3	13,992,118	1,200,344	110.5	1,200,344
長崎県	22,576,732	102.1	22,550,178	18,765,030	95.9	18,765,030	4,129,758	126.4	4,129,758
熊本県	34,084,622	115.1	34,056,976	29,388,151	133.7	29,388,151	904,172	129.0	904,172
大分県	24,820,716	101.4	24,697,667	20,739,704	100.0	20,739,704	9,626,963	89.7	9,626,963
宮崎県	19,847,559	98.5	19,762,826	16,589,310	95.4	16,589,310	388,864	86.6	388,864
鹿児島県	28,233,442	97.8	28,172,684	26,177,675	99.0	26,177,675	3,599,948	105.3	3,599,948
沖縄県	25,514,772	99.0	25,772,751	22,488,799	101.6	22,488,799	2,252,623	107.7	2,252,623
総額	3,995,182,031	98.0	3,991,446,401	3,597,870,874	99.8	3,597,870,874	1,137,404,720	103.8	1,137,404,720

単位：千円、%

都道府県名	不動産取得税			道府県たばこ税			ゴルフ場利用税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	15,997,126	95.7	15,248,606	7,295,973	95.5	7,295,973	1,635,401	101.4	1,629,958
青森県	2,237,504	104.2	2,220,676	1,646,367	94.8	1,646,367	151,929	97.4	151,929
岩手県	2,257,862	93.4	2,204,189	1,446,208	94.5	1,446,208	282,852	96.3	282,852
宮城県	7,133,209	110.4	6,998,416	2,841,002	93.2	2,841,002	720,809	94.8	720,809
秋田県	1,661,797	88.4	1,523,920	1,117,818	94.7	1,117,818	154,101	89.9	154,101
山形県	2,077,136	90.6	2,038,265	1,121,063	94.5	1,121,063	119,353	93.3	119,353
福島県	4,421,792	116.2	4,235,461	2,453,724	92.5	2,453,724	633,056	93.5	622,384
茨城県	6,873,690	94.5	6,716,578	3,446,229	94.1	3,446,229	2,701,765	96.8	2,698,137
栃木県	6,099,833	120.6	6,011,464	2,268,878	94.1	2,268,878	2,305,258	97.0	2,305,258
群馬県	5,716,109	99.0	5,630,464	2,219,058	94.3	2,219,058	1,200,473	94.7	1,200,473
埼玉県	19,040,053	93.1	18,697,591	7,438,966	94.6	7,438,966	2,180,640	97.3	2,180,640
千葉県	18,786,635	102.2	18,047,442	6,497,657	94.4	6,497,657	4,437,363	99.0	4,437,363
東京都	84,492,486	101.3	82,895,618	16,381,578	95.0	16,381,511	631,582	96.8	631,582
神奈川県	31,288,077	101.3	29,451,605	8,875,914	94.2	8,875,914	1,568,411	99.4	1,568,411
新潟県	5,466,700	107.6	5,329,839	2,387,617	93.9	2,387,617	548,518	94.3	542,909
富山県	2,508,639	83.3	2,448,942	1,114,866	94.5	1,114,866	298,577	94.5	298,577
石川県	3,094,589	106.2	2,947,775	1,274,587	94.3	1,274,587	523,391	92.9	520,487
福井県	1,807,211	102.9	1,756,513	848,107	95.3	848,107	228,114	90.6	228,114
山梨県	2,191,576	104.9	1,971,700	951,386	93.8	951,386	766,251	98.7	757,863
長野県	4,873,853	100.1	4,741,874	2,068,461	94.4	2,068,461	855,102	95.2	845,777
岐阜県	5,112,222	110.0	4,945,892	1,988,214	94.4	1,988,214	1,738,338	95.9	1,736,531
静岡県	11,505,645	97.5	11,267,691	3,885,290	93.8	3,885,290	2,516,435	96.9	2,516,435
愛知県	29,580,295	123.7	28,947,496	8,016,111	94.4	8,016,111	1,491,488	96.8	1,491,488
三重県	4,281,176	89.2	4,180,309	1,953,285	95.1	1,953,285	1,710,936	96.5	1,710,936
滋賀県	4,151,794	98.0	3,609,218	1,443,524	95.0	1,443,524	1,027,773	96.1	1,020,479
京都府	8,825,069	106.0	8,326,499	2,532,586	93.5	2,532,586	754,723	94.8	754,723
大阪府	39,986,932	92.3	36,388,004	11,365,441	95.0	11,365,440	1,429,998	96.5	1,424,627
兵庫県	17,465,469	100.2	17,020,259	5,320,661	94.3	5,320,661	3,583,446	97.4	3,583,446
奈良県	2,471,473	105.3	2,273,138	1,161,873	94.0	1,161,873	858,691	97.4	858,691
和歌山県	2,269,634	110.5	2,160,012	1,066,794	94.4	1,066,794	334,224	93.3	334,224
鳥取県	1,127,012	88.1	1,061,977	597,274	94.7	597,274	92,777	95.5	92,678
島根県	1,405,374	114.1	1,384,468	651,565	94.6	651,565	121,468	93.2	120,904
岡山県	5,268,732	101.3	5,181,133	2,014,306	95.2	2,014,306	674,965	94.4	674,965
広島県	8,216,811	98.1	7,619,699	2,901,415	94.6	2,901,415	717,580	97.0	717,580
山口県	2,860,785	110.1	2,824,646	1,450,230	94.1	1,450,230	499,999	98.9	499,999
徳島県	1,794,238	99.9	1,750,271	802,453	94.1	802,453	249,815	93.9	249,815
香川県	2,580,368	109.2	2,522,641	1,063,400	94.5	1,063,400	346,977	95.9	346,977
愛媛県	3,633,232	103.8	3,546,494	1,433,659	95.0	1,433,659	336,288	95.3	336,288
高知県	1,186,056	88.9	1,168,847	824,191	94.9	824,191	238,876	97.2	238,876
福岡県	17,378,387	105.2	16,845,126	6,122,683	96.1	6,122,683	1,023,067	101.0	1,016,149
佐賀県	1,775,300	97.6	1,737,718	1,004,318	95.9	1,004,318	284,978	101.1	284,978
長崎県	2,444,794	110.6	2,394,656	1,529,916	94.7	1,529,916	294,573	100.3	294,573
熊本県	4,486,461	133.7	4,309,310	2,022,678	95.3	2,022,678	570,942	115.2	567,784
大分県	2,729,541	96.7	2,689,209	1,297,153	94.6	1,297,153	342,031	101.0	342,031
宮崎県	2,342,744	100.7	2,318,079	1,255,595	95.1	1,255,595	424,400	93.8	424,400
鹿児島県	4,192,530	103.9	4,014,836	1,778,584	94.9	1,778,584	398,184	100.2	397,802
沖縄県	5,046,945	107.7	4,942,337	1,769,525	98.3	1,769,524	793,203	103.3	793,203
総 額	422,144,895	101.7	406,546,904	140,948,182	94.7	140,948,113	44,799,122	97.3	44,727,559

単位：千円、%

都道府県名	自動車取得税			軽油引取税			自動車税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	9,138,854	123.9	9,137,914	60,254,856	101.8	58,978,489	77,869,902	100.2	76,672,661
青森県	2,046,677	127.6	2,046,677	13,738,985	101.9	13,696,846	16,745,805	100.2	16,618,265
岩手県	2,047,409	121.1	2,047,409	17,937,491	99.9	17,604,181	17,871,348	100.4	17,773,236
宮城県	3,597,175	123.3	3,597,111	28,050,927	97.0	28,050,927	33,410,416	100.5	33,147,447
秋田県	1,722,961	125.9	1,722,961	9,124,444	104.6	9,124,444	13,739,512	99.7	13,661,365
山形県	1,835,604	127.8	1,835,604	10,073,518	103.3	10,069,492	16,127,808	100.2	16,037,602
福島県	3,155,129	120.6	3,155,101	23,846,815	98.1	23,767,160	31,168,223	100.4	30,649,541
茨城県	4,853,120	131.3	4,853,120	32,550,191	101.7	32,474,636	51,171,639	99.7	50,303,894
栃木県	3,140,960	119.3	3,140,960	21,855,595	100.6	21,849,719	35,220,282	100.1	35,037,627
群馬県	3,719,062	128.6	3,719,062	16,941,778	101.8	16,941,778	34,448,390	100.1	34,186,199
埼玉県	10,291,712	130.8	10,291,712	50,150,966	103.8	49,921,040	86,045,689	99.9	85,208,978
千葉県	8,836,480	144.8	8,821,060	40,315,525	100.9	40,006,983	76,013,514	99.7	74,546,716
東京都	17,317,172	120.7	17,317,708	42,105,032	99.9	40,773,940	105,508,436	99.9	104,604,230
神奈川県	12,389,978	128.4	12,392,118	41,966,670	101.6	40,271,389	92,365,208	99.8	91,497,777
新潟県	3,580,217	128.9	3,580,217	23,569,594	103.4	23,516,014	31,798,304	100.2	31,731,803
富山県	1,753,295	129.5	1,753,295	11,520,819	103.9	11,122,826	17,093,466	100.3	16,980,706
石川県	2,036,046	132.1	2,036,480	10,357,780	101.7	10,308,616	17,803,776	100.7	17,550,963
福井県	1,377,317	130.7	1,377,317	7,967,361	104.0	7,966,894	12,139,649	100.4	12,025,806
山梨県	1,362,137	131.2	1,362,137	7,165,582	100.1	7,165,582	12,992,575	100.0	12,846,903
長野県	3,826,927	127.3	3,826,927	17,877,688	102.3	17,875,083	32,051,343	99.8	31,806,817
岐阜県	3,786,681	131.2	3,786,649	17,313,744	103.5	17,121,877	32,305,310	100.0	31,730,377
静岡県	6,353,807	133.5	6,353,807	38,135,962	103.6	38,135,962	54,555,061	100.0	53,991,133
愛知県	15,813,278	129.6	15,813,007	60,679,911	101.3	59,408,809	116,058,897	100.5	114,983,933
三重県	3,492,522	135.9	3,492,522	21,924,225	102.6	21,655,807	27,568,688	100.1	27,401,885
滋賀県	2,267,530	132.0	2,267,274	13,187,534	105.8	12,741,339	18,164,433	100.1	17,933,725
京都府	3,733,172	135.3	3,733,104	14,041,360	99.6	13,800,280	25,536,921	99.9	25,039,711
大阪府	11,079,574	126.5	11,078,627	48,052,046	101.6	47,262,054	78,968,762	99.9	77,787,969
兵庫県	7,888,506	132.1	7,888,506	38,101,317	101.2	37,999,259	62,136,061	100.0	61,221,317
奈良県	1,797,098	134.4	1,797,098	6,955,625	101.1	6,615,915	15,511,062	99.3	15,190,005
和歌山県	1,400,681	137.7	1,400,681	6,125,254	98.4	5,704,878	11,173,381	99.8	11,112,167
鳥取県	855,021	139.9	855,021	4,959,799	102.1	4,920,801	6,985,993	100.5	6,961,012
島根県	1,009,366	140.7	1,009,366	5,146,834	100.5	5,146,834	8,112,806	100.1	8,065,331
岡山県	2,934,998	133.7	2,934,998	19,422,780	104.6	19,091,485	25,727,753	100.4	25,533,286
広島県	4,145,231	132.6	4,145,231	23,836,777	101.4	23,308,609	33,404,197	100.4	33,165,336
山口県	2,149,942	131.1	2,149,942	14,037,854	101.3	13,733,185	17,819,656	100.0	17,744,895
徳島県	978,766	132.7	978,766	5,679,810	98.5	5,676,860	10,223,697	100.1	10,139,292
香川県	1,348,063	135.0	1,348,063	9,651,732	101.9	9,628,777	13,230,035	100.2	13,049,801
愛媛県	1,632,214	130.3	1,632,214	10,363,100	102.2	10,363,100	15,790,469	100.0	15,595,252
高知県	865,277	134.1	865,277	4,790,821	100.2	4,753,530	7,911,457	99.9	7,781,909
福岡県	7,227,902	135.5	7,227,902	39,920,540	101.7	39,168,773	59,705,170	100.8	59,159,528
佐賀県	1,063,958	142.7	1,063,958	9,452,622	101.6	9,206,507	10,300,698	100.6	10,249,777
長崎県	1,379,571	136.1	1,379,571	7,449,296	102.6	7,449,296	12,924,444	100.5	12,863,531
熊本県	2,460,775	138.8	2,460,743	15,275,975	105.2	15,241,940	21,908,244	101.7	21,729,893
大分県	1,527,438	140.9	1,527,438	9,196,472	103.7	9,186,875	14,292,628	100.3	14,177,538
宮崎県	1,358,818	137.9	1,358,818	9,422,653	101.7	9,261,217	13,224,414	100.6	13,162,080
鹿児島県	1,828,184	139.3	1,828,184	12,760,485	101.6	12,759,654	18,010,627	100.3	17,770,783
沖縄県	1,287,973	133.7	1,287,973	7,904,177	103.7	7,869,817	14,184,746	103.3	14,034,428
総 額	189,694,579	129.9	189,679,631	961,160,323	101.7	948,699,480	1,557,320,894	100.1	1,540,464,430

単位：千円、%

都道府県名	鉦区税			固定資産税			法定外普通税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	32,096	97.5	31,220	745,188	80.9	745,188	899,960	100.0	899,960
青森県	3,030	104.3	3,030	114,579	51.4	114,579	20,044,026	101.7	20,044,026
岩手県	17,679	95.6	17,379	-	-	-	-	-	-
宮城県	2,835	97.3	2,835	-	-	-	-	-	-
秋田県	15,806	99.1	14,984	-	-	-	-	-	-
山形県	3,258	100.0	3,258	-	-	-	-	-	-
福島県	10,834	96.7	10,608	2,474,551	185.8	2,474,551	-	-	-
茨城県	4,279	99.0	3,961	-	-	-	1,205,898	99.3	1,205,898
栃木県	7,446	100.7	7,292	-	-	-	-	-	-
群馬県	1,739	99.8	1,739	-	-	-	-	-	-
埼玉県	4,915	99.6	4,915	-	-	-	-	-	-
千葉県	41,888	101.6	41,888	-	-	-	-	-	-
東京都	2,119	100.0	2,119	-	-	-	-	-	-
神奈川県	1	100.0	1	-	-	-	-	-	-
新潟県	48,319	97.4	48,275	-	-	-	3,209,844	100.0	3,209,844
富山県	1,292	110.1	595	-	-	-	-	-	-
石川県	491	95.5	491	-	-	-	770,452	100.0	770,452
福井県	2,086	110.6	2,086	-	-	-	9,882,206	149.3	9,882,206
山梨県	244	100.3	244	523,455	増	523,455	-	-	-
長野県	2,691	101.1	2,691	-	-	-	-	-	-
岐阜県	19,835	104.7	15,709	-	-	-	-	-	-
静岡県	3,929	100.5	3,929	-	-	-	1,240,416	100.0	1,240,416
愛知県	2,792	103.9	2,792	572,484	180.4	572,484	-	-	-
三重県	3,003	103.1	3,003	-	-	-	-	-	-
滋賀県	7,164	100.1	7,164	-	-	-	-	-	-
京都府	551	82.7	473	-	-	-	-	-	-
大阪府	40	100.0	40	-	-	-	-	-	-
兵庫県	10,625	121.6	10,625	-	-	-	-	-	-
奈良県	802	97.8	802	-	-	-	-	-	-
和歌山県	91	96.8	91	-	-	-	-	-	-
鳥取県	734	101.0	734	-	-	-	-	-	-
島根県	1,158	93.8	1,158	-	-	-	704,694	112.3	704,694
岡山県	10,789	99.6	10,723	-	-	-	-	-	-
広島県	4,440	95.3	4,440	-	-	-	-	-	-
山口県	9,139	100.2	9,139	-	-	-	-	-	-
徳島県	1,291	98.4	1,291	-	-	-	-	-	-
香川県	12	100.0	12	-	-	-	-	-	-
愛媛県	3,680	111.7	3,213	-	-	-	920,600	62.9	920,600
高知県	6,849	102.3	6,849	-	-	-	-	-	-
福岡県	7,798	103.8	5,134	-	-	-	-	-	-
佐賀県	231	99.6	231	-	-	-	1,765,664	94.6	1,765,664
長崎県	3,766	97.1	3,766	-	-	-	-	-	-
熊本県	9,082	91.6	8,642	-	-	-	-	-	-
大分県	10,843	99.7	10,774	-	-	-	-	-	-
宮崎県	6,030	104.0	6,030	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	11,242	99.5	8,291	-	-	-	1,219,020	100.2	1,219,020
沖縄県	8,051	98.8	7,572	-	-	-	1,021,017	97.3	1,021,017
総額	347,015	100.0	332,238	4,430,257	158.6	4,430,257	42,883,797	107.5	42,883,797

単位：千円、%

区分 都道府県名	狩猟税			法定外目的税			旧法による税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	51,596	98.5	51,596	788,568	102.1	788,050	716	64.2	400
青森県	4,812	75.2	4,812	89,306	91.9	89,306	-	-	-
岩手県	13,518	92.7	13,518	79,215	104.1	79,215	-	-	-
宮城県	13,818	102.2	13,818	442,759	95.0	442,759	153	55.8	120
秋田県	3,938	92.2	3,938	206,511	103.7	206,511	2,594	88.4	359
山形県	5,230	85.5	5,230	148,742	92.5	148,742	-	-	-
福島県	16,262	96.9	16,262	476,345	101.6	476,345	-	-	-
茨城県	43,499	98.2	43,499	-	-	-	2,535	55.1	841
栃木県	25,953	93.6	25,953	-	-	-	155	100.0	-
群馬県	21,576	90.4	21,576	-	-	-	-	-	-
埼玉県	21,665	99.9	21,665	-	-	-	-	-	-
千葉県	33,429	98.5	33,429	-	-	-	567	15.2	351
東京都	4,006	97.1	4,006	2,360,595	106.5	2,360,596	174	100.0	-
神奈川県	16,462	99.3	16,462	-	-	-	75	0.0	75
新潟県	12,684	94.3	12,684	142,808	106.4	142,808	-	-	-
富山県	6,212	90.6	6,212	-	-	-	-	-	-
石川県	12,213	107.0	12,213	-	-	-	-	-	-
福井県	12,138	96.3	12,138	-	-	-	-	-	-
山梨県	14,712	87.4	14,712	-	-	-	-	-	-
長野県	24,131	93.4	24,131	-	-	-	-	-	-
岐阜県	19,863	89.2	19,863	12,254	89.2	12,254	70,444	73.1	3,377
静岡県	42,278	100.9	42,278	-	-	-	85,404	99.1	110
愛知県	13,369	99.4	13,369	529,328	87.5	529,328	5,701	99.7	1
三重県	23,720	99.0	23,720	457,301	86.1	457,301	-	-	-
滋賀県	13,171	97.8	13,171	24,588	92.5	24,588	307	41.4	307
京都府	19,750	98.8	19,750	90,713	170.0	90,713	4,027	96.2	87
大阪府	7,819	99.3	7,819	771,003	875.8	770,996	614,861	93.7	23,330
兵庫県	37,432	98.3	37,432	-	-	-	70	1.8	-
奈良県	11,605	99.6	11,605	138,721	98.5	138,721	657	100.0	657
和歌山県	16,442	103.3	16,442	-	-	-	-	-	-
鳥取県	6,458	96.5	6,458	8,856	75.6	8,856	-	-	-
島根県	12,831	98.5	12,831	290,970	114.5	290,800	-	-	-
岡山県	19,177	95.7	19,177	529,745	108.4	493,588	-	-	-
広島県	25,293	100.9	25,293	509,698	104.5	507,669	-	-	-
山口県	13,547	93.6	13,547	220,608	90.6	220,608	-	-	-
徳島県	13,927	83.9	13,927	-	-	-	505	67.4	93
香川県	5,225	89.0	5,225	-	-	-	-	-	-
愛媛県	26,601	97.3	26,601	235,227	110.4	235,227	-	-	-
高知県	22,552	95.3	22,552	-	-	-	-	-	-
福岡県	19,485	95.9	19,485	181,770	106.2	181,763	-	-	-
佐賀県	9,595	106.2	9,595	102,551	121.8	102,551	300	34.8	300
長崎県	9,062	104.2	9,062	75,794	114.9	75,794	-	-	-
熊本県	21,235	97.9	21,235	102,250	76.2	102,250	4,519	97.9	-
大分県	24,951	87.0	24,951	595,182	91.4	295,082	-	-	-
宮崎県	26,368	94.3	26,368	270,686	112.2	270,686	-	-	-
鹿児島県	26,607	94.9	26,607	155,411	101.0	155,411	1,115	100.0	7
沖縄県	2,089	103.6	2,089	32,631	104.1	32,631	226	45.7	226
総 額	848,305	96.3	848,305	10,070,136	108.2	9,731,149	795,105	71.6	30,641

2 景気の動向と県税収入の関係

区分	県税収入額	伸長率	経済成長率	
			名目	実質
年度	円	%	%	%
昭和 51 (1976)	64,400,060,754	19.7	12.4	3.8
昭和 52 (1977)	74,629,260,353	15.9	11.0	4.5
昭和 53 (1978)	84,316,903,629	13.0	9.7	5.4
昭和 54 (1979)	98,876,509,770	17.3	8.0	5.1
昭和 55 (1980)	112,420,373,841	13.7	9.0	2.6
昭和 56 (1981)	116,113,624,351	3.3	6.2	2.8
昭和 57 (1982)	124,231,920,761	7.0	4.9	3.2
昭和 58 (1983)	128,800,797,307	3.7	4.5	2.4
昭和 59 (1984)	142,106,493,257	10.3	6.9	4.0
昭和 60 (1985)	154,940,421,678	9.0	6.6	4.2
昭和 61 (1986)	155,650,436,697	0.5	4.5	3.2
昭和 62 (1987)	171,585,270,563	10.2	5.0	5.1
昭和 63 (1988)	198,762,075,657	15.8	7.1	6.3
平成 1 (1989)	215,548,978,322	8.4	7.5	4.9
平成 2 (1990)	241,666,035,106	12.1	8.1	5.5
平成 3 (1991)	253,985,592,809	5.1	5.3	2.5
平成 4 (1992)	237,929,631,237	△ 6.3	1.8	0.4
平成 5 (1993)	218,824,888,767	△ 8.0	0.9	0.4
平成 6 (1994)	219,131,891,999	0.1	1.0	1.1
平成 7 (1995)	230,974,629,669	5.4	2.0	2.5
平成 8 (1996)	229,907,407,175	△ 0.5	2.6	3.4
平成 9 (1997)	237,225,320,905	3.2	1.0	0.2
平成 10 (1998)	228,592,170,524	△ 3.6	△ 1.1	△ 0.6
平成 11 (1999)	220,094,903,279	△ 3.7	△ 0.2	1.4
平成 12 (2000)	231,842,614,548	5.3	△ 0.6	1.0
平成 13 (2001)	226,583,106,659	△ 2.3	△ 2.5	△ 1.3
平成 14 (2002)	202,268,416,887	△ 10.7	△ 0.7	1.2
平成 15 (2003)	206,837,991,302	2.3	0.8	3.2
平成 16 (2004)	227,636,373,270	10.1	0.8	1.9
平成 17 (2005)	232,051,477,354	1.9	1.9	3.2
平成 18 (2006)	255,347,155,660	10.0	1.4	2.1
平成 19 (2007)	282,553,420,422	10.7	0.6	1.6
平成 20 (2008)	271,625,860,734	△ 3.9	△ 3.6	△ 3.3
平成 21 (2009)	215,166,799,409	△ 20.8	△ 3.7	△ 2.0
平成 22 (2010)	205,188,044,872	△ 4.6	0.4	2.3
平成 23 (2011)	200,675,560,979	△ 2.2	△ 2.0	△ 0.0
平成 24 (2012)	204,319,656,701	1.8	0.3	1.2
平成 25 (2013)	214,764,621,251	5.1	1.9	2.3
平成 26 (2014)	224,826,111,491	4.7	1.6	△ 0.9
平成 27 (2015)	244,349,497,063	8.7	2.2	0.8
平成 28 (2016)	243,126,978,582	△ 0.5	1.1	1.2
平成 29 (2017)	248,857,064,008	2.4	1.7	1.6
平成 30 (2018)	248,853,151,934	△ 0.0	0.5	0.7

(注) 経済成長率は、経済動向試算（内閣府試算）による。

令和2（2020）年2月7日発行

平成30（2018）年度

栃木県税務統計

編集兼発行 栃木県経営管理部税務課

印刷所 (株)泰明グラフィクス

課税免除等適用区域図



凡 例	適 用 区 域	課税免除等の適用となる新・増設の期間	税制上の措置	適用税目 (県 税)
 過疎地域	日光市のうち旧足尾町・旧栗山村地域、茂木町、那珂川町	平成 12(2000).4.1 ~ 令和 3(2021).3.31	課 税 免 除	事 業 税 不 動 産 取 得 税 固 定 資 産 税
	塩谷町	平成 29(2017).4.1 ~ 令和 3(2021).3.31		

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ